

にいほま

市政概要

令和5年度版



新居浜

新居浜市議会事務局

市 章



(昭和12年11月3日 制定)

大阪毎日新聞社において、全国より募集選定し、本市に贈呈せられたものである。

上下の井は二井(新居)を意味し、末広形の横の開きは工業、港都、灯台の光芒をあらわしている。

市 花

(つつじ)



市制施行30周年(昭和42年)を記念して、市民総ぐるみで、花いっぱい運動をすすめる心をこめて、市花に選定。

市 樹

(くす)



市制施行30周年(昭和42年)を記念して、市民総ぐるみで、緑いっぱい運動をすすめる心をこめて、市樹に選定。

新居浜市民憲章

別子おろしのきびしさに、瀬戸の朝かぜのおおらかさに、すばらしいあすを夢みて、たくましく生きる、わたしたち新居浜市民は、魅力ある田園工業都市をめざします。

あざやかな緑 あふれるまち、
自然を愛して そだてましょう。

元気なかけごえ ひびくまち、
スポーツに親しみ きたえましょう。

文化の花さく ゆたかなまち、
子どもを守って きずきましょう。

水と空気のきれいなまち、
よごさぬ心で つくりましょう。

世界とむすぶ 平和なまち、
みんなの力で まもりましょう。

(昭和47年11月制定)

新居浜市高齢者憲章

わたくしたち新居浜市民は、だれもがすこやかで心豊かな生活ができ、長生きしてよかったと思える『生きがいと思いやりあふれる新居浜市』をめざして、この憲章を制定します。

一 わたくしたちは、
高齢者が社会の建設者として尊重され、
敬愛されるまちづくりにつとめます。

一 わたくしたちは、
高齢者が心のやすらぎのもてる、なごやか
でうるおいのある家庭をつくります。

一 わたくしたちは、
高齢者が安心して快適に暮らせる、
住みよい環境をつくります。

一 わたくしたちは、
高齢者が知識と経験を生かせる社会活動を
すすめます。

一 わたくしたちは、
高齢者が健康を保ち、生きがいのもてる
まちづくりにつとめます。

(平成4年11月3日制定)

新居浜市歌

一 明けゆく世紀 れいろう 玲瓏と

伊予の山河に陽は昇る

見よ 新生の意気もえて

いらか 麓伸びゆく わが都

こゝぞ 民主の新居浜市

二 遥かに別子 やま 鉦山晴れて

市民勢 きお いて た 起つところ

文化 産業 けんらん 絢爛と

花咲き薫るこの繁華

興せ 工都の新居浜市

三 ゆ 行き交う船も賑やかに

招く御代島 四阪島

世界を結ぶ 観光の

絵巻はつきぬ瀬戸の海

ひら 拓け 自由の新居浜市

四 愛媛の天地うらゝかに

映えて平和の鐘が鳴る

あゝ はつらつ 撥瀬と海陸に

躍進やまぬ わが市勢

うた 謳え はえ 栄ある 新居浜市

(昭和22年11月制定)

目 次

市 勢		5	議会費・報酬等	25
1 沿 革	3	(1) 議会予算	25	
2 位置・面積	4	(2) 報 酬	25	
(1) 位 置	4	(3) 費用弁償	25	
(2) 面 積	4	(4) 議員行政視察旅費	25	
3 市域の変遷	4	(5) 政務活動費	26	
4 人口・世帯	5	6 議会事務局	26	
(1) 年次別人口推移	5	(1) 機 構	26	
(2) 5歳階級別人口	6	(2) 議会刊行物	26	
(3) 人口と世帯の推移	6	7 議会図書室	26	
(4) 人口動態	7	8 視察受入状況	26	
(5) 年齢別人口	7	9 議会議員が就任している各種委員等	27	
(6) 産業別人口	7	10 議事堂配置図(6階)	28	
5 気 象	8	企 画		
(1) 気 温	8	1 歴代三役	31	
(2) 降雨量	8	2 第六次長期総合計画	32	
6 都市宣言	8	(1) 策定の経緯と意義	32	
(1) 平和都市宣言	8	(2) 計画の構成	32	
(2) 「安全都市」の宣言	8	(3) 基本構想	32	
(3) 核兵器廃絶都市宣言	8	(4) 基本計画	33	
(4) 健康都市宣言	9	3 施政方針(令和5年度)	33	
(5) ゆとり創造宣言	9	4 行政改革	34	
(6) 人権尊重都市宣言	9	(1) 行政改革の推進	34	
(7) 生涯学習都市宣言	10	5 総合戦略	34	
(8) 男女共同参画都市宣言	10	(1) 総合戦略の位置付け	34	
7 名誉市民	11	(2) 総合戦略の対象期間	34	
8 先 人	12	(3) 総合戦略の基本目標	34	
9 市民の生活	14	(4) P D C Aサイクルの確立	35	
(1) 生活の指数	14	(5) 人口ビジョンの策定と将来目標人口	35	
(2) 所得水準	16	(6) シティブランド戦略の推進	35	
議 会		(7) 全国「にいほま倶楽部」	35	
1 議員名簿	19	(8) 生涯活躍のまち拠点施設	35	
2 歴代正副議長	20	(ワクリエ新居浜)		
3 議会構成	22	6 広 聴	36	
(1) 議 員	22	(1) 市政モニター	36	
(2) 会派・党派別構成	22	(2) 市民の声	36	
(3) 常任委員会	22	(3) まちづくりタウンミーティング	36	
(4) 議会運営委員会	22	7 市政広報	39	
(5) 特別委員会	22	(1) 広 報	39	
(6) 代表者会	22	8 デジタル化の推進	39	
4 議会の活動状況	23	(1) 事務改善	39	
(1) 本会議開催状況	23	9 地域情報化の推進	40	
(2) 常任委員会開催状況	23	(1) テレトピア構想	40	
(3) 議会運営委員会開催状況	23	10 別子銅山文化遺産	41	
(4) 特別委員会開催状況	23	11 広瀬歴史記念館	41	
(5) その他の会議開催状況	24	12 予 算	42	
(6) 委員会市内視察・調査の状況	24	(1) 各会計予算総括表	42	
(7) 議決結果の状況	24	(2) 令和5年度一般会計性質別予算	43	
(8) 請願・陳情処理状況	24	(3) 令和5年度一般会計財源内訳	43	
(9) 傍 聴	24	13 決算(令和4年度)	45	
(10) 市民との意見交換会開催状況	25	(1) 決算カード(速報値)	45	

(2) 一般会計決算の推移(款別)	47	(3) 人権・同和研修	92
(3) 一般会計歳出決算性質別の推移	48	(4) 市町村アカデミー	92
(4) 特別会計決算の推移	49	(5) 国際文化アカデミー	93
(5) 水道事業・工業用水道事業・公共下水道 事業決算の推移	49	(6) 愛媛県研修所	93
(6) 市債現在高の推移	50	(7) 全国建設研修センター	94
(7) 普通会計決算(財政指標)の推移	51	(8) 日本経営協会	94
14 スポーツ	53	(9) 愛媛県等派遣	95
(1) 生涯スポーツ事業	53	(10) 議会関係	95
(2) 競技力向上事業	53	(11) その他	95
(3) 体育施設	54	10 情報公開制度	96
15 文化	63	(1) 情報公開の請求から公開までの手続	96
(1) 文化芸術事業	63	(2) 審査請求	96
(2) 文化施設	63	(3) 情報公開制度の運用状況	96
(3) 別子山ふるさと館	66	11 個人情報保護制度	97
(4) 文化財	66	(1) 個人情報の定義	97
(5) 文化振興基金	69	(2) 個人情報の保有	97
16 総合文化施設(あかがねミュージアム)	69	(3) 個人情報の利用及び提供	97
		(4) 自己情報の開示、訂正及び 利用停止の請求	97
総務		(5) 審査請求	97
1 市庁舎	73	(6) 個人情報ファイル簿の作成及び公表	97
(1) 本庁舎及び消防防災合同庁舎	73	(7) 個人情報保護制度の運用状況	97
(2) 支所庁舎	73	12 市史編さん	97
(3) 本庁舎及び消防防災合同庁舎案内図	74		
2 市有財産	75	福祉	
(1) 土地建物	75	1 生活保護	101
(2) 物 権	75	(1) 生活保護状況	101
(3) 有価証券	75	(2) 生活保護費支出状況	101
(4) 出資による権利	75	(3) 生活困窮者自立支援事業実施状況	101
(5) 基 金	76	2 高齢者福祉	102
3 債権管理	76	(1) 高齢者人口	102
(1) 新居浜市債権管理条例	76	(2) 介護保険事業	102
(2) 新居浜市債権管理計画	76	(3) 高齢者福祉対策	104
(3) 強制徴収公債権の滞納整理	76	(4) 地域支援事業	104
(4) 非強制徴収公債権及び私債権の滞納整理	76	(5) 地域包括支援センター	105
4 契 約	77	(6) 上部高齢者福祉センター・川東高齢者 福祉センター・川西高齢者福祉センター	105
5 市 税	78	(7) 川東高齢者福祉センター大島分館	106
(1) 税目・税率等	78	(8) 慈光園	106
(2) 納税義務者数	79	(9) 軽費老人ホーム	106
(3) 固定資産概要調書	79	3 児童福祉	107
(4) 市税収納状況	80	(1) 保育所	107
6 職 員	81	(2) 児童福祉対策	113
(1) 職員数	81	(3) 家庭相談員の設置	114
(2) 一般行政職の級別職員数の状況	81	(4) 中央児童センター・川東児童センター・ 上部児童センター・瀬戸児童館	114
7 行政機関と職員数・機構(組織)改革の変遷	82	(5) 児童遊園地・子供広場	114
(1) 行政機関と職員数	82	4 子育て支援	115
(2) 機構(組織)改革の変遷	84	(1) 子育て世代包括支援センター	115
8 給与・報酬及び費用弁償	88	(すまいるステーション)	
(1) 特別職の給料・報酬	88	(2) 地域子育て支援の充実	115
(2) 職員給与	89	(3) 子育て支援対策	115
(3) 旅 費	89	5 母子・父子福祉	116
9 職員研修	90	(1) ひとり親福祉対策	116
(1) 基本研修	90	6 障がい福祉	117
(2) 特別研修	91		

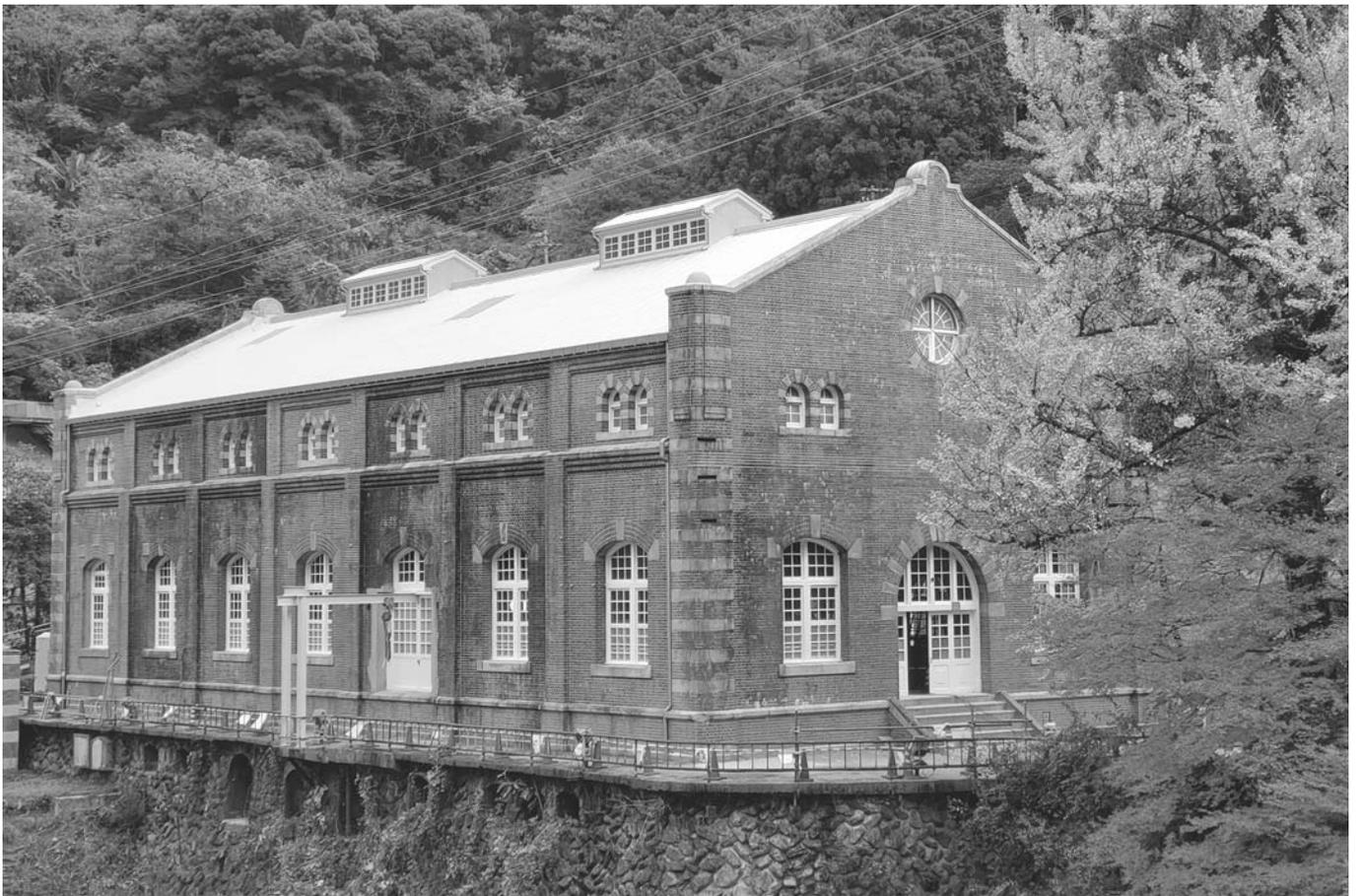
(1) 障害者手帳所持者数	117	(5) 出前講座	142
(2) 障がい者(児)福祉対策	118	3 消費生活	143
(3) 障がい者福祉センター	119	(1) 消費生活モニター制度	143
(4) 障害福祉サービス	120	(2) 消費生活の改善対策	143
(5) 市内の福祉サービス事業所 (通所・施設)	122	(3) 消費生活相談	143
(6) 市内の障がい児通所支援事業所	123	(4) 適正な計量の実施	143
7 総合福祉センター(ふれあいプラザ)	124	4 地域改善対策	143
(1) 施設の概要(総合福祉センター)	124	(1) 住宅新築資金等貸付事業	143
(2) 施設の概要(別子山分館)	124	(2) 瀬戸会館	144
(3) 使用時間及び使用料	124	5 戸籍・住民	145
(4) 施設の利用状況(総合福祉センター)	125	(1) 各種登録の状況	145
(5) 施設の利用状況(別子山分館)	125	(2) 各種届出受理件数	145
(6) 使用料の減免対象者	125	(3) 謄本・抄本・証明等取扱件数及び手数料	145
8 健康政策	125	(4) 手数料	146
(1) 移動デジタル福祉サービス	125	(5) 法律・行政相談	146
(2) 健康アプリ活用普及啓発	125	(6) おくやみコーナー	146
(3) 休日診療・夜間診療	125	(7) 個人番号カード	146
(4) 新居浜市医師確保奨学金貸付制度	126	6 住居表示	147
(5) 新居浜市歯科衛生士修学資金貸付制度	126	(1) 住居表示実施状況	147
(6) 地域医療対策強化事業	126	(2) 町名変更実施状況	147
9 保健センター	127	7 国民年金	148
(1) 家庭訪問	127	(1) 拠出年金	148
(2) 健康相談	127	(2) 福祉年金	149
(3) 健康教育	128	8 男女共同参画	150
(4) 各種がん検診・健康診査	128	(1) 男女共同参画推進週間	150
(5) 健康増進事業	128	(2) 男女共同参画社会づくり講演会	150
(6) 食生活改善地区組織活動事業	128	(3) 男女共同参画に関する意識調査	150
(7) 予防接種実施状況	129	(4) 女性国内派遣	150
(8) 結核レントゲン検診	129	(5) 縁結びサポート事業	150
10 国民健康保険	130	(6) 女性に対する暴力をなくす運動	150
(1) 被保険者の推移	130	9 女性総合センター(ウイメンズプラザ)	151
(2) 保険給付の状況	130	(1) 令和4年度主催事業概要	151
(3) 保険料	132	(2) 使用料	152
(4) 国民健康保険事業特別会計の状況(決算)	133	(3) 利用状況	152
(5) 医療費適正化事業	133	10 人権擁護	152
11 後期高齢者医療	134	(1) 新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び 人権施策基本方針の運用	152
(1) 被保険者数の推移	134	(2) 人権相談体制の確立	152
(2) 保険料	134	11 防災対策	152
(3) 後期高齢者医療対策費	134	(1) 防災計画の策定	152
12 福祉のまちづくり	135	(2) 防災無線の設置	152
(1) 新居浜市みんなで作る福祉の まちづくり条例	135	(3) 防災用品の備蓄	153
(2) 新居浜市地域福祉推進計画	135	(4) 啓発活動	153
		(5) 総合防災訓練の実施	153
		(6) 避難場所案内板の設置	153
		(7) 自主防災組織の拡充・育成強化	153
		(8) 国民保護計画の周知・啓発	153
		(9) 新居浜市防災センターの設置	153
		(10) 国土強靱化計画の策定	153
		12 安全・安心のまちづくり	153
		(1) 新居浜市安全・安心のまちづくり 協議会	153
		(2) 新居浜市安全安心のまちづくり 条例の制定	153
		13 交通安全対策	154
市民環境			
1 国際交流	139		
(1) 都市間交流	139		
(2) 国際感覚を身につけた人材育成	139		
(3) 新居浜市国際交流協会	139		
2 市民活動	141		
(1) 新居浜市公共施設愛護事業	141		
(2) 市民活動サロンの運営	141		
(3) 自治会	141		
(4) 地域運営組織	142		

(1) 概要	154	(4) 水産業	183
(2) 交通事故の状況(新居浜署管内)	154	(5) 水産業振興対策	184
(3) 時間別、事故類型別の事故 (新居浜署管内)	154	(6) 融資制度	184
(4) 法令違反別交通事故 (第一当事者が関与した事故)	155	9 土地改良	185
14 環境政策	155	(1) 農道の整備	185
(1) 環境基本計画推進	155	(2) 農業用かんがい排水施設の整備	185
(2) 地球温暖化対策の推進	156	(3) 防災重点農業用ため池の整備	185
15 環境衛生	156	(4) 土地改良事業実績	185
(1) 予防業務	156	10 別子山地区水道施設	186
(2) 公営葬儀	156	11 別子山地域バス	186
(3) 火葬場	157		
(4) 墓地・墓園	157	建設	
(5) 環境保全	158	1 都市計画	189
16 生活環境	159	(1) 都市計画区域	189
(1) し尿処理	159	(2) 地域地区	189
(2) ごみ処理	159	新居浜市都市計画図	190
17 環境施設	162	(3) 都市施設	191
(1) 清掃センター	162	新居浜市都市計画道路網図	194
(2) リサイクル推進施設	162	国領川緑地	196
(3) 最終処分場	163	(4) 緑化推進	199
(4) 衛生センター	163	(5) 開発許可	200
経済		(6) 駅周辺整備事業	200
1 商工労政	167	2 区画整理	201
(1) 商業	167	(1) 新居浜駅前土地区画整理事業	201
(2) 工業	168	3 道路	202
(3) 商工業振興対策	169	(1) 市域内道路	202
(4) 中小企業振興補助	170	(2) 市道	202
(5) 中小企業振興施策の企画・立案	170	(3) 市域内橋梁	203
(6) 中小企業融資制度	171	(4) 道路占用料	204
(7) 労働対策	171	(5) 道路占用料徴収実績	205
2 企業誘致	173	(6) 安全施設の整備	206
(1) 企業立地促進対策	173	4 建築	206
(2) 新たな企業用地の確保	173	(1) 建築確認	206
3 東部工業団地	173	5 市営住宅	207
4 内陸型企業用地	174	(1) 公営住宅	207
5 渡海船事業	175	(2) 改良住宅	209
(1) 渡海船	175	(3) その他の市営住宅	209
(2) 運賃	176	(4) 活性化推進住宅	209
(3) 実績	177	(5) 収容施設	210
6 観光物産	177	6 用地	210
(1) マイントピア別子	177	7 国道11号新居浜バイパス	210
(2) 別子山地域の観光	179	8 地籍調査	211
(3) その他の観光地	179	(1) 事業目的	211
(4) 観光行事	180	(2) 対象地域	211
(5) 広域観光	180	(3) 進捗状況	211
(6) 物産振興	180	9 生活排水路及び河川	212
(7) ふるさと新居浜応援寄付金	180	10 排水ポンプ場	212
7 運輸企画	181		
8 農林水産	181	教育	
(1) 農業	181	1 新居浜市教育大綱	215
(2) 農業振興対策	182	2 学校教育	216
(3) 林業	183	(1) 市内の幼稚園、小・中学校	216
		(2) 市立学校施設等一覧	216
		(3) 奨学金等	217
		(4) 新居浜市寺尾音楽教育振興基金	218

(5) 就学援助制度	218	2 消防力	238
(6) 私学に対する補助	219	(1) 現有消防力	238
(7) 国際交流	219	(2) 装 備	238
(8) 学校保健	220	(3) 高規格救急自動車及び救助工作車の概要	239
(9) 学校体育	220	(4) 消防水利施設の状況	239
(10) 適応指導教室	220	(5) 高機能消防通信指令システム	239
3 学校給食	221	3 火災統計	241
(1) 重点目標	221	(1) 概 況	241
(2) 重点事項	221	(2) 原因別火災発生件数	241
(3) 主な行事等	221	4 危険物製造所等設置許可状況	242
(4) 施設状況	221	5 消防・救急活動	242
(5) 給食の状況	221	(1) 消防活動	242
4 社会教育	222	(2) 救急活動	243
(1) 社会教育の目標	222	6 消防団	243
(2) 社会教育の施策	222	(1) 組 織	243
(3) 公民館活動	222	(2) 消防機械器具の配置等	243
(4) 学校等体育施設開放	224	(3) 年額報酬及び出動報酬	244
(5) 生涯学習センター	225	(4) 活動状況	244
(6) 高齢者生きがい創造学園	226	選挙管理委員会	
(7) 放課後児童クラブ	227	1 投票区・投票所と選挙人名簿登録者数	247
5 青少年センター	227	2 在外選挙人名簿登録者数	247
(1) 重点目標	227	3 市長選挙の記録	248
(2) 事業実績	227	4 市議会議員選挙の記録	248
(3) 地区別補導委員の状況	227	5 最近の主な選挙の概要	248
(4) 補導状況	228	6 選挙公営制度	249
(5) 青少年相談の状況	228	(1) 任意制ポスター掲示場	249
6 図書館	228	(2) 任意制選挙公報	249
(1) 施設の概要	228	(3) 選挙運動費用に関する公費負担	249
(2) 資料数	229	7 選挙啓発	249
(3) 貸出状況	229	監査委員	
(4) 心身障がい者に対する図書貸出	230	1 委員構成	250
(5) 団体貸出	230	2 主な業務	250
(6) 主な事業(令和4年度)	230	(1) 定期監査	250
7 発達支援	232	(2) 工事監査	250
(1) 重点目標	232	(3) 財政援助団体等監査	250
(2) こども発達支援センターの運営	232	(4) 決算等審査	250
(3) 特別支援教育支援員の配置	232	(5) 例月現金出納検査	250
(4) 個別の教育支援計画の作成	232	3 監査等の結果に関する報告及び公表	250
(5) 教育支援委員会の開催	233	農業委員会	
(6) 総合相談	233	1 機 構	251
(7) 巡回相談	233	2 委員数等	251
(8) 早期療育通園事業(親子通園事業)	233	3 会議状況	251
8 人権・同和教育	233	4 農地法による各申請取扱状況	252
(1) 人権教育・啓発の推進	233	5 農業者年金	252
(2) 愛媛県人権教育協議会新居浜支部の 活動支援	234	6 農用地利用集積実施状況	252
(3) 啓発資料の充実と活用	234	上下水道	
(4) 人権教育推進機関等との連携強化	234	1 上水道	255
(5) 人権・同和教育関係懇談会・研究会等 参加状況	234	(1) 主要施設概要	255
(6) 身元調査お断り運動の推進	234	(2) 水源施設	256
(7) 差別落書き根絶に向けた取組み	234	(3) 計画給水人口及び計画給水量	257
消 防		(4) 事業の推移	257
1 消防庁舎	237		

(5) 水道料金	258	(9) 花園	282
(6) 用途別使用水量	259	(10) 芝生広場	282
(7) 加入金・手数料	259	マイントピア別子端出場ゾーン	283
2 工業用水道	260	マイントピア別子東平ゾーン	284
(1) 事業の推移	260	(有) 別子木材センター	
(2) 配水量・有収水量及び工場別給水量	260	1 組織	285
(3) 水道料金・メーター使用料	261	2 事業目的	285
(4) 料金調定状況	261	3 木材加工施設の概要	285
3 公共下水道	261	(福) 新居浜市社会福祉協議会	
(1) 事業計画と現況	262	1 地域福祉の推進	285
(2) 公共下水道普及状況	262	2 児童福祉の推進	285
(3) 受益者負担制度	262	3 障がい者福祉の推進	285
(4) 水洗便所改造資金融資あっせん制度	263	4 高齢者福祉の推進	286
(5) 水洗便所普及状況	263	5 権利擁護の推進	286
(6) 下水道使用料	263	6 ボランティア活動の推進	286
(7) 排水設備指定工事店制度	263	7 社会福祉協議会の運営の強化	286
4 下水処理場	264	(公社) 新居浜市シルバー人材センター	286
5 雨水ポンプ場	264	(公財) えひめ東予産業創造センター	
新居浜市公共下水道事業計画平面図(汚水)	265	1 施設の概要	287
新居浜市土地開発公社	269	2 令和4年度事業状況	287
新居浜港務局		(公財) 新居浜市文化体育振興事業団	288
1 港湾管理体制	270	新型コロナウイルス感染症対策	
2 機 構	270	1 感染症対策	291
3 港湾区域	270	(1) 感染予防周知啓発	291
4 港湾計画の概要	270	(2) ワクチン接種	291
5 新居浜マリーナ(マリンパーク新居浜)	270	(3) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	291
6 港湾施設	273	(4) 「愛顔の安心飲食店認証制度」 普及促進事業	291
7 入港船舶	274	2 緊急経済対策	291
(1) 年別入港船舶	274	(1) 新ビジネスチャレンジ支援事業 (令和3年度)	291
(2) 階級別入航船舶	274	(2) 事業再構築促進支援事業(令和3年度)	291
8 海上出入貨物	274	(3) 新居浜市グローバル展開支援事業 (令和3年度)	291
(1) 年別取扱貨物	274	(4) 新居浜市地域商品券発行事業 (令和3年度・令和4年度)	291
(2) 品種別取扱貨物量	275	(5) ビジネス出張等PCR検査補助事業 (令和2年度・令和3年度)	292
9 船舶乗降人員	277	(6) 県・市連携えひめ版事業者応援事業 (令和3年度)	292
10 使用料・占用料及び土砂採取料	277	(7) 県・市連携えひめ版事業者応援事業(第2弾) (令和3年度)	292
(1) 港湾施設使用料	277	(8) 新居浜市緊急地域雇用維持助成金 (令和3年度・令和4年度)	292
(2) 駐車場使用料及び実績	278	令和4年度報告書・刊行物一覧	295
(3) 占用の使用料	278		
(4) 土砂採取料	278		
新居浜港港湾計画図	279		
(株) マイントピア別子			
1 機 構	281		
2 事業目的	281		
3 施設利用状況	281		
(1) 端出場大橋	281		
(2) 端出場記念館	281		
(3) 鉱山鉄道	282		
(4) 観光坑道	282		
(5) 旧端出場水力発電所	282		
(6) 泉寿亭	282		
(7) 砂金採り体験パーク	282		
(8) あかがねの里	282		

市 勢



登録有形文化財 旧端出場水力発電所

市 勢

1 沿 革

新居浜地方には、数千年の昔から人々が住みついていたことが、遺跡や発掘品からうかがえる。2世紀後半大和朝廷の時代に、景行天皇の皇子「武国凝別命」(たけくにこりわけのみこと)が伊予国御村別として御村(東予)に君臨したといわれている。大化の改新後、郡制がしかれて、この地方に神野郡(後の新居郡)が置かれた。神野郡の郡家(郡役所)は、初め郡の西部(西条地方)に設けられていたが、奈良朝末期これを郡の東部中村に遷し、ここに新庁舎を創建して「新居」とした。そして神野郡新居郷の北方海浜を「新居浜」と呼ぶようになった。平城天皇大同4年朝命により、神野郡を新居郡と改めた。

鎌倉時代から戦国時代にかけて、金子氏、松木氏、宇高氏、藤田氏等の豪族の支配下にあったが、江戸時代になって、現在の市域のうち新居浜、金子、庄内、沢津、宇高、垣生、郷、松神子、多喜浜、阿島、大島、泉川、船木、中村は西条藩に、萩生、大生院は小松藩に属し、角野、立川山、大永山、種子川山及び新須賀は幕領となっていた。

明治22年町村制の施行により、新居浜(明治41年町制実施)、金子、高津、垣生、神郷、多喜浜、大島、泉川(昭和14年町制)、船木、角野(昭和14年町制)、中萩(昭和17年町制)、大生院の12カ村となった。

昭和12年11月3日新居浜、金子、高津の3カ町村が合併して、人口32,254人の市制を施行し、昭和28年5月3日垣生、神郷、多喜浜、大島の4カ村を、昭和30年3月31日泉川、船木、中萩、大生院の4カ町村を、昭和34年4月1日角野町を、平成15年4月1日別子山村をそれぞれ合併して、現在は人口11万4,886人(R5年4月1日現在・住民基本台帳)、面積234.47km²(国土地理院)の県内第3の都市となっている。

元来、新居浜地方一帯は、農漁村にすぎなかったが、元禄4年別子銅山の開坑によって、住友関連企業群を中心に、四国屈指の工業都市として生成発展を遂げている。

この間、昭和39年には、新産業都市の指定を受け、昭和40年代の高度成長期、昭和48年別子銅山の閉山、2度

にわたるオイルショック、円高不況という厳しい社会経済環境を経て、今日の高度技術、高付加価値型産業への転換期を迎えているところである。

平成15年度には、平成における愛媛県内合併第一号として、新居浜市と別子山村が合併して新生新居浜市が発足した。別子銅山の開坑により今日の基礎が築かれた新居浜市と別子山村は、文化歴史的背景を共有し、強い結びつきを持ち続けているが、合併を契機にさらに共通の歴史を活かした新しいまちづくりに取り組んでいる。

平成27年度には、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示した「新居浜市人口ビジョン」を策定し、その実現に向けて、本市の実情に応じた5年間の目標や施策の基本的目標、具体的な施策を示す「第1期新居浜市総合戦略」を策定した。

平成29年度には、市制施行80周年という記念の年を迎え、「つむぐ つなぐ 未来へ 人へ」というテーマのもと、あかがねミュージアムを核とした各種記念行事を開催した。

また、10月1日から9日にかけて「愛顔つなぐえひめ国体」のウエイトリフティング外3種目の競技を実施した。

令和元年度には、「第1期新居浜市総合戦略」の成果と課題について、総括を行うとともに、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の新たな視点も踏まえ、今後5年間の具体的取組や目標を定めた「第2期新居浜市総合戦略」を策定した。

令和3年3月には、今後10年間の中長期的な方針を示す計画として、「一豊かな心で幸せつむぐ一人が輝く あかがねのまち にいはま」を目指す将来都市像とする「第六次新居浜市長期総合計画」を策定した。

2 位置・面積

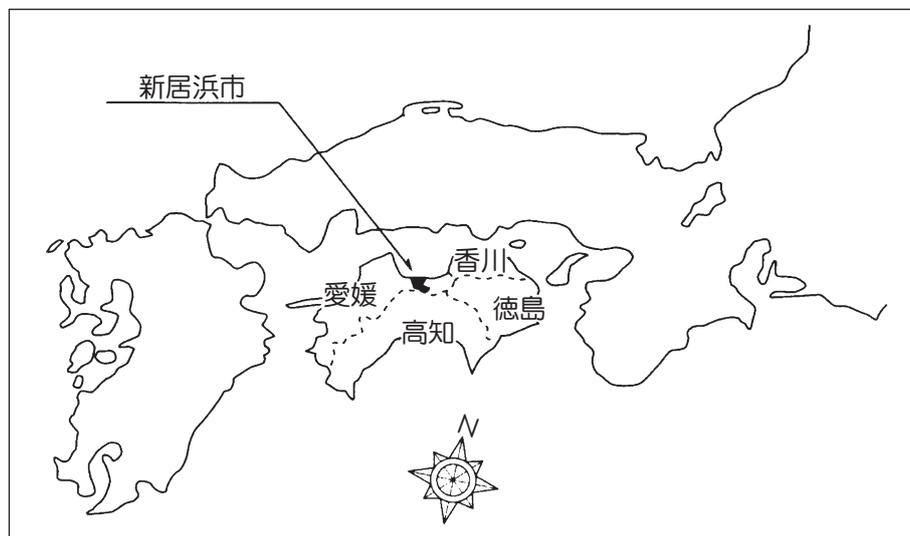
(1) 位置

本市は、愛媛県の東部、東経133度17分北緯33度57分に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県境に接し、北は瀬戸内海(燧灘)に面している。

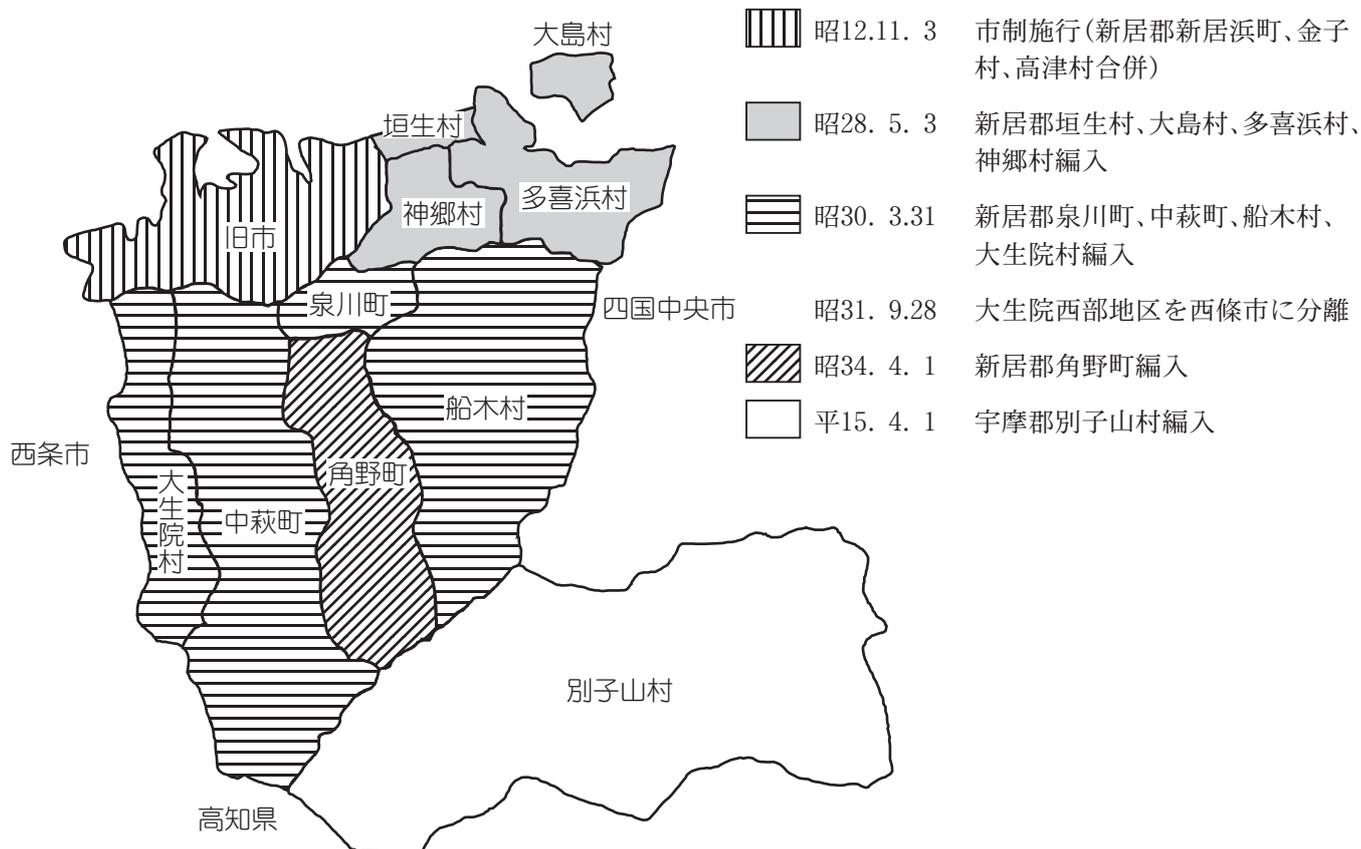
(2) 面積

市域 東西 20.52km 南北 21.48km

面積 234.47 km² (R5.4.1 現在、国土地理院)



3 市域の変遷



4 人口・世帯

(1) 年次別人口推移

年次	世帯数	人口			面積 (km ²)	摘 要
		総数(人)	男(人)	女(人)		
昭和31年	22,641	106,421	52,531	53,890	142.04	大生院西部地区西條市に分離 (9.28)
34	25,821	120,863			157.41	角野町編入 (4.1)
35	29,167	125,688	61,356	64,332	156.55	第9回国勢調査
40	31,929	125,155	60,863	64,292	156.69	第10回国勢調査
45	35,430	126,033	61,009	65,024	157.41	第11回国勢調査
50	39,366	131,712	63,979	67,733	158.62	第12回国勢調査
55	41,525	132,339	64,042	68,297	160.05	第13回国勢調査
56	44,516	135,396	65,985	69,411	160.08	住民基本台帳人口 (4.1)
57	44,812	135,021	65,701	69,320	160.12	住民基本台帳人口 (4.1)
58	45,135	134,698	65,363	69,335	160.13	住民基本台帳人口 (4.1)
59	45,334	134,078	64,978	69,100	160.13	住民基本台帳人口 (4.1)
60	45,689	134,127	64,889	69,238	160.13	住民基本台帳人口 (4.1)
60	42,995	132,184	63,695	68,489	160.54	第14回国勢調査
61	46,104	134,047	64,840	69,207	160.56	住民基本台帳人口 (4.1)
62	46,269	133,536	64,541	68,995	160.60	住民基本台帳人口 (4.1)
63	46,427	132,984	64,188	68,796	161.12	住民基本台帳人口 (4.1)
平成元年	46,864	132,764	64,069	68,695	161.12	住民基本台帳人口 (4.1)
2	47,250	132,251	63,761	68,490	161.12	住民基本台帳人口 (4.1)
2	44,280	129,149	62,081	67,068	161.14	第15回国勢調査
3	47,782	132,200	63,800	68,400	161.16	住民基本台帳人口 (4.1)
4	48,337	132,105	63,753	68,352	161.16	住民基本台帳人口 (4.1)
5	48,952	132,026	63,755	68,271	161.16	住民基本台帳人口 (4.1)
6	49,304	131,638	63,527	68,111	161.17	住民基本台帳人口 (4.1)
7	49,773	131,324	63,334	67,990	161.23	住民基本台帳人口 (4.1)
7	46,559	127,917	61,460	66,457	161.23	第16回国勢調査
8	50,060	130,570	62,920	67,650	161.23	住民基本台帳人口 (4.1)
9	50,442	130,331	62,687	67,644	161.27	住民基本台帳人口 (4.1)
10	51,034	130,115	62,541	67,574	161.27	住民基本台帳人口 (4.1)
11	51,341	129,432	62,214	67,218	161.27	住民基本台帳人口 (4.1)
12	51,614	128,882	61,827	67,055	161.30	住民基本台帳人口 (4.1)
12	48,126	125,537	60,034	65,503	161.30	第17回国勢調査
13	51,885	128,337	61,567	66,770	161.30	住民基本台帳人口 (4.1)
14	52,366	128,161	61,406	66,755	161.30	住民基本台帳人口 (4.1)
15	52,993	127,926	61,284	66,642	234.30	別子山村編入、住民基本台帳人口 (4.1)
16	53,404	127,553	61,092	66,461	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
17	53,679	126,708	60,619	66,089	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
17	49,484	123,952	59,190	64,762	234.30	第18回国勢調査
18	54,308	126,581	60,616	65,965	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
19	54,745	126,248	60,429	65,819	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
20	55,131	126,024	60,296	65,728	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
21	55,556	125,689	60,195	65,494	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
22	55,833	125,413	60,041	65,372	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
22	50,377	121,735	58,219	63,516	234.30	第19回国勢調査
23	56,147	124,931	59,768	65,163	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
24	56,429	124,438	59,541	64,897	234.32	住民基本台帳人口 (4.1)
25	56,952	124,388	59,475	64,913	234.32	住民基本台帳人口 (4.1)
26	57,055	123,696	59,195	64,501	234.32	住民基本台帳人口 (4.1)
27	57,147	122,751	58,801	63,950	234.46	住民基本台帳人口 (4.1)
27	50,653	119,903	57,551	62,352	234.46	第20回国勢調査
28	57,237	121,966	58,368	63,598	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
29	57,379	121,211	58,082	63,129	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
30	57,461	120,351	57,688	62,663	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
令和元年	57,573	119,281	57,258	62,023	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
2	57,808	118,521	57,008	61,513	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
2	51,310	115,938	56,004	59,934	234.50	第21回国勢調査
3	57,839	117,439	56,534	60,905	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)
4	57,607	116,052	55,920	60,132	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)
5	57,655	114,886	55,465	59,421	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)

注：国勢調査・住民基本台帳人口以外は推計人口である。

昭和35年以降の面積は国土地理院発表による。

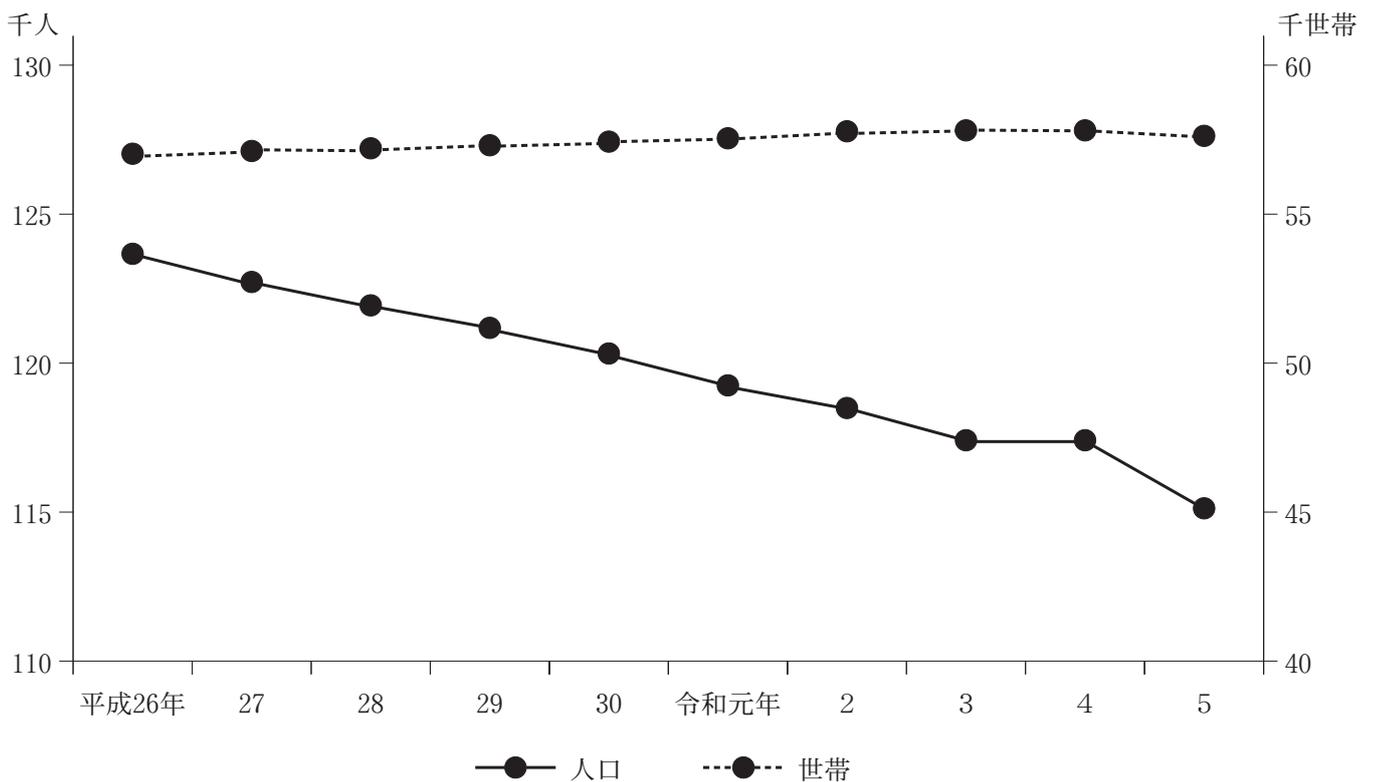
平成15年の人口は新居浜市、別子山村3月末現在の住民基本台帳の合算である。

平成24年7月9日の住民基本台帳法改正により、外国人が住民基本台帳の登録対象となったため、平成25年以降は外国人を含む人口としている。

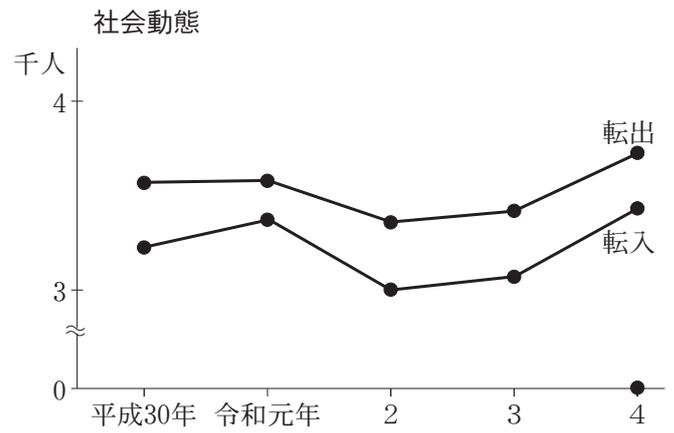
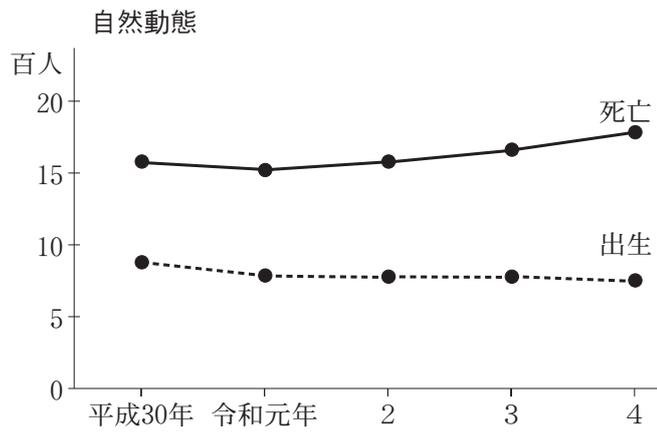
(2) 5歳階級別人口（5.4.1 住民基本台帳）

		年齢			
男		2,184人	85以上	5,189	女
		2,337人	80～84	3,536	
		3,457人	75～79	4,189	
		4,309人	70～74	5,276	
		3,269人	65～69	3,582	
		3,305人	60～64	3,477	
		3,514人	55～59	3,371	
		4,106人	50～54	4,048	
		4,374人	45～49	4,016	
		3,484人	40～44	3,320	
		3,087人	35～39	2,979	
		2,810人	30～34	2,489	
		2,847人	25～29	2,441	
		2,681人	20～24	2,400	
		2,700人	15～19	2,427	
	2,645人	10～14	2,538		
	2,397人	5～9	2,281		
	1,959人	0～4	1,862		

(3) 人口と世帯の推移（5.4.1 住民基本台帳）



(4) 人口動態



(5) 年齢別人口

区 分	実 数 (人)			構 成 比 (%)		
	平成22年	平成27年	令和 2 年	平成22年	平成27年	令和 2 年
総 数	121,735	119,903	115,938	100	100	100
0 ~ 14 歳	16,550	15,812	14,205	13.6	13.2	12.3
15 ~ 64 歳	71,730	66,679	62,529	58.9	55.6	53.9
65 歳 以 上	32,643	36,715	37,325	26.8	30.6	32.2

注：国勢調査による。総数には年齢不詳人数を含む。(平成22年：812人、平成27年：697人、令和2年：1,879人)

(6) 産業別人口

区 分	調査年次	平 成 22 年		平 成 27 年		令 和 2 年	
		人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
総 人 口		54,462	100	54,878	100	53,248	100
第 一 次 産 業	農 業、林 業	674	1.2	636	1.2	582	1.1
	漁 業	115	0.2	84	0.2	68	0.1
	計	789	1.4	720	1.4	650	1.2
第 二 次 産 業	鉱 業、採石業、砂利採取業	10	0.0	19	0.0	14	0.0
	建 設 業	5,658	10.4	5,127	9.3	5,131	9.7
	製 造 業	11,475	21.1	11,814	21.5	11,885	22.3
	計	17,143	31.5	16,960	30.8	17,030	32.0
第 三 次 産 業	電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	413	0.8	407	0.7	418	0.8
	情 報 通 信 業	386	0.7	402	0.7	340	0.6
	運 輸 業、郵 便 業	3,304	6.1	3,136	5.7	3,092	5.8
	卸 売 業、小 売 業	8,279	15.2	7,733	14.1	7,415	13.9
	金 融 業、保 険 業	1,161	2.1	1,074	2.0	982	1.9
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	515	0.9	554	1.0	599	1.1
	学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	1,831	3.4	1,749	3.2	1,882	3.5
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	2,636	4.8	2,480	4.5	2,294	4.3
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	1,998	3.7	1,810	3.3	1,691	3.2
	教 育、学 習 支 援 業	2,142	3.9	2,212	4.0	2,294	4.3
	医 療、福 祉	7,343	13.5	8,003	14.6	8,166	15.3
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	305	0.6	437	0.8	408	0.8
	サ ー ビ ス 業	2,837	5.2	2,951	5.4	2,990	5.6
公 務	1,329	2.4	1,258	2.3	1,256	2.4	
計	34,479	63.3	34,206	62.3	33,827	63.5	
分 類 不 能 の 産 業		2,051	3.8	2,992	5.5	1,741	3.3

注：国勢調査による。

5 気 象

(1) 気 温 (令和4年・単位：℃)

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
最 高		12.9	13.7	22.2	24.2	29.5	37.1	34.5	36.7	36.3	31.0	22.7	14.5	26.3
最 低		-0.1	-0.7	1.9	4.5	9.7	15.1	22.6	21.3	17.8	11.2	8.5	0.5	9.4
平 均		6.0	5.4	11.1	15.5	19.2	23.7	27.6	29.1	25.4	18.8	15.2	7.8	17.1

(2) 降雨量 (令和4年・単位：mm)

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
降 雨 日 数 (0.5mm以上)		3	4	7	7	7	7	13	4	12	5	7	7	6.9
降 雨 量		14.5	30.0	72.5	72.0	44.0	33.5	141.0	18.5	224.5	55.5	80.0	18.5	67.0
1日最大降雨量		7.0	17.0	20.0	20.0	13.0	15.5	42.5	11.5	65.0	33.5	34.0	5.0	23.7
平 均		4.8	7.5	10.4	10.3	6.3	4.8	10.8	4.6	18.7	11.1	11.4	2.6	9.7

6 都 市 宣 言

(1) 平和都市宣言

(昭和32年12月20日議決) (議員提案)

宣言文 われわれは、全世界の恒久平和と全人類の繁栄を念願し、世界連邦建設の趣旨に賛同する。

新居浜市は、平和を愛する総ての都市と共に、永久の平和都市である。右宣言する。

制定後の状況

- ・世界連邦宣言自治体全国協議会への加入
(昭和33年4月)
- ・自治体職員1人 100円募金の実施
- ・平和市長会議への加盟 (平成20年)

(2) 「安全都市」の宣言

(昭和36年12月23日議決) (市長提案)

宣言文 新居浜市を「安全都市」とし、安全運動を推進することを宣言する。

制定後の状況

- ・新居浜市安全協議会の結成 (昭和37年5月11日)
- ・市民総ぐるみの安全運動の推進
- ・新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定
(平成21年)

(3) 核兵器廃絶都市宣言

(昭和59年3月9日議決) (市長提案)

宣言文 世界の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

新居浜市は、昭和32年、全世界の恒久平和と全人類の繁栄を念願し、平和を愛するすべての都市と共に、永久の平和都市であることを宣言している。

しかるに、これらの願いに逆行して、今日なお核軍備の拡張が続けられ人類の生存に深刻な脅威を与えている。

憲法で恒久平和を高らかに宣言しているわが国は、世界唯一の被爆国として、被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを声を大にして、全世界の人々に訴え、再びこの地球上に広島、長崎の、あの惨禍を繰り返させてはならない。このことは人類が遵守しなければならない普遍的な理念である。

近年、反核・軍縮を求める草の根運動が、世界的な勢いで展開され、平和運動はこれまでにない盛り上がりを見せている。

ここに新居浜市は、核戦争に勝利なく、人類の滅亡のみあることを銘記し、わが国の核に対する国是ともいうべき「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍

縮を求め、国際社会の連帯と民主主義の原点に立って、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶都市となることを宣言する。

制定後の状況

- ・新居浜市核兵器廃絶都市宣言事業推進連絡会設置（昭和59年5月11日）
- ・都市宣言記念「講演と映画のつどい」が開催される（昭和59年8月18日）
- ・中央公園にモニュメントが建設される（昭和60年3月25日）
- ・「平和のつどい」（昭和60年に第1回開催以来平成4年まで毎年開催）
- ・「市民のつどい」（「平和のつどい」を名称変更し、平成5年から平成9年まで開催）
- ・都市宣言文銘板がモニュメントに取り付けられる（昭和61年3月11日）

(4) 健康都市宣言

（昭和62年3月3日議決）（市長提案）

宣言文 健康は、心豊かで活力に満ち充実した生活を営むための最も重要な基礎をなすものであります。

新居浜市民は、健康で明るく幸せな生活がいつまでも続けられることを希求し、個性豊かで明るい活力ある郷土新居浜を築くために、市制施行50周年のいま、ここに、本市を「健康都市にいはま」とすることを宣言します。

制定後の状況

- ・健康フェスティバルの開催（平成6年度まで実施）
- ・全自動血圧計の設置（本庁・支所）
（～平成24年度）
- ・健康指導車「すこやか号」の設置・運行
（昭和63年度～平成10年度）
- ・健康都市づくり推進協議会、委員会の開催
- ・健康都市づくり推進員の育成

(5) ゆとり創造宣言

（平成2年12月19日議決）（議員提案）

宣言文 我が国の経済発展は目覚ましく、国際社会の中にあつて経済大国としての地位を確固たるものにしていく。

今後、我が国に求められるのは、経済大国にふさわしい豊かでゆとりある生活を国民一人一人が実感できる社会を構築することである。

そのためには労働時間を短縮し、労働と休暇のバランスのとれた生活を実現し、充実した自由な時間を確保するとともに、あわせて生活環境の改善を図ることが最大の課題である。

新居浜市議会は「潤いと活力にみちた産業・文化創造都市」を基本理念に、すべての市民が健康で生きがいに満ちた、ゆとりある暮らしが送れる社会の実現を目指し、ここに「ゆとり創造宣言」を行う。

制定後の状況

- ・ゆとり創造プラン協議会（平成3年10月29日設置）から、ゆとり創造の具体的プランが提案される。
- ・ゆとり創造シンポジウム愛媛県大会（平成3年11月27日）を開催し、ゆとり創造に関する意識の高揚を図る。
- ・ゆとりモニュメント（平成4年3月17日）を設置する。
- ・労働時間短縮、シンポジウムの開催（平成4年10月2日、平成6年11月14日県主催）

(6) 人権尊重都市宣言

（平成5年9月7日議決）（市長提案）

宣言文 人は、すべて生まれながらにして自由、平等であり、人として尊ばれ、人として生きる権利を有しています。

お互いに人権を守って、明るい社会を築くことが、市民すべての願いであります。

私たちは、基本的人権を尊重し、明るく住みよい、豊かな社会を実現するため、ここに、「人権尊重都市」を宣言します。

制定後の状況

- ・庁舎に横断幕掲示（平成5年9月7日）
- ・都市宣言記念「差別をなくする市民のつどい」の開催（平成5年12月6日）

- ・新居浜市人権尊重のまちづくり条例施行
(平成19年3月30日)
- ・新居浜市人権施策基本方針策定
(平成21年3月)
- ・新居浜市人権施策基本方針改訂
(平成26年3月)
- ・新居浜市人権施策基本方針第2次改訂
(令和3年3月)

(7) 生涯学習都市宣言

(平成9年9月29日議決) (市長提案)

宣言文 わたくしたちは
夢がひろがり
愛があふれるまち
「にいはま」を目指して
自分を見つめ 自分をふかめ
ともに生き ともに育ち ともに輝き
世界とむすび
出会いと心の絆を大切にし
ふるさとを知り ふるさとに学び
ふるさとに感謝して
より豊かに生きていくために
生涯にわたり楽しく学びます
ここに 市制60周年にあたり
『生涯学習都市 にいはま』を
宣言します

制定後の状況

- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進本部設置
(平成10年5月)
- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進班設置
(平成10年5月)
- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進担当設置
(平成10年5月)
- ・第1回生涯学習市民のつどい開催
(平成10年9月26日)
- ・新居浜市生涯学習まちづくり市民講座(出前講座) 始まる。
(平成10年10月)
- ・新居浜市生涯学習市民意識調査の実施
(平成10年11月)
- ・新居浜市市民活動モデル調査の実施
(平成14年3月)
- ・市民活動の推進に関する指針の策定
(平成16年2月)
- ・第16回全国生涯学習フェスティバル in 新居浜の開催
(平成16年10月)

(8) 男女共同参画都市宣言

(平成12年3月6日議決) (市長提案)

宣言文 ^{ひと}女と^{ひと}男 ^{ひと}ともにいきいき新居浜宣言
わたくし^{ひと}たち^{ひと}女と男は
心をひらき 心をつないで
認め合い
支え合い
磨き合って
自分らしく いきいきと暮らせる
ふるさと新居浜を
ともに つくるため
ここに「男女共同参画都市」
を宣言します

制定後の状況

- ・^{ひと}女と^{ひと}男いきいきフォーラム開催(男女共同参画宣言都市奨励事業) (平成12年8月5日)
- ・新居浜市職員旧姓使用取扱要綱施行
(平成12年11月2日)
- ・男女共同参画宣言都市記念モニュメント設置
(平成13年1月24日)
- ・審議会等への女性の登用促進要綱施行
(平成13年3月1日)
- ・新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)策定(平成13年6月)
- ・新居浜市DV対策連絡会議設置要綱施行
(平成14年1月23日)
- ・新居浜市男女共同参画推進条例施行
(平成15年10月1日)
- ・全国男女共同参画宣言都市サミット in 新居浜開催
(平成15年10月10日)
- ・新居浜市配偶者暴力被害者緊急避難支援等に関する要綱施行
(平成16年4月1日)
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実施
(平成16年8月30日)
- ・男女共同参画に関する写真及び啓発標語募集
(平成19年8月4日表彰)
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実施
(平成21年9月10日)
- ・第2次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)策定(平成23年3月)
- ・新居浜市配偶者暴力相談支援センター設置
(平成25年8月)
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実施
(平成26年11月・令和元年11月)
- ・第3次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)策定(令和3年3月)

7 名 誉 市 民

名誉市民の称号は、市民又は市に縁故の深い方で社会福祉の増進、産業の振興又は学術等広く社会文化の進展に著しい功績があり、市民から郷土の誇りとして、ひとしく尊敬されている方に贈られるもので、この条例は昭和62年制定された。

名誉市民には、新居浜市名誉市民証及び名誉市民章が贈られるほか、本市が行う重要な式典への招待、慶弔の際における礼遇、その他市長が特に必要と認める待遇を受けることができる。

氏 名	伝達年月日	生年月日	業 績
近 藤 廣 仲	平成 2 . 11 . 3	明治 30 . 12 . 1	<p>昭和22年角野町長に就任して以来、県議会議員5期務められ、この間副議長、議長として県政及び市政進展に尽くされた。昭和43年から新居浜商工会議所会頭、愛媛県商工会議所理事、昭和48年新居浜市森林組合長等を歴任され、地元はもとより県下諸産業並びに商工業の発展に尽くされるなど、豊かな識見、高潔な人格をもって地方自治及び産業経済振興等に多大の貢献をされた。</p> <p style="text-align: right;">昭和47年勲四等瑞宝章を受章 平成10. 3. 12 逝去</p>
小 野 基 道	平成 2 . 11 . 3	明治 37 . 2 . 17	<p>昭和27年初代新居浜市教育委員長、昭和35年県教育委員(1期)として戦後混乱期の教育行政確立に尽くされた。昭和46年から文化協会会長(15年間)また、昭和10年以来産業医、学校医及び新居浜学校保健協会会長等、更に昭和31年から新居浜市医師会会長等を歴任されるなど、優れた知性と慈味溢れる人間性をもって、教育文化の振興、地域保健の向上充実等に多大の貢献をされた。</p> <p style="text-align: right;">昭和51年勲五等双光旭日章を受章 平成 6 . 11 . 10 逝去</p>
青 野 重 馬	平成 2 . 11 . 3	明治 41 . 7 . 1	<p>昭和22年から新居浜市議会議員(6期)、この間副議長、議長に就任され、市政発展に尽くされた。また、昭和28年より港務局委員(17年間)、昭和27年初代新居浜市教育委員に就任され、奨学資金制度創設基金として高額寄付されるなど、本市の教育の振興と青少年育成に尽くされた。更に昭和50年新居浜市商工会議所副会頭、会頭等を歴任されるなど、温厚篤実にして豊かな知性をもって、地方自治、教育及び産業経済の振興に多大の貢献をされた。</p> <p style="text-align: right;">昭和53年勲五等双光旭日章を受章 平成 5 . 2 . 9 逝去</p>

8 先 人

市のこれまでの発展は、まさに市民一人ひとりの努力の賜物である。また、連綿と続くこの地域の発展の歴史は元禄時代からの別子銅山の系譜と重なり、節目となる大きい歴史的転換期においては、地域のみならず国家という視点から社会全体を俯瞰し、将来を展望する人物が存在していた。

我々市民が、過去から現在、未来に向けて、歴史に感謝しながら新たなる新居浜市をつむいでいくとともに、先人の功績をたたえ、偉業及び崇高な志を有形・無形の財産として未来につないでいくことが地域の発展にとって必要である。

「新居浜市先人を未来につなぐ条例」は市の更なる発展を願い、平成29年に制定された。

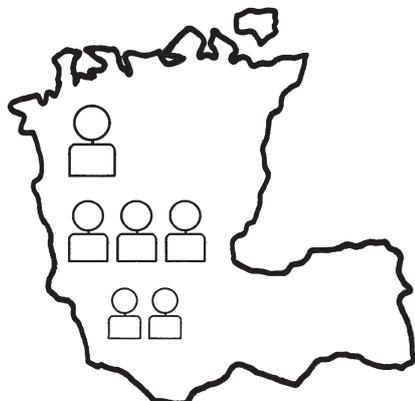
氏 名	功 績
<p>広瀬 幸平 (文政11(1828).5.5生)</p>	<p>— 日本の産業革命の先駆者として、別子銅山の近代化を推進 —</p> <p>慶応元年(1865年)、38歳の若さで別子支配人となり明治維新の動乱に際し、官軍に接収された別子銅山の住友による稼行権を新政府に認めさせた。フランス人技師レイ・ラロックを雇用し、別子銅山の近代化計画を立案、日本人の手により別子銅山の近代化を実現し住友発展の基礎を築く。明治13年(1880年)に坑内へのダイナマイト使用実験の成功、牛車道の完成、洋式溶鉱炉の建設などにより明治15年(1882年)の産銅高は明治元年の2.4倍以上の伸びとなる。明治21年(1888年)には惣開と山根の製錬所が操業を開始。明治26年(1893年)には、別子鉱山鉄道を完成、索道を伴った国内初の山岳鉱山鉄道により飛躍的な運搬の近代化を実現する。住友の事業を国家の発展にも寄与させようと殖産興業に尽力した業績により、明治25年(1892年)に民間人として初めて勲四等瑞宝章を受章。</p> <p style="text-align: right;">大正3(1914).1.31逝去</p>
<p>伊庭 貞剛 (弘化4(1847).1.5生)</p>	<p>— 環境対策の先駆者として、植林事業及び環境問題への取組 —</p> <p>明治27年(1894年)、職員の人事問題と農民の煙害問題を解決するため、別子支配人を志願して単身赴任する。人心の安定と掌握に意を用い、明治28年(1895年)には煙害問題解決のため山根製錬所を閉鎖、翌年には新居浜製錬所の四阪島移転を決定する。また、本格的造林事業を計画断行し、毎年100万本以上の植林を別子の山に行く。まさにわが国の環境対策の先駆者であった。明治28年(1895年)には住友銀行を開業、同30年(1897年)には住友伸銅場を設立、山林事業のための山林課の独立など現在の主要な住友系企業の基礎を確立する。明治33年(1900年)に二代目住友総理事に就任、事業方針として「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、かつ社会を利する底の事業でなければならぬ。」と述べている。</p> <p style="text-align: right;">大正15(1926).10.22逝去</p>

<p>鈴木 馬左也 (文久元(1861).2.24生)</p>	<p>— 技術革新による環境問題の解決及び新たな事業の確立 —</p> <p>明治32年(1899年)1月別子鉱業所支配人となるが、同年8月の台風による大水害により別子鉱業所本部と採鉱課を除く全施設を銅山越の北側の新居浜に移すことになる。「住友の林業は百年の計をなさんとするもので、私は山林を住友最後の城郭と致したい。」と述べ、伊庭の別子造林計画を継承し、山林事業を起す。一方、明治38年(1905年)1月に本格操業した四阪島製錬所は、その意に反して亜硫酸ガスが東予一体に広がったが、同42年(1909年)煙害を認め、「たとえ煙害に対する損害を弁償する額以上をも支出して、(除外設備を)施設する覚悟である。」と、煙害の根本解決を宣言する。また、住友電線製造所(現、住友電気工業)の設立、住友化学の前身である住友肥料製造所の設立、大阪北港(現、住友商事)の設立、土佐吉野川水力電気(現、住友共同電力)の操業など鈴木が起こした諸事業は国家百年の事業として現在もなお生き続けている。</p> <p>大正11(1922).12.25逝去</p>
<p>鷺尾 勘解治 (明治14(1881).5.10生)</p>	<p>— 産業及び地域社会のため、新居浜の「地方後栄策」を提唱 —</p> <p>明治40(1907年)年10月8日住友に入社し、別子鉱業所に勤務。鉱夫の気持ちを知るために、2か月の休暇を取り身分を隠して一坑夫として生野鉱山に勤務し、その経験で労使の関係改善に実績を上げる。明治41年(1908年)には、鉱夫の精神教育の場として「自彊舎」を設立。昭和2年(1927年)住友別子鉱山株式会社の最高責任者に就任。別子鉱山の鉱量調査により、鉱山経営が末期であることを知り、「鉱山業に代るべき事業を興す。」ことを決断し、新居浜築港と埋立てによる工場誘致、昭和通を初めとする道路整備、社宅の建設、別子鉱山専用鉄道を地方鉄道として一般客に開放するなど、新居浜の都市計画案を作成する。当時の新居浜町長白石誉二郎の賛同もあり、企業と地元住民による共存共栄の理念をもって新居浜の都市計画を断行していく。埋立地には鉱山から派生した化学、機械、アルミ、電力など多くの工場群を誘致、別子銅山閉鎖後も四国有数の工業都市として発展を続けている。</p> <p>昭和56(1981).4.13逝去</p>
<p>白石 誉二郎 (明治7(1874).1.5生)</p>	<p>— 「地方後栄策」の推進及び工都新居浜の都市基盤整備 —</p> <p>明治32年(1899年)1月新居浜村会議員に26歳で初当選する。「政治の根本は教育である。」との政治理念を生涯貫く。</p> <p>昭和2年(1927年)住友別子鉱山株式会社の最高責任者である鷺尾勘解治から鉱量調査の結果を告げられ落胆するが、鷺尾の提唱した地方後栄策に同調、共存共栄の方針で取り組む。築港及び埋め立て・都市計画等の後栄策の推進については、町独自でできるものではないこと、新居浜の将来を見据えた事業であることから、鷺尾は本社に対して、「白石氏は地元に対して、誠心誠意尽し実現のため努力を惜しまなかった。」と述べている。</p> <p>昭和12年(1937年)初代新居浜市長に就任し、常に教育第一主義をとり、先駆的な女子教育の充実の取り組みに加え、工業都市新居浜の教育水準を高めることを政治の要諦とした。また、昭和5年(1930年)公立図書館を設置、昭和13年(1938年)に公会堂の建設に携わり、昭和13年(1938年)には、青少年の心身の鍛錬のため「武徳殿」を寄贈した。(平成16年国の登録有形文化財に登録。)</p> <p>昭和26(1951).4.18逝去</p>

9 市民の生活

(1) 生活の指数（特に表示がないものは、令和4年度実績による。）

人口密度（5.4.1現在）



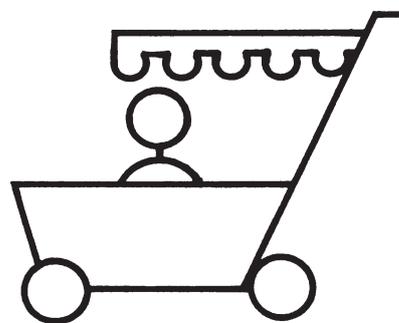
1 km² = 490.0 人

世帯人口（5.4.1現在）



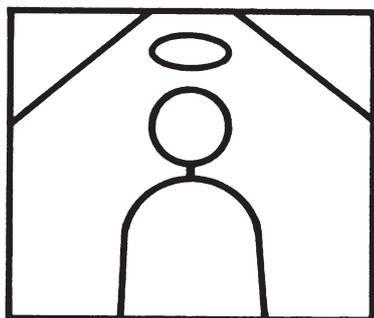
1 世帯 = 2.0 人

出生



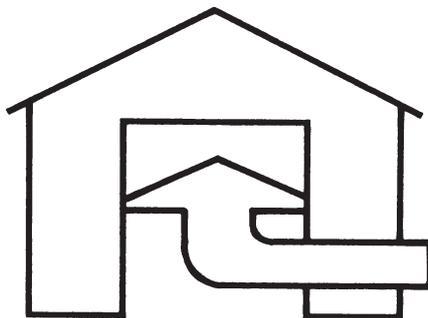
1 日 = 2.1 人

死亡



1 日 = 5.1 人

転入



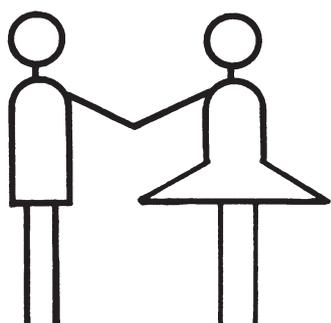
1 日 = 6.9 件

転出



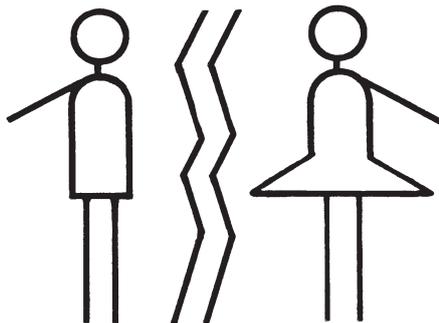
1 日 = 5.3 件

婚姻



1 日 = 1.2 組

離婚



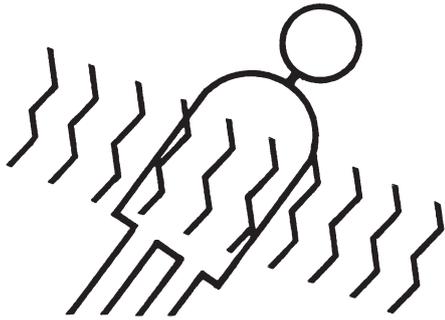
1 日 = 0.5 組

火災（令和4年）



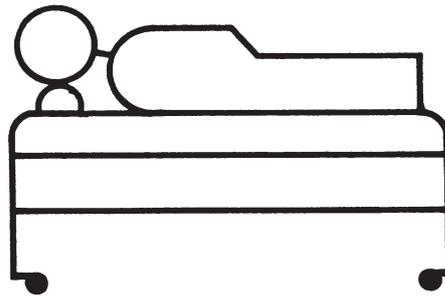
1 日 = 0.1 件

交通事故 (令和4年)



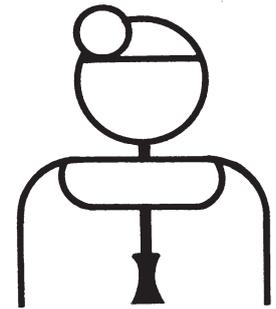
1日 = 0.55 件

救急 (令和4年)



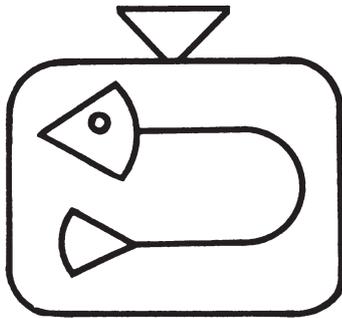
1日 = 17.15 件

医師 (5.4.1現在)



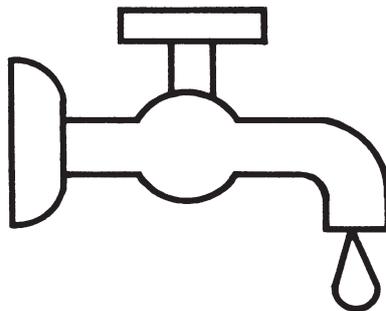
市民 470.8 人 = 1 人 (医師)
1,689.5 人 = 1 人 (歯科医)

ゴミ



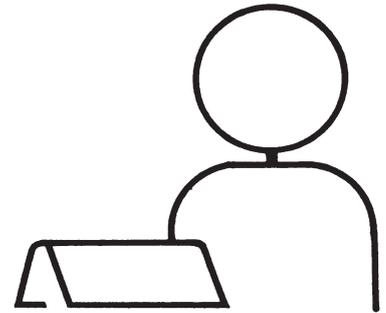
1日 = 118 t

水道



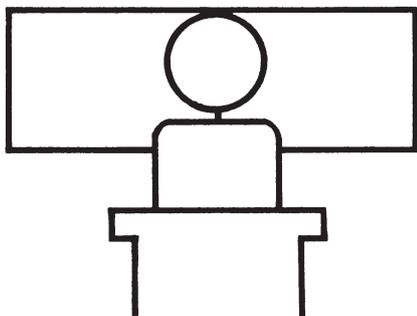
1日1世帯 = 0.62 m³

市職員 (5.4.1現在)



市民 125.8 人 = 1 人
(内消防士 市民 765.9 人 = 1 人)

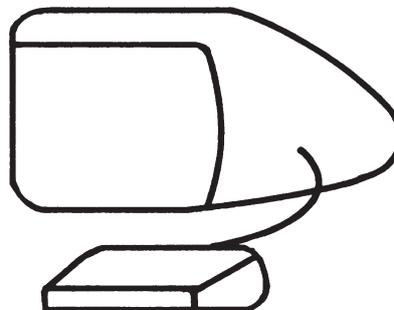
保育士・教員



令和5.4.1 保育園児 5.0人=1人
令和5.5.1 幼稚園児 10.6人=1人
小学校児童 15.5人=1人
中学校生徒 11.9人=1人
注：保育園児、幼稚園児は私立を含む。

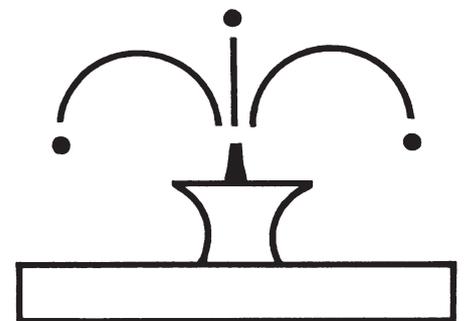
令和5年度一般会計当初予算

51,515,420千円 / 114,886人
(5.4.1 住基人口)



市民1人 = 448,404円

公園 (5.4.1現在 施工済み)



公園
市民1人 = 12.0 m²

(2) 所得水準

区 分	1人当たり市町民所得（千円）			指 数		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新 居 浜 市	3,150	3,043	3,087	100	100	100
松 山 市	2,519	2,471	2,586	80.0	81.2	83.8
今 治 市	3,219	2,947	2,919	102.2	96.8	94.6
愛 媛 県	2,741	2,658	2,717	87.0	87.3	88.0

注：愛媛縣市町民所得統計の数値による。

議

会



議

会

1 議員名簿

(5.7.1 現在)

氏名	生年月日	住 所	職 業	党 派	会 派	電話番号	当選
井谷 幸恵	S 28. 3. 13	大生院339番地の1		日本共産党	無会派	40-0731	3
伊藤 謙司	S 43. 10. 6	新須賀町一丁目4番44号	会社員	無所属	自民クラブ	32-7790	5
伊藤 優子	S 27. 5. 18	庄内町一丁目10番3号		自由民主党	自民クラブ	33-3875	7
伊藤 義男	S 57. 8. 13	中筋町二丁目3番15号	自営業	参政党	自参改革クラブ	090-7571-5690	1
伊藤 嘉秀	S 40. 9. 27	中村四丁目9番44号	自営業(広告会社 ナレーション)	無所属	自民クラブ	090-1328-4607	2
越智 克範	S 26. 3. 12	桜木町14番5号		無所属	自民クラブ	080-4856-7651	2
小野 志保	S 46. 8. 29	清水町3番38号		立憲民主党	無会派	080-6380-0393	2
小野 辰夫	S 21. 9. 15	沢津町三丁目6番32号		無所属	自民クラブ	32-2476	3
片平 恵美	S 43. 1. 17	久保田町三丁目8番7-201号		日本共産党	無会派	090-6286-3283	2
加藤 昌延	S 49. 9. 27	多喜浜三丁目2番11号		国民民主党	みらい新居浜	46-2978	1
河内 優子	S 47. 10. 21	星原町14番26号	団体役員	公明党	公明党議員団	66-7421	2
黒田 真徳	S 47. 4. 2	東雲町一丁目1番69号	団体役員	公明党	公明党議員団	33-8815	2
合田晋一郎	S 40. 9. 15	坂井町二丁目2番11号		無所属	みらい新居浜	35-2577	2
近藤 司	S 23. 9. 15	田の上一丁目9番27号		無所属	自民クラブ	45-0580	9
篠原 茂	S 23. 11. 21	光明寺一丁目甲532番地の1		無所属	みらい新居浜	43-8558	4
白川 誉	S 50. 4. 25	政枝町一丁目8番30号	自営業	自由民主党	自民クラブ	36-5119	2
神野 恭多	S 58. 3. 11	大生院583番地の2		無所属	みらい新居浜	090-5715-3206	3
仙波 憲一	S 30. 5. 3	船木2721番地		自由民主党	自民クラブ	40-7888	8
大條 雅久	S 28. 11. 24	西泉町3番36号		無所属	自民クラブ	080-6393-0115	6
高塚 広義	S 29. 3. 5	萩生1815番地の1	政党役員	公明党	公明党議員団	31-6080	4
田窪 秀道	S 33. 6. 24	多喜浜四丁目7番20号	会社役員 (有限会社田窪鉄工所)	無所属	自民クラブ	45-1724	3
野田 明里	S 60. 5. 27	萩生2604番地の2	子育て支援 団体代表	無所属	みらい新居浜	090-6885-5015	1
藤田 誠一	S 44. 8. 3	庄内町六丁目8番48号		自由民主党	自民クラブ	36-3420	3
藤原 雅彦	S 34. 10. 16	星越町1番26号	政党役員	公明党	公明党議員団	32-8280	6
山本健十郎	S 13. 4. 23	萩生1225番地の3		無所属	自参改革クラブ	41-7955	10
渡辺 高博	S 45. 4. 8	船木甲1280番地の2	会社経営	無所属	自参改革クラブ	090-5397-8093	1

2 歴代正副議長

代	議長名	就任年月日	離任年月日	代	副議長名	就任年月日	離任年月日
初代	小野寅吉	昭和12.12.19	昭和17.5.20	初代	本藤隆四郎	昭和12.12.19	昭和17.5.20
2	本藤巴勢一	17.6.25	20.11.10	2	黒川雄之進	17.6.25	20.11.10
3	黒川雄之進	20.11.10	22.4.29	3	猿谷嘉吉	20.11.10	22.4.29
4	近藤勲	22.5.12	23.2.18	4	筒井新一	22.5.12	23.2.18
5	加藤秋年	23.2.18	24.7.29	5	青野重馬	23.2.18	24.7.29
6	加藤秋年	24.7.29	26.4.29	6	青野重馬	24.7.29	26.4.29
7	白石誉一	26.5.11	27.4.30	7	加藤薫	26.5.11	27.4.30
8	加藤秋年	27.4.30	28.5.30	8	三野担	27.4.30	28.6.1
9	加藤秋年	28.6.1	29.5.24	9	拝田正寿	28.6.1	29.5.25
10	加藤秋年	29.5.25	30.5.1	10	拝田正寿	29.5.25	30.5.1
11	手島実	30.5.12	31.5.18	11	橋本幸太郎	30.5.12	31.5.18
12	手島実	31.5.18	32.6.15	12	星加半助	31.5.19	32.6.15
13	永井伊三郎	32.6.15	33.6.21	13	野口康	32.6.29	33.6.21
14	伊東祐一	33.6.21	34.5.1	14	白石作一	33.6.21	34.5.1
15	加藤秋年	34.5.9	35.5.9	15	原秀雄	34.5.9	35.5.9
16	加藤秋年	35.5.9	36.7.1	16	原秀雄	35.5.9	38.5.1
17	佐々木清	36.7.1	37.11.12				
18	伊東祐一	37.11.12	38.5.1				
19	青野重馬	38.5.16	40.5.18	17	秦輝夫	38.5.16	39.5.18
				18	真木正	39.5.18	40.5.18
20	青野重馬	40.5.18	41.5.20	19	三浦義男	40.5.18	41.5.20
21	三浦義男	41.5.20	42.5.1	20	小野注連男	41.5.20	42.5.1
22	三浦義男	42.5.17	43.5.21	21	鈴木昇之進	42.5.17	43.5.21
23	三浦義男	43.5.21	44.5.23	22	秦輝夫	43.5.21	44.5.23
24	真木正	44.5.23	45.6.22	23	横川敏明	44.5.23	45.6.22
25	真木正	45.6.22	46.5.1	24	横川敏明	45.6.22	46.3.30
26	桑野為逸	46.5.17	47.7.14	25	篠原是嗣	46.5.17	47.7.14
27	鈴木昇之進	47.7.14	48.6.30	26	篠原是嗣	47.7.14	48.6.30
28	真鍋武芳	48.6.30	49.6.28	27	大西秀夫	48.6.30	49.6.28
29	鈴木則幸	49.6.28	50.5.1	28	渡部荒一	49.6.28	50.5.1
30	渡部荒一	50.5.16	51.5.14	29	秋月安太郎	50.5.16	51.5.14
31	岡田進	51.5.14	52.5.16	30	野口竹一	51.5.14	52.5.16
32	渡部荒一	52.5.16	53.5.16	31	岡伴勝	52.5.16	53.5.16
33	鈴木則幸	53.5.16	54.5.1	32	石川義美	53.5.16	54.5.1
34	小野利通	54.5.15	55.5.15	33	神野清亮	54.5.15	55.5.15
35	村上利通	55.5.15	56.6.5	34	秋山進	55.5.15	56.6.5
36	岡田進	56.6.5	57.6.3	35	曾我部豊	56.6.5	57.6.3
37	小野利通	57.6.3	58.5.1	36	福田辰昭	57.6.3	58.5.1
38	岡田進	58.5.17	59.5.17	37	頭師太平	58.5.17	59.5.17
39	鈴木則幸	59.5.17	60.5.18	38	石川義美	59.5.17	60.5.18

代	議 長 名	就任年月日	離任年月日	代	副 議 長 名	就任年月日	離任年月日
40	秋 山 進	昭和60. 5. 18	昭和61. 5. 19	39	藤 田 若 満	昭和60. 5. 18	昭和61. 5. 19
41	福 田 辰 昭	61. 5. 19	62. 2. 3	40	世 良 賢 克	61. 5. 19	62. 5. 1
42	太 田 嘉次郎	62. 2. 3	62. 5. 1				
43	野 口 竹 一	62. 5. 14	63. 5. 16	41	尾 崎 雄 造	62. 5. 14	63. 5. 16
44	橋 本 朝 幸	63. 5. 16	平成元. 5. 17	42	岡 部 茂	63. 5. 16	平成元. 5. 17
45	藤 田 若 満	平成元. 5. 17	2. 5. 17	43	松 木 経 芳	平成元. 5. 17	2. 5. 17
46	尾 崎 雄 造	2. 5. 17	3. 5. 1	44	塩 崎 慶 文	2. 5. 17	3. 5. 1
47	鈴 木 連太郎	3. 5. 15	4. 5. 14	45	安 藤 貞 義	3. 5. 15	4. 5. 14
48	松 木 経 芳	4. 5. 14	5. 5. 14	46	高 橋 勇	4. 5. 14	5. 5. 14
49	塩 崎 慶 文	5. 5. 14	6. 5. 16	47	井 上 清 美	5. 5. 14	6. 5. 16
50	岡 部 茂	6. 5. 16	7. 5. 1	48	堀 田 正 忠	6. 5. 16	7. 5. 1
51	高 橋 英 雄	7. 5. 15	8. 4. 22	49	伊 藤 萬木家	7. 5. 15	8. 5. 15
52	神 野 幸 雄	8. 5. 15	9. 5. 15	50	山 本 健十郎	8. 5. 15	9. 5. 15
53	高 橋 勇	9. 5. 15	10. 5. 15	51	岡 征 雄	9. 5. 15	10. 5. 15
54	堀 田 正 忠	10. 5. 15	11. 5. 1	52	原 月 美	10. 5. 15	11. 5. 1
55	世 良 賢 克	11. 5. 14	13. 5. 15	53	杉 本 真 泉	11. 5. 14	12. 9. 22
56	山 本 健十郎	13. 5. 15	14. 5. 15	54	近 藤 司	12. 9. 22	14. 5. 15
57	藤 田 若 満	14. 5. 15	15. 5. 1	55	加 藤 喜三男	14. 5. 15	15. 5. 1
58	近 藤 司	15. 5. 15	16. 5. 17	56	白 旗 愛 一	15. 5. 15	16. 5. 17
59	井 上 清 美	16. 5. 17	17. 6. 16	57	仙 波 憲 一	16. 5. 17	17. 6. 16
60	加 藤 喜三男	17. 6. 16	18. 5. 15	58	藤 田 統 惟	17. 6. 16	18. 5. 15
61	白 旗 愛 一	18. 5. 15	19. 5. 1	59	二ノ宮 定	18. 5. 15	19. 2. 28
				60	伊 藤 優 子	19. 3. 5	19. 5. 1
62	仙 波 憲 一	19. 5. 15	20. 5. 16	61	真 木 増次郎	19. 5. 15	20. 5. 16
63	藤 田 統 惟	20. 5. 16	21. 5. 18	62	村 上 悦 夫	20. 5. 16	21. 5. 18
64	村 上 悦 夫	21. 5. 18	23. 5. 1	63	藤 田 幸 正	21. 5. 18	22. 5. 18
				64	伊 藤 優 子	22. 5. 18	23. 5. 1
65	伊 藤 優 子	23. 5. 16	24. 5. 16	65	高 橋 一 郎	23. 5. 16	24. 5. 16
66	藤 田 幸 正	24. 5. 16	25. 9. 3	66	藤 田 豊 治	24. 5. 16	25. 9. 3
67	山 本 健十郎	25. 9. 3	26. 9. 2	67	大 石 豪	25. 9. 3	26. 5. 16
68	加 藤 喜三男	26. 9. 2	27. 5. 1	68	大 條 雅 久	26. 5. 16	27. 5. 1
69	藤 田 豊 治	27. 5. 15	28. 5. 16	69	伊 藤 謙 司	27. 5. 15	28. 5. 16
70	近 藤 司	28. 5. 16	29. 5. 17	70	永 易 英 寿	28. 5. 16	29. 5. 17
71	仙 波 憲 一	29. 5. 17	30. 5. 18	71	藤 原 雅 彦	29. 5. 17	30. 5. 18
72	真 木 増次郎	30. 5. 18	30. 9. 4	72	豊 田 康 志	30. 5. 18	令和元. 5. 1
73	加 藤 喜三男	30. 9. 4	令和元. 5. 1				
74	伊 藤 謙 司	令和元. 5. 15	2. 5. 15	73	小 野 辰 夫	令和元. 5. 15	2. 5. 15
75	永 易 英 寿	2. 5. 15	3. 5. 17	74	田 窪 秀 道	2. 5. 15	3. 5. 17
76	山 本 健十郎	3. 5. 17	4. 5. 17	75	藤 田 誠 一	3. 5. 17	4. 5. 17
77	藤 田 豊 治	4. 5. 17	5. 5. 1	76	高 塚 広 義	4. 5. 17	5. 5. 1
78	大 條 雅 久	5. 5. 15		77	越 智 克 範	5. 5. 15	

3 議 会 構 成

(1) 議 員

ア 定 数 (5.7.1 現在)

条例定数	現 員	備 考
26 人	26 人	最高85歳、最低38歳、 平均59.7歳

イ 年齢別当選回数 (5.7.1 現在)

期	イ 年齢別当選回数 (5.7.1 現在)										計
	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
30代										1	1
40代								1	1	2	4
50代					1		1	6	1	9	
60代			1		2		1	1		5	
70代		1		1			1	2	1	6	
80代	1									1	
計	1	1	1	1	2	1	2	5	8	4	26

(2) 会派・党派別構成

ア 会 派 (5.7.1 現在)

会派名	自民クラブ	みらい 新居浜	公明党 議員団	自参改革 クラブ
所 属 議員数	11	5	4	3

イ 党 派 (5.7.1 現在)

党派名	自由 民主党	公明党	日本 共産党	参政党	国民 民主党	立憲 民主党	無所属
議員数	4	4	2	1	1	1	13

(3) 常任委員会

委員会名	定数	任期	所 管 事 項
企画教育	9人	1年	企画部(港湾に関する事項を除く。)、総務部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項
市民福祉	9人	1年	福祉部、福祉事務所、市民環境部、消防本部及び消防署の所管に属する事項
経済建設	8人	1年	経済部、建設部、上下水道局、農業委員会の所管に属する事項及び港湾に関する事項

(4) 議会運営委員会

委員会名	定数	任期	所 管 事 項
議会運営	7人	1年	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項

(5) 特別委員会

(5.7.1 現在)

委員会名	定数	設置	付 議 事 件
都市基盤整備促進 特別委員会	8人	令和5.6.29	(1) 国道11号バイパス、県道及び都市計画道路の整備促進に関する調査 (2) 企業誘致(臨海・内陸型工業用地の確保を含む)に関する調査 (3) 大島・荷内沖開発に関する調査 (4) 総合運動公園の建設に関する調査 (5) 地域交通計画に関する調査
防災・災害対策 特別委員会	8人	令和5.6.29	(1) 防災対策に関する調査 (2) 大規模災害時における問題調査 (3) 地域防災(消防団の在り方を含む)に関する調査
人口減少対策 特別委員会	8人	令和5.6.29	(1) こども・子育て政策(出生率アップを含む)に関する調査 (2) 定住・移住(Uターンを含む)政策に関する調査 (3) 担い手・雇用対策に関する調査 (4) 健康寿命、健康増進政策に関する調査
議会改革・活性化調査 特別委員会	10人	令和5.6.29	(1) 議会改革・活性化に関する調査

※ 毎年、9月定例会で決算特別委員会、2月定例会で予算特別委員会を設置している。

(6) 代表者会

議会の円満な運営並びに各会派等の連絡調整を図る。

4 議会の活動状況

(1) 本会議開催状況

(令和4年度)

区 分	会 期	会期延日数	本会議延日数	本会議延時間
令和4年 第2回市議会臨時会	5. 17	1	1	1時間58分
第3回市議会定例会	6. 7～ 6. 23	17	5	11時間26分
第4回市議会定例会	9. 6～ 9. 22	17	5	12時間09分
第5回市議会定例会	12. 6～ 12. 22	17	5	13時間00分
令和5年 第1回市議会定例会	2. 20～ 3. 16	25	5	16時間28分
定 例 会 小 計	4	76	20	53時間03分
臨 時 会 小 計	1	1	1	1時間58分
計	5	77	21	55時間01分

(2) 常任委員会開催状況

(令和4年度)

委員会名	委 員 会		委 員 会 協 議 会	
	開催回数	会議延時間	開催回数	会議延時間
企 画 教 育 委 員 会	8	10時間42分	1	1時間05分
市 民 福 祉 委 員 会	8	8時間42分	1	0時間54分
経 済 建 設 委 員 会	8	8時間27分	1	1時間09分
計	24	27時間51分	3	3時間08分

(3) 議会運営委員会開催状況

(令和4年度)

会 議 名	開催回数	会議延時間
議会運営委員会	19	7時間37分

(4) 特別委員会開催状況

(令和4年度)

委員会名	特 別 委 員 会		特 別 委 員 会 協 議 会	
	開催回数	会議延時間	開催回数	会議延時間
都 市 基 盤 整 備 促 進 特 別 委 員 会	4	3時間48分	—	—
防 災 ・ 災 害 対 策 特 別 委 員 会	5	3時間19分	—	—
地 方 創 生 特 別 委 員 会	4	1時間37分	—	—
決 算 特 別 委 員 会	5	13時間15分	—	—
予 算 特 別 委 員 会	4	9時間34分	—	—
計	22	31時間33分	0	0

(5) その他の会議開催状況 (令和4年度)

会議名	開催回数	会議延時間
議員全員協議会	7	1時間50分
代表者会	10	4時間43分

(6) 委員会市内視察・調査の状況 (令和4年度)

委員会名	視察調査回数
企画教育委員会	1
市民福祉委員会	2
経済建設委員会	1
決算特別委員会	1

(7) 議決結果の状況 (請願・陳情を除く) (令和4年度)

区分		提出件数	可決	否決	修正可決	撤回
予算		25	25			
条例	議員提出	2	1	1		
	市長提出	29	29			
議決		15	15			
同意		11	11			
認定		2	2			
承認	予算	2	2			
	条例	2	2			
	その他					
諮問		1	1			
会議規則						
意見書		1	1			
決議						
計		90	89	1		
報告のみ		21				

(8) 請願・陳情処理状況 (令和4年度)

区分	請願					陳情				
	件数	採択	不採択	取り下げ	審議未了	件数	採択	不採択	取り下げ	審議未了
企画教育	2		1		1					
市民福祉										
経済建設										
計	2		1		1					

(9) 傍聴

定員	席数	車いすのスペース	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
72人	70	2	274人	339人	251人	184人	274人

(10) 市民との意見交換会開催状況

開催日	場所
令和4年11月24・25日	あかがねミュージアム 多目的ホール

5 議会費・報酬等

(1) 議会予算（当初予算額） (単位：千円)

区分	年度	(単位：千円)	
		令和4	5
報酬	料	151,896	151,896
職員手当等		70,726	72,402
共済費		60,550	59,521
報償費		353	287
旅費		17,008	17,097
交際費		900	900
需用費		3,742	4,280
役務費		231	222
委託料		4,558	5,317
使用料及び賃借料		3,498	2,791
備品購入費		412	9,104
負担金補助及び交付金		7,362	7,370
合計		360,138	369,575

(2) 報酬 (単位：円)

適用年月	議決年月	議長	副議長	議員
H4年12月	H4年12月	554,000	502,000	465,000
5年12月	5年12月	565,000	512,000	475,000
6年12月	6年12月	577,000	523,000	485,000
7年12月	7年12月	585,000	531,000	492,000
8年12月	8年12月	592,000	537,000	498,000
18年4月	18年3月	584,000	529,000	492,000
22年4月	22年3月	583,000	528,000	491,000
27年4月	27年3月	571,000	517,000	481,000
28年4月	28年3月	572,000	518,000	482,000

(3) 費用弁償 (単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	
			甲	乙
市長等	実費	1,500	14,800	13,300

- 備考
1. 宿泊料において甲とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙とはその他の地域をいう。
 2. 航空賃は、北海道又は沖縄地区、若しくは日程の短縮が可能となる場合、効果的、経済的な経路を考慮して、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。
 - (1) 原則として派遣する都市が、東京都・埼玉県・群馬県・新潟県以北並びに宮崎県以南の場合
 - (2) 旅行命令権者が特に認める場合

(4) 議員行政視察旅費

区分	旅費等
常任委員会	1人当たり 16.5万円以内
議会運営委員会	" 16.5万円 "
特別委員会	" 16.5万円 "
委員（個人）	" 16.2万円 "
議員個人研修	" 9万円 "

(5) 政務活動費

区分	内容
交付目的	新居浜市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する
交付対象	会派(会派を結成することができない議員は議員個人を会派とみなす)
交付の方法	年度当初に一括交付
交付額	議員1人当たり 月額 1万8,000円
令和5年度予算額	561.6万円

7 議会図書室

蔵書数 (5.7.1現在)

分類	0 総記	1 哲学	2 歴史	3 社会科学	4 自然科学	5 工学工業	6 産業	7 芸術	8 語学	9 文学	その他	計
冊数	107	5	156	993	11	4	18	6	89	71	-	1,460

注1：日本十進分類法による。

注2：DVD、CD等の視聴覚資料を含む。

6 議会事務局

(1) 機構 (5.7.1現在)

議会事務局	局長 1	議事課	課長 1	副課長 2 (庶務係長兼務 1)	庶務係 主任 1	議事係 係長 1	調査係 主事 1	係長 1	主事 1
-------	------	-----	------	---------------------	-------------	-------------	-------------	------	------

(2) 議会刊行物

区分	発刊年月	発行	部数	版型
市議会要覧 (議会ハンドブック)	S34年4月	年1回	電子データ作成	A4
市議会先例集 (議会ハンドブック)	S54.5	年1回		
市議会会議録	S46.6	本会議ごと	60	A4
市政概要	S55.8	年1回	150	A4
市議会だより (市政だよりに掲載)	H26.4	月1回	40,000	A4

8 視察受入状況

(令和4年度)

区分	議会名等
4月	
5月	
6月	
7月	加西市(3人) 名寄市(7人) 八千代市(7人) 鳥栖市(5人) 府中市(8人) 鹿沼市(4人)
8月	宇治市(5人)
9月	喜多方市(8人)
10月	三沢市(6人) 荻田町(1人) 糸島市(6人)
11月	姫路市(1人) 洲本市(7人) 横須賀市(2人)
12月	
1月	大府市(5人) つくば市(5人)
2月	防府市(3人) 君津市(12人)
3月	
計	18件(95人)

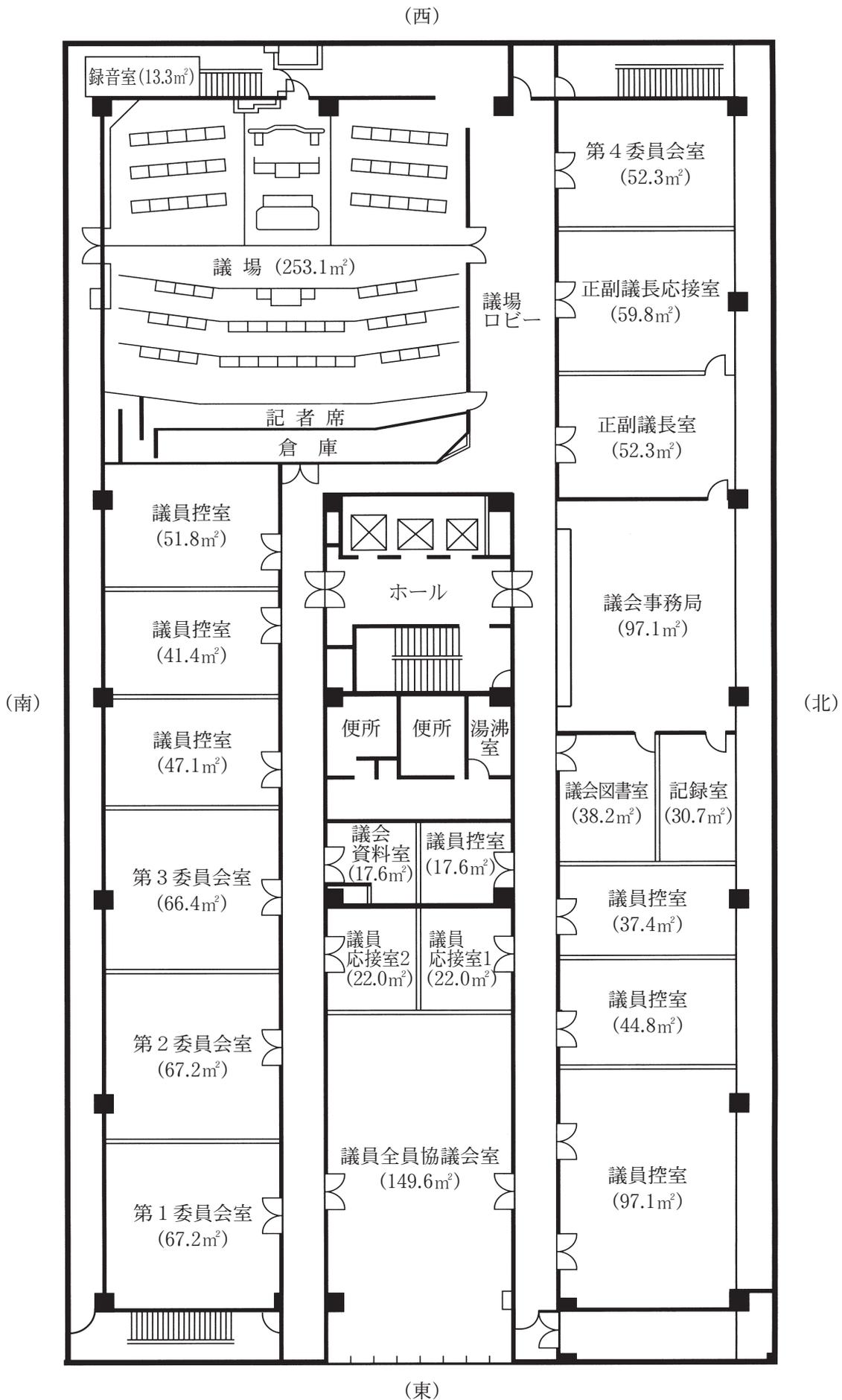
注：人数には随行を含む。

9 議会議員が就任している各種委員等

(5.7.1 現在)

名 称	主 管	委 員 数		任 期	備 考
		総 数	議 員 数		
民 生 委 員 推 薦 会	福 社	14	2	3	
愛媛県後期高齢者医療広域連合議会(議員)	"	26	2	—	
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会	"	14	3	3	
人 権 尊 重 の ま ち づ くり 審 議 会	市 民 環 境	21	2	2	
市立女性センター及び市立働く婦人の家運営委員会	"	14	1	2	
交 通 安 全 推 進 協 議 会 (顧 問)	"	3	1	—	
環 境 審 議 会	"	20	1	3	
廃 棄 物 減 量 等 推 進 審 議 会	"	14	1	2	
放 置 自 動 車 廃 物 判 定 委 員 会	"	10	1	2	
地 球 高 温 化 対 策 地 域 協 議 会 (幹 事)	"	17	1	—	
中 小 企 業 振 興 審 査 会	経 済	11	3	2	
市 有 林 管 理 運 営 審 議 会	"	19	5	2	
企 業 立 地 促 進 委 員 会	"	12	4	2	
太 鼓 祭 り 推 進 委 員 会 (会 長)	"	32	1	—	
観 光 物 産 協 会 (理 事 ・ 顧 問)	"	37	2	2	
公益社団法人新居浜市シルバー人材センター(理事)	"	12	1	2	
(株) マ イ ン ト ピ ア 別 子 (監 査 役)	"	4	2	3	
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー (監 査 役)	"	2	1	2	
都 市 計 画 審 議 会	建 設	15	5	2	
市 営 住 宅 入 居 者 選 考 委 員 会	"	8	1	—	
社 会 教 育 委 員 会	教 育	15	1	2	
青 少 年 問 題 協 議 会	"	19	2	—	
市 民 文 化 セ ン タ ー 運 営 審 議 会	"	15	1	2	
愛媛県人権教育協議会新居浜支部役員	"	71	1	—	
消 防 委 員 会	消 防	7	3	—	
水 防 協 議 会	"	25	3	—	
監 査 委 員 会	監 査	3	1	4	
土 地 開 発 公 社 (理 事)	土 地 開 発	11	6	2	
港 務 局 委 員 会	港 務	7	1	3	
地 方 港 湾 審 議 会	"	17	1	2	
新 居 浜 港 振 興 協 議 会 (顧 問)	"	14	1	4	

10 議事堂配置図 (6階)



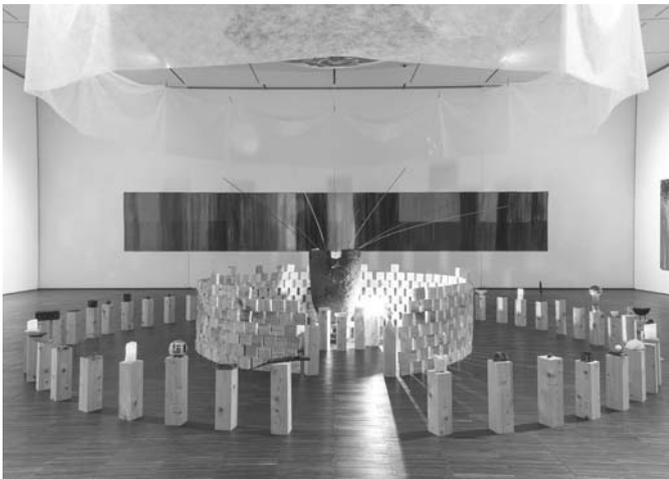
企 画



令和4年度 全国高等学校総合体育大会
『ウエイトリフティング競技大会』



都市間交流記念事業
大府市・新居浜市ジュニアバドミントン交流大会



あかがねアート・クロッシング
日野 譲 × 伴野 久美子 - 'home'



新居浜市市制施行85周年記念
「ベストオブクラシック」

企

画

1 歴 代 三 役

市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S 12.12.30	S 16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 皐	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 皐	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 皐	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	24.11.17
22	石 川 勝 行	24.11.18	28.11.17
23	石 川 勝 行	28.11.18	R 2.11.17
24	石 川 勝 行	R 2.11.18	

助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S 12.12.21	S 15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 統 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S 49. 6.29	S 53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H元.12.31
18	加 藤 照 光	H 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副市長(H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H19. 4. 1	H23. 3. 31
2	石 川 勝 行	23. 4. 1	24. 9.21
3	近 藤 清 孝	25. 1. 1	28.12.31
4	寺 田 政 則	29. 1. 1	R 2.12.31
5	加 藤 龍 彦	R 2. 4. 1	
6	原 一 之	3. 1. 1	

収入役(H21.4.1から収入役制度を廃止し、会計管理者制度を新設)

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S 12.12.21	S 16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H元.12.31
16	高 橋 昭 博	H 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第六次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、五次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政運営を図ってきた。

平成23年3月には、第五次新居浜市長期総合計画を策定し、将来都市像「あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」の実現に向け、各種施策に取り組んできた。

しかしながら、計画策定から10年が経過し、「人口減少と少子・超高齢社会の進展」や「成長から成熟への社会経済の変化」、「高度情報ネットワークとグローバル化の進展」、「環境に対する意識の変化」、「安全・安心に関する意識の高まり」、「地域コミュニティの変容」など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっており、これまで以上に市民、団体、事業者と行政が協働し、時代の変化・課題に的確に対応していく必要がある。

このため、第五次新居浜市長期総合計画の検証を踏まえ、これからの時代において目指すべき新しい将来都市像、その実現を図るための基本的な方針等を定めた第六次新居浜市長期総合計画を令和3年3月に策定した。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱・施策の体系など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方針を示す。

② 基本計画

基本構想の将来都市像を実現するため、施策の体系に沿って、基本的な施策の内容を示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事務事業の内容を示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについての基本方針を示すもので、将来都市像や目標人口を示すとともに、6つのまちづくりの目標と、計画の推進を含め42項目の施策を定めている。

① 将来都市像

一豊かな心で幸せつむぐ一人が輝くあかがねのまち にはま

② 目標人口

111,000人（令和12年）

③ まちづくりの目標

目標1 未来を創り出す子どもが育つまちづくり (子育て・教育)

- ・少子化が急速に進展する中、本市の未来を担う子どもたちが、「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、社会人として自立し、夢や希望を持ち、健やかに成長できるよう、行政と学校、家庭、地域が相互に連携・協力しながら、学校教育や特別支援教育の充実、教育力の向上を目指します。
- ・安心して子どもを産み、育てていけるよう、子育てに関する相談体制や保育環境の充実を図るとともに、子どもの貧困や発達障がいへの対応、子育て世代への支援などのさまざまなニーズに対応したきめ細やかな子育て支援を実施します。

目標2 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり (健康・福祉)

- ・年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、生活習慣病や感染症対策などのさまざまな疾病対策に取り組むとともに、医療体制の充実と健康づくりに関する意識啓発に努めます。
- ・すべての市民がいつまでもいきいきと生活ができるよう、関係機関と連携を図り、地域全体で支え合う仕組みを構築するとともに、ライフステージに応じ、適切なサービスが受けられるよう、介護サービスや医療供給体制の充実、社会保障の充実に努めます。

目標3 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が 生み出されるまちづくり (経済・雇用)

- ・本市の基幹産業である工業の振興を図るため、ものづくり産業に携わる人材の確保、育成をはじめ、販路開拓や新事業展開の支援、企業誘致や立地の促進、ICT(情報通信技術)の活用などに努めます。
- ・商業や農林水産業、観光・物産の分野においても、創業や人材育成支援を行うとともに、生産基盤の整備・ブランド化、地産地消や6次産業化による高付加価値化に向けた取組を支援することにより、市内において働きやすく、魅力ある職場が数多く生み出されるまちを目指します。
- ・災害や感染症の発生などに対して、産業活動や雇用の維持・継続を支援します。

目標4 安全・安心・快適を実感できるまちづくり (都市基盤・防災・防犯・消防)

- ・市民がより一層、安全・安心・快適に生活できるよう、市街地や幹線道路、公園緑地、公営住宅、港湾などの都市基盤の計画的な整備を進めるとともに、魅力あふれる都市空間の創出に努めます。
- ・気候変動の影響により頻発化・激甚化が懸念される自然災害や、発生が危惧される南海トラフ巨大地震などの大規模災害を想定した防災・減災、国土強靱化の取組を推進するとともに、感染症対策、交通安全対策や防犯対策など日常生活安全対策の推進、消防体制の充実を図ります。

目標5 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり (人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)

- ・市民一人ひとりが人権についての正しい認識を持ち、すべての市民の人権が尊重されるまちを目指し、さまざまな場での教育活動を推進するとともに、多様な市民・地域との協働によるまちづくりを進めます。
- ・近代化産業遺産などこれまで培ってきた文化や地域資源を次の世代に継承するとともに、生涯学習の充実やスポーツ、文化芸術活動の振興、男女共同参画社会、国際化の推進を通じ、市民一人ひとりの豊かな心を育み、多様な学びや生きがいがあふれるまちを目指します。

目標6 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり (地球環境・生活環境・上下水道)

- ・国連において採択されたSDGsの取組や国の地球温暖化対策計画に基づく2030年度中期削減目標の達成に向けた取組など、地球規模で環境保全に関する意識が高まる中、市民、団体、事業者と連携し、地球温暖化対策など、地球環境の保全と継承に努めます。
- ・本市の自然環境を保全し、誰もが住みよい衛生的で快適な居住環境の維持・向上が求められている中、生活環境の保全と調和、循環型社会の実現を目指すとともに、上下水道事業の推進を図ります。

計画の推進 (持続可能なまちづくりの推進) (行財政運営)

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想の将来都市像を実現するため、42項目の施策の体系に沿って、127の基本計画における具体的な取組方針、取組内容を示している。

(5) SDGsの推進

本市では、第六次長期総合計画において、計画に掲げるすべての施策について、SDGsの17の目標との対応を整理するとともに、「SDGs推進企業登録制度の推進」や「ユネスコスクールにおけるESDの充実」、「カーボンゼロシティを目指すための各種環境施策の推進」など、持続可能なまちづくりを見据え、様々な取組を推進している。

そうした取組等が評価され、令和4年5月にSDGs達成に向けた優れた取組を行う自治体として、国(内閣府)から「SDGs未来都市」としての選定を受けた。

今後においても、令和5年度に設立した「新居浜市SDGs推進プラットフォーム」における活動等を通じ、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を強化し、より一層持続可能なまちづくりを推進していく。

3 施政方針(令和5年度)

これまでの2年間は、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルスの影響により、社会・経済活動が制限される中、市政においても一部事業を中止や延期するなど、我慢の2年間でした。

今年こそ感染の連鎖を断ち切り、アフターコロナを見据えた各種施策に積極的に取り組み、私の第3ステージの公約の実現を目指してまいりたいと考えております。

さらに、昨年は、「ロシアによるウクライナ侵襲」という暴挙により国際秩序が大きく揺らぐとともに、「急激な円安」の進行に伴う、諸物価の高騰は、日本経済や国民生活に混乱をもたらし、国民の誰もが、強い閉塞感を感じた1年ではなかったかと思えます。

このような時代の大きな転換期にあって、国においては、主要政策の1つに「新しい資本主義」を掲げており、この政策は、「成長戦略」、「分配戦略」及び「全ての人々が生きがいを感じられる社会の実現」で構成されており、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」、カーボンニュートラルの実現・GX(グリーン・トランスフォーメーション)を実行することなどが示されております。加えて、岸田総理の年頭記者会見において、経済的支援の強化などの「異次元の少子化対策」に挑戦することが述べられました。

本市におきましても、令和5年度を時代の大きな変換期における「ふるさと新居浜を未来の世代へ継承するための重要な1年」と位置付け、「人口減少対策」、「子ども・子育て支援の充実」、「健康づくりの推進」、「デジ

5 総合戦略

タル化の推進」及び「カーボンニュートラルの推進」に重点をおき施策を展開いたします。

また、令和4年度に設置しました「政策研究班」につきましては、「政策推進室」として新たに設置し、「新文化センター」、「総合運動公園」などのプロジェクトを円滑に推進するため、全庁的な総合調整を行うとともに、新たな行政課題に対応した政策の研究に取り組んでまいります。

4 行政改革

(1) 行政改革の推進

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続き、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度に「第一次行政改革大綱」を策定、昭和61年度に「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」、平成23年度には、平成27年度までの「新居浜市行政改革大綱2011」、平成28年度には、令和2年度までの「新居浜市行政改革大綱2016」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに、令和3年度には、第六次新居浜市長期総合計画の将来都市像である「一豊かな心で幸せつむぐ一人が輝く あかがねのまち にいはま」を達成するために、「市民が心豊かに、幸せを実感できる市役所づくり」を基本理念とし、持続可能な自治体経営基盤の確立を目標に定めた、令和7年度までを計画期間とする「新居浜市行政改革大綱2021」を策定し、新しいもの・ことを積極的に取り入れながら、行政運営改革、財政基盤改革、人材育成改革の3つの柱に基づき、行政改革の推進に取り組んでいる。

(1) 総合戦略の位置付け

平成26年11月、国はまち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月に日本全体の人口の現状と将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5か年の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。本市においても、人口減少問題を克服するため、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な事業、取組を示した「新居浜市総合戦略」を平成27年12月に策定し、将来目標人口(令和42(2060)年に9万人を維持)の達成に向けて「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」を目指すこととした。

2019年12月に国が引き続き4つの基本目標は継続しつつ、「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」という2つの新たな視点を加えた「第2期創生総合戦略」を策定したことを受け、本市においても2020年3月に「第2期新居浜市総合戦略」を策定し、引き続き令和42(2060)年に人口9万人を維持することを目標に取組を進めている。

なお、本市のまちづくりにおける最上位計画は「第六次新居浜市長期総合計画(令和3年度～令和12年度)」であり、総合戦略は長期総合計画の中で、特に人口減少問題への対応と地方創生に関する分野に特化した目標や施策を定めたものである。

(2) 総合戦略の対象期間

総合戦略の対象期間は、国の総合戦略に合わせ、令和2年度から令和6年度までの5年間とした。

(3) 総合戦略の基本目標

【基本目標1】**新** たな雇用の創出と産業を支える人づくりに努め、地元産業を振興します

【基本目標2】**居** 住地・観光地としての魅力を高め、関係人口を創出し、交流人口・定住人口を拡大します

【基本目標3】**浜** っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに健康長寿社会を実現します

【基本目標4】**市** 域・組織を越えた連携を深め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します

(4) P D C Aサイクルの確立

外部有識者で構成される「新居浜市地方創生有識者会議」等を活用し、4つの基本目標に基づく16の施策と具体的な事業、取組及び基本目標の数値目標やK P I（重要業績評価指標）の実績と成果を検証し、必要に応じ、総合戦略の改訂を行い、P D C Aサイクルを確立する。

(5) 人口ビジョンの策定と将来目標人口

国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、本市における人口の現状分析に基づき、今後、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示す「新居浜市人口ビジョン」を平成27年12月に策定し、その中で令和22(2040)年まで10万人を維持するとともに、令和42(2060)年の目標人口を9万人とした。

(6) シティブランド戦略の推進

総合戦略に基づき、市民の誇りと愛着を高め、本市の魅力を生内外へ発信することにより、交流人口や移住・定住人口の増加へつなげるため、平成29年3月にシティブランド戦略を策定した。本戦略で定めたブランドのスローガンである「Hello!NEW 新居浜」を旗印に掲げ、市民と行政が一緒になって、未来のあたらしい新居浜をつくるための取組を進めている。

(7) 全国「にいはま倶楽部」

全国各地で活躍している新居浜市出身及び本市にゆかりのある個人とネットワークを形成し、新居浜市勢の発展を図るため、幅広い提言、情報及び助言などを得るとともに、本市の最新の情報を発信することを目的として設置した組織である。

平成15年度には東日本ブロックを、平成16年度には西日本ブロックを発足させ、年1回東京と大阪で交流会を開催しており、平成25年度からは愛媛でも交流会を行っている。また、令和4年度には、学生版全国「にいはま倶楽部」を創設している。令和5年4月1日現在の一般会員数は561人、学生会員数は669人となっている。

(8) 生涯活躍のまち拠点施設(ワクリエ新居浜)

生涯活躍のまち拠点施設(ワクリエ新居浜)は、平成29年度末に廃校となった旧若宮小学校を活用し、『感性をはぐくみ「わくわく」を創造する』を全体コンセプトに、新居浜市の歴史や文化、企業城下町としての地域特性を活かしながら、感性を育み、学びを深め、様々なモノ・コトを創造することのできる場を創り出すこと、また、移住者も含め市内外の人との交流や

多世代交流など、新たな出会いと発見を生み出す場となることを目的として、令和2年6月に着工し、令和3年3月末に竣工、令和3年6月1日にオープンした。

令和4年度は、さらなる施設の認知度向上及び利用者数の拡大を図るため、移動水族館や木育キャラバンを開催する等、交流人口の拡大に向けた取組みを行った。

施設の概要

所在地 新田町一丁目8番56号
電話番号 39-6789
敷地面積 約18,241㎡
延床面積 約5,560㎡
構造 (北棟)鉄骨造2階建、(南棟)鉄筋コンクリート造3階建、(給食棟)鉄骨造1階建

主要施設 (北棟)アーカイブ施設、地域活動支援室、多目的室、クッキングスタジオ、倉庫、(南棟)事務室、木育推進ルーム、地域伝承プレイルーム、木育プレイルーム、リカレントルーム、コワーキングルーム、放送室、ものづくり工房、コミュニティサロン、レンタルオフィス、小会議室、スタジオ、倉庫
(給食棟)、(体育館)、(運動場)、(プール)、(駐車場)、(その他)エレベーター、渡り廊下、ウッドデッキ

開館時間 ア 地域伝承プレイルーム、木育プレイルーム 9:30~16:00
イ 木育推進ルーム 10:00~16:00
ウ レンタルオフィス 0:00~24:00
エ 他の施設 9:30~21:00

休館日 ア 木育推進ルーム
月曜日及び週一日の範囲内で市長が認める日
イ レンタルオフィスを除く他の施設
月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日)
ウ 12月29日から翌年1月3日まで

施設の管理運営は、指定管理者制度を導入しており、令和3年4月1日から株式会社ハートネットワークが行っている。

利用者数

令和4年度 102,316人

6 広 聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。

平成28年度からはモニター定数を増員し、アンケート調査を中心とした広聴活動を実施している。

モニター定数 200人程度(任期1年)
 モニター任務 アンケート回答や、会議への出席を通じて、市政に対する意見や提言を行う。

〈令和4年度の実績〉

モニター数 188人(令和4年6月10日時点)
 アンケート実施数 3回(7テーマ)
 会議開催数 3回

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくりタウンミーティング

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として平成19年度から開催しており、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「地域コミュニティ支援員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

令和3年度より、「まちづくり校区懇談会」から名称及び実施方法を変更し、「まちづくりタウンミーティング」として、3年間で市内全18校区(地区)において実施している。

〈令和4年度の内容・実績〉

- 市長から市の重点事業について説明
 - 校区課題
 - 意見交換
 - (1) 校区課題 52件
 - (2) その他(意見・要望など) 2件
- [参加者数：210人]

令和4年度 広聴票

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他	
福 祉 部	1	こども広場の遊具について	1		1						1
経 済 部	1	農道の補修・整備について	1							1	1
建 設 部	10	道路の補修・整備について	2		1				1		2
		交通安全施設の整備について	5	2	1		1			1	5
		河川・水路の整備について	3				3				3
合 計	12		12	2	3	0	4	0	1	2	12

令和4年度 市長への手紙・メール

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合計	(再掲) 新型コロナウイルス感 染症対策に関するもの
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他		
企 画 部	51	広報・広聴について	7	1	1		1	3	1		7	
		政策について	1	1							1	
		新居浜あかがねポイントについて	7				6	1			7	1
		地方創生について	1					1			1	1
		別子銅山文化遺産について	3	1				1	1		3	
		情報化推進について	1	1							1	
		スポーツについて	15	2	1	1	5	3	3		15	
		文化について	2	1					1		2	
		広瀬歴史記念館・広瀬邸・広瀬公園について	2					2			2	
		総合文化施設について	1	1							1	
		その他（企画部）	11	2			2	5	2		11	1
総 務 部	44	市役所職員について	12	2			10			12	3	
		市役所庁舎について	8	1			2	5		8	1	
		税金について	13	5				8		13		
		その他（総務部）	11	5			1	1	4	11	2	
福 祉 部	99	生活保護について	35	1			13	1	20	35		
		高齢者福祉について	5	2				3		5		
		子育て支援について	7	2			4		1	7		
		保育園について	5				2	3		5	1	
		国民健康保険について	4	1			1	2		4		
		健康・医療について	23	8	2		7	5	1	23	3	
		窓口対応について	2	1			1			2		
		その他（福祉部）	18	1			16	1		18		
市 民 環 境 部	62	安全安心について	10	3	1		4	2		10		
		自治会について	4	2			2			4		
		マイナンバーカードについて	3	1			1	1		3		
		窓口対応について	9	4			5			9		
		男女共同参画推進について	1	1						1		
		ごみ処理について	19	3	1		9	5	1	19	1	
		環境政策について	1					1		1		
		環境衛生(悪臭・騒音・犬猫)について	7	2			4	1		7		
		斎場・墓地について	4	1		1	1		1	4		
		その他（市民環境部）	4				2	1	1	4		

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合計	(再掲) 新型コロナウイルス感 染症対策に関するもの
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他		
経 済 部	72	観光について	1	1							1	
		太鼓祭りについて	44	6	1		1	28	8		44	9
		マイントピア別子について	1						1		1	
		地域公共交通について	6	2		1		3			6	
		農地・農道等について	3				1	2			3	
		その他（経済部）	17	3		1	1	9	3		17	1
建 設 部	64	公園整備等について	19	6	1		1	7	4		19	1
		道路整備・舗装・改修	23	6	3		1	4	7	2	23	
		交通安全対策について	1	1							1	
		河川・水路について	1						1		1	
		市営住宅について	15	5				6		4	15	
		空き家対策について	1	1							1	
		その他（建設部）	4					4			4	
教 育 委 員 会	35	小・中学校について	15	1				8	6		15	1
		市立幼稚園について	2	1				1			2	
		公民館について	2		1				1		2	
		学校給食について	1	1							1	
		図書館について	5	1				4			5	
		その他（教育委員会）	10	2			1	3	4		10	1
消 防 本 部	5	消防・救急について	5	2				1	2		5	
選挙管理委員会	4	選挙について	4	1					3		4	
上 下 水 道 局	7	水道について	5	4				1			5	
		下水道について	2	1		1					2	
そ の 他	52	その他	52	1				10		41	52	
合 計	495		495	102	12	5	15	195	91	75	495	27

うち 市長への手紙 : 258件
市長へのメール : 237件

7 市 政 広 報

(1) 広 報

ア 印刷物による広報

名称 区分	市政だよりにはま	市 勢 要 覧
発 行 日	毎月 1 回	平成29年11月3日
発 行 部 数	1 回 43,000部	2,100部
版 型	A 4 版	A 4 版
経 費	1,253万円	90万円
単 価	24.28円／部	427円／部
配 布 対 象	全戸	関係機関ほか
配 布 方 法	自治会組織などを 通じて配布	随時
内 容	市政に関する情報 季節、地域の話	市制施行80周年を 迎えた本市の現在 の様子を写真を中 心に紹介

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

平成24年4月1日から音声読上ソフトを導入した。

平成27年3月に全面リニューアルを行った。

令和2年11月にデザインリニューアルを行い、外国語翻訳機能・フリガナ付与機能・レコメンド機能を導入した。

ウ CATV等による広報

CATVデジタル111チャンネルやコミュニティFMを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの行政広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。

「インフォにはま」は約15分の文字情報番組で、市民に身近な生活情報を伝達する(令和4年度末で終了)。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

エ SNS等による広報

携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1日から「ツイッター」、平成25年3月27日から「ユーチューブ」、平成25年3月28日から「フェイスブック」を運用。さらに、令和元年8月から「ライン」の運用

を開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。

オ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だよりから抜粋)を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(CD-Rなど)で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

8 デジタル化の推進

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○平成16年度 基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より前基幹業務システムの運用を段階的に開始した。

○平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システム、平成25年2月に障害福祉サービスの運用を開始した。

○平成27年度 マイナンバー制度の運用に伴う基幹業務システムの改修を実施し、自治体中間サーバーとの情報連携を開始した。

○令和元年度 市税・料金のコンビニ納付を開始した。

○令和2年度 住民票等のコンビニ交付サービスを開始した。

○令和3年度 自治体システム標準化・共同化を推進するため国保標準システムの導入を行った。

○令和4年度 引っ越しワンストップサービスの稼働を開始した。マイナンバーびったりサービス電子申請受付を開始した。

(イ) 内部事務の電算化

○平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。

○平成26年度 ICTを活用した業務効率向上を目的として、財務会計システムを更新した。

○平成27年度 マイナンバー制度の運用に伴い、ネットワーク分離等のセキュリティ強化対策を実施した。

○令和2年度 テレワーク用端末及び各課タブレット端末を導入した。住民本位の視点で、地

域課題の解決や時代を切り開く新たな価値創造を目指し愛媛県及び県内全市町で「愛媛県・市町DX協働宣言」を行った。

- 令和3年度 議会用タブレット端末を導入した。文書管理・電子決裁システムの運用を開始した。公民館・小中学校体育館への公共施設Wi-Fiを整備した。

イ ICTの推進

昭和59年4月に「行政診断調査研究委員会」の報告のもと、「新居浜市OA調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月に報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にOA機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼働させ、平成20年2月、平成25年2月及び平成30年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

また、研修部門との連携により継続的なICT研修を実施し、広く職員にICT感覚、ICT意識を持たせるよう、その推進を図るものである。

令和3年4月には、デジタル技術を活用して行政サービスの更なる向上に繋げていくための指針となる新居浜市DX推進計画を策定した。

イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシステム

ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア(対象区域)を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、LTEサービスを平成26年12月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在デジタル93チャンネル、FMラジオ4チャンネル、また加入世帯数はCATV16,962世帯、インターネット、LTE及びBWA7,364世帯(令和5年3月31日現在)となっている。(なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は37.4%となっている。)

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「新居浜チャンネル」では毎日市内の出来事や話題、市役所をはじめ官公庁からのお知らせ等を提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティーの向上が図られている。

平成29年9月より地域WiMAX方式を高度化した地域BWA方式への基地局切り替えを行い、市内での提供を開始した。

平成30年4月には住民に対し、災害発生時に重要情報を迅速に提供することを目的に、コミュニティーラジオ放送の正式運用を開始し、平時は市民参加型のラジオ局として放送している。

また、公共施設の指定管理事業にも取り組んでおり、あかがねミュージアム(平成27年7月～)やワクリエ新居浜(令和3年4月～)の管理運営を行っている。

設立年月日	昭和63年3月17日
所在地	坂井町二丁目3番17号 ☎32-7777 (新居浜テレコムプラザ2階)
資本金	4億9,550万円

9 地域情報化の推進

(1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション(電気通信)とユートピア(理想郷)の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地 坂井町二丁目3番17号

☎ 33-5200

資本金 2億7,000万円

敷地面積 4,266㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造9階建

建物面積 4,244㎡

竣工 平成3年2月28日

10 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市の「モノづくり」の歴史を語る上で全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」を現在に残している。

平成21年8月に旧山根製錬所煙突を含む5つの物件が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が、令和2年8月には住友山田社宅の6棟8件が国の登録有形文化財に登録された。平成24年3月に策定した『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を推進、産業遺産の価値を明確にし、文化財化に取り組んでいる。平成25年3月には旧端出場水力発電所の調査報告書が完成し、その価値を明らかにした。

情報発信事業として、これまで「あかがねエッセイ賞作品集」の出版、「あかがねフォトコンテスト」を実施したほか、「NHK大阪別子銅山展」や「別子銅山東京展(六本木)」を開催し情報発信を行った。また、鷲尾勘解治の功績と自彊舎活動を顕彰するため、菊本町の自彊舎跡地を整備し記念碑を設置。平成28年度には、別子銅山小説出版事業として本市出身の井川香四郎氏の執筆により歴史小説「別子太平記」を出版。29年度は市制施行80周年記念事業として、第2回あかがねフォトコンテスト事業、口屋あかがねの松クローン松の記念植樹を行うとともに、三井住友銀行東館(東京都千代田区丸の内)において「愛媛・新居浜 地方創生展」を開催し、全国に向けて情報発信を図った。令和元年度は、東温市の坊っちゃん劇場において別子銅山を題材としたミュージカル「瀬戸内工進曲」の年間上演に協力、あわせて、期間中に劇場へ行けない方などを対象に本市事業としてミュージカルの8K映像(超高精細映像)の上映事業を実施した。

また、情報発信の継続的取り組みとして、主に高校生

を対象に「別子銅山産業遺産創造塾」を開催し次世代への継承や郷土愛の醸成に取り組んでいる。住友山田社宅では企画展を実施しており、近年は「東平索道展」や「四阪島のくらし」などの各種テーマで開催した。

登録有形文化財旧端出場水力発電所については、平成30年度に着手した本体耐震補強工事が令和3年度末に竣工。4年度は、アクセス道等の周辺整備工事を実施し、令和5年3月28日から一般公開を開始した。また、発電所の全体像として水路システム等を可視化したPR映像を発電所内で放映し、ダイジェスト版をHP等で公開するほか、AR動画もエリア内で見ることができ

る。住友山田社宅については、共電幹部社宅2棟が平成22年3月に住友共同電力(株)より寄贈され、別子鉱業所長社宅を含む4棟が、住友金属鉱山(株)、住友化学(株)から平成31年3月に寄贈された。令和元年度は、現存する6棟について「住友山田社宅保存活用計画」を策定し、令和2年度末から、別子鉱業所長社宅、住友化学幹部社宅の2棟について、限定公開を開始した。3年度は、外国人社宅2棟及び共電幹部社宅2棟の耐震改修設計並びに駐車場等周辺整備設計を実施した。4年度は、外国人社宅の耐震改修に着手、5年度以降も設計に基づき順次工事を実施予定である。

また、市民が郷土新居浜に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかがね基金」を平成20年4月に設置し、産業遺産の保存整備及び活用に役立てている。

11 広瀬歴史記念館

広瀬歴史記念館は、日本の近代産業を育成した広瀬幸平の足跡を通して、新居浜の生い立ちと日本の近代化の歩みを後世に伝え、また、近代化遺産の保存・継承と市民文化の向上を図るため、生涯学習の拠点施設として平成9年4月29日にオープンした。

施設の概要

記念館は、展示館と旧広瀬邸の二つの施設から構成され、この二つの施設を合わせた名称が新居浜市広瀬歴史記念館である。展示館新築工事は、着工平成8年3月22日から平成9年3月30日まで、総工事費は10億8,008万円であり、その内2億円は展示工事である。

展示館の構造は、鉄筋コンクリート造り地上1階、地下1階、延べ床面積1,051.94平方メートルとなっている。1階は、展示室、記念室、収蔵庫、事務室、地下1階は、機械室である。

旧広瀬邸は、母屋が明治10年建築、明治20年に現在地に移築、新座敷と庭園が明治22年に造られたものである。これらの建物は、伝統的な日本家屋であるが、その

中にも西洋文化が取り入れられており、それらが見事に調和している。

平成15年5月30日、母屋・新座敷など旧広瀬邸の主要な建物が国の重要文化財(建造物)「旧広瀬家住宅」に、平成30年2月13日、亀池を含む庭園が国の名勝「旧広瀬氏庭園」にそれぞれ指定された。

令和4年3月、重要文化財・名勝ともに保存活用計画を策定した。今後は、両計画に基づき、保存整備などの事業を推進していく。

所在地 上原二丁目10番42号
☎40-6333

敷地面積 36,515.22㎡
内 展示館 4,688.03㎡
旧広瀬邸 10,476.00㎡
その他(亀池等) 21,351.19㎡

建物面積 展示館 1,072.39㎡
旧広瀬邸 1,318.95㎡

展示館の内容 宰平翁の偉業を時代を追って紹介し、古文書や当時の財界人からの書状など歴史資料約250点を展示

観覧料 一般 550円(440円)
障がい者及びその介護者 270円
市内在住の65歳以上の者
18歳未満の者又は学校教育法第1条に規定する学校、同法第124

条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の生徒、学生等 無料

※()内は団体20人以上の場合

開館時間 9:30~17:30
(受付時間は17:00まで)

休館日 月曜日
国民の祝日の翌日(日曜日を除く。)
12月29日から翌年1月3日まで

使用料 (単位:円)

	記念室	和室A	和室B
9:30~12:00	2,200	2,200	1,320
13:00~17:00	3,300	3,300	2,200
9:30~17:00	5,500	5,500	3,520

※和室A 25畳
和室B 16畳

※冷暖房を使用するときは、冷房については5割、暖房については3割をそれぞれの使用料金に加算する。

※使用時間の延長を行うときは、1時間につき、別に使用料金の2割の額を徴収する。

令和4年度観覧者数 6,702人

12 予 算

(1) 各会計予算総括表

(単位:千円・%)

会計	年度 区分	令和3		4		5	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一般会計		50,006,000	55.5	50,939,729	55.7	51,515,420	55.4
特別会計	渡海船事業	194,054	0.2	236,409	0.3	186,136	0.2
	平尾墓園事業	34,026	0.0	28,138	0.0	30,991	0.1
	国民健康保険事業	12,477,363	13.8	12,440,572	13.6	12,302,222	13.2
	介護保険事業	13,953,818	15.5	14,002,124	15.3	14,105,247	15.2
	後期高齢者医療事業	1,843,556	2.0	2,011,462	2.2	1,966,247	2.1
	工業用地造成事業	178,434	0.2	196,900	0.2	0	0.0
	小計	28,681,251	31.7	28,915,605	31.6	28,590,843	30.8
企業会計	水道事業会計	3,421,131	3.8	3,141,244	3.4	3,722,176	4.0
	工業用水道事業会計	452,319	0.5	502,549	0.6	716,479	0.8
	公共下水道事業会計	7,636,438	8.5	7,979,495	8.7	8,429,110	9.0
	小計	11,509,888	12.8	11,623,288	12.7	12,867,765	13.8
合計		90,197,139	100	91,478,622	100	92,974,028	100

(2) 令和5年度 一般会計性質別予算

(歳入)				(歳出)				(単位：千円・%)				
性質		区分	当初予算額	構成比	性質		区分	当初予算額	構成比			
自主財源	市	税	20,181,002	39.2	人	件	費	8,310,937	16.1			
	分	担	222,604	0.4	物	件	費	7,304,763	14.2			
	使	用	760,953	1.5	維	持	補	319,983	0.6			
	財	産	70,719	0.1	扶	助	費	12,891,989	25.0			
	寄	附	686,000	1.3	補	助	費	3,419,183	6.6			
	繰	入	1,623,347	3.2	公	債	費	4,783,667	9.3			
	繰	越	900,000	1.7	出	資	金	1,119,760	2.2			
	諸	収	1,682,816	3.3	繰	出	金	5,401,282	10.5			
		入			予	備	費	30,000	0.1			
	小		計	26,127,441	50.7	予		備	費	30,000	0.1	
依存財源	地	方	341,000	0.7	小		計	43,581,564	84.6			
	利	子	16,000	0.0	投	補	助	4,305,932	8.3			
	配	当	80,000	0.2		資	単	独	3,597,924	7.0		
	株	式	75,000	0.2		費	災	害	30,000	0.1		
	法	人	274,000	0.5		費	復	旧				
	地	方	2,800,000	5.4	小		計	7,933,856	15.4			
	ゴ	ル	30,000	0.1								
	環	境	18,000	0.0								
	地	方	80,000	0.2								
	地	方	5,066,000	9.8								
	交	通	15,000	0.0								
	国	庫	8,191,036	15.9								
	県	支	3,711,443	7.2								
	市	債	4,690,500	9.1								
小		計	25,387,979	49.3								
合			計	51,515,420	100	合			計	51,515,420	100	

(3) 令和5年度 一般会計財源内訳

(歳出)		(単位：千円・%)					
科目	財源	当初予算額	特 定 財 源			一般財源	一般財源 充 当 率
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
議	会	369,575	0	0	0	369,575	100.0
総	務	4,909,051	335,072	304,900	383,546	3,885,533	79.2
民	生	21,000,271	9,835,717	19,900	713,945	10,430,709	49.7
衛	生	3,760,489	54,572	462,200	383,310	2,860,407	76.1
労	働	347,547	0	0	305,740	41,807	12.0
農	林	811,553	154,381	148,400	74,219	434,533	53.5
商	工	1,521,976	99,416	309,200	614,025	499,335	32.8
土	木	5,179,726	800,661	1,091,300	309,355	2,978,410	57.5
消	防	1,573,071	67	43,800	85,398	1,443,806	91.8
教	育	7,196,957	622,593	2,035,800	292,687	4,245,877	59.0
災	害	30,000	0	0	0	30,000	100.0
公	債	4,785,224	0	0	166,758	4,618,466	96.5
予	備	30,000	0	0	0	30,000	100.0
計		51,515,420	11,902,479	4,415,500	3,328,983	31,868,458	

13 決算（令和4年度）

(1) 決算カード（速報値）

人口				面積	人口密度	人口集中地区人口	産業構造					
R2年		115,938	km ² 234.47	人 494.5	84,290人	R2年国調	区分	第1次	第2次	第3次		
H27年	119,903								86,704人		650	17,030
増加率	△ 3.3		40.1.1以降の合併状況					1.2%	32.0%	63.5%		
住民登録		4.3.31 116,052	H15.4.1 別子山村と合併			H27年国調		720	16,960	34,206		
		3.3.31 117,439						1.3%	30.9%	62.3%		
区分		令和3年度	令和4年度	区分		指数等	指定団体等の状況					
歳入総額		A	58,143,712	53,409,897	3年度交付税種地区分		I-4	離島特農				
歳出総額		B	57,052,076	52,168,573	基準財政需要額 千円		22,587,137	山振旧新産都				
歳入歳出差引額(A-B)		C	1,091,636	1,241,324	基準財政収入額 千円		17,053,415	広域市町村圏				
翌年度へ繰越すべき財源		D	107,718	170,654	標準財政規模 千円		57,874,939					
実質収支(C-D)		E	ア 983,918	イ 1,070,670	実質赤字比率		-					
					連結実質赤字比率		-					
単年度収支		F		イ-ア 82,341	実質公債費比率		(単) 3.0% (3年) 2.2%					
積立金		G	889,577	100,905	将来負担比率		4.4%	事務の共同処理の状況				
繰上償還金		H	0	0	資金不足比率	水道事業会計	-	税務事務後期高齢者医療				
積立金取り崩し額		I	1,400,000	460,000		工業用水道事業会計	-					
実質単年度収支(F+G+H-I)		J	△ 428,082	△ 272,343		公共下水道事業特別会計	-					
						渡海船事業特別会計	-					
					工業用地造成事業特別会計	-						
一般職員等 ※ 職員数はR4年4月1日現在数、給料月額はR4年4月分												
区分		職員数 A人	給料月額 B千円	1人当たり給料 B/A円	財政力指数		(単) 0.755 (3年) 0.754					
一般職員		620	197,216	318,090	実質収支比率		3.8%					
教育公務員		10	3,907	390,700	積立金現在高 千円		7,533,579					
消防職員		148	45,351	306,426	地方債現在高 千円		51,742,544					
技能労務職員		15	4,536	302,400	収益事業収入額 千円		-					
合計		793	251,010	316,532	債務負担行為額 千円		5,794,222					
公営事業の状況	事業名	法適用の有無	普通会計からの繰入額 千円	職員数 人	特別職等							
	交通	無	80,045	8	区分	改定実施年月日	1人当たり平均給料(報酬)月額 円					
	港湾整備	無	169,663	2	市町村長	28.4.1	956,000					
	国民健康保険	無	1,241,054	19	副市長(統括)	28.4.1	780,000					
	介護保険	無	2,042,273	27	副市長(特命)	28.4.1	683,000					
	後期高齢	無	487,513	5	教育長	28.4.1	658,000					
	上水道事業	有	8,935	31	議会議長	28.4.1	572,000					
	下水道事業	有	1,889,274	27	議会副議長	28.4.1	518,000					
						議会議員(24人)	28.4.1	482,000				
						収入額 千円	0					
					普通会計からの繰入額 千円	1,241,054						
					加入世帯数 世帯	14,282						
					被保険者数 人	20,505						
					一世帯当たり保険料調定額(医療分) 円	110,053						
					被保険者一人当たり保険料調定額(医療分) 円	75,990						
					被保険者一人当たり費用(医療分) 円	399,919						

※ 産業構造の割合は、分類不能を含めた総数における割合

市町村名	新居浜市		類型	Ⅲ-2	性質別歳出							
区分	歳入				区分	歳出						
	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源 K 千円	Kの構成比 %		決算額 千円	構成比 %	税等 千円	経常一般財源 千円	経常収支比率 %	臨時財政対策債 千円	
地方税	19,711,989	36.9	18,489,468	66.1	人件費	8,486,883	16.3	7,768,563	7,342,498	25.7	26.3	
地方譲与税	356,831	0.7	356,831	1.3	うち職員給	5,064,307	9.7	4,592,521	4,122,871	14.5	14.7	
利子割交付金	13,937	0.0	13,937	0.1	扶助費	13,340,587	25.6	3,521,976	2,859,629	10.0	10.2	
配当割交付金	83,562	0.2	83,562	0.3	公債費	4,688,451	9.0	4,483,209	4,483,209	15.7	16.0	
株式譲渡所得割交付金	68,737	0.1	68,737	0.3	内訳	元利償還金	4,688,451	9.0	4,483,209	4,483,209	15.7	16.0
地方消費税交付金	2,889,271	5.4	2,889,271	10.3	一時借入金利子	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
ゴルフ場利用税交付金	31,698	0.1	31,698	0.1	小計	26,515,921	50.9	15,773,748	14,685,336	51.4	52.5	
法人事業税交付金	306,163	0.6	306,163	1.1	物件費	8,122,873	15.6	6,296,589	3,755,652	13.2	13.4	
自動車税環境性能割交付金	23,083	0.0	23,083	0.1	維持補修費	387,285	0.7	339,389	339,389	1.2	1.2	
地方特例交付金	123,614	0.2	123,614	0.4	補助費等	4,256,736	8.2	3,592,327	1,565,319	5.5	5.6	
地方交付税	6,255,397	11.7	5,525,086	19.8	繰出金	5,647,460	10.8	4,675,529	2,265,128	7.9	8.1	
内訳	普通	5,525,086	10.3	5,525,086	19.8	投資出資金・貸付金	1,234,355	2.4	398,160	390,000	1.4	1.4
	特別	730,311	1.4	-	-	積立金	340,120	0.6	321,474	計	80.6	82.3
交通安全対策特別交付金	12,067	0.0	12,067	0.0	前年度繰上充用金	0	0.0	0	経常経費充当一般財源 23,000,824千円			
分担金・負担金	233,346	0.4	-	-	投資的経費	5,663,823	10.8	1,868,856	臨時財政対策債 569,289千円			
使用料	473,478	0.9	257	-	うち人件費	132,040	0.3	132,040				
手数料	250,682	0.5	18,616	0.1	普通建設事業費	5,617,128	10.7	1,851,512				
国庫支出金	10,982,820	20.6	-	-	内訳	補助	2,750,492	5.2	209,016			
県支出金	3,778,275	7.1	-	-	単独	2,756,994	5.3	1,624,154				
財産収入	121,111	0.2	4,012	0.0	県営事業負担金	109,642	0.2	18,342				
寄附金	561,641	1.0	-	-	災害復旧事業費	46,695	0.1	17,344	税等総額 34,507,396千円			
繰入金	1,475,872	2.8	-	-	内訳	失業対策事業費	0	0.0	0			
繰越金	1,091,636	2.0	-	-								
諸収入	1,854,298	3.5	9,775	0.0								
地方債	2,710,389	5.1	(569,289)		合計	52,168,573	100.0	33,266,072				
合計	53,409,897	100.0	27,956,177 (28,525,466)	100.0								

市町村税						区分					
区分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 × 100 税額 75 千円	超過課税分 収入済額 千円	区分	決算額 千円	構成比 %	税等 千円		
市町村	個人分	5,897,677	29.9	1.3	5,791,548	-	議会費	344,834	0.7	344,834	
市民	法人分	1,988,300	10.1	0.1	1,731,791	463,428	総務費	5,487,622	10.5	4,624,737	
固定資産税		9,285,510	47.1	0.6	9,217,595	-	民生費	22,081,974	42.3	10,263,279	
軽自動車税		445,418	2.3	3.9	450,480	-	衛生費	3,942,827	7.5	2,792,952	
市町村たばこ税		872,021	4.4	4.1	856,203	-	労働費	379,957	0.7	40,376	
小計		18,488,926	93.8	1.0	18,047,617	463,428	農林水産業費	863,268	1.7	498,408	
							商工費	2,032,937	3.9	1,242,787	
法定外普通税		-	-	-			土木費	5,734,091	11.0	3,391,383	
旧法による税		-	-	-			消防費	1,498,742	2.9	1,413,326	
目的税		1,223,063	6.2	2.2			教育費	4,986,612	9.5	4,072,874	
内訳	都市計画税	1,222,521	6.2	2.2			-	災害復旧費	46,695	0.1	17,344
	入湯税	542	0.0	4.0			-	公債費	4,688,969	9.0	4,483,727
合計		19,711,989	100.0	1.1	18,047,617	463,428	諸支出金	80,045	0.2	80,045	
							合計	52,168,573	100.0	33,266,072	
適用税率の状況						区分					
区分	均等割	3,500円	市民税 均等割	50,000円~ 3,000,000円	徴収率	区分	現年課税分 %	滞納繰越分 %	合計 %		
市民税	所得割	標準税率に対する比率 1.0	法人分	法人税割	8.4/100	市町村民税	99.7	47.8	99.3		
個人分			固定資産税	1.4/100		固定資産税	99.6	22.2	98.7		
						合計	99.6	30.4	99.0		

(2) 一般会計決算の推移 (款別)

ア 歳入

(単位：千円・%)

款	年度 区分	令和 2		3		4	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税		19,331,276	30.0	19,503,776	33.5	19,711,989	37.0
地 方 譲 与 税		341,281	0.5	350,121	0.6	356,831	0.7
利 子 割 交 付 金		22,351	0.0	20,362	0.0	13,937	0.0
配 当 割 交 付 金		58,578	0.1	92,449	0.2	83,562	0.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		79,207	0.1	115,218	0.2	68,737	0.1
法 人 事 業 税 交 付 金		181,085	0.3	305,448	0.5	306,163	0.6
地 方 消 費 税 交 付 金		2,574,876	4.0	2,794,641	4.8	2,889,271	5.4
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		28,530	0.0	31,043	0.1	31,698	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金		—	0.0	—	—	—	—
環 境 性 能 割 交 付 金		18,593	0.0	20,455	0.0	23,083	0.1
地 方 特 例 交 付 金		111,540	0.2	341,658	0.6	123,614	0.2
地 方 交 付 税		5,478,119	8.5	6,607,512	11.4	6,255,397	11.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		15,209	0.0	14,015	0.0	12,067	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金		210,720	0.3	211,062	0.4	223,702	0.4
使 用 料 及 び 手 数 料		704,212	1.1	668,813	1.1	704,231	1.3
国 庫 支 出 金		21,617,695	33.5	13,358,022	23.0	10,982,820	20.6
県 支 出 金		4,023,425	6.2	3,817,408	6.6	3,778,275	7.1
財 産 収 入		72,199	0.1	118,454	0.2	120,041	0.2
寄 附 金		515,509	0.8	454,761	0.8	561,641	1.1
繰 入 金		1,838,392	2.9	1,712,011	2.9	1,343,403	2.5
繰 越 金		1,110,126	1.7	1,163,622	2.0	1,091,636	2.0
諸 収 入		1,626,675	2.5	1,734,218	3.0	1,862,817	3.5
市 債		4,645,488	7.2	4,703,629	8.1	2,710,389	5.1
合 計		64,605,086	100	58,138,698	100	53,255,304	100

イ 歳出

(単位：千円・%)

款	年度 区分	令和 2		3		4	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議 会 費		341,783	0.5	342,812	0.6	345,574	0.7
総 務 費		18,417,069	29.0	7,965,289	14.0	5,512,993	10.6
民 生 費		20,683,288	32.6	23,273,048	40.8	22,016,187	42.2
衛 生 費		3,662,925	5.8	4,902,410	8.6	4,189,986	8.0
労 働 費		387,698	0.6	378,379	0.7	379,957	0.7
農 林 水 産 業 費		1,023,069	1.6	673,906	1.2	863,719	1.7
商 工 費		2,142,122	3.4	3,532,271	6.2	2,033,357	3.9
土 木 費		5,296,106	8.4	5,380,393	9.4	5,529,308	10.5
消 防 費		1,720,341	2.7	1,611,140	2.8	1,513,387	2.9
教 育 費		5,262,090	8.3	4,319,575	7.5	4,990,547	9.6
災 害 復 旧 費		130,291	0.2	122,484	0.2	46,695	0.1
公 債 費		4,374,682	6.9	4,545,355	8.0	4,752,232	9.1
合 計		63,441,464	100	57,047,062	100	52,173,942	100

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

年度 区分 性質別	令和 2			3			4		
	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり
	千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人件費	8,617,832	13.6	73,382	8,610,375	15.1	74,194	8,651,102	16.6	75,302
2. 物件費	7,062,175	11.1	60,135	7,759,087	13.6	66,858	7,824,934	15.0	68,111
3. 補助費等	17,738,515	28.0	151,045	10,003,514	17.5	86,199	7,233,911	13.9	62,966
4. 維持補修費	353,707	0.6	3,012	288,592	0.5	2,487	402,007	0.8	3,499
5. 扶助費	12,139,347	19.1	103,367	12,219,772	21.4	105,296	12,200,111	23.4	106,193
6. 建設事業費	7,339,749	11.6	62,498	5,748,631	10.1	49,535	5,649,102	10.8	49,172
(1) 普通建設 事業費	7,209,458	11.4	61,389	5,626,146	9.8	48,480	5,603,706	10.7	48,777
ア 補助	3,950,504	6.2	33,639	2,637,330	4.6	22,725	3,337,986	6.4	29,055
イ 単独	3,258,954	5.2	27,750	2,988,816	5.2	25,754	2,265,720	4.3	19,722
(2) 災害復旧 事業費	130,291	0.2	1,109	122,485	0.3	1,056	45,396	0.1	395
7. 出資金貸付金	1,234,342	1.9	10,510	1,090,004	1.9	9,392	1,234,355	2.4	10,744
8. 積立金	768,484	1.2	6,544	2,993,182	5.3	25,792	340,087	0.6	2,960
9. 繰出金	3,813,731	6.0	32,474	3,789,932	6.6	32,657	3,887,652	7.4	33,839
10. 公債費	4,373,582	6.9	37,241	4,543,973	8.0	39,155	4,750,681	9.1	41,351
歳出合計	63,441,464	100	540,208	57,047,062	100	491,565	52,173,942	100	454,137

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別	年度 区分	令和 2		3		4	
		歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
渡海船事業		232,418	232,418	185,393	185,393	224,534	224,534
住宅新築資金等貸付事業		70,007	70,007	—	—	—	—
平尾墓園事業		25,022	24,125	31,534	31,534	24,839	24,839
国民健康保険事業		12,125,579	12,125,579	12,004,352	12,004,352	11,875,185	11,875,185
介護保険事業		13,505,829	13,450,578	13,497,977	13,300,754	13,493,869	13,163,058
後期高齢者医療事業		1,884,857	1,797,779	1,880,350	1,796,841	1,957,742	1,864,865
工業用地造成事業		326,677	238,445	206,516	146,722	308,447	148,485
計		28,170,389	27,938,931	27,806,122	27,465,596	27,884,616	27,300,966

(5) 水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業決算の推移

ア 水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
30		1,835,586	1,600,759	234,827	689,997	1,666,189
令和元		1,861,458	1,546,686	314,772	802,052	1,672,066
2		1,828,418	1,526,347	302,071	641,861	1,303,087
3		1,762,109	1,578,198	183,911	507,250	1,613,576
4		1,945,777	1,555,504	390,273	271,826	1,109,949

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
30		230,549	183,560	46,989	161,674	305,224
令和元		240,883	180,082	60,801	9,357	109,589
2		229,103	183,267	45,836	43,057	505,271
3		247,827	183,335	64,492	32,810	120,321
4		238,490	189,909	48,581	44,417	204,849

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

ウ 公共下水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
令和元		3,771,495	3,604,308	167,187	3,449,689	4,824,189
2		3,897,460	3,696,391	201,069	3,591,072	4,983,508
3		3,699,824	3,560,339	139,485	3,197,576	4,800,472
4		3,849,466	3,659,677	189,789	2,673,799	4,225,056

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度増減見込み		令和5年度末 見込額
			令和5年度中 起債見込額	令和5年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計					
総務	3,374,248	3,212,154	493,400	220,891	3,484,663
民生	1,726,261	1,711,028	162,300	167,177	1,706,151
衛生	3,051,617	2,960,010	437,000	250,648	3,146,362
農水	414,152	510,712	315,000	34,070	791,642
商工	946,495	855,936	309,200	149,018	1,016,118
土木	6,631,308	6,388,211	1,377,600	713,667	7,052,144
公営住宅	2,318,021	2,741,917	278,800	74,099	2,946,618
消防	5,583,670	5,410,472	43,800	336,176	5,118,096
教育	5,696,984	5,568,474	2,488,800	572,231	7,485,043
災害復旧	349,434	311,602	16,900	53,203	275,299
減税補てん債	156,921	103,718	0	41,482	62,236
臨時財政対策債	23,330,918	22,038,170	275,000	1,887,772	20,425,398
減収補てん債	658,400	592,400	0	66,000	526,400
計	54,238,429	52,404,804	6,197,800	4,566,434	54,036,170
特 別 会 計					
渡海船事業	—	—	—	—	—
平尾墓園事業	30,610	21,870	—	8,740	13,130
工業用地造成事業	146,350	—	—	—	—
計	176,960	21,870	0	8,740	13,130

(単位：千円)

区 分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度増減見込み		令和5年度末 見込額
			令和5年度中 起債見込額	令和5年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計					
水道事業	5,820,587	5,532,562	340,000	341,018	5,531,544
工業用水道事業	353,138	341,618	50,000	11,574	380,044
公共下水道事業	33,832,517	33,102,718	1,638,700	2,367,249	32,374,169
計	40,006,242	38,976,898	2,028,700	2,719,841	38,285,757

(7) 普通会計決算(財政指標)の推移

(単位：千円)

区分	年度	30	令和元	2	3	4
歳入総額	㉑	47,292,099	54,063,179	64,611,981	58,143,712	53,409,897
歳出総額	㉒	45,627,672	52,891,900	63,447,462	57,052,076	52,168,573
歳入歳出差引額(㉑-㉒)	㉓	1,664,427	1,171,279	1,164,519	1,091,636	1,241,324
翌年度へ繰越すべき財源	㉔	621,319	208,765	262,942	107,718	170,654
実質収支(㉓-㉔)	㉕	1,043,108	962,514	901,577	983,918	1,070,670
単年度収支	㉖	△ 10,115	△ 80,594	△ 60,937	82,341	86,752
積立金	㉗	609,068	558,579	603,873	889,577	100,905
繰上償還金	㉘	-	-	-	-	-
積立金取り崩し額	㉙	1,040,849	1,560,000	1,345,000	1,400,000	460,000
実質単年度収支(㉖+㉗+㉘-㉙)		△ 441,896	△ 1,082,015	△ 802,064	△ 428,082	△ 272,343
基準財政需要額	注：1	20,683,060	20,938,864	21,500,581	21,894,452	22,587,137
基準財政収入額	注：2	15,999,424	15,996,622	16,701,377	20,381,605	17,053,415
標準財政規模	注：3	27,184,943	27,148,960	27,748,236	28,526,491	27,874,939
財政力指数	単年度	0.774	0.764	0.777	0.731	0.755
	三年平均	0.772	0.767	0.772	0.757	0.754
実質収支比率(%)	注：5	3.8	3.5	3.2	3.4	3.8
実質公債費比率(%)	注：6	2.0	1.5	1.4	1.6	2.2
積立金現在高		9,385,459	8,261,857	7,263,755	8,540,431	7,533,579
地方債現在高		49,000,046	52,490,421	53,071,866	53,518,511	52,404,804
債務負担行為額		6,742,896	5,574,427	6,932,714	7,758,403	5,794,222
経常一般財源比率(%)	注：7	92.9	96.6	95.1	99.3	100.3
経常収支比率(%)	注：8	(87.7) 81.6	(85.1) 80.0	(86.3) 81.5	(81.1) 75.1	(82.3) 80.6

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} &= (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75} + \\ & (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}) \end{aligned}$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入されうる税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \text{実質収支} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 実質公債費比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債の発行が制限されることとなる。

$$\text{実績公債費比率} = \frac{A - B}{C - B} \times 100$$

A：元利償還金・準元利償還金

B：算入公債費の額

C：標準財政規模

注：7 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源(毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうる収入)の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \text{経常一般財源} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

注：8 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\begin{aligned} \text{経常収支比率} &= \text{経常経費充当の一般財源} \div \\ & (\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} \\ & + \text{臨時財政対策債}) \times 100 (\%) \end{aligned}$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。

14 スポーツ

(1) 生涯スポーツ事業

市民の誰もが年齢・性別、障がいの有無を問わず、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む。

- 生涯スポーツの推進とスポーツ機会の創出
- 市民(県民)が関係するスポーツを支えるまちづくり
- 施設環境の整備と既存施設の活用及び総合運動公園への取組

主な事業

(令和4年度)

行 事 名	実 施 期 間	参加人員 (人)
・ 市民歩け歩け大会	4/10	302
・ 市民体育祭	9/19～1/22	2,800
・ 少年スポーツ指導者研修会	4/6、6/1、6/7、6/9、6/15、1/12、2/17、3/15	268
・ 体力づくり指導者講習会	5/17、6/16、7/12、8/25、9/14	195
・ 少年スポーツ大会	10/10～1/28	632
・ 第6回 あかがねマラソン	12/4	759
・ 大府市・新居浜市ジュニアバドミントン交流大会	8/20	82
・ 駅伝競走大会	11/3	235

(2) 競技力向上事業

国体レガシーを活かしながら、トップアスリートの育成など、中学・高校の選手を中心にレベルアップに取り組む。

- トップアスリートの育成とチームの競技力向上

主な事業

- ・ 運動部活動競技力向上事業
- ・ 高校スポーツ強化運動部指定校事業
- ・ 全国高校総体推進事業

全国高等学校総合体育大会ウエトリフティング競技大会(新居浜市) 8/5～8/8 開催

(3) 体育施設

ア 市民体育館

所在地 東雲町一丁目1番25号
 ☎ 34-1888
 敷地面積 4,863㎡
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建
 延床面積 6,210㎡
 総事業費 5億7,520万円
 完成 昭和52年7月31日
 1階トレーニング室 315㎡ 昭和54年3月24日完成

1階体育室 520㎡ 昭和56年11月18日完成
 (卓球台 10台)
 2階競技場 1,763㎡
 (バレーコート3面、バスケットコート2面、テニスコート3面、バドミントンコート12面、ハンドボールコート1面、卓球20台、体操全種目)
 3階観覧席 808席(固定席)

市民体育館使用料

次の各表により算定した額に100分の110を乗じて得た額。(10円未満は切り捨て)

区分				使用時間	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)		
競技場	全	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	学校(学校教育法第1条に定める学校)	競技場	1,000円	1,500円	2,000円	4,000円	
				一般	競技場	2,000	3,000	4,000	8,000	
			一般	体育室	1,000	1,500	2,000	4,000		
		入場料を徴収する場合	学校(学校教育法第1条に定める学校)	競技場	3,000	4,500	6,000	12,000		
			一般	競技場	6,000	9,000	12,000	24,000		
			一般	体育室	3,000	4,500	6,000	12,000		
	使用	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		競技場	20,000	30,000	40,000	80,000	
			入場料を徴収する場合		競技場	40,000	60,000	80,000	160,000	
		体育	スポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		競技場	20,000	30,000	40,000	80,000
				入場料を徴収する場合又は営業目的の場合		競技場	40,000	60,000	80,000	160,000
					体育室	20,000	30,000	40,000	80,000	
					体育室	10,000	15,000	20,000	40,000	
室	部分使用	競技場及び体育室の2分の1未満の部分を使用する場合			全面使用料の2分の1に相当する額					
		個人利用の場合	普通利用の場合		高校生及び一般	100円	100円	100円		
					小学生及び中学生	50	50	50		
		回数利用の場合	高校生及び一般		11枚綴 1,000円					
小学生及び中学生			11枚綴 500円							
トレーニング室	高校生及び一般				100円	100円	100円			
	小学生及び中学生				50円	50円	50円			
	定期利用の場合(高校生及び一般に限る。)				1ヵ月	1,000円				

器具使用料

区 分	数量	区 分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
バスケット用具 (ボールを除く)	1組	午前、午後、 夜間各1回 につき	100円	200円
バレーボール用具 (ボールを除く)	"	"	100	200
バドミントン用具 (ラケット・シャトル コックを除く)	"	"	100	200
テニス用具 (ラケット・ボール を除く)	"	"	100	200
卓球用具 (ラケット・ボール を除く)	"	"	100	200
フットサル用具 (ボールを除く)	"	"	100	200
体操用具	1種目	"	100	200
電光掲示板	1台	"	500	1,000
放送設備	一式	"	1,000	2,000
フロアーシート	1枚	"	50	100

イ 山根総合体育館

所在地	角野新田町三丁目14番1号 ☎ 43-2905
敷地面積	5,358㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 屋根部分鉄骨造銅板葺き
延床面積	3,252㎡
建設事業費	4億9,000万円
完成	昭和62年3月10日
1階競技場	1,326㎡ (バレーコート2面、バスケットコート2面、バドミントンコート8面)
1階トレーニング室	124.90㎡
2階競技場	1,073.4㎡ (卓球コーナー3台、柔剣道場393.95㎡、ジョギングコース170m)

利用状況 (令和4年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	3,268	
卓球	4,205	15,575
バドミントン	5,310	14,625
テニス		
バスケットボール	2,512	
トレーニング室		8,802
体操		
その他	31,717	
計	47,012	39,002

合計利用日数 346日
 合計利用人数 86,014人
 利用日1日平均 248人

山根総合体育館使用料

次の各表により算定した額に100分の110を乗じて得た額。(10円未満は切り捨て)

区 分				使用時間	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)	
競 技 場 及 び 柔 剣 道	全 面 使 用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	学校(学校教育法第1条に定める学校)	競 技 場	800 ^円	1,200 ^円	1,500 ^円	3,000 ^円
				柔剣道場	400	600	800	1,500	
			一 般	競 技 場	1,500	2,500	3,000	6,000	
				柔剣道場	800	1,200	1,500	3,000	
		入場料を徴収する場合	学校(学校教育法第1条に定める学校)	競 技 場	2,500	3,500	5,000	10,000	
				柔剣道場	1,200	1,500	2,500	5,000	
			一 般	競 技 場	5,000	7,000	10,000	20,000	
				柔剣道場	2,500	3,500	5,000	10,000	
	使 用	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	15,000	25,000	30,000	60,000	
				柔剣道場	8,000	12,000	15,000	30,000	
			入場料を徴収する場合	競 技 場	30,000	50,000	60,000	130,000	
				柔剣道場	15,000	25,000	30,000	60,000	
		スポーツ以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	15,000	25,000	30,000	60,000	
				柔剣道場	8,000	12,000	15,000	30,000	
			入場料を徴収する場合	競 技 場	30,000	50,000	60,000	130,000	
				柔剣道場	15,000	25,000	30,000	60,000	
場 部 分 使 用	個人利用の場合	競技場及び柔剣道場の2分の1未満の部分を使用する場合			全面使用料の2分の1に相当する額				
		普通利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	100円	100円	100円			
			小 学 生 及 び 中 学 生	50	50	50			
		回数利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	11枚綴 1,000円					
小 学 生 及 び 中 学 生	11枚綴 500円								
ト レ ー ニ ン グ 室	高 校 生 及 び 一 般				100円	100円	100円		
	小 学 生 及 び 中 学 生				50円	50円	50円		
	定期利用の場合(高校生及び一般に限る。)				1カ月	1,000円			

器具使用料

市民体育館の器具使用料と同じ

利用状況 (令和4年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	1,777	
卓球		9,502
バドミントン	4,713	10,800
トレーニング		1,968
バスケットボール	8,089	
剣道	1,025	
拳 武 道		
そ の 他	11,740	
計	27,344	22,270

利用状況

(令和4年度・単位：人)

区 分	東 雲 市民プール	山根公園 屋内プール	別 子 山 市民プール
使 用 日 数	48日	310日	48日
使 用 日 1日平均利用者数	332	51	10
大 人 (高校生以上)	6,601	12,921	492
小 人	9,381	2,890	
利 用 者 計	15,982	15,811	492

合計利用日数 346日
 合計利用人数 49,614人
 利用日1日平均 143人

ウ 市民プール

名称 区分	東雲市民プール	山根公園屋内プール	別子山市民プール
所 在 地	東雲町一丁目1番13号 ☎ 32-3595	角野新田町三丁目14番2号 ☎ 43-1411	別子山甲333番地の1 ☎ 64-2305
敷地面積	10,744㎡	7,400㎡	1,430㎡
構 造	鉄筋コンクリート造	(管理棟) 鉄筋コンクリート造2階建 (プール棟) 鉄骨造メタアクリル板葺き	鉄筋コンクリート一部樹脂造
建設事業費	1億4,000万円	5億円	3,600万円
完 成	昭和47年5月31日	昭和63年9月30日	昭和57年3月25日
プール施設	(寸法) (水深平均) 流水プール 7m×170m 1.0m 子供プール 変 形 0.4m 幼児プール 変 形 最深 0.2m 最浅 0.1m スライダープール 20m×9m 0.7m 50mプール (公認) (9コース) 50m×20m 最深 1.6m 最浅 1.2m	(寸法) (水深平均) 25mプール(6コース) 25m×13m 1.1m 幼児プール 20m×3~4m 0.5m	(寸法) 25m×8m(4コース)

プール使用料

区 分		種 別		使 用 料		
個	東雲市民プール	普通券	大人 (高校生以上)	1人2時間まで60円 2時間を超える1時間ごとに30円増		
			小人 (中学生以下)	1人2時間まで10円 2時間を超える1時間ごとに20円増		
		ロッカー施設使用		1ボックス1回10円		
人	山根公園屋内プール	普通券	大人 (高校生以上)	1人2時間まで440円 2時間を超える1時間ごとに220円増		
			小人 (中学生以下)	1人2時間まで220円 2時間を超える1時間ごとに110円増		
	共通	回数券		普通券11枚綴として10枚分の料金		
団 体	30人以上		普通料金の1割引			
	50人以上		普通料金の2割引			
	100人以上		普通料金の3割引			
占 用	東雲市民プール	区 分		9時30分～13時	13時～17時	17時～20時
		50メートルプール	平日	2,200円	4,400円	4,400円
			日曜・祝日	3,300	5,500	5,500
			入場料を徴収する場合	本表に定める料金の倍額の範囲内で市長が別に定める額		
		許可時間を超える場合	1時間を超えるごとに平日 770円 日曜日、土曜日又は休日 1,100円			
山根公園屋内プール	区 分		10時～13時	13時～17時	17時～21時	
	25メートルプール	平日	13,200円	26,400円	26,400円	
		日曜・祝日	19,800	33,000	33,000	
		入場料等を徴収する場合	本表に定める料金の倍額の範囲内で市長が別に定める額			
	許可時間を超える場合	1時間を超えるごとに平日 4,400円 日曜日、土曜日又は休日 6,600円				
目的外使用		使用1日	本表に定める使用料を基準として市長が別に定める額			

※ 別子山市民プールの使用料は無料とする。

※ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が手帳等を提示して山根公園屋内プールを使用する場合半額（2時間までの使用に限る。）

※ 市内在住の60歳以上の方が年齢を証する書類を提示して、山根公園屋内プールを使用する場合半額（2時間までの使用に限る。）

工 市営野球場

所在地 新須賀町三丁目2番54号
 ☎ 34-0518
 敷地面積 1万5,269㎡ 両翼 91m
 中堅 118m
 収容人員 本部スタンド 2,090人
 内野スタンド 3,400人
 外野スタンド 3,010人
 計 8,500人
 完成 昭和60年6月30日
 利用者数 15,857人(令和4年度)
 使用料 次の各表により算定した額に
 100分の110を乗じて得た額。
 (10円未満は切り捨て)

野球場使用料

区分	使用時間	職業	一般	学生	器具使用料
入場料を徴収する場合	全日	60,000円	15,000円	7,500円	拡声装置 全日 1,900円 午前 1,000円 午後 1,300円
入場料を徴収しない場合	全日	11,000	5,000	2,500	
	午前	5,000	2,000	1,000	
練習に使用の場合	午後	6,000	3,000	1,500	スコアボード 1試合 400円
	全日	7,500	2,000	1,000	
	午前	3,000	1,000	500	電源 1回 200円
	午後	4,500	1,500	800	
	2時間以内	-	500	250	

使用時間	一般	学生
1時間ごと	2,000円	1,000円

オ 市民テニスコート

所在地 庄内町二丁目地先及び南小松原町地先
 敷地面積 1万9,605㎡
 コート数 クレーコート9面・全天候型ウレタンコート4面・全天候型人工芝コート6面
 完成 昭和57年4月1日及び平成24年10月1日
 利用者数 30,615人(令和4年度)

使用料

区分	使用時間	一般	学生
ハードコート・クレーコート 1面につき	1日	220 ^円	110 ^円
	午前	110	50
	午後	160	80
	2時間以内	60	30
人工芝コート 1面につき	1時間まで	270	140
	2時間まで	550	280
	1時間増すごとに	270	140

カ 山根公園テニスコート

所在地 角野新田町三丁目12番
 敷地面積 5,117㎡
 コート数 全天候型人工芝コート 6面
 練習コート 3面(壁打)
 完成 平成4年3月31日
 利用者数 25,668人(令和4年度)
 管理棟
 所在地 角野新田町三丁目12番
 ☎ 43-2151
 構造 鉄筋コンクリート造平家建
 建物面積 317㎡
 室構成 事務室、更衣室、シャワー室、トイレ
 完成 平成4年3月
 使用料

区分	使用単位	使用者別	テニスコート(一面)	練習コート(一人)	摘要
照明施設を使用しない場合	1時間まで	一般	270	110	テニスコート使用者については、使用時間内に限り、練習コートの使用料を原則として無料とする。
		学生	140	50	
	2時間まで	一般	550	220	
		学生	280	110	
	1時間増すごとに	一般	270	110	
		学生	140	50	
照明施設を使用する場合	1時間まで	一般	600	220	
		学生	470	160	
	2時間まで	一般	1,210	440	
		学生	940	330	
	1時間増すごとに	一般	600	220	
		学生	470	160	

備考：1時間以内の端数が生じた場合は、1時間とみなす

キ 武徳殿・重量挙練習場・弓道場

区分	種別	武徳殿	重量挙練習場	弓道場
所在地		徳常町4番6号	東雲町一丁目1番25号	徳常町4番15号
敷地面積(m ²)		2,362	市民体育館敷地内	546
構造		木造平家建	鉄骨鉄筋コンクリート造	木造平家建
建物面積(m ²)		568	(425)市民体育館延床面積に含まれる	射場 72.962 的場 29.540
完成		昭和14年6月	令和元年5月	平成5年3月
使用料		無料	無料	無料
令和4年度の利用者数(人)		29,500	4,370	4,700

ク 山根市民グラウンド

昭和45年から、上部地区のスポーツの中心として、ソフトボール、野球、サッカー等に活用されている。

所在地 角野新田町三丁目2822番地の9
 敷地面積 1万3,403m²
 利用者数 28,396人(令和4年度)
 使用料 夜間照明使用料
 全面使用 2,000円
 片面使用 1,000円

ケ 別子山市民グラウンド

所在地 別子山乙304番地の8
 敷地面積 1,470m²
 使用料 無料

コ 市営サッカー場(グリーンフィールド新居浜)

平成11年8月にオープンし、サッカーを主とするスポーツ振興を図っている。

所在地 観音原町乙109番地
 ☎ 66-2522
 グラウンド数 2面(第1・第2)
 芝面積 22,220m²(125m×178m)
 グラウンド面積 7,140m²(105m×68m)
 東西観覧席 1,000席
 利用者数 33,952人(令和4年度)
 施設概要 管理棟、倉庫、公衆トイレ、駐車場、駐輪場ほか

サッカー場使用料(1面当たり)

次の各表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(10円未満切り捨て)

区分	使用時間		職業	一般	高校生以下 (高専生及び専修 学校生を含む)
	全日	(9時~17時)			
入場料を徴収する場合	全日	(9時~17時)	144,000円	48,000円	24,000円
	全日	(9時~17時)	48,000	16,000	8,000
入場料を徴収しない場合	半日	(9時~13時) 又は(13時~17時)	24,000	8,000	4,000
		上記区分以外1時間当たり	6,000	2,000	1,000

1. 1面の2分の1以内で部分使用するときは、2分の1とする。
2. 全面(2面)使用するときは、2倍とする。
3. 1時間以内の端数が生じたときは、1時間とみなす。

サ 多喜浜体育館

中小企業に雇用される勤労者の福祉の増進と雇用の安定を図るため、雇用促進事業団(現 雇用・能力開発機構)と市の共有建築物として昭和59年3月20日に竣工し、昭和59年4月1日に設置。平成15年4月1日、雇用・能力開発機構からの譲渡により体育施設の一元化を図るとともに名称を「新居浜市多喜浜体育館」に改める。

所在地 多喜浜四丁目3番7号
☎ 46-2466

敷地面積 3,254.29㎡
構造 鉄筋コンクリート造一部2階建
建物面積 1,179.45㎡
建設事業費 1億3,460万円(うち雇用促進事業団出資金 8,960万円)

利用状況 (令和4年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	6,475	
卓球		1,135
バドミントン	1,062	
バスケットボール	554	
新 体 操	1,187	
そ の 他	5,041	
計	14,319	1,135

合計利用日数 346日
合計利用人数 15,454人
利用日1日平均 44人

多喜浜体育館使用料

次の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(10円未満切り捨て)

区 分	使用時間	使用時間				
		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)	
全面使用	競技場	500円	500円	700円	1,700円	
部分使用	競技場の2分の1未満の部分を使用する場合		全面使用の2分の1に相当する額			
	個人利用の場合	高校生及び一般	100円	100円	100円	
		小学生及び中学生	50円	50円	50円	
	回数利用の場合	高校生及び一般	11枚綴 1,000円			
小学生及び中学生		11枚綴 500円				

器具使用料

市民体育館の器具使用料と同じ

シ 東雲競技場

所在地 東雲町三丁目地先
敷地面積 13,000㎡
施設概要 全天候型 300mトラック及び投てき場
利用者数 15,990人(令和4年度)
使用料 無料

ス 文化振興会館

昭和28年10月、第8回国民体育大会が四国四県で実施されたのを記念して建てられ、記念会館として、40年間市民の方々に利用されてきたものを、市民の生活文化の向上、健康増進の研修の場として、全面改築し、新居浜市文化振興会館として設置した。

所在地 徳常町4番8号 ☎36-0800
敷地面積 609㎡
構造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 993㎡
総事業費 2億2,800万円
完成 平成5年3月
建物 1階 第1研修室(44.46㎡)
調理実習室(40.15㎡)
大小浴室、男女更衣室、
トイレ、受付、展示ホール

2階 第2研修室(80.34㎡)
第3研修室(81.40㎡)
第4研修室(39.60㎡)
講師控室、トイレ
3階 第5研修室(153.92㎡)
講師控室、トイレ

利用者数 令和4年度 7,888人
使用料 次の各表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(10円未満は切り捨て)

会議室等使用料金表

(単位：円)

室名 \ 使用時間	9時～12時	12時～17時	17時～21時	9時～17時	12時～21時	9時～21時
第1会議室	400	500	700	1,000	1,200	1,700
第2会議室	700	1,000	1,300	1,800	2,300	3,100
第3会議室	700	1,000	1,300	1,800	2,300	3,100
第4会議室	300	400	600	800	1,000	1,400
第5会議室	1,300	1,900	2,500	3,400	4,400	5,900
調理実習室	400	500	700	1,000	1,200	1,700
展示ホール	300	400	600	800	1,000	1,400

注：他に、合宿料金、冷暖房費、ガス、電気等使用料が加算される。

セ 体育施設建設基金

令和5年3月31日現在の積立金額 700,891,006円

15 文 化

(1) 文化芸術事業

地域の芸術文化の振興とすそ野の拡大を課題とし、市民の自主的な芸能・文化活動の育成・促進を図る。

- 創作や表現の機会拡大
- 文化グループ・サークルの助成
- 伝統芸能の発掘・伝承
- 芸術鑑賞の機会の拡大

文化遺産に対する正しい理解と認識を深め、その保存と活用の促進を図る。

- 文化財に対する理解と認識を深める。
- 文化財の愛護思想普及のための教育
- 文化財の調査研究記録を図る。

主な行事

ア 文化芸術活動の奨励

- ・第55回にはま春の市民文化祭
令和4年4月9日～24日
市民文化センター大ホール
市民文化センター中ホール
あかがねミュージアム
美術の部 入場者 2,154人
出品数 377点
芸術の部 入場者 1,231人
出演者 302人

(2) 文化施設

市民文化センター

施設の概要

所在地	繁本町8番65号 ☎ 33-2180	
敷地面積	18,285㎡	
	本 館	別 館
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階
建築面積	3,713㎡	2,166㎡
延床面積	5,219㎡	4,620㎡
ホール	大ホール (1,163席)	中ホール (固定486席、車いす席3席)
会議室	—	洋室10、和室2
教室	—	料理・茶華各1、視聴覚1
プラネタリウム	—	プラネタリウム室 (72席)
その他	高齢者社交室	展示室1、相談室、保育室
駐車場	駐車可能台数 170台	
建設事業費	3億5,000万円	5億4,400万円
完成	昭和37年11月3日	昭和49年8月9日

・芸術文化プログラム

市内小中学生に対してピアノ演奏鑑賞、合唱指導、篠笛と太鼓の演奏と指導

実施校 5校

・新居浜市美術展覧会

令和4年10月28日～11月5日

あかがねミュージアム

入場者数 3,576人 出品数 336点

・新居浜市市制施行85周年記念

NHK公開収録「ベストオブクラシック」

令和4年11月27日(日)

市民文化センター 大ホール

入場者数 786人

・新居浜市市制施行85周年記念

虚構の劇団 解散公演「日本人のへそ」

令和4年11月12日(土)、13日(日) 3公演

あかがねミュージアム

入場者 636人

イ 文化財の保存活用

- ・市内にある指定文化財の現況調査及び保存事業の実施
- ・郷土資料室「(愛称)ふるさとラボ」の運営
埋蔵文化財、民俗文化財、自然科学資料(岩石鉱石)などを展示活用している。
来館者 854人

改 修	工 期 昭和61年12月18日～昭和62年4月25日 工 事 費 4億500万円 工事概要 せり舞台を新設(約100㎡) 舞台天井・側面に音響反射板の新設 客席の幅を拡大 前部客席に床暖房設備を設置 防音扉の設置	
	平成23年度 楽屋新築及び既設楽屋改修 58,289千円	平成24年度～26年度 耐震工事の実施 工事費 24年度 17,850千円 耐震診断及び補強設計 25年度 92,075千円 別館耐震工事等 26年度 53,795千円 大・中ホールの耐震補強工事及び本館耐震工事

使用料

次の各表により算定した額に消費税の税率を乗じて得た額(10円未満は切り捨て)

大・中ホール、会議室等使用料金表

室 名		使用時間		夜間 17時～ 22時	昼間 9時～ 17時	昼夜間 12時～ 22時	全日 9時～ 22時	備 考 (定員・広さ等)
		午前 9時～ 12時	午後 12時～ 17時					
大 ホ ール	平 日	円 9,000	円 15,000	円 21,000	円 24,000	円 36,000	円 45,000	固定席 1,163席
	日曜日、土曜日 又は休日	10,000	18,000	24,000	28,000	42,000	52,000	
中 ホ ール	平 日	4,000	7,000	10,000	11,000	17,000	21,000	固定席 486席 車いす席 3席
	日曜日、土曜日 又は休日	5,000	9,000	12,000	14,000	21,000	26,000	
教 室 ・ 会 議 室	視聴覚教室	1,000	1,400	2,100	2,300	3,000	3,500	100人 294㎡
	茶華道教室	800	1,200	1,800	2,000	2,600	3,000	40人 30畳
	料理教室	1,000	1,400	2,100	2,300	3,000	3,500	25人 100㎡
	展示室	500	800	1,200	1,300	1,700	2,000	50㎡
	大会議室	1,500	2,200	3,300	3,700	4,800	5,500	135人 202㎡
	中会議室	700	1,000	1,500	1,700	2,200	2,500	30人 50㎡ 3室 42人 60㎡ 1室 30人 68㎡ 2室 60人 108㎡ 1室
	小会議室	400	600	900	1,000	1,300	1,500	15人 25㎡ 2室
小会議室 (和室)	400	600	900	1,000	1,300	1,500	10人 10畳 2室	

冷暖房装置使用料金表

区分	単位	大ホール	ロビー (大ホール)	中ホール	教室、会議室
冷房	1時間	円 2,500	円 1,000	円 1,500	室利用料金の5割
暖房	1時間	1,000	500	700	” 3割

器具等使用料金表

区分 種別	器具等名	数量	1回の 使用料	摘要	
大ホール 特設舞台	所作舞台	1式	2,000円		
	ひな壇	1式	500	5枚 1組	
	迫り舞台	1式	2,000		
大ホール 照明器具	第1ボーダーライト	1式	500		
	第2ボーダーライト	1式	500		
	アッパーホリゾン ト ラ イ ト	1式	400		
	ロアーホリゾン ト ラ イ ト	1式	500		
	フットライト	花道	1式	100	
		舞台	1式	300	
	第1シーリング ス ポ ッ ト ラ イ ト	1式	700		
	第2シーリング ス ポ ッ ト ラ イ ト	1式	700		
	天井反射板ライト	1式	700		
	ステージスポット ラ イ ト	1式	500	4台 1組	
	センタースポット ラ イ ト	1台	500		
	スポット ラ イ ト	500 ワ ッ ト	1台	100	
		1キ ロ ワ ッ ト	1台	200	
		1.5キ ロ ワ ッ ト	1台	300	
	エフェクト プ ロ ジ ェ ク タ ー	1台	500		
	ミラーボール	1台	100		
	マルチストロボ	1式	200		
	テレビコンセント	1個	1,000		
	中ホール 照明器具	第1ボーダーライト	1式	400	
		第2ボーダーライト	1式	400	
アッパーホリゾン ト ラ イ ト		1式	400		
ロアーホリゾン ト ラ イ ト		1式	500		
フットライト		1式	300		
シーリング ス ポ ッ ト ラ イ ト		1式	800		
セ ン タ ー ス ポ ッ ト ラ イ ト		1台	500		
スポット ラ イ ト		500 ワ ッ ト	1台	100	
	1キ ロ ワ ッ ト	1台	200		
諸道具	演台設備	1式	300	椅子、 花台付	
	赤毛布	1枚	100		
	金屏風	1双	500		
	松羽目	1式	500		
	紗幕	1式	1,000		

区分 種別	器具等名	数量	1回の 使用料	摘要
諸道具	暗幕	1式	100円	
	ピ ア ノ （フルコンサート）	1台	6,000	調律料 含まず
	ピ ア ノ （セミコンサート）	1台	1,500	調律料 含まず
映写機 及び器具	16ミリ（35ミリ） 映写機 5巻以内	1台	2,000	1巻ます ごとに200
	スクリーン	1式	1,000	
	オーバーヘッド プロジェクター	1式	500	
	スライド映写機	1式	1,000	
	ビデオ放映装置	1式	300	
音響器具	拡声装置 （マイク3本付）	1式	1,500	
	演台マイク	1式	500	
	マイクロホーン	1式	200	
	レコードプレーヤー	1式	300	
	テープレコーダー	1台	300	テープ を除く
	ワイヤレスマイク	1本	200	
	コンパクト ディスクプレーヤー	1台	300	

使用料の額は、使用時間に係る区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 午前、午後又は夜間 1回の使用料の額
- (2) 昼間又は昼夜間 2回の使用料に相当する額
- (3) 全日 3回の使用料に相当する額

プラネタリウム観覧料

区 分	単 位	観 覧 料 金	
		個 人	団体(30名以上)
大 人	1人	60円	40円
高校生・高専生	1	30	15
中学生・小学生・幼児	1	10	5

利用状況

	階	室名	令和2年度		3年度		4年度	
			利用回数	利用人員	利用回数	利用人員	利用回数	利用人員
本館	1	大ホール	71回	11,374人	118回	14,288人	191回	28,022人
	1	大ホールロビー	3	15	3	95	0	0
別館	1	中ホール	129	7,860	140	8,400	201	11,074
	2	茶華道教室	31	147	53	104	72	72
	2	展示室	115	1,005	81	314	90	263
	2	料理教室	18	39	48	67	65	80
	3	プラネタリウム	62	373	32	244	59	288
	3	視聴覚教室	115	4,053	102	2,612	170	4,498
	3	小会議室(和室)	60	79	104	72	148	133
	3	小会議室	293	1,795	213	751	350	1,436
	1・3・4	中会議室	818	12,850	716	6,507	1,160	11,470
4	大会議室	134	5,814	129	4,930	219	9,459	

(3) 別子山ふるさと館

設置趣旨 別子山地区の自然、歴史、風土、芸術、民俗等に関する資料の収集展示を行い、文化の向上を図る。

所在地 別子山甲345番地の1

☎64-2305

敷地面積 2,819㎡

構造 木造2階建

建設事業費 9,197万9千円

完成 平成2年7月31日

建物構造 資料館1棟 233㎡
管理棟1棟 127㎡

使用料 無料

(4) 文化財

ア 指定・登録文化財の状況 (5.4.1 現在)

区分	国指定	県指定	市指定	国登録	合計
建造物	1	1	4	17	23
絵画			3		3
彫刻		1	10		11
工芸		4	5		9
古文書			3		3
考古資料		1	3		4
歴史資料			5		5
無形民俗文化財			3		3
史跡		1	22		23
名勝	1	1	2		4
天然記念物	2	3	16		21
合計	4	12	76	17	109

イ 国指定文化財

(5.4.1 現在)

名称	種類	所在地	所有者・管理者	指定年月日
旧広瀬家住宅	建造物	上原二丁目10番52号	新居浜市	平15. 5.30
旧広瀬氏庭園	名勝	上原二丁目10番52号	新居浜市	平30. 2.13
一宮神社のクスノキ群	天然記念物	一宮町一丁目3番1号	一宮神社	昭26. 6. 9
銅山峰のツガザクラ群落	”	立川町、別子山	新居浜市	平31. 2.26

ウ 県指定文化財

(5.4.1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
経堂「大転輪蔵」	建 造 物	山根町8番1号	瑞 応 寺	昭45. 3. 27
木造薬師如来坐像	彫 刻	高木町3番21号	河 内 寺	54. 9. 14
太刀 銘国継	工 芸		個 人 蔵	30. 11. 4
太刀 無銘	”		個 人 蔵	39. 3. 27
銅銭承和昌宝	”	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 4. 2
金銅密教法具	”	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 4. 2
金子山古墳出土品	考 古 資 料	西の土居町二丁目16番47号	慈 眼 寺	63. 4. 19
別子銅山口屋跡	史 跡	西町6番2号	新 居 浜 市	24. 9. 17
別子ライン	名 勝	立川山大永山	新 居 浜 市	30. 11. 4
瑞応寺のイチョウ	天然記念物	山根町8番1号	瑞 応 寺	31. 11. 3
赤石山の高山植物	”	赤石山系	新居浜市、四国中央市	32. 12. 14
久貢山のソテツ	”	多喜浜六丁目4番55号	天 野 市 三	32. 12. 14

エ 市指定文化財

(5.4.1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
大元神社本殿	建 造 物	大島字宮山	大島八幡神社	昭52. 4. 7
宝篋印塔	”	郷四丁目	上 郷 自 治 会	52. 4. 7
狛 犬	”	東田三丁目1229番地	東 台 神 社	52. 4. 7
立川銅山師奉納常夜灯	”	一宮町一丁目3番1号	一 宮 神 社	令 2. 9. 11
金胎両界曼荼羅	絵 画	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	昭40. 6. 3
弘法大師御影像	”	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 6. 3
絵馬「渡辺綱鬼女退治図」	”	新須賀町三丁目4番5号	堀 江 神 社	60. 10. 3
釈尊誕生仏	彫 刻	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 6. 3
十二神将像	”	高木町3番21号	河 内 寺	52. 4. 7
木造聖観世音菩薩立像	”	萩生2635番地	萩 生 寺	52. 4. 7
随 神	”	八雲町10番16号	宗 像 神 社	52. 4. 7
牛王宝印	”	八雲町10番16号	宗 像 神 社	52. 4. 7
蛙 股	”	八雲町10番16号	宗 像 神 社	52. 4. 7
仏海上人作仏像	”	大島143番地	吉 祥 寺	53. 4. 6
木造聖観音菩薩坐像	”	別子山乙551番地5	圓 通 寺	平15. 11. 4
木造大日如来坐像	”	別子山乙551番地5	圓 通 寺	15. 11. 4
木造阿弥陀如来立像	”	別子山乙551番地5	圓 通 寺	15. 11. 4
太刀 銘伝三条小鍛冶宗近作	工 芸	一宮町一丁目3番1号	一 宮 神 社	昭40. 6. 3
仏舍利塔と舍利器	”	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 6. 3
鉄鉢と二十五条麻袈裟	”	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 6. 3
獅子王御太刀	”	八幡二丁目4番69号	八 幡 神 社	52. 4. 7
孔雀文金銅磬	”	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	52. 4. 7
秘法三十二箇巻	古 文 書	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	40. 6. 3
白石家文書	”	北新町10番1号	新 居 浜 市	平16. 8. 5
野田家文書	”	北新町10番1号	新 居 浜 市	16. 8. 5
銭がめと古銭	考 古 資 料		個 人 蔵	昭52. 4. 7
古宮経塚出土「経筒」	”	繁本町8番65号	新 居 浜 市	60. 10. 3
正光寺山古墳群出土遺物	”	繁本町8番65号	新 居 浜 市	平25. 3. 13
西条藩領地鳥瞰図屏風	歴 史 資 料	坂井町二丁目8番1号	新 居 浜 市	昭60. 10. 3
石造地藏菩薩立像	”	別子山乙551番地7	圓 通 寺	平15. 11. 4

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
圓通寺棟札	歴 史 資 料	別子山乙551番地7	圓 通 寺	平 15. 11. 4
瓜生野御堂棟札	"	別子山瓜生野	近 藤 利 枝	15. 11. 4
銅山略式志	"	上原二丁目10番42号	広瀬歴史記念館	令 3. 4. 2
とうどおくり	無形民俗文化財	大島	大 島 自 治 会	昭 53. 4. 6
じょうさ節	"	垣生	じょうさ節保存会	53. 4. 6
かぶと踊り	"	船木	かぶと踊り保存会	平 16. 8. 5
五輪塔群	史 跡	西の土居町二丁目	西の土居自治会	昭 40. 6. 3
大師泉縄文遺跡	"	萩生801番地	萩生東老人会	52. 4. 7
唐津塚	"	上原二丁目	新 居 浜 市	52. 4. 7
小山古墳	"	垣生小山	大 師 堂	52. 4. 7
桧端住居跡	"	船木4638番地の2	安 葉 誠 之 助	52. 4. 7
河内寺の塔礎石	"	高木町3番21号	河 内 寺	52. 4. 7
深尾権太輔の墓	"	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	52. 4. 7
星原市	"	星原町4番	矢 野 忠 俊	52. 4. 7
久貢屋敷と天野喜四郎の墓	"	多喜浜六丁目4番55号	天 野 市 三	53. 4. 6
つづら淵	"	若水町二丁目5番	つづら淵保存会	53. 4. 6
金子城跡	"	金子山	新 居 浜 市	53. 4. 6
岡崎城跡	"	上郷郷山	新 居 浜 市	53. 4. 6
横山古墳群	"	中萩町13番	新 居 浜 市	53. 4. 6
金子山古墳	"	金子15番地	慈 眼 寺	58. 1. 6
三義民の碑	"	宇高町二丁目6番 観音堂	宇 高 自 治 会	60. 6. 6
村上平兵衛の墓	"	又野二丁目5番 阿弥陀堂	又 野 自 治 会	60. 6. 6
高橋弥市左衛門の墓	"	宇高町二丁目6番 観音堂	宇 高 自 治 会	60. 6. 6
高橋孫兵衛の墓	"	宇高町二丁目1番52号 地藏堂	高 橋 寛 一	60. 6. 6
高橋孫兵衛屋敷跡地	"	宇高町二丁目	高 橋 寛 一	60. 6. 6
金子備後守供養塔を中心とする墓	"	西の土居町二丁目16番47号	慈 眼 寺	60. 12. 5
広瀬家墓所	"	山田町217番地の1	新 居 浜 市	平 16. 8. 5
正光寺山古墳群	"	坂井町二丁目1419番	新 居 浜 市	25. 3. 13
銚子の滝	名 勝	大生院大野山	新 居 浜 市	昭 53. 4. 6
樽の滝(窓の滝)	"	種子川山	新 居 浜 市	53. 4. 6
バクチノキの群生	天然記念物	大島字宮山	大島八幡神社	52. 4. 7
ミョウショウジザクラ	"	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	52. 4. 7
法泉寺のムクノキ	"	垣生四丁目9番12号	法 泉 寺	52. 4. 7
大師泉のオオバタネツケバナ	"	萩生801番地	萩生東老人会	52. 4. 7
ヤクシマツバキ	"	大生院大野山谷	曾我部 伊与一	52. 4. 7
漣痕	"	荷内町2番5号	真 鍋 麻 直	52. 4. 7
アッケシソウ	"	阿島二丁目14番1号	岡 田 秋 稔	59. 7. 5
中央構造線小河谷断層	"	萩生1833番地～2960番地の1	伊 達 逸 司	60. 1. 10
宗像神社の参道と社叢	"	八雲町10番13号	宗 像 神 社	60. 11. 5
黒嶋神社のツバキ群生林	"	黒島779番地の1	黒 嶋 神 社	60. 12. 5
三島神社の社叢	"	船木甲5371番地	三 島 神 社	60. 12. 5
龍河神社の社叢	"	立川町496、497番地ほか	龍 河 神 社	63. 5. 12
山城八幡神社社叢	"	別子山甲130番地	山城八幡神社	平 15. 11. 4
オオモミジ	"	別子山乙551番地13	圓 通 寺	15. 11. 4
保土野溪谷甌穴群	"	別子山保土野乙475番8地先ほか	国 土 交 通 省	15. 11. 4
エドヒガンザクラ	"	別子山乙83番1	別子校区連合自治会	25. 3. 13

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	登録年月日
遠登志橋	土木構造物	立川町620番地1地先	新居浜市	平 17. 12. 26
住友化学工業愛媛工場歴史資料館	建築物	惣開町5番1号	住友化学株式会社	13. 4. 24
武徳殿	"	徳常町4番6号	新居浜市	16. 3. 2
旧別子鉱山鉄道端出場鉄橋(足谷川鉄橋)	"	立川町682番地先ほか	住友金属鉱山(株)別子事業所	21. 8. 7
旧別子鉱山鉄道端出場隧道	"	立川町682番地	住友金属鉱山(株)別子事業所	21. 8. 7
旧泉寿亭特別室棟	"	立川町707番3	(株)マイントピア別子	21. 8. 7
山根競技場観覧席	工 作 物	角野新田町三丁目2822番9	新居浜市	21. 8. 7
旧山根製錬所煙突	"	角野新田町三丁目2822番1	新居浜市	21. 8. 7
旧端出場水力発電所	建築物	立川町594番地	新居浜市	23. 1. 26
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅主屋	"	星越町乙1903番地1	新居浜市	令 2. 8. 17
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅応接棟	"	星越町乙1903番地1	新居浜市	2. 8. 17
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅茶室	"	星越町乙1903番地1	新居浜市	2. 8. 17
旧住友別子鉱山株式会社外国人技師東社宅	"	星越町乙1900番地	新居浜市	2. 8. 17
旧住友別子鉱山株式会社外国人技師西社宅	"	星越町乙1900番地	新居浜市	2. 8. 17
旧住友化学工業株式会社幹部社宅	"	星越町乙1896番地1	新居浜市	2. 8. 17
旧住友共同電力株式会社幹部社宅	"	星越町乙1900番地	新居浜市	2. 8. 17
旧住友共同電力株式会社監査役社宅	"	星越町乙1857番地1	新居浜市	2. 8. 17

(5) 文化振興基金

令和5年3月31日現在の積立金額

823,890,638円

16 総合文化施設
(あかがねミュージアム)

総合文化施設は、新居浜の歴史、文化及び芸術を通して、市民が集い、出会い、交流する場を提供することで、文化の継承、発展、創造と次世代のひとづくりを目指して、平成25年3月建設に着手し、平成27年6月末竣工、平成27年7月18日にオープンした。

この施設は、太鼓台ミュージアム、にいほまギャラリー、ホール、スタジオ、アート工房等の総合文化施設と、美術を通して出会いと交流を育む場である展示室、市民ギャラリーを有する美術館で構成されている。

施設の管理運営は、開館当初より指定管理制度を導入しており、現在はあかがねミュージアム運営グループが行っている。

美術館では、女性をモチーフにした絵画75点を集めた「描かれた女たち 女性像にみるフォルム／現実／夢」を開催。明治から現代までの女性美の変遷をたどった。あかがねのまち新居浜に縁がある現代作家の二人展「あかがねアート・クロッシング 日野 譲×伴野久美子 - 'home'」では、金属や布の作品など多様な表現を紹介。市制85周年記念事業「五味太郎作品展 [絵本

の時間] 3」では、絵本作家五味太郎氏の原画116点を展示し、トークショー&サイン会も行った。その他、展示室内にハンモック等を設置し、座ったり寝転んだりして映像や絵本を楽しむ「おひるねびじゅつかん」や、美術館所蔵作品を紹介するコレクション展を開催した。

入館者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月	1,296	4,198	12,669
5月	3,037	0	12,786
6月	3,987	9,783	9,734
7月	8,743	11,184	13,458
8月	10,200	11,170	13,405
9月	8,609	9,163	8,686
10月	11,342	10,872	13,065
11月	12,364	11,396	16,492
12月	5,711	14,877	13,273
1月	8,163	10,456	15,978
2月	11,560	5,318	15,756
3月	9,262	9,623	10,440
計	94,274	108,040	155,742

総

務



産業遺産研修（旧端出場水力発電所）

総務

1 市庁舎

(1) 本庁舎及び消防防災合同庁舎

<p>所在地 一宮町一丁目5番1号 ☎65-1234</p> <p>沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用） 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁 令和2年3月26日消防防災合同庁舎完成</p>	<p>敷地面積 2万847.86㎡ 駐車場 収容台数約212台（来客用及び大型バス2台分含む）</p> <p>(本庁舎) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>建築面積 3,607.48㎡ 延床面積 1万5,235.94㎡ 建物の高さ 36.4m 建設事業費 30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）</p> <p>(消防防災合同庁舎) 構造 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造地上6階建</p> <p>建築面積 2,122.82㎡ 延床面積 8,085.00㎡ (訓練棟・土のう置場含む)</p> <p>建物の高さ 27.2m 建設事業費 56億3,289万円</p>
--	---

(2) 支所庁舎

区分	上部支所	川東支所	別子山支所
所在地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲347番地の1 ☎64-2011
敷地面積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	821.54㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	(827.23㎡の内) 196.23㎡使用
建築年月日	昭和55年3月29日（新築）	昭和54年3月25日（新築） 昭和61年2月12日（増築）	昭和59年度（新築） 令和2年11月30日（増築）
建設事業費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 -	建設費 6,426万円 -

2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(5.3.31 現在・単位：㎡)

区 分		土地 (地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	27,915	185	23,572	23,757	
	その他の 行政機関	(消 防) 施 設	13,527	27	9,412	9,439
		そ の 他 の 施 設	525,851	28	36,532	36,560
	公 共 用 財 産	学 校	470,793	1,410	165,310	166,720
		公 営 住 宅	226,280	5,950	123,769	129,719
		公 園	883,085	2,573	5,762	8,335
		そ の 他 の 施 設	1,071,068	5,769	103,425	109,194
小 計	3,218,519	15,942	467,782	483,724		
普通財産	山 林	48,117,074	188	30	218	
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般	297,463	5,508	24,033	29,541	
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地	40,024	0	0	0	
	小 計	48,454,561	5,696	24,063	29,759	
合 計		51,673,080	21,638	491,845	513,483	

(2) 物 権

(5.3.31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,043
借 地 権	195,576
無 償 借 地 権	81,374
合 計	345,993

(3) 有価証券

(5.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	131,800

(4) 出資による権利

(5.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
全 国 漁 業 信 用 基 金 協 会	2,100
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福) 新 居 浜 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	2,512
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
(公財) 愛 媛 の 森 林 基 金	14,618
(公財) え ひ め 海 づ く り 基 金	13,472
(公財) 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
(公財) え ひ め 産 業 振 興 財 団	17,913
(公財) 愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
(一財) 日 本 立 地 セ ン タ ー テ ク ノ ポ リ ス 債 務 保 証 基 金	3,135
(公財) え ひ め 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
(公財) 愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
(公財) え ひ め 農 林 漁 業 振 興 機 構	16,834
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
(公財) 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
(公財) 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	593,113

(5) 基金 (5.3.31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	30,725
奨 学 資 金 貸 付 基 金	99,705
青 野 記 念 奨 学 基 金	71,211
し ら う め 入 学 準 備 金 貸 付 基 金	52,188
財 政 調 整 基 金	1,846,518
体 育 施 設 建 設 基 金	700,891
平 尾 墓 園 管 理 基 金	65,227
文 化 振 興 基 金	823,891
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	9,113
減 債 基 金	1,744,247
図 書 館 図 書 整 備 基 金	36,073
地 域 福 祉 基 金	248,561
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	2,626
国 際 交 流 基 金	22,431
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,257
ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 対 策 基 金	10,018
国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	105,534
介 護 給 付 費 準 備 基 金	913,817
浮 川 健 康 づ くり 基 金	51,089
公 共 施 設 整 備 基 金	1,188,385
別 子 山 振 興 基 金	259,190
災 害 対 策 基 金	139,205
こ ど も 夢 未 来 基 金	49,057
合 併 振 興 基 金	1,355,319
あ か が ね 基 金	88,694
環 境 保 全 基 金	76,009
も の づ くり 産 業 振 興 基 金	102,872
美 術 品 購 入 基 金	112,586
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	51,567
合 計	10,267,006

(債権額等含む)

財政調整基金	令和5年5月31日	460,000千円	取崩し
体育施設建設基金	令和5年5月31日	34,078千円	取崩し
平尾墓園管理基金	令和5年5月31日	4,473千円	取崩し
文化振興基金	令和5年5月31日	15,452千円	取崩し
減債基金	令和5年5月31日	600,000千円	取崩し
地域福祉基金	令和5年5月31日	35,295千円	取崩し
国際交流基金	令和5年5月31日	3,000千円	取崩し
国民健康保険財政調整基金	令和5年5月31日	100,000千円	取崩し
公共施設整備基金	令和5年5月31日	29,107千円	取崩し
別子山振興基金	令和5年5月31日	22,648千円	取崩し
こども夢未来基金	令和5年5月31日	4,720千円	取崩し
合併振興基金	令和5年5月31日	78,251千円	取崩し
あかがね基金	令和5年5月31日	28,321千円	取崩し
環境保全基金	令和5年5月31日	7,834千円	取崩し
ものづくり産業振興基金	令和5年5月31日	10,827千円	取崩し
森林環境譲与税基金	令和5年5月31日	13,655千円	取崩し

3 債 権 管 理

平成5年以降の地方分権改革により国から地方、県から市への権限移譲や地方に対する規制緩和が進められ、地方公共団体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためには、相応の財源が必要であり、少子・超高齢化が進展している現在、これまで以上に経費の節減と市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理と未収債権の効果・効率的な回収の取組を検討し実施する。

(1) 新居浜市債権管理条例

債権管理の基本は法令遵守にあり、地方自治法その他関係法令や平成27年9月に「市民負担の公平性及び財政の健全性」の確保を目的に制定した「新居浜市債権管理条例」の規定に基づき、市の債権管理の一層の適正化を図る。

(2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正かつ計画的な管理と効果・効率的な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収を推進し、市財政の健全化及び市民負担の公平性を確保することにより公平・公正な市政運営を図る。

(3) 強制徴収公債権の滞納整理

税外債権で、法令の定めにより地方税法の滞納処分例により強制徴収できる債権(自力執行権のある公債権)は、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう債権管理担当課が支援・助言を行っている。

(4) 非強制徴収公債権及び私債権の滞納整理

本市自ら強制徴収ができない公債権(自力執行権のない公債権)及び私債権のうち、滞納額及び件数の多い債権を重点滞納債権に指定し、債権管理担当課と債権所管課で連携しつつ、法的措置も視野に入れ、未収債権の回収を進める。

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分		年 度	令和 2	3	4
工 事 請 負 契 約	市 内 業 者	件 数	327 (1)	267	252 (3)
		金 額	6,050,532 (949,300)	4,244,037 (720,720)	5,187,967 (1,663,200)
	市 外 業 者	件 数	28	28 (1)	30
		金 額	821,665	2,625,625 (1,734,480)	1,029,232
	小 計	件 数	355 (1)	295 (1)	282 (3)
		金 額	6,872,197 (949,300)	6,869,662 (2,455,200)	6,217,199 (1,663,200)
物 品 購 入 契 約		件 数	3,402	2,905	3,211
		金 額	812,779	423,919	484,909

注1：()内件数は共同企業体

注2：()内金額は出資比率による。

注3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4：工事請負契約は、上下水道局(水道局)及び港務局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(5.4.1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等		納税義務者		
個 人 市民税	均等割	定額 3,500円	57,895 人		
	所得割	6.0%			
法 人 市 民 税	均 等	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	21 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	14 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	201 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	23 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	152 社	
	割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	43 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	518 社	
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	24 社	
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,748 社	
		合 計		3,744 社	
法人 税割	$\frac{8.4}{100}$				
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	原動機付自転車		(課税台数)		
	ア	第1種原付50cc以下	年額 2,000円	8,031台	
	イ	第2種原付(乙)50cc超90cc以下	年額 2,000円	865台	
	ウ	第2種原付(甲)90cc超125cc以下	年額 2,400円	2,341台	
	エ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額 3,700円	75台	
	軽自動車及び小型特殊自動車				
	ア	2輪のもの	年額 3,600円	1,359台	
	イ	3輪のもの	(新税率)	年額 3,100円	0台
			(重課税率)	年額 3,900円	0台
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 4,600円	3台
			営業用	年額 1,000円	0台
			(新税率)	年額 5,500円	2台
			(重課税率)	年額 6,900円	3台
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 8,200円	6台
			(" 50%軽減)	年額 1,800円	0台
			(" 25%軽減)	年額 3,500円	0台
			自家用	年額 5,200円	0台
ウ	4輪以上のもの	(新税率)	年額 7,200円	10,013台	
		(重課税率)	年額 10,800円	14,794台	
		(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 12,900円	8,297台	
		営業用	年額 2,700円	50台	
		(新税率)	年額 3,000円	62台	
		(重課税率)	年額 3,800円	91台	
		(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 4,500円	40台	
		自家用	年額 1,000円	3台	
		(新税率)	年額 4,000円	2,158台	
		(重課税率)	年額 5,000円	4,034台	
(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 6,000円	4,119台			
エ	農耕作業用自動車	年額 1,300円	0台		
オ	ポートトレーラー	年額 2,400円	116台		
カ	その他のもの	年額 3,600円	34台		
キ	2輪の小型自動車	年額 5,900円	121台		
		年額 6,000円	2,026台		
			計	58,643台	

税目	燃費性能等（自家用乗用車）	税 率
軽自動車税 （環境性能割）	電気自動車、天然ガス軽自動車	非課税
	★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車 ※	非課税
	★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車 ※	1.0 %
	上記以外	2.0 %

※ ★★★★★：2018年排出ガス基準50%低減達成車または2005年排出ガス基準75%以上低減達成車

税 目	区 分 ・ 税 率 等	納税義務者
市 た ば こ 税	1,000本につき6,552円	7社
入 湯 税	1人1日について150円	1社
固 定 資 産 税 （償却資産含む）	$\frac{1.4}{100}$	48,976人
都 市 計 画 税	$\frac{0.28}{100}$	36,733人
特 別 土 地 保 有 税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数

市民税

ア 個人

（令和4.7.1現在・単位：人）

区分 \ 年	30	令和元	2	3	4
普 通 徴 収	6,864	6,815	6,544	6,296	6,197
特 別 徴 収（給与）	41,097	41,534	42,033	42,463	42,442
特 別 徴 収（年金）	9,433	9,429	9,407	9,419	9,256
計	57,394	57,778	57,984	58,178	57,895

イ 法人

（令和4.7.1現在・単位：社）

区分 \ 年	30	令和元	2	3	4
法人均等割納税義務者数	3,636	3,620	3,646	3,679	3,744

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

（5.4.1現在）

区分 \ 地目	田	畑	宅 地	池沼	山 林	原野	雑種地	計	
地積	評価総地積 (㎡)	7,328,765	5,683,672	25,492,273	28,285	61,732,213	98,619	4,686,534	105,050,361
	法定免税点以上(㎡)	6,540,417	4,448,970	25,280,344	19,431	59,254,739	85,864	4,565,988	100,195,753
決定価格	総 額 (千円)	1,308,210	1,116,842	461,812,979	55,403	901,664	2,854	28,330,175	493,528,127
	法定免税点以上(千円)	1,237,883	1,070,616	460,046,949	55,149	866,010	2,295	28,141,782	491,420,684
課 税 標 準 額 (千円)	1,111,119	844,394	189,728,400	38,929	901,664	2,656	19,487,899	212,115,061	
筆数	評 価 総 筆 数	12,075	11,993	117,691	35	8,836	201	10,717	161,548
	法定免税点以上	10,599	8,812	114,898	25	6,885	159	8,924	150,302
単 位 当 り 価 格	平均価格 (円/㎡)	179	197	18,116	1,959	15	29	6,045	—
	最高価格 (円/㎡)	37,988	30,875	72,323	13,172	22	7,521	72,539	—

イ 家 屋

(5.4.1 現在)

区 分		総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 (B/A)
納 税 義 務 者 (人)		43,628	3,883	39,745	91.10
棟 数	木 造	54,667	4,448	50,219	91.86
	木 造 以 外	19,343	257	19,086	98.67
	計	74,010	4,705	69,305	93.64
床 面 積 (㎡)	木 造	4,827,376	247,853	4,579,523	94.87
	木 造 以 外	4,656,444	5,611	4,650,833	99.88
	計	9,483,820	253,464	9,230,356	97.33
決 定 価 格 (千円)	木 造	105,364,891	338,472	105,026,419	99.68
	木 造 以 外	159,649,669	19,597	159,630,072	99.99
	計	265,014,560	358,069	264,656,491	99.86
単 位 当 価 格 (円/㎡)	木 造	21,827	1,366	22,934	—
	木 造 以 外	34,286	3,493	34,323	—

ウ 償却資産

(5.4.1 現在)

区 分	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳 (千円)		
			課 税 標 準 の 特 例 措 置 の 適 用 を 受 け る も の	左 記 以 外 の も の	
市 決 定 が し 価 値 の も の	構 築 物	47,041,278	46,770,920	151,668	46,619,252
	機 械 及 び 装 置	160,350,363	150,735,313	509,149	150,226,164
	船 舶	2,785,379	1,476,665	1,308,714	167,951
	車 両 及 び 運 搬 具	796,945	796,945	0	796,945
	工 具 器 具 備 品	13,937,177	13,904,331	749	13,903,582
	小 計 (イ)	224,911,142	213,684,174	1,970,280	211,713,894
法 条 第 三 八 九 條 係	総 務 大 臣	46,847,094	44,835,000		
	県 知 事	54,344	51,195		
	小 計 (ロ)	46,901,438	44,886,195		
合 計 (イ) + (ロ)	271,812,580	258,570,369			

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況 (滞納繰越分含む)

(単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
30	19,151,390	18,742,327	97.86 %
令和元	19,935,199	19,566,712	98.15
2	19,736,303	19,331,276	97.95
3	19,746,410	19,503,776	98.77
4	19,919,182	19,711,989	98.96

イ 令和4年度税目別収納状況 (単位：千円)

税 目	調 定 額	収 納 額	収 納 率	
市 民 税	個 人	5,950,927	5,897,677	99.11 %
	法 人	1,989,721	1,988,300	99.93
	小 計	7,940,648	7,885,977	99.31
固 定 税	固定資産税	9,393,546	9,274,236	98.73
	交 付 金	11,274	11,274	100.00
	小 計	9,404,820	9,285,510	98.73
特別土地保有税	0	0	—	
軽自動車税	種 別 割	443,016	424,927	95.92
	環境性能割	20,491	20,491	100.00
	小 計	463,507	445,418	96.10
市 た ば こ 税	872,021	872,021	100.00	
入 湯 税	542	542	100.00	
都 市 計 画 税	1,237,644	1,222,521	98.78	
総 計	19,919,182	19,711,989	98.96	

6 職 員

(1) 職員数

(5.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	638	398	211			609
上下水道局	68	21	38			59
消防長の事務部局	164	150				150
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	86	35	13	15	10	73
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	5				5
派遣職員	6	2				2
合 計	986	626	262	15	10	913

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(5.4.1 現在)

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	次長	課長 主幹、技幹	副課長	係長 主査	主任	上級主事	主事	
職員数	8人	19人	54人	96人	110人	80人	69人	57人	493人
構成比	1.6%	3.9%	11.0%	19.5%	22.3%	16.2%	14.0%	11.5%	100.0%

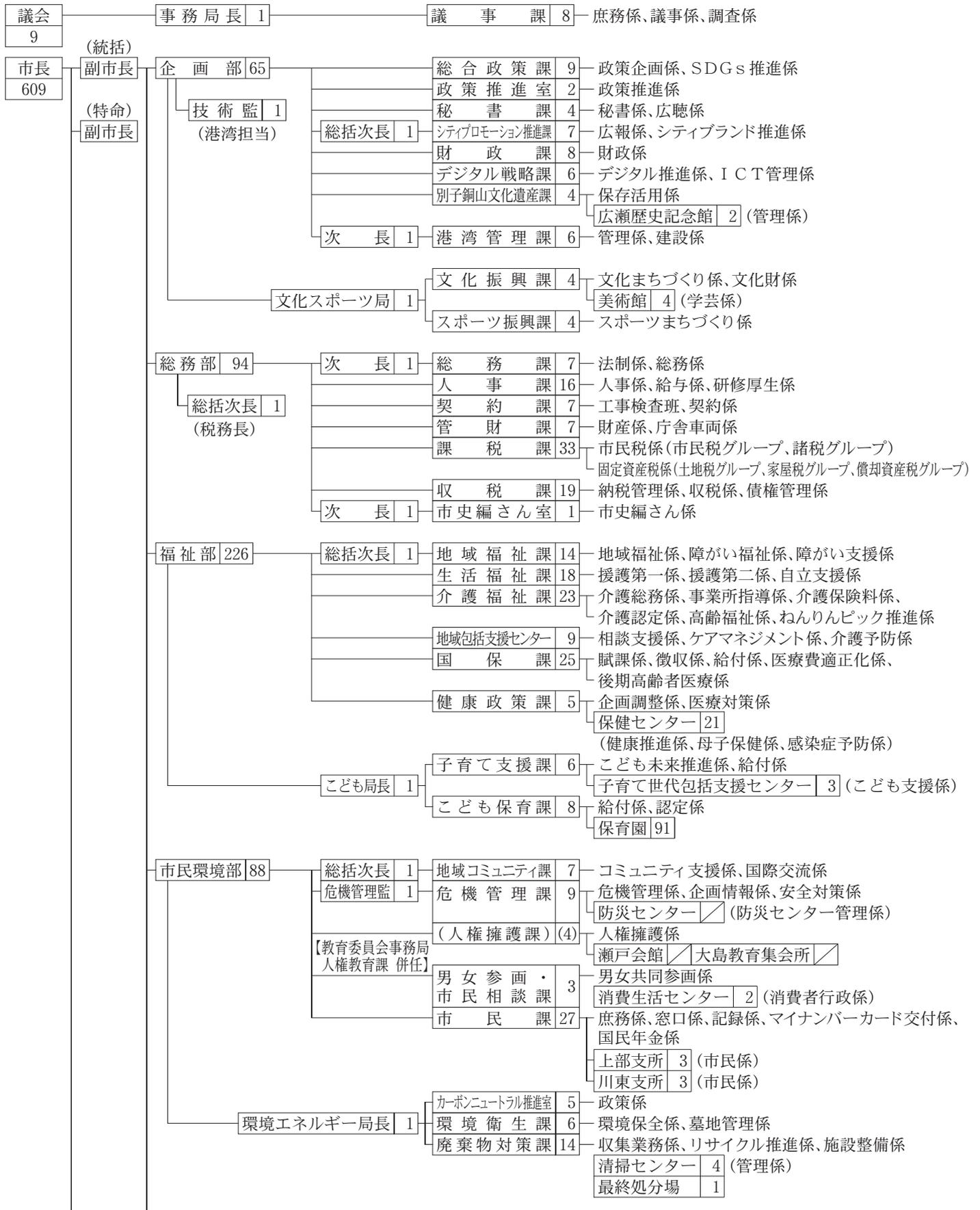
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

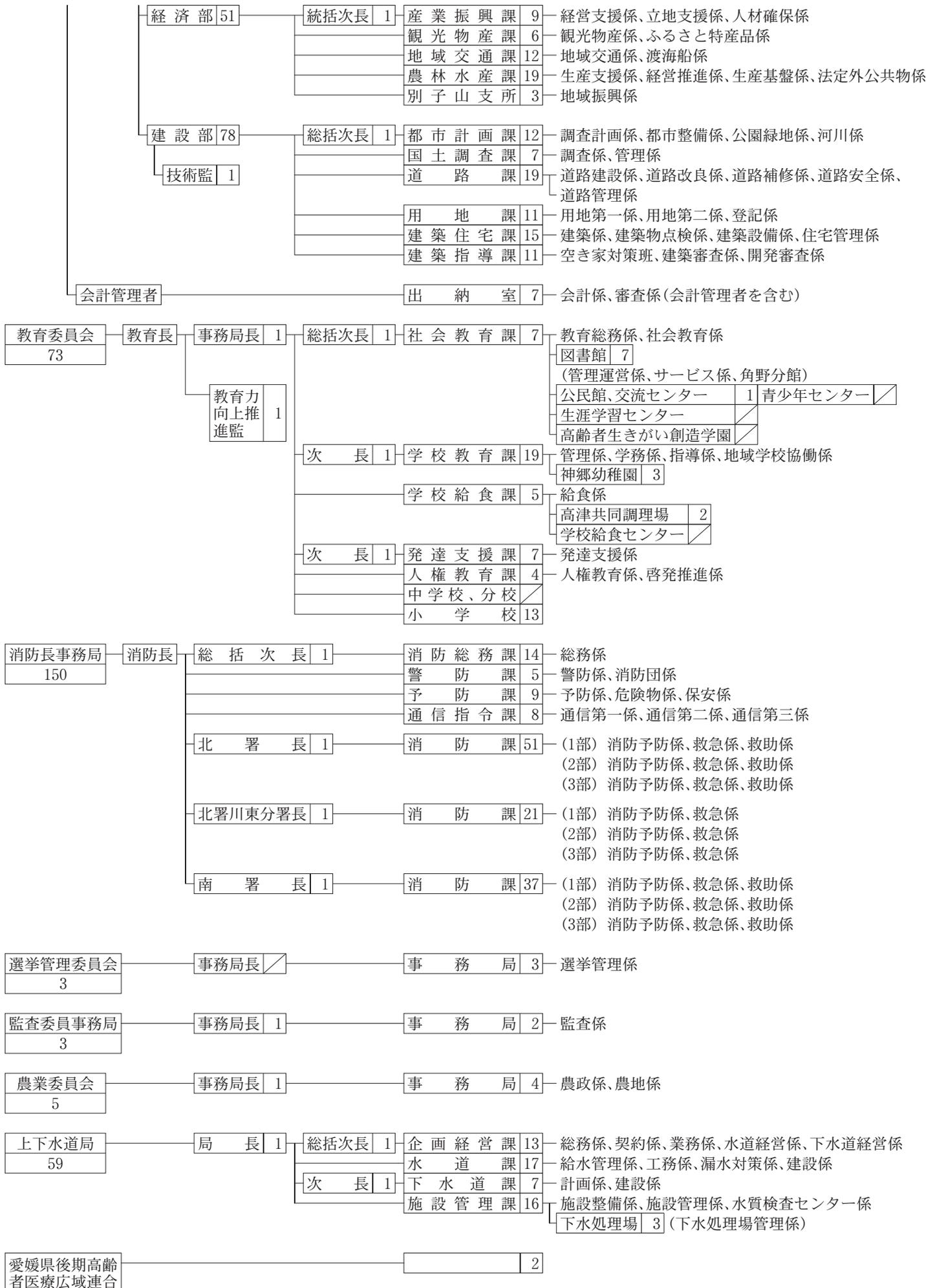
注2：再任用職員(短時間は除く。)を含む。

7 行政機関と職員数・機構(組織)改革の変遷

(1) 行政機関と職員数

(5.4.1 現在)





(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48.10. 1 電算準備事務局を設置
- 49.10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部長を市長公室に、税務部長を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
- 55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
- 57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57.10. 1 建設部国道対策室の設置
- 58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
- 59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59.10. 1 環境部保健センターの設置
- 60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
- 61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
- 61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
- 62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
- 63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設

置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。

- 課(室)の所属、名称、所管等の変更
- 出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。主幹・技幹の決裁権のライン化
- 2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
- 3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
- 4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
- 4.10. 1 別子銅山記念図書館の設置
- 5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
- 6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
- 7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
- 8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
- 9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
- 10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等

- 総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
- 女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置。
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更。
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託。
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。防災安全課を市民部に配置替。契約課に工事検査班を設置。福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。
25. 4. 1 水道局総務課を水道総務課に名称変更。男女共同参画課に相談支援係を新設。商工労政課に企業立地係を新設。スポーツ文化課に国体準備係を新設。工務課漏水調査係を漏水対策係に名称変更。
26. 4. 1 総合文化施設準備室の施設建設係を廃止し、施設管理係、学芸係を設置。スポーツ文化課の国体準備係を廃止し、企画部に国体推進室を設置。児童福祉課を子育て支援課に、商工労政課を産業振興課に名称変更。保健センターに医療対策係を新設。区画整備課を都市計画課に統合し、駅周辺整備係を設置。スポーツ文化課のスポーツ振興係を競技力向上係に名称変更。
27. 4. 1 企画部に地方創生推進室を設置。国体推進室の競技運営係を廃止し、第一競技係、第二競技係を設置。子育て支援課の子育て支援係、母子児童係を支援係、給付係に名称変更。生活福祉課に自立支援係を新設。地域福祉課に障がい支援係を新設。

- 市民活動推進課を地域コミュニティ課に名称変更。
- 環境保全課の環境保全係、衛生係を廃止し、環境衛生係、墓地管理係を設置。
- 別子山支所の厚生係を廃止し、住民係を市民係に名称変更。
- 社会教育課に地域交流センター、大島交流センターを設置。
- 企画部総合文化施設準備室を廃止し、教育委員会に総合文化施設管理課を設置。
- 水道局工務課に計画係を新設。
- 消防本部予防課に保安係を新設。
28. 4. 1 建設部に国土調査課を設置。
- 建築指導課に空き家対策班を設置。
- 都市計画課の国土調査係、駅周辺整備係を廃止。
- 別子銅山文化遺産課の文化遺産係を廃止し、保存活用係、整備推進係を設置。
- スポーツ文化課の芸術文化係と埋蔵文化財係を廃止し、文化政策係、生涯スポーツ係を設置。
- 郷土美術館、工業試験場を廃止。
- 端出場温泉保養センターを廃止し、観光交流施設を設置。
29. 4. 1 清掃センターのリサイクル施設管理係を廃止、焼却施設管理係を管理係に名称変更。
- 学校教育課に地域学校協働係を新設。
- スポーツ文化課を廃止し、スポーツ振興課と文化振興課を設置。文化振興課に文化財係を新設。
- 総合文化施設管理課を廃止。学芸係を文化振興課に移管。
- 図書館に市史編さん準備係を新設。
30. 4. 1 国体推進室を廃止。
- 地方創生推進室を廃止し、地方創生推進課を設置。
- 債権管理対策室を廃止し、債権管理課を設置。
- 図書館の市史編さん準備係を廃止し、総務部に市史編さん室を設置。
- 地域包括支援センターの包括支援係を廃止し、相談支援係、ケアマネジメント係を設置。
- 保健センターの成人保健係と精神保健係を廃止し、成人・精神保健係を設置。
- 保健センターに子育て世代包括支援センターを設置、子育て応援係を新設。
- 下水道管理課に総務係を新設。
- 農林水産課に鳥獣対策係を新設。
- 国土調査課に認証係を新設。
31. 4. 1 地域包括支援センターを介護福祉課から分離し、福祉部に設置。
- 地域コミュニティ課に国際交流係を新設。
- 環境部に河川水路課を新設。
- 環境部の公共下水道部門と水道局を再編し、上下水道局を新設。
- 上下水道局に、水道総務課と下水道管理課を再編し、企業総務課と企業経営課を設置するとともに、水道工務課、水源管理課、下水道建設課を設置。
2. 4. 1 企画部情報政策課をICT戦略課に名称変更し、システム開発係、システム管理係、情報化推進係を廃止しICT政策係、ICT管理係を設置。
- 別子銅山文化遺産課の保存活用係を保存整備係に、整備推進係を活用推進係に名称変更。
- 地方創生推進課のブランド戦略推進係を廃止し、総合戦略推進係、シティプロモーション係を設置。
- 福祉部子育て支援課(保育係、支援係、給付係)を子育て支援課(支援係、給付係)とこども保育課(給付係、認定係)に分課。
- 市民部と環境部を統合し、市民環境部を設置。
- 防災安全課を危機管理課に名称変更し、防災センターを設置。防災情報係を廃止し、企画情報係、防災センター管理係を設置。
- 環境部河川水路課を建設部に移管。
- 教育委員会に人権教育課を設置。(人権教育係、啓発推進係)
- 上下水道局下水道建設課の施設管理係を廃止し、汚水施設管理係と雨水施設管理係を設置。
- 消防本部総務警防課を消防総務課と警防課に分課。
3. 4. 1 総務部総務課の事務管理係を総務係に名称変更。
- 福祉部に健康政策課を設置。(企画調整係、医療対策係)
- 福祉部東学園を廃止。

市民環境部地域コミュニティ課の地域交流係をコミュニティ支援係に名称変更。

市民環境部市民課にマイナンバーカード交付係を設置。

経済部運輸観光課(運輸企画係、観光物産係、渡海船係)を観光物産課(企画係、振興係)と地域交通課(運輸企画係、渡海船係)に分課。

経済部別子山支所総務係を廃止し、経済係を産業係に名称変更。

教育委員会スポーツ振興課に高校総体推進係を設置。

消防本部消防総務課に消防団係を設置。

4. 4. 1 企画部総合政策課に政策研究班を新設。企画部の秘書広報課と地方創生推進課を再編し、秘書課、シティプロモーション推進課を設置。

企画部別子銅山文化遺産課に教育委員会事務局から広瀬歴史記念館を移管。

企画部に文化スポーツ局を新設し教育委員会事務局から文化振興課、スポーツ振興課を移管。

総務部債権管理課を廃止し、収税課に統合。

福祉部保健センターを健康政策課に統合。

福祉部介護福祉課にねんりんピック推進係を新設。

福祉部にこども局を新設し、子育て支援課、こども保育課を設置。

子育て世代包括支援センターを保健センターから子育て支援課へ移管。

市民環境部男女共同参画課を男女参画・市民相談課に名称変更し、消費生活センターを地域コミュニティ課から男女参画・市民相談課へ移管。

市民環境部の上部支所、川東支所を市民課に統合。

市民環境部に環境エネルギー局を新設し、カーボンニュートラル推進室を設置するとともに、環境保全課とごみ減量課と環境施設課を再編し、環境衛生課、廃棄物対策課を設置。

図書館を社会教育課に統合。王子幼稚園を廃止。

上下水道局の企業総務課と企業経営課を統合し、企画経営課を設置。水道工務

課を水道課に名称変更。下水道建設課と水源管理課を再編し、下水道課と施設管理課を設置。

消防総務課の消防団係を警防課へ移管。

川東分署を北消防署川東分署に変更し消防課を設置。

5. 4. 1 企画部総合政策課政策研究班を廃止し、企画部に政策推進室を新設。

企画部ICT戦略課をデジタル戦略課に名称変更し、ICT政策係をデジタル推進係に名称変更。

企画部総合政策課の政策推進係をSDGs推進係に名称変更。

総務部市民税課と資産税課を統合し、課税課を新設。課税課に、市民税係(市民税グループ、諸税グループ)と固定資産税係(土地税グループ、家屋税グループ、償却資産税グループ)を新設。

福祉部健康政策課保健センターの成人・精神保健係を健康推進係に統合。

福祉部子育て支援課の支援係をこども未来推進係に名称変更し、同課子育て世代包括支援センターの子育て応援係を子ども支援係に名称変更。

市民環境部廃棄物対策課の衛生センターを廃止。

経済部産業振興課の商工係、企業立地係、労政係を経営支援係、立地支援係、人材確保係に名称変更。

経済部観光物産課にふるさと特産品係を新設。

経済部農地整備課を農林水産課に統合し、生産支援係、経営推進係、生産支援係、法定外公共物係に係を再編。

経済部別子山支所の市民係を同支所地域振興係に統合。

建設部河川水路課を廃止し、所管事務を同部都市計画課及び上下水道局へ移管。

建設部都市計画課に河川係を新設。

教育委員会事務局社会教育課図書館の管理係、司書係、相談係を管理運営係、サービス係に係を再編。

8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名	27. 4 改正 27. 4 適用	28. 4 改正 28. 4 適用	28.12 改正 29. 7 適用
市 長	955,000	956,000	956,000
副 市 長 (統 括)	779,000	780,000	780,000
副 市 長 (特 命)	682,000	683,000	683,000
監 査 委 員	441,000	442,000	442,000
固 定 資 産 評 価 員	—	—	—
教 育 長	657,000	658,000	658,000
教 育 委 員 会 委 員	126,100	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	22,900	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	20,900	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 (非 常 勤)	250,900	250,900	250,900
監 査 委 員 (議 会 選 任)	52,100	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	62,700	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	49,100	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	44,200	44,200	41,700
農 業 委 員 会 部 会 長	49,100	49,100	—
選 挙 長	19,800	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	14,100	14,100	14,100
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 出 頭 し た 選 挙 人、 そ の 他 関 係 者	9,000	9,000	9,000
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 公 聴 会 に 参 加 し た 者 の 実 費 弁 償	9,000	9,000	9,000

注 1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注 2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(5.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最高				最低					
			年	月	歳	月	給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
								年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	10	447,510	35	10	58	11	451,600	35	11	59	10	445,200	37	1	59	0
次長相当職	27	424,293	32	9	56	7	429,900	41	1	59	0	422,300	35	1	57	1
課長相当職	49	403,669	31	9	54	3	410,000	36	1	58	10	400,600	27	1	50	1
主・技幹相当職	33	401,612	32	2	54	0	405,600	35	1	55	2	400,100	26	1	48	2
副課長相当職	141	385,849	28	3	50	11	393,000	37	1	59	9	364,200	19	1	41	5
係長相当職	139	364,796	23	5	46	4	381,000	37	1	59	3	331,500	11	1	39	10
主査相当職	82	357,094	23	6	46	5	381,000	37	1	57	11	316,400	15	1	37	0
主任相当職	135	285,487	11	6	37	0	350,000	27	1	50	0	261,100	9	1	31	1
主事相当職	275	214,753	4	0	31	0	253,400	11	1	33	3	154,600	0	1	18	8
技能労務職	15	302,407	18	7	59	2	381,000	36	1	59	2	371,500	31	1	49	9
教育職	7	423,922	27	3	51	9	434,001	34	1	56	6	399,627	20	1	44	9
計	913	315,946	17	8	42	5										

イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	154,600円
中級（短大卒）	”	167,100円
上級（大学卒）	”	185,200円

ウ ラスパイレス指数

年	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
指数	108.5	99.9	99.9	100.0	99.6	99.7	99.2	99.5	99.7	99.1
	参考値 100.3									

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

注2：「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（令和4年度）

(1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	令和4年4月1日付 新規採用職員 令和4年10月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	30人	計9日	前期 消防コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 高岡智望、白石香里 庁内講師 中期 消防コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 高岡智望、白石香里 庁内講師 後期 消防防災合同庁舎 災害対策室 愛媛大学 仲道雅輝 庁内講師 中途採用 消防コミュニティ防災センター 31会議室他 庁内講師 産業遺産研修
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。また、市職員として職務を遂行する上で必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。	39	計2	産業遺産研修 集合研修 消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 新居浜市社会福祉協議会 川口恵里奈 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。	20	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師 株式会社 タイワ 近藤智佳
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	23	1	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	13	1	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 株式会社 タイワ 近藤智佳 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	15	1	消防コミュニティ防災センター アビリティセンター株式会社 小笠原豊道
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	18	1	消防コミュニティ防災センター 一般社団法人 日本経営協会 酒井 眞 庁内講師
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	13	1	消防コミュニティ防災センター 一般社団法人 日本経営協会 酒井 眞 庁内講師

(2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
交通法規の遵守に関する職場研修	全職員	人 全職員	日 1	各職場
E B P M研修	希望職員	47	1	消防防災合同庁舎 災害対策室 Gcomホールディングス株式会社 小出 篤
キャリアシフトチェンジ研修	年齢55歳の職員	15	1	消防防災合同庁舎 災害対策室 株式会社 エンカレッジ 玉野聖子
課長級昇任候補者研修	副課長級在職5年の職員 課長、主・技幹級職員のうち未受講者	27	1	消防コミュニティ防災センター 岡山理科大学 秦 敬治
副課長昇任候補者研修	係長在職期間がおおむね 7年以上の希望職員	24	1	消防コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道雅輝
新居浜市広報戦略職員研修	課所室長(広報担当職員) 及び希望職員	66	1	消防防災合同庁舎 災害対策室 近畿大学法人本部東京センター 加藤公代 庁内講師
市長挨拶・議会答弁作成スキル向上研修	課所室長及び希望職員	101	2	消防防災合同庁舎 災害対策室 庁内講師
新居浜市窓口対応レベルUP研修	希望職員	17	2	本庁舎5階大会議室 有限会社MCネットワーク 菊川三紀子
キャリア・デザイン研修	30歳までの女性職員	69	2	消防コミュニティ防災センター SICオフィス 河野久美子
防災気象情報利活用研修	希望職員	52	1	消防防災合同庁舎 災害対策室 松山地方气象台 佐伯直之
不当要求防止責任者講習	対応責任者(課所室長)	70	1	消防防災合同庁舎 災害対策室 愛媛県警察本部組織犯罪対策課
会計年度任用職員研修	会計年度職員	38	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
ゲートキーパー養成講座	(1)平成31年度、令和2年 度採用職員 (2)窓口、相談業務職員	50	2	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子
OA研修 情報セキュリティコース 個人情報保護コース、デジタルリテ ラシー習得コース	全職員(4年間に分けて 実施)1年目	353	—	庁内LAN接続パソコン
社会基盤メンテナンスエキスパー ト(ME)養成講座	希望職員	1	—	庁内LAN接続パソコン 現地実習等
特別研修 「自治大学校e-ラーニング研修」	希望職員	3	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「オンライン研修」	希望職員	14	—	庁内LAN接続パソコン・テレワーク

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
校区別人権教育市民講座		240 ^人	7月～ 1月 ^日	15地区15会場
人権・同和教育指導者養成研修	管理職員（各課所1名） 人権・同和教育担当者	90	2	消防コミュニティ防災センター
人権・同和教育担当者研修	人権・同和教育担当者	33	1	消防コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング（基礎編）	2年目・3年目年職員	67	1	消防コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング（指導者編）	主査、副課長昇任職員	32	1	消防コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング（指導者編）	主査、副課長昇任職員	90	1	消防コミュニティ防災センター他

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
法実務A（基礎）	庁内人選	3 ^人	5 ^日	千葉市
住民行政事務能力の向上	庁内人選	1	5	千葉市
行政のデジタル化の推進	庁内人選	1	5	千葉市
管理職のためのリーダーシップ・マネジメント講座	庁内人選	2	3	千葉市
住民との合意形成に向けたファシリテーションの実践	庁内人選	1	5	千葉市
地方公会計制度	庁内人選	1	5	千葉市
上下水道事業の経営管理	庁内人選	1	5	オンライン
自治体ファイナンス基礎講座	庁内人選	1	3	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	2	11	千葉市
公共交通とまちづくり	庁内人選	1	5	千葉市
教育現場のDX	庁内人選	1	5	千葉市
職場のリーダー養成講座	庁内人選	2	5	千葉市
事業推進のためのデータ活用	庁内人選	1	5	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
グリーンリカバリーと地域の産業政策	庁内人選	1人	3日	大津市
自治体職員のためのデータ分析の基本	庁内人選	1	3	大津市
中堅職員リーダー研修	庁内人選	1	3	大津市
使用料等の債権の回収	庁内人選	1	3	大津市
地域からゼロカーボンを考える	庁内人選	1	3	大津市
住民の健康を考える ～健康寿命を延ばすために～	庁内人選	1	3	大津市
シニアマネージャー研修	庁内人選	1	3	大津市
鳥獣被害と自治体の対応	庁内人選	1	3	大津市

(6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
地方自治法講座	庁内人選	1人	2日	松山市
問題解決・発想力パワーアップ講座	庁内人選	1	2	松山市
クレーム対応講座	庁内人選	10	1	西条市（東予地方局）
民法講座	庁内人選	4	2	オンライン講座
E B P M実践力向上講座	庁内人選	1	2	松山市
レジリエンス向上講座	庁内人選	1	2	松山市
広報戦略とマスコミ対応講座	庁内人選	1	2	松山市
チームビルディング講座	庁内人選	1	2	今治市
法制執務講座	庁内人選	4	2	オンライン講座
市町課長級研修	庁内人選	1	2	松山市
アサーティブコミュニケーション講座	庁内人選	1	2	松山市
折衝力・交渉力講座	庁内人選	1	2	松山市
女性職員キャリアデザイン講座	庁内人選	1	2	松山市
県・市町中堅職員研修	庁内人選	1	4	松山市

(7) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
土木工事積算	担当者	1人	4日	小平市
災害復旧実務（WEB）	担当者	1	14	オンライン
建築工事監理 I	担当者	1	6	小平市
土木施工管理（WEB）	担当者	1	3	オンライン

(8) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
新任担当者のための地方公務員の人事・給与講座	庁内人選	1人	2日	オンライン
非木造家屋の評価基礎実務演習・不明確計算（初級）	庁内人選	1	2	オンライン
伝わる自治体広報のデザイン術	庁内人選	1	2	オンライン
個人情報保護制度をめぐる必須法律知識とトラブル対応の実務	庁内人選	1	2	オンライン
自治体DX推進講座	庁内人選	1	1	オンライン
債権回収をめぐる困難案件・悪質滞納者への対応実務	庁内人選	1	1	オンライン
条例・規則担当者のための法令実務講座	庁内人選	2	2	オンライン
労働基準法の基礎	庁内人選	1	1	オンライン
人材開発の基本と教育体系構築・運営のポイント	庁内人選	1	1	オンライン
公営住宅の管理・滞納家賃回収・不当行為等への対応実務	庁内人選	1	2	オンライン
不動産登記をめぐる法律実務	庁内人選	1	1	オンライン
教育委員会事務局職員の役割と基本実務	庁内人選	1	1	オンライン
入札制度をめぐる諸問題の克服策	庁内人選	1	2	オンライン
自治体の入札制度の諸課題と不正防止対策	庁内人選	1	2	オンライン
問題ある職員への法的対応策と分限処分・懲戒処分のポイント	庁内人選	1	2	東京
地方公務員における問題を抱える職員対応の実務ポイント	庁内人選	1	2	オンライン
インボイス制度をめぐる自治体の準備と対策	庁内人選	1	1	オンライン
地方公営企業の消費税	庁内人選	1	2	大阪市

(9) 愛媛県等派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	4 ^人	365 ^日	
その他	庁内人選	3	365	滞納整理機構 後期高齢者医療連合

(10) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市民福祉委員会所管事務調査同行	担当者	1 ^人	4 ^日	福島市外
企画教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	新潟市外
経済建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	武蔵野市外
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	登別市外
地方創生特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	蒲郡市外
防災・災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	宇都宮市外
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	呉市外

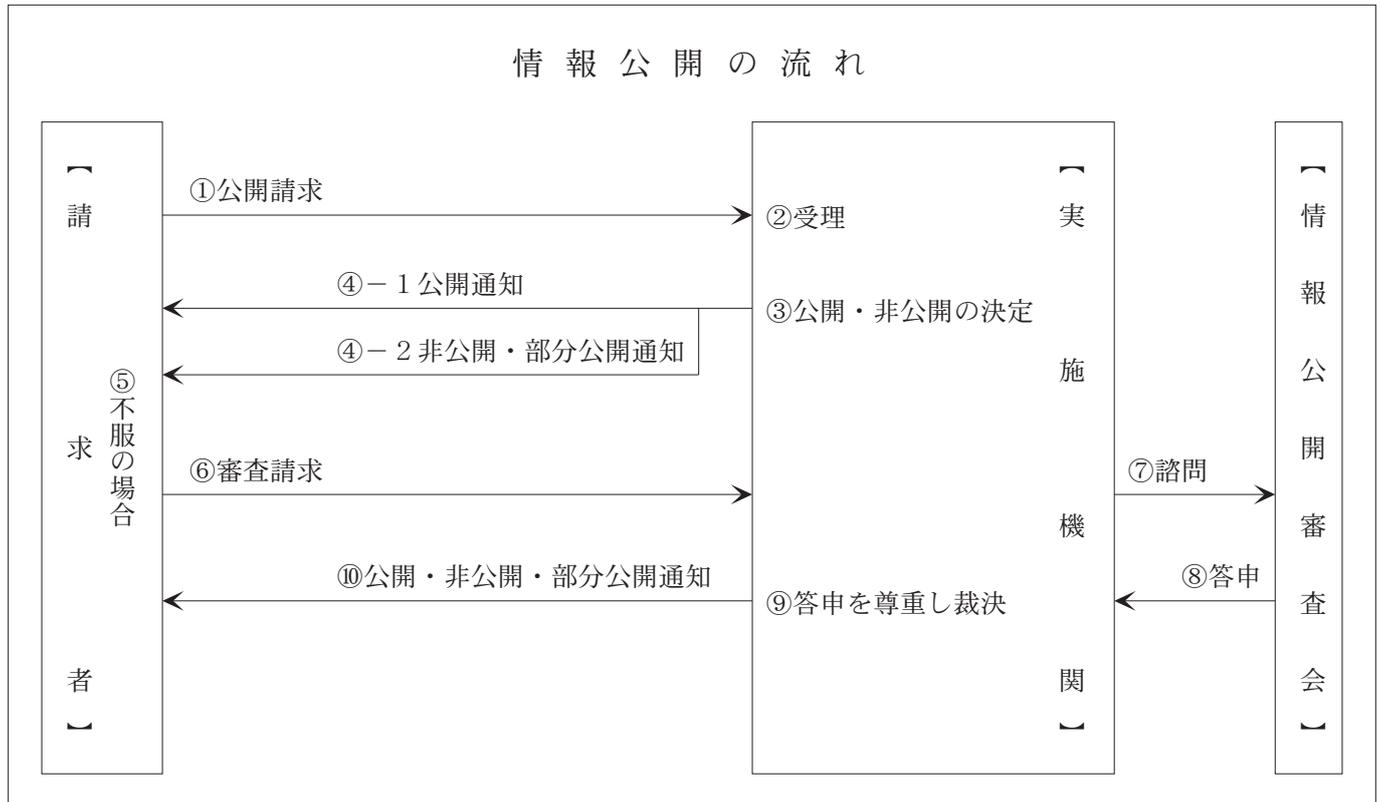
(11) その他

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
公務人材開発協会 「非常勤職員制度実務研修会」	担当者	1 ^人	1 ^日	東京
地域脱炭素初任者研修	担当者	1	3	立川市
地方自治研究機構 「法務能力向上のための特別セミナー」	庁内人選	1	2	オンライン

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するために、市が保有している行政情報（公文書）を広く公開・提供するもので、平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続



(2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する新居浜市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。

公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	令和3		4	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	42	7	34	4
部分公開	17	2	43	2
非公開	1	0	2	0
不存	7	2	3	0
合計	67	11	82	6

注：実施機関とは、市長(上下水道局を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、行政機関の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市における個人情報の取得、利用、管理等について適正な取扱いを行い、個人の権利利益を保護するとともに、自己情報の開示、訂正及び利用停止の権利を保障するもので、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律に基づく全国的な統一ルールのもと運用している。

(1) 個人情報の定義

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 個人情報の保有

法令の定める所掌事務又は事業を遂行するために必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定したうえで、保有する。

(3) 個人情報の利用及び提供

利用目的以外の利用及び提供は、法令に基づく場合を除き行うことができない。

(4) 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

市が保有している自己を本人とする個人情報について、本人又は代理人からの請求により、開示、訂正及び利用停止の請求ができる。

(5) 審査請求

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。この場合、市長等は、公正な判断を行うため、学識経験者で組織する新居浜市行政不服審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(6) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

令和5年度からは、本人の数が1,000人以上で1年を超えて保有する個人情報について、個人情報ファイル簿を作成し公表している。

(7) 個人情報保護制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。

自己に係る個人情報開示請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関	令和3		4	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	2	0	1	2
部分開示	2	6	1	3
不開示	0	0	0	0
不存在	0	0	0	2
合計	4	6	2	7

注：実施機関とは、市長（上下水道局を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会のことをいう。

12 市史編さん

市史編さんは、後世に新居浜市の歴史を継承するとともに、市民に郷土への関心を深めてもらうための取組とする。

令和3年4月30日に市史編さんの最初の刊行物として『新居浜市の歴史』を刊行した。令和5年3月15日に研究成果の発表として『新居浜市史調査報告書 金子家文書』を刊行した。市史刊行計画及び市史編さん基本方針に基づき、市史資料の収集及び調査を進める。

また、市民が、歴史に対する理解を深めることができるようにするため、歴史講演会等を開催する。

福 祉



中萩保育園新園舎落成

福 祉

1 生 活 保 護

(1) 生活保護状況

年度	区分 全市人口	月平均保護		保護率	月平均保護費	
		実世帯	実人数		支払額	一世帯当たり支給額
	人		人	%	円	円
29	119,088	1,066	1,286	10.8	189,332,157	177,610
30	118,384	1,052	1,266	10.7	187,200,123	177,947
令和元	117,349	1,040	1,236	10.5	182,866,877	175,833
2	116,392	1,023	1,217	10.5	174,161,693	170,246
3	114,721	983	1,163	10.1	170,042,517	172,983
4	113,462	957	1,118	9.9	163,612,900	170,964

注：％は千分比、全市人口は社会福祉統計に用いる人口

(2) 生活保護費支出状況

年度	令和2				3				4				
	延人員		金額		延人員		金額		延人員		金額		
区分	人	%	円	%	人	%	円	%	人	%	円	%	
扶 助 費	生活扶助	12,303	29.43	519,459,753	24.86	11,859	29.64	483,410,237	23.69	11,406	29.38	453,477,256	23.10
	住宅扶助	10,944	26.18	230,675,029	11.04	10,445	26.10	224,568,356	11.01	10,131	26.10	218,690,096	11.14
	教育扶助	427	1.02	3,821,110	0.18	330	0.82	2,937,984	0.14	304	0.78	2,385,420	0.12
	介護扶助	3,979	9.52	65,170,563	3.12	3,867	9.66	59,035,858	2.89	3,849	9.91	61,151,738	3.11
	医療扶助	13,814	33.05	1,235,687,567	59.13	13,141	32.84	1,232,357,872	60.39	12,747	32.84	1,184,021,246	60.31
	出産扶助	1	0.00	208,190	0.01	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	生業扶助	105	0.25	1,353,923	0.06	132	0.33	1,540,538	0.08	110	0.28	2,572,836	0.13
	葬祭扶助	11	0.03	1,252,540	0.06	10	0.02	1,405,954	0.07	6	0.02	442,418	0.02
	就労自立 給付金	10	0.02	327,653	0.02	10	0.02	325,980	0.02	19	0.05	543,478	0.03
	小計	41,594	99.50	2,057,956,328	98.47	39,794	99.45	2,005,582,779	98.29	38,572	99.36	1,923,284,488	97.96
施設事務費	208	0.50	31,983,991	1.53	220	0.55	34,927,426	1.71	248	0.64	40,070,308	2.04	
合計	41,802	100.00	2,089,940,319	100.00	40,014	100.00	2,040,510,205	100.00	38,820	100.00	1,963,354,796	100.00	

(3) 生活困窮者自立支援事業実施状況

年度	30	令和元	2	3	4
新規相談件数	304	326	1,275	591	301

2 高齢者福祉

(1) 高齢者人口

(5.4.1 住民基本台帳)

年	区分	総人口	65歳以上	年齢階層別人口				高齢者人口
				65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	構成比
		人	人	人	人	人	人	%
31		119,281	38,126	9,204	9,212	7,160	12,550	31.96
2		118,521	38,089	8,348	9,764	7,266	12,711	32.14
3		117,439	37,924	7,679	10,405	6,949	12,891	32.29
4		116,052	37,754	7,262	10,345	6,871	13,276	32.53
5		114,886	37,328	6,851	9,585	7,646	13,246	32.49

(2) 介護保険事業

ア 見込み量(新居浜市高齢者福祉計画2021による)

(ア) 要介護(要支援)認定者の推計数

(単位：人)

年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
3		1,005	1,141	1,500	1,560	903	1,089	793	7,991
4		1,004	1,202	1,500	1,548	928	1,095	834	8,111
5		1,025	1,221	1,518	1,573	940	1,113	859	8,249

イ 要介護認定

(R 5. 3月末現在) 認定者数 7,801人

(内訳)

(単位：人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1,073	1,034	1,557	1,447	987	1,038	665

ウ 介護給付費の推移

(単位：千円)

区分	年	29	30	令和元	2	3	4
介護サービス等諸費		10,822,969	11,028,718	11,238,548	11,350,472	11,352,688	11,153,851
介護予防(支援)サービス等諸費		299,055	302,224	324,774	339,764	349,739	356,962
高額介護サービス等費		332,586	339,965	361,142	377,350	372,408	355,451
審査支払手数料		14,405	14,419	14,987	15,167	15,367	15,345
特定入所者介護サービス費		409,789	402,874	394,347	390,944	306,628	244,662
特定入所者介護予防サービス費		170	136	80	220	143	53
計 (介護給付費)		11,878,974	12,088,336	12,333,878	12,473,917	12,396,973	12,126,324

エ 第1号被保険者(65歳以上)保険料

国の特別対策により平成12年4月から半年間は保険料を徴収せず、その後1年間についても保険料を半額とした。また、3年に一度の介護保険事業計画の見直しに伴い、平成15年度・平成18年度・平成21年度・平成24年度・平成27年度・平成30年度及び令和3年度に、介護保険料額が改定された。

(年額・単位：円)

保 険 料 段 階		令和4年度
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	22,600
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	37,800
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者で上記2段階以外	52,900
第4段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	64,200
第5段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	75,600
第6段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	90,700
第7段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満	94,500
第8段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満	113,400
第9段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が320万円以上かつ360万円未満	128,500
第10段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が360万円以上かつ500万円未満	136,000
第11段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が500万円以上	139,800

※ 合計所得金額とは収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額である。平成30年4月からは、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(所得段階が第1～5段階のみ)した金額を用いる。

オ 第1号被保険者にかかる介護保険料の収納状況

区分		年度	30	令和元	2	3	4
現年度	調定額(円)		2,715,868,240	2,633,351,410	2,544,239,970	2,530,327,040	2,515,749,490
	収入済額(円)		2,693,870,764	2,616,011,349	2,531,540,949	2,519,760,020	2,506,060,703
	収納率(%)		99.19	99.34	99.50	99.58	99.61
滞納繰越分	調定額(円)		52,858,534	41,652,228	35,624,868	26,021,497	21,316,771
	収入済額(円)		22,729,440	16,040,770	16,398,105	11,905,155	8,075,013
	収納率(%)		43.00	38.51	46.03	45.75	37.88
計	調定額(円)		2,768,726,774	2,675,003,638	2,579,864,838	2,556,348,537	2,537,066,261
	収入済額(円)		2,716,600,204	2,632,052,119	2,547,939,054	2,531,665,175	2,514,135,716
	収納率(%)		98.12	98.39	98.76	99.03	99.10

カ 指定サービス事業所数 (R5.3月末現在)

居宅介護支援事業所	52	通所リハビリテーション事業所	78*
訪問入浴介護事業所	2	短期入所療養介護事業所	6
訪問リハビリテーション事業所	79*	認知症対応型共同生活介護事業所	31
通所介護事業所	35	介護老人保健施設(老人保健施設)	5
短期入所生活介護事業所	15	認知症対応型通所介護事業所	4
福祉用具貸与事業所	8	介護予防支援事業所	1
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	9	地域密着型介護老人福祉施設	7
小規模多機能居宅介護事業所	8	特定福祉用具販売事業所	8
訪問介護事業所	42	特定施設入居者生活介護事業所	1
訪問看護事業所	97*	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3
居宅療養管理指導事業所	169*	地域密着型通所介護事業所	14

*みなし指定(申請を要さず指定があったものとみなされる)を含む。

(3) 高齢者福祉対策

高齢者の福祉対策として、福祉施設の充実と老人クラブ活動の育成強化を図るとともに在宅高齢者の福祉を重視した総合的な高齢者の福祉対策を志向している。

また、介護保険の地域支援事業で各種高齢者福祉事業を実施している。

ア 高齢者記念品支給事業

長寿者宅を敬老月間中に訪問し、記念品を贈っている。

令和4年度63人に支給

イ 老人クラブ育成事業

市内に在住するおおむね60歳以上の方の健康の維持と親睦を図り、教養を高めるため、老人クラブ組織活動を啓発し、育成助長を図っている。

令和5年4月1日現在

クラブ数 62クラブ

会員数 3,506人

ウ 老人広場整備事業

地域高齢者の憩いの場として老人広場の整備を行い、高齢者の健康増進等福祉の向上を図っている。

エ 高齢者緊急通報システム

ひとり暮らしの虚弱な高齢者宅に緊急通報装置を設置し、特別養護老人ホーム「ふたば荘」をセンターとして、24時間体制で緊急通報を受信し、隣人協力者による状況確認、救急連絡等独居高齢者の生命の安全と確認に努める。

令和5年4月1日現在98台を設置している。

オ 福祉電話の貸与

ひとり暮らしの高齢者の安否の確認、各種の相談を行うため福祉電話を設置している。

令和5年4月1日現在19台を設置している。

カ 老人短期入所事業

(ショートステイ／養護老人ホーム)

家族の病気療養、入院、冠婚葬祭などの理由で高齢者を養護できない場合に、短期間養護老人ホームに入所して日常生活上のサービスを受ける。

対象者：65歳以上の高齢者で要介護認定で自立と判定された方等

光熱水費実費負担：1日当たり 350円

食材料費実費負担：1日当たり 1,050円

キ 独居高齢者見守り推進事業

民生委員、見守り推進員、ふれあい協力員等社協支部、地域住民が一体となり、一人暮らしの高齢者を見守り、高齢者の方の状況把握や日常生活における心身の相談に応じている。

令和5年4月1日現在 見守り推進員 273人

対象高齢者数 2,658人

ク 要介護者理美容サービス事業

在宅で中重度の介護を要する高齢者等を介護している方を対象に訪問理美容券を希望者に支給する。

年3回 令和4年度実績 延べ254回

ケ 生き生きデイサービス事業（別子山地区）

別子山地区に在宅で介護保険制度で非該当（自立）と認定された方及び要介護状態が軽く、生活機能の改善が見込まれる方を対象に総合福祉センター別子山分館でデイサービスを実施し社会的孤独感の解消、自立生活の助長、心身機能の維持向上を図っている。

コ 家族介護者慰労金支給事業

在宅において中重度の介護を要する高齢者を介護している者に対し、慰労金を支給することにより、介護者及び要介護者の福祉増進を図る。

(4) 地域支援事業

ア 要介護者紙おむつ支給事業

在宅で中重度の介護を要する高齢者等を介護している方を対象に紙おむつを支給する。

イ 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等の判断能力が十分でない方で成年後見開始の審判申立てを行うべき者がいない方に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を行う。

(5) 地域包括支援センター

地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関として、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、総合的に支援する。多職種連携の取組を強化し、自立支援を図る。

令和4年度事業内容

1. 予防給付ケアプラン作成事業
 - 新規契約件数 687件
 - 予防給付ケアプラン作成 延べ 15,222件
2. 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 事業対象者(令和5年3月31日現在) 183人
 - 介護予防ケアマネジメント 延べ 6,017件
 - 栄養改善個別指導事業 113人
 - 一般介護予防事業
 - 介護予防教室 52回 延べ1,032人
 - 健康長寿地域拠点づくり事業 計 106か所
 - 大島地区 延べ 435人
 - 市民体操指導士活動 18人 延べ 111回
 - 市民体操指導士養成講座 7回 修了者22人
 - 地域リハビリテーション活動支援事業 13回 延べ59人

3. 総合相談支援事業、権利擁護事業

- 相談件数 地域包括支援センター 971件
- 協力機関(継続相談含む) 1,949件
- 第2層協議体開催 35回
- ランチ(協力機関)との連絡会 12回
- 認知症初期集中支援チーム会議 4回
- 認知症サポーター養成講座 38回 2,234人養成

4. 包括的継続的ケアマネジメント

- 介護支援専門員研修会 1回
- 介護支援専門員連絡協議会総会 1回
- 地域ケア会議 42件

5. 健康長寿コーディネーター配置事業

- 配置人数 第1層 1人
- 第2層 4人

6. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

- 個別支援(低栄養・重症化予防) 19人
- 集団支援(フレイル予防) 60回 629人

7. その他

- 介護サービス相談員派遣事業 48施設 延べ19人
- 介護サービス相談員交流会 3回
- 在宅医療・介護連携推進協議会 1回
- 作業部会 4回

(6) 上部高齢者福祉センター・川東高齢者福祉センター・川西高齢者福祉センター

区分	名称	上部高齢者福祉センター	川東高齢者福祉センター	川西高齢者福祉センター
所在地		中筋町一丁目6番8号 ☎43-6338	八幡二丁目10番23号 ☎32-2134	滝の宮町3番3号 ☎33-5685
敷地面積		2,464.00㎡	1,737.00㎡	1,874.00㎡
構造		鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄骨平家建
建物面積		682.83㎡	675.35㎡	596.88㎡
室構成		生活相談室、健康相談室、娯楽室、 図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、 図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、 図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋
建設事業費		1億4,711万3,000円	1億8,033万4,000円	1億3,300万円
完成		昭和55年3月29日	昭和58年3月10日	昭和60年3月19日
定員		190人	190人	190人
使用料		無料	無料	無料
主な設備		冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等
令和4年度の利用者数		24,442人	11,085人	22,134人

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする、老人福祉法に基づく老人福祉施設で、高齢者の健康、生活等の相談、教養講座、レクリエーションの実施、高齢者の趣味グループの育成指導等の事業を行い、また機能回復訓練の設備を設けている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日（5年間）

(7) 川東高齢者福祉センター大島分館

所在地 新居浜市大島甲128番地の1
敷地面積 515.53㎡
構造 鉄筋コンクリート造2階建
建物面積 414.00㎡
室構成 和室、調理実習室、図書室、大会議室、事務室
完成 昭和56年3月31日
使用料 無料
令和4年度の利用者数 2,172人
※平成27年4月1日より旧大島公民館を老人福祉センターへ用途変更して使用

(8) 慈光園

老人福祉法に基づいて設置した養護老人ホームである。65歳以上の者で環境上の理由及び経済的理由

により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする。

所在地 西の土居町一丁目6番20号
☎32-4325
沿革 昭和26年8月、滝の宮町2番1号開設。平成23年6月1日現地に新築移転。なお、平成25年4月1日より指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人三恵会に行わせている。
指定期間 令和3年4月1日～
令和8年3月31日（5年間）
敷地面積 5,716.99㎡
構造 鉄筋コンクリート造3階建
建物面積 4,988.21㎡
室構成 居室98室、集会室、食堂、面会室、浴室、医務室、調理室、事務室、ショートステイ2室、家族室等
定員 100人
入所状況 66人（5.4.1現在）

(9) 軽費老人ホーム

- ・軽費老人ホーム（A型）
低額な料金で、高齢者を入所させ、給食その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設。
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
施設処遇よりも入所者の個人の自立性を尊重した在宅処遇を目指す施設。

区分	軽費老人ホーム				
施設名称	宝寿園	ケアハウスファミリア	ケアハウス白寿	ケアハウス夢テラス	ケアハウスプラチナガーデン
経営主体	社会福祉法人宝集会	社会福祉法人はびねす福祉会	社会福祉法人すいよう会	社会福祉法人三恵会	社会福祉法人はびねす福祉会
所在地	荷内町2番21号 ☎46-2080	船木甲2216番地の29 ☎40-2001	清住町1番37号 ☎46-5252	西の土居町二丁目8番12号 ☎33-4477	一宮町二丁目6番72号 ☎31-3200
敷地面積	5,109.54㎡	7,463.95㎡	3,511.23㎡	9,925㎡	8,497.88㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造4階建	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造4階建	鉄筋コンクリート造2階建
建物面積	1,517.40㎡	1,244.37㎡	1,184.76㎡	1,369.58㎡	4,499.43㎡
事業費	3億853万5,000円	2億7,153万7,000円	2億4,907万円	3億2,721万円	18億5,023万円
開設年月日	昭和58年11月1日	平成6年4月1日	平成8年4月1日	平成10年12月1日	平成17年6月1日
定員	50人	30人	28人	30人	60人
入所状況 (5.4.1現在)	37人	25人	20人	22人	59人
主な設備	各室電話設置	個室24室、夫婦室3室	個室24室、夫婦室2室	個室22室、夫婦室4室	個室48室、夫婦室6室 ・老人短期入所 ・デイサービスセンター ・ヘルパーステーション ・在宅介護支援センター ・居宅介護支援事業所

3 児 童 福 祉

(1) 保 育 所

ア 保 育 所 一 覧 表

(認可保育所)

(5.4.1 現在)

区 分	保 育 所 名	認可年月日	面 積		定 員			職 員			
			敷 地	建 物	3歳 未 満	3歳 以 上	計	園 長	保 育 士	そ の 他	計
公 立	若 宮 保 育 園	昭44. 4. 1	3,761.06	1,218.92	50	70	120	1	21	5	27
	新 居 浜 保 育 園	23. 9. 3	3,087.60	849.03	31	89	120	1	20	5	26
	金 子 保 育 園	27. 9.19	2,731.93	693.95	30	60	90	1	17	5	23
	高 津 保 育 園	44. 4. 1	4,094.08	794.22	30	60	90	1	16	4	21
	垣 生 保 育 園	25. 3. 1	2,237.56	670.64	20	40	60	1	12	4	17
	多 喜 浜 保 育 園	36. 4. 1	1,966.00	697.25	40	80	120	1	9	4	14
	東 田 保 育 園	30. 9. 1	3,338.71	699.60	40	80	120	1	19	5	25
	船 木 保 育 園	29. 8. 1	2,186.35	452.10	20	60	80	1	14	5	20
	角 野 保 育 園	26. 4.30	1,819.60	381.24	15	45	60	1	10	4	15
	大 生 院 保 育 園	26. 4.30	3,221.85	798.00	40	80	120	1	14	5	20
	小 計	10カ所	28,444.74	7,254.95	316	664	980	10	152	46	208
私 立	朝 日 保 育 園	昭23. 9. 3	1,650.00	640.82	30	60	90	1	25	5	31
	み な と 保 育 園	48.11. 5	797.38	708.97	40	60	100	1	17	5	23
	十 全 保 育 園	55. 4. 1	1,285.56	1,364.95	50	70	120	1	18	3	22
	新 居 浜 八 雲 保 育 園	平20. 4. 1	2,639.71	849.50	60	90	150	1	22	10	33
	ルンビニ乳幼児保育園	昭48. 4. 1	1,732.00	607.02	35	25	60	1	17	4	22
	さ くら 乳 児 園	52.12. 1	271.47	354.20	30	0	30	1	9	4	14
	新 居 浜 南 沢 津 保 育 園	平21. 4. 1	3,249.86	835.50	28	132	160	1	23	5	29
	ミ ド リ 保 育 園	昭38.12.13	2,469.31	768.31	35	85	120	1	18	4	23
	め ぐ み 保 育 園	44. 9. 9	2,382.45	825.78	36	84	120	1	20	8	29
	新 田 保 育 園	61. 1. 1	1,322.33	683.94	30	60	90	1	23	7	31
	泉 川 保 育 園	平15. 8. 1	2,055.90	874.93	55	65	120	1	24	7	32
	み どり 園 保 育 所	昭37. 9. 1	3,415.40	1,833.25	80	120	200	1	26	6	33
	す み れ 保 育 園	57. 9. 1	621.00	563.03	45	65	110	1	17	7	25
	中 萩 保 育 園	平24. 4. 1	2,522.30	880.37	50	90	140	1	20	4	25
	新 居 浜 上 部 の ぞ み 保 育 園	昭53. 4. 1	1,760.77	532.60	40	20	60	1	16	4	21
新 居 浜 萩 生 保 育 園	57. 4. 1	2,351.00	493.27	27	63	90	1	15	5	21	
は び ね す nursery school	平31. 4. 1	523.55	330.55	22	33	55	1	9	5	15	
	小 計	17カ所	31,049.99	13,146.99	693	1,122	1,815	17	319	93	429
合 計		27カ所	59,494.73	20,401.94	1,009	1,786	2,795	27	471	139	637

(へき地保育所)

(5.4.1 現在)

保育所名	認可年月日	面積		定員			職員			
		敷地	建物	3歳未満	3歳以上	計	園長	保育士	その他	計
別子保育園	—	㎡ 861.42	㎡ 204.93	人 —	人 —	人 30	人 (1)	人 0	人 1	人 1

※ 園長は兼任

(認定こども園)

(5.4.1 現在)

保育所名	認可年月日	面積		定員			職員			
		敷地	建物	3歳未満	3歳以上	計	園長	保育士	その他	計
認定こども園泉幼稚園	平27. 4. 1	㎡ 1,929.73	㎡ 777.83	人 40	人 90	人 130	人 1	人 20	人 10	人 31
認定こども園グレース幼稚園	平29. 4. 1	3,644.19	1,229.23	15	18	33	1	7	5	13
認定こども園ひかり幼稚園	平31. 4. 1	4,537.16	2,342.64	15	45	60	1	26	6	33
認定こども園菊本幼稚園	令 3. 4. 1	3,300.89	2,691.65	15	33	48	1	19	9	29
認定こども園愛光幼稚園	令 5. 4. 1	1,449.48	635.33	8	10	18	1	12	7	20
合計	5カ所	14,861.45	7,676.68	93	196	289	5	84	37	126

※ 定員は、2号及び3号認定のみ

(地域型保育事業)

(5.4.1 現在)

保育所名	認可年月日	面積		定員			職員			
		敷地	建物	2歳未満	2歳以上	計	園長	保育士	その他	計
かがやき保育園	平27. 4. 1	㎡ 94.20	㎡ 63.46	人 12	人 7	人 19	人 1	人 7	人 0	人 8
かがやきぶらす保育園	令 2. 4. 1	1,326.92	297.52	12	7	19	1	8	4	13
ぽこ・あ・ぽこ保育園	平29. 4. 1	825	120.00	12	6	18	1	11	4	16
ひまわり乳児園	平27. 4. 1	193.20	164.82	24	12	36	1	15	2	18
こども園みるみる	平27. 4. 1	463.23	110.56	6	6	12	1	8	6	17
合計	5カ所	2,902.55	756.36	60	44	104	5	49	16	72

イ 入所状況 ()は広域入所含む (5.4.1 現在)

年度	申込者数	要入所者数	入所者数	入所率	未処置者数
令和元	2,891 (2,921)	2,826 (2,855)	2,826 (2,855)	100.00	0
2	2,929 (2,931)	2,835 (2,876)	2,835 (2,876)	100.00	0
3	2,862 (2,893)	2,811 (2,841)	2,811 (2,841)	100.00	0
4	2,790 (2,809)	2,723 (2,742)	2,723 (2,742)	100.00	0
5	2,763 (2,784)	2,701 (2,720)	2,701 (2,720)	100.00	0

ウ 充足状況 ()は広域入所含む (5.4.1 現在)

年度	認可定員	入所者数	充足率
令和元	3,079	2,826 (2,855)	91.8 (92.7)
2	3,097	2,835 (2,876)	91.5 (92.9)
3	3,146	2,811 (2,841)	89.4 (90.3)
4	3,127	2,723 (2,742)	87.1 (87.7)
5	3,188	2,701 (2,720)	84.7 (85.3)

エ 一時預かり事業

(1) 一般型

市内に在住する1歳以上の就学前児童であって、保護者の就労形態等により家庭における保育が断続的に困難となる児童及び保護者の傷病、入院、私的理由等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス及び保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育サービスを、通常保育と合わせて保育短時間(8時30分～16時30分)を基本利用時間とした上で、平均週3日を限度(原則)として保育を実施している。

- ・実施園 若宮保育園

(2) 余裕活用型

保育施設において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型一時預かり事業」を実施。市内に在住する就学前児童であって、一般型と同様の利用要件で、利用回数に制限はなく(認定こども園泉幼稚園は一般型と同様)、保育短時間(8時30分～16時30分)を基本利用時間として保育を実施している。

- ・実施施設・認定こども園泉幼稚園
 - ・かがやき保育園
 - ・かがやきぷらす保育園
 - ・ひまわり乳児園
 - ・こども園みるみる
 - ・ぽこ・あ・ぽこ保育園

・保育料

利用時間		利用料金
全日	8時30分～16時30分 (食事あり)	1,500円
半日 (午前)	8時30分～11時30分 (食事なし)	700円
	8時30分～12時30分 (食事あり)	1,000円
半日 (午後)	13時30分～16時30分 (食事なし)	700円
延長保育	開園～8時30分 (食事なし)	30分につき 200円
	全日、半日(午前)、半日(午後)の利用時間を超えて閉園まで(食事なし)	

- ・令和4年度利用者数 一般型：1,889人
余裕活用型：1,163人

オ 延長保育対策事業

保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、真に延長保育が必要と認められる児童に対し、延長保育を行う事業で、保育標準時間延長については、私立保育所17園と、地域型保育事業所2園で実施している。

・実施園 私立保育所

泉川保育園、朝日保育園、新田保育園、十全保育園、ルンビニ乳幼児保育園、さくら乳児園、みなと保育園、ミドリ保育園、めぐみ保育園、すみれ保育園、みどり園保育所、新居浜上部のぞみ保育園、新居浜萩生保育園、新居浜八雲保育園、新居浜南沢津保育園、中萩保育園、はびねすnursery school

地域型保育事業所

かがやき保育園、かがやきぷらす保育園

カ 障がい児保育事業

保育が必要な障がい児で、保育所で行う集団保育になじむ児童を健常児とともに保育所に受入れて、その健全な社会性の発達の促進を図り、健常児にとっても障がい児との統合保育によって障がい児に対する理解を深め、いたわりや優しさを養い、思いやりのある人間として育てる保育を実施している。

・実施園 公立保育所

若宮保育園、新居浜保育園、金子保育園、高津保育園、垣生保育園、多喜浜保育園、東田保育園、船木保育園、角野保育園、大生院保育園

私立保育所

朝日保育園、みなと保育園、ルンビニ乳幼児保育園、めぐみ保育園、新田保育園、泉川保育園、みどり園保育所、すみれ保育園、新居浜上部のぞみ保育園、新居浜八雲保育園、新居浜南沢津保育園、中萩保育園

(障がい児保育は全園で実施するが、令和4年度障がい児を受け入れた園)

- ・令和4年度 公立保育所 障がい児 72人
私立保育所 " 97人

キ 病児・病後児保育事業

新居浜市に在住の乳児・幼児又は小学校に就学している児童が、病気の急性期から回復期に保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、やむを得ない理由により、家庭で育児を行うことが困難なとき預かっている。

- ・実施園 なかよし園
- ・利用料

区 分	利用料 (児童1人/日額)
生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯(A)	0円
当該年度(4月から8月までの場合)にあつては前年度)分の市町村民税非課税世帯(B)	1,800円
当該年度(4月から8月までの場合)にあつては前年度)分の市町村民税課税世帯(その他)	2,700円

- ・令和4年度利用者数 延べ257人

ク 休日保育事業

市内のいずれかの保育園に通っている児童(措置年齢1歳以上)で、年間を通して保護者が日曜・祝日に勤務しているため、家庭において保育の実施が困難な世帯を対象に、平日の通常保育とは別に実施している。

- ・実施園 ひまわり乳児園
- ・時 間 標準時間認定
午前8時00分～午後6時00分
短時間認定
午前8時30分～午後4時30分
(標準時間の範囲内で延長有)
- ・保育料 無料(延長保育料200円/30分)
- ・令和4年度利用者数 延べ213人
(ひまわり乳児園)

ケ 保育料徴収基準額(月額)

令和5年度 新居浜市保育所保育料徴収基準額表

(令和5年4月1日)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料月額(単位 円)		
階層区分	定 義	保 育 標準時間認定	保 育 短時間認定	
A	生活保護世帯等	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯	0	0	
C 1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割の額のみ課税されるもの	要保護者等世帯	7,200	7,200
		要保護者等世帯以外の世帯	16,000	15,700
C 2	48,600円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	19,500	19,100
D 1	48,600円以上 57,700円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
D 2	57,700円以上 72,800円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
D 3	A階層及びC 1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当するもの	72,800円以上 77,101円未満	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	30,000	29,400
D 4	77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,400	
D 5		97,000円以上 133,000円未満	37,000	36,300
D 6		133,000円以上 169,000円未満	44,500	43,700
D 7		169,000円以上 213,000円未満	48,000	47,100
D 8		213,000円以上 257,000円未満	52,000	51,100
D 9		257,000円以上 301,000円未満	57,000	56,000
D 10		301,000円以上 397,000円未満	60,000	58,900
D 11		397,000円以上	63,000	61,900

備考

- 1 この表における「生活保護世帯等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者の世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親の世帯をいう。
- 2 この表における「市町村民税非課税世帯」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が当該年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合の世帯をいう。
- 3 この表における「要保護者等世帯」とは、次に掲げる者の属する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする状態にある者
 - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項第6号に掲げる教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)
 - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所若しくは入居又は入院をしていないもの(以下「在宅障害児」という。)に限る。)
 - (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
 - (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)
 - (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)
 - (8) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 4 この表における「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定をいい、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。
- 5 この表における「均等割の額」とは教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者についての当該年度分の同項第2号に規定する所得割の額(子ども・子育て支援法施行規則第21条に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは当該金額を加算した額とする。次項において同じ。)を合算した額をいう。
- 6 所得割の額を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が当該所得割の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、所得割の額を算定する。

- 7 この表のD 2階層若しくはD 3階層の要保護者等世帯以外の世帯又はD 4階層からD11階層までの世帯に該当する世帯について、満3歳未満保育認定子ども及び当該満3歳未満保育認定子どもと同一の世帯に属する小学校就学前子ども又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程若しくは同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもの総数が2人以上いる場合の保育料は、当該子どものうち満3歳未満保育認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
- 8 この表のC 1階層からD 1階層までの要保護者等世帯以外の世帯に該当する世帯について、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち満3歳未満保育認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
- 9 この表のC 1階層からD 3階層までの要保護者等世帯に該当する世帯について、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者のうち満3歳未満保育認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目以降のときは無料とする。
- 10 次に掲げる場合における満3歳未満保育認定子どもに係る保育料は、25日を基礎として日割りによって計算した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- (1) 月の途中において特定教育・保育等を受け始め、又は受けることをやめるとき。
 - (2) 月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うとき。
 - (3) 月の途中において特定地域型保育(居宅訪問型保育(新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第27号)第37条第1号に掲げる保育に係るものに限る。))に限る。)を受けることができない日数が1月当たり5日を超えるとき。
 - (4) 子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号に規定するこども家庭庁長官が定める場合に該当し、保育の提供がなされないとき。
- 11 他の市町村で教育・保育給付認定を受けた満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該教育・保育給付認定を行った市町村の定める額とする。

コ 階層別入所状況 (広域入所除く)

(5.4.1 現在・単位：人)

区分		階層区分								
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	計
公立	全額該当児童数	0	25	20	93	169	127	19	12	465
	半額該当児童数	0	0	10	22	38	26	1	1	98
	無料該当児童数	1	31	13	11	3	1	0	0	60
私立	全額該当児童数	0	67	80	295	497	397	54	44	1,434
	半額該当児童数	1	0	35	109	180	114	16	10	465
	無料該当児童数	0	72	54	29	10	14	0	0	179
計		2	195	212	559	897	679	90	67	2,701

(2) 児童福祉対策

区 分	対 象 者	給付金額等	受給者数	支 給 額	開始時期
子 ども 医療費助成	(乳幼児医療費) 乳幼児(就学前)を養育している者で健康保険加入者(平成14年4月より3歳から就学前まで入院医療費助成を拡大)	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 43,699件 (令和4年度)	106,675千円 (令和4年度)	昭和48年4月1日
	(就学前医療費) 3歳から就学前の幼児を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 45,280件 (令和4年度)	61,039千円 (令和4年度)	平成20年1月1日
	(小中学生医療費) 小中学生を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 91,051件 (令和4年度)	229,551千円 (令和4年度)	平成28年10月1日
	(高校生等医療費) 高校生相当年齢の児童を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 25,609件 (令和4年度)	80,792千円 (令和4年度)	令和3年10月1日
養育医療費	出生時体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱等の症状を示し、医師が入院を必要と認めた乳児	保険診療に伴う自己負担分(入院のみ、扶養義務者自己負担金(扶養義務者の所得に応じて、18段階で決定)は、申出により子ども医療費から充当)	支払件数 59件 (令和4年度)	6,058千円 (令和4年度)	平成25年4月1日 (権限移譲により愛媛県から事務移管)
児 童 手 当	中学校修了前の児童を養育している者	対象となる児童の年齢等により月額、次のように支給(令和4年6月分から額改定) 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前(第1、2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 生計主の所得が制限額以上上限額未満 5,000円 生計主の所得が上限額以上の場合 支給なし	7,798人 (R5.2.28現在)	1,762,545千円 (令和4年度)	平成24年4月1日
児 童 扶 養 手 当	父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降、最初の3月31日までにある児童又は20歳未満の障がい者を監護している父又は母、及び養育者(父又は母が一定の障がいの状態にあつて、児童を養育している場合も支給の対象となる。所得制限がある。)	月額 1人目 受給者の所得額により44,140円から10,410円の間で決定(令和5年4月から額改定) 2人目(加算) 5,210円~10,420円 3人目以降(加算) 3,130円~6,250円	1,139人 (R5.3.31現在)	480,274千円 (令和4年度)	昭和37年1月1日
特 別 児 童 扶 養 手 当	20歳未満で、精神又は身体に障がいを有する児童を監護している父母、又は父母にかわつて監護している養育者(所得制限がある。)	月額 1人 重度 53,700円 中度 35,760円 (令和5年4月から額改定)	369人 (R5.3.31現在)	県 費	昭和39年9月1日
災 害 遺 児 福 祉 手 当 (県単独事業)	義務教育終了前の児童及び高等学校在学中の者で、生計を維持していた父もしくは母が労働災害、交通災害及び天災等で死亡した遺児の保護者	月額 児童1人につき 3,000円	3人 (R5.3.31現在)	県 費	昭和47年4月1日

(3) 家庭相談員の設置

近年、社会の変動に伴い、児童養育に関し、いろいろな問題が発生しているが、その問題に対し、適切な助言や指導を行い、児童福祉の健全化と向上を図るため、専門相談員を設置している。

令和4年度 相談件数 672件

・留守家庭児童の保護者育成の援助

・その他目的達成に必要な事業

中央児童センター、川東児童センター及び瀬戸児童館の3施設については、昭和62年4月1日から、上部児童センターは平成元年4月1日からそれぞれ管理業務を新居浜社会福祉事業協会に、平成8年4月1日からは社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託している。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営は社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会が行っている。

指定期間 令和3年4月1日～

令和8年3月31日

(5年間：再指定)

(4) 中央児童センター・川東児童センター・上部児童センター・瀬戸児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設で、次の事業を行っている。

- ・児童の集団的及び個別的遊び、並びに体力増進の指導
- ・児童のための地域組織活動の育成

名称 区分	中央児童センター	川東児童センター	上部児童センター	瀬戸児童館
所在地	繁本町8番10号	八幡二丁目10番22号	中萩町10番13号	瀬戸町7番32号
電話	☎34-8600	☎32-8966	☎43-3612	☎41-1983
敷地面積	927.85㎡	1,618.79㎡	2,761.66㎡	2,485.35㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備
建物面積	492.61㎡	343.16㎡	533.09㎡	328.50㎡
室構成	遊戯室、工作室、図書室、 集会室、学習室、屋上遊 戯室、事務室	遊戯室、工作室、図書室、 集会室、屋外遊戯室、事 務室	遊戯室、工作室、図書室、 集会室、屋外遊戯室、事 務室	遊戯室、図書室、集会室、 屋外遊戯室、事務室
事業費	6,337万円	1億1,950万円	1億3,460万円	1億9,300万円
完成	昭和54年1月31日	昭和59年3月26日	昭和62年3月18日	昭和57年3月20日
令和4年度 の利用者数	17,516人	15,538人	21,666人	10,964人

(5) 児童遊園地・子供広場

児童に健全な遊びを与えて健康を増進させ、心身ともに健やかに成長させるとともに、児童を交通事故等から守るため、児童遊園地、子供広場を設置している。

・児童遊園地

児童遊園地の敷地については、公有地の一部並びに住民等から提供されるものをもって充てている。

面積は原則として500㎡以上であり、用地の使用期間は5年以上である。

児童遊園地には遊具、砂場等を設置する。また、利用対象児童数(主として3歳以上の幼児又は

小学校低学年生)は、おおむね200人以上とする。

設置数 7カ所 (R5.4.1現在)

総面積 8,898.42㎡

・子供広場

子供広場は多数の児童に利用させることを目的として自治会が用地を確保し、市に設置の申請をする。申請内容が市の定める基準に適合していれば設置される。面積は原則として330㎡以上で利用対象児童数は、おおむね50人以上とする。

設置数 55カ所 (R5.4.1現在)

総面積 26,927.6㎡

4 子育て支援

- (1) 子育て世代包括支援センター(すまいるステーション)
妊娠期から出産・子育て期にわたるまで、保健師・助産師・看護師等の専門職が切れ目のない支援を行う。

ア 母子保健相談支援事業

	保健センター内	子育て支援課内
来 所 相 談	811 件	583 件
電 話 相 談	1,351	131
家 庭 訪 問	17	3
個別支援計画作成	266	
関係機関連携	51	227

イ 子育て世代のためのこころのケア "cococare"

妊娠・出産・育児と、女性の心と身体にはさまざまな変化がおとずれることから、目には見えにくい心の健康にも目を向け、臨床心理士・公認心理師によるメンタルヘルス相談を行う。

令和4年度 実 34人 延 44人

ウ 産後ケア事業

産科医療機関において、宿泊型・日帰り型(10時間・6時間)で、助産師等による母子の健康状態の相談、乳房の手当てや授乳指導、沐浴指導等を実施する。(家庭訪問による対応も可能)

令和4年度 宿泊型 30日 日帰りA型 5日
日帰りB型 49日 訪問型 68日

エ 出産・子育て応援給付金支給及び伴走型相談支援

妊娠届出時に出産応援給付金(妊婦一人につき5万円)及び赤ちゃん訪問時に子育て応援給付金(出生児一人につき5万円)の支給申請受付を行う。また、新たに妊娠8か月アンケートにより出産前の状況把握に努めるとともに、希望者には保健師等の面談を行い、必要な支援につなげる。

令和4年度 出産応援給付金 1,108件
子育て応援給付金 678件

- (2) 地域子育て支援の充実

ア 子育てサービス利用者支援事業

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及び

その保護者または妊婦がその選択に基づき、教育・保育・保健他の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で子育てコーディネーターを配置し、必要に応じた相談・助言等を行う。

- ・実施場所・子育てひろばラトル内(基本型)
 - ・子育て支援課窓口(特定型)
- 令和4年度実績 相談件数 基本型 998件
特定型 529件

イ 地域子育て支援拠点事業

0歳からおおむね3歳の子どもとその保護者を対象に、地域に密着した子育て支援の拠点を開設し、交流の場づくり、育児相談、情報提供などを行うことにより、子育ての不安感や負担感、孤独感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進している。

- ・実施場所 泉川保育園地域子育て支援センター
朝日保育園地域子育て支援センター
こちゃんパーク
子育てひろばラトル
子育てひろばピノッキオ
子育て広場キッズ・政枝
ハッピールーム
プラネットキッズ
子育て広場 ポノ
- 令和4年度実績 相談件数 1,469件
利用者数 28,352人

ウ 地域子育て支援拠点一時預かり事業

地域子育て支援拠点施設の開設場所を活用し、保護者の負担軽減や突発的な用事や傷病・冠婚葬祭の時など必要に応じた一時預かりを実施している。

- 対象者：原則6か月以上3歳未満
実施場所：ハッピールーム
子育て広場ポノ

- 令和4年度実績 利用者数 1,347人

- (3) 子育て支援対策

ア ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育ての手助けをしたい人」を会員として募り、相互援助活動を支援する。

令和4年度活動件数 2,398件

イ 子育て応援パスポート事業

子育て世帯の応援に協賛する店舗を募集し、提示することで店舗独自のサービスを受けることのできる「子育て応援パスポート」を対象世帯に交付することにより、子育ての不安感や負担感の軽減を図る。

- ・対象者 妊婦または中学生以下の子どもがいる世帯
- ・令和4年度 交付数 12,599枚

ウ 愛顔の子育て応援事業

愛媛県と連携して、市内在住の第2子以降の出生時に5万円分の紙おむつ(県内企業が生産した製品)を市内の登録店舗で購入できる応援券を保護者に配布する。

- ・令和4年度 実績 登録店舗数 47店舗
配布者 464人

エ 移動式「赤ちゃんステーション」貸出事業

新居浜市内で開催されるイベント等に乳幼児を連れて保護者が安心して参加できるよう、移動が可能なテントや折りたたみ式おむつ交換台を移動式赤ちゃんステーションとして貸し出す。

- ・令和4年度実績 1回

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の規定により、配偶者のない者で現に児童を扶養している者及び配偶者と死別又は生別した者及びその者が扶養している20歳以上の子に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けている。

新規貸付状況 (単位：千円)

貸付種目	令和2		3		4	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金						
事業継続資金						
修学資金	4	9,928	9	28,595	10	23,631
技能習得資金	1	816				
修業資金	1	1,632				
就職支度資金						
生活資金						
住宅資金						
転宅資金	1	188			1	200
就学支度資金	8	4,370	11	5,442	2	896
医療・介護資金						
結婚資金						
計	15	16,934	20	34,037	13	24,727

エ 婦人相談

指導や保護の必要な婦人の早期発見を図るとともに、婦人の生活、職業その他いろいろな問題についての相談、指導、助言等を行っている。

また、関係機関との連絡調整も行っている。

家庭・婦人相談員 1人

相談日 月～金曜日

件数 310件 (令和4年度)

5 母子・父子福祉

(1) ひとり親福祉対策

ア ひとり親相談

ひとり親家庭の生活相談及び貸付給付等に対する指導、助言を行っている。

母子・父子自立支援員 1人

件数 253件 (令和4年度)

イ 子ども・ひとり親家庭医療費助成制度

子ども・ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、昭和49年10月から医療費の自己負担分について助成している。

対象人数 2,221人 (R5.3.31現在)

医療件数 29,293件 (令和4年度)

医療費総額 350,341,583円 (令和4年度)

市助成額 90,450,916円 (令和4年度)

6 障 が い 福 祉

(1) 障害者手帳所持者数

【身体障害者手帳所持者数】

(5.4.1 現在・単位：人)

障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
	視覚障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0
18歳以上		87	124	21	23	43	13	311
聴覚障害	18歳未満	0	7	0	0	1	8	16
	18歳以上	17	66	28	48	2	141	302
音声障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	2	20	20	0	0	43
肢体不自由	18歳未満	30	10	7	2	1	0	50
	18歳以上	513	633	324	558	196	106	2,330
心臓機能障害	18歳未満	10	0	6	3	0	0	19
	18歳以上	686	8	194	91	0	0	979
腎臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	335	0	2	2	0	0	339
呼吸器機能障害	18歳未満	1	1	1	0	0	0	3
	18歳以上	19	2	9	8	0	0	38
膀胱・直腸機能障害	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳以上	1	2	8	182	0	0	193
小腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	0	0	2	0	0	3
免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	4	7	2	4	0	0	17
肝臓機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	11	2	1	2	0	0	16
小計	18歳未満	43	18	14	6	2	8	91
	18歳以上	1,675	846	609	940	241	260	4,571
合計		1,718	864	623	946	243	268	4,662

【療育手帳(知的障がい者)所持者数】

	A級	B級	計
18歳未満	112	217	329
18歳以上	319	524	843
計	431	741	1,172

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

	1級	2級	3級	計
計	69	742	295	1,106

(2) 障がい者(児)福祉対策

区分	対象者	給付金額等(円)	対象者数(人)	支給額(円)	開始時期
福祉手当	身障法の1級と2級の一部最重度の知的障がい者(ただし、障がいに対する年金を受けている人、または施設に入所している者を除く。)	月額 15,220円 (R5.4月分から)	12 (R5.3.31現在)	2,465,940 (令和4年度)	昭和50年10月1日
特別障害者手当	在宅重度障がい者 (重複障がい者)	月額 27,980円 (R5.4月分から)	140 (R5.3.31現在)	42,737,050 (令和4年度)	昭和61年4月1日
障害児福祉手当	重度障がい児(20歳未満) (施設入所児童は除く。)	月額 15,220円 (R5.4月分から)	83 (R5.3.31現在)	14,350,140 (令和4年度)	昭和61年4月1日
重度心身障がい者(児)医療助成	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A級所持者および身体障害者手帳3～6級と療育手帳B級を合わせもつ人	保険診療に伴う自己負担分	2,829 (R5.3.31現在)	441,577,411 (令和4年度)	昭和49年3月26日
補装具交付・修理	18歳未満で身体障害者手帳所持者	補装具の種類 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、義足、義手等	28件 (令和4年度)	2,318,582 (令和4年度)	昭和48年6月28日
	18歳以上で身体障害者手帳所持者		134件 (令和4年度)	15,391,954 (令和4年度)	
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障がい者・児で、給付等の対象に該当する者	日常生活用具の種類 ポータブルレコーダー、ストマ装具、人工内耳用電池等	3,335件 (令和4年度)	31,434,248 (令和4年度)	昭和47年8月15日
重度障がい者(児)タクシー利用助成	身体障害者手帳1、2級、療育手帳A級 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	1枚250円の助成券を1か月分4枚交付(年間最大48枚)	1,352件 (令和4年度)	5,688,936 (令和4年度)	平成27年7月1日

ア 運賃割引制度

身体障害者手帳を有する者は、手帳の呈示によりJR・国内の航空機(1種の場合は介護者も)、四国内の私鉄・バスの運賃割引が適用される。また、県内のタクシーは、手帳の呈示により運賃割引が受けられる。

イ 点字広報・声の広報等発行事業

身体障がい者福祉の一環と広報活動の充実を目的として、毎月1日発行の「市政だより」の内容を点字にし、希望者に送付している。また「市政だより」の内容を録音したCD等を複製して、視覚障がい者へ郵送し、各公民館、図書館、地域福祉課での貸し出しを実施している。

なお、市役所から発送する文書に課名点字シールを貼付し、差出課がすぐわかるように点字シールも作成している。

ウ 声の図書室事業

視覚障がい者福祉の向上と文化活動に寄与することを目的として、小説、新聞のコラム欄等を録音したCD等を貸出申込者に対して郵送している。

エ 手話通訳IoT推進事業

聴覚に障がいのある方に対し、IoTを活用し、自分のスマートフォンや貸出し用タブレットから、本庁にいる手話通訳者と手話をするにより行政手続き相談を手軽に行うことができる。

オ 心身障害者扶養共済制度

障がい者の保護者が生存中に一定の掛金を拠出し、加入者が死亡又は重度の障がいとなったとき、障がい者に終身年金を支給し、保護者(加入者)亡き後の障がい者の生活の安定を図ることを目的としている。

加入者 46人 (5.4.1 現在)
 市支出金 1,000,927円
 県支出金 1,501,066円
 個人掛金 7,691,607円
 (令和4年度)
 年金及び支給状況 月額2万円(1口につき)
 受給者 101人

カ 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待を未然に防ぐための障害者虐待防止法の周知のほか、障がい者の権利擁護についての啓発、障がい者や障がい者虐待に関する理解の普及を図るとともに虐待の早期発見・早期対応に努め、障がい者の権利利益の擁護を図っている。

業務については、社会福祉法人新居浜愛育会へ委託している。

キ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、公的機関・医療機関及び各種行事等に通訳を派遣し、社会参加の促進、福祉の向上を図ることを目的としている。

業務については、新居浜市社会福祉協議会、愛媛県聴覚障害者協会、愛媛県要約筆記サークル連絡協議会へ委託している。

ク 各種事業・行事の実施

市民の障がい者への理解と協力が得られるよう、生き生きしあわせフェスティバルを開催。また、障がい者の社会参加と自立を促進するため、障がい者体育大会、福祉のつどい等を実施している。

ケ ともに生きるまちづくりをめざして

障がい者自らの主体性、自立性を尊重しながら、すべての市民の参加によるすべての市民のための平等な福祉のまちづくりをめざすため、平成7年11月に新居浜市新障害者(児)福祉対策長期指針を策定し、平成18年度に見直しを行い新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画を策定した。

その後見直しを重ね、平成26年度に策定した第2期障がい者計画、平成29年度に策定した第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の計画期間が終了することから、令和2年度に見直しを行い、第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画を策定した。

(3) 障がい者福祉センター

障がい者(児)の福祉の増進を図るため、障害者総合支援法による生活介護事業、障がい者(児)の福祉更生にかかる相談、講習会の開催、団体活動及び奉仕活動の場の提供などを行っている。

また、地域活動支援センターⅢ型「いぶき」を併設しており、機能回復及び社会復帰を図る諸作業の訓練も行っている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会を指定管理者とする管理を行っている。

指定期間 平成31年4月1日～

令和6年3月31日(5年間)

区分	名称 障がい者福祉センター	
	本館	新館
所在地	庄内町一丁目14番18号 ☎ 33-3341	
敷地面積	5,324.98㎡	
建物構造	鉄筋コンクリートブロック造平家建	鉄筋コンクリート造平家建
建物面積	697.76㎡	496.50㎡
建設費	84,780千円	74,995千円
	改修費 130,661千円	
完成	昭和51年8月31日	昭和57年3月1日
令和4年度の利用状況	6,348人	4,148人

(4) 障害福祉サービス

平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法に基づき、障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」を提供している。

平成24年度からは、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」が開始されており、また、平成25年4月1日、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正された。

	種 類	内 容
介 護 給 付	居 宅 介 護 (ホ ー ム ヘル プ)	入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由又は知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
	行 動 援 護	障がいにより行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
	同 行 援 護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短 期 入 所 (シ ョ ー ト ス テ イ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
	療 養 介 護	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
訓 練 等 給 付	施 設 入 所 支 援	常に介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護などの日中活動系サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。
	自 立 訓 練 (機 能 訓 練 ・ 生 活 訓 練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就 労 継 続 支 援	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就 労 定 着 支 援	一般就労へ移行したが、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続を図るために企業・自宅等への訪問や指導・助言等を行います。
	自 立 生 活 援 助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共 同 生 活 援 助 (グ ル ー プ ホ ー ム)	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

地域相談支援給付	地域移行支援	入所施設に入所している障がいのある人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地域定着支援	居宅で単身等で生活する障がいのある人で、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要な人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。
障害児通所給付	児童発達支援	心身の発達に心配のあるお子さんに対して、通所事業を通じて、お子さんが持っている力を十分に引き出し、運動面、精神面の発達を促し、生活する力が身につくように支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、外出が困難なお子さんに対する居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中のお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まってお子さんの自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通うお子さん又は今後通うお子さんにその施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
地域生活支援事業	相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
	身体障害者等訪問入浴サービス	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人の居宅に訪問し、移動入浴車にて入浴サービスを行います。
	日中一時支援事業	障がい者(児)を障害者支援施設において日中に一時預かりする「日中短期入所事業」、また、障がい児の放課後児童クラブとして「タイムケア事業」を行い支援します。
	その他	理解促進研修・啓発事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、社会参加促進事業、成年後見制度利用支援事業等

施設入所状況（新居浜市入所状況）

（5.4.1 現在）

種類	指定障害者支援施設			種類	指定障害者支援施設		
	施設名	所在地	人員		施設名	所在地	人員
施設入所支援	アイル	松山市	3	施設入所支援	東予希望の家	西条市	2
	あゆみ苑	新居浜市	15		なかまたち	四国中央市	9
	いつきの里	松山市	2		野村学園	西予市	1
	今治育成園	今治市	1		日野学園	松山市	2
	かなさんどう	松山市	2		ひらい園	松山市	1
	希望の森	西予市	1		北条育成園	松山市	1
	くすのき園	新居浜市	49		星の里	西条市	7
	西条福祉園	西条市	6		まさき育成園	新居浜市	35
	三恵ホーム	東温市	4		松葉学園	西予市	1
	しげのぶ清愛園	東温市	2		道前育成園	西条市	7
	しげのぶ清流園	東温市	3		みどり園マウントヒルズエステート	松山市	1
	太陽の家	四国中央市	3		ライフまつの	松野町	1
	ていずい	西条市	8		道後ゆう	松山市	1
	今治療護園	今治市	1		計		173
	東予学園	西条市	4				

(5) 市内の福祉サービス事業所（通所・施設）

施設名	住所	電話番号	実施事業
あゆみ苑	西の土居町二丁目8番12号	33-4477	生活介護、短期入所、施設入所支援
いちよの木	角野新田町三丁目3番36号	66-7410	共同生活援助
いっぽ	中西町13番31号	47-8086	共同生活援助
愛顔の木	郷三丁目6番10号	45-2531	就労継続支援A型 就労継続支援B型
くすのき園	萩生1834番地の1	41-6361	生活介護、短期入所、施設入所支援、 共同生活援助
クック・チャム my mama	新須賀町二丁目6番16号	33-2115	就労継続支援A型
国領荘	角野新田町一丁目1番28号	41-2258	生活訓練、短期入所、宿泊型自立訓練、 共同生活援助
ココデアンド	萩生2886番地の5	64-9201	共同生活援助
サスケ・アカデミー新居浜	高木町2番20号 アーバンライフビル3-2	66-8271	就労移行支援、就労定着支援
サスケ工房	若水町一丁目9番19号	37-8525	就労継続支援A型
しいたけの里	垣生三丁目3番29号	45-0380	就労継続支援A型
就労継続支援事業所 topa-s	久保田町三丁目9番27号	66-9373	就労継続支援B型、共同生活援助
障がい者福祉センター	庄内町一丁目14番18号	33-3341	生活介護
すいよう作業所	郷甲687番地	46-0936	生活介護、就労継続支援B型
つぼみ	喜光地町一丁目6番34号	40-6440	就労継続支援B型
どんでんどん	下泉町二丁目7番25号	40-6111	就労移行支援、就労継続支援B型、 共同生活援助
ハビリテーリング センター vivre	若水町二丁目4番38号	35-3003	生活介護
プラネットワークス新居浜	中萩町5番7号	64-9800	就労継続支援A型 就労継続支援B型
ほのぼの工房	喜光地町一丁目4番45号	050- 3797-2411	就労継続支援B型
まさき育成園	大生院1686番地	41-6191	生活介護、就労継続支援B型、短期入 所、施設入所支援、共同生活援助
まぜ	郷四丁目9番43号	31-2077	共同生活援助
ライフケア	喜光地町一丁目7番17号	40-2964	生活介護
ラムール	坂井町二丁目5番26号 ステーションヒルズ101号室	47-8470	就労継続支援A型
わかば共同作業所	船木甲741番地の1	44-7025	生活介護、就労継続支援B型、共同生 活援助
わかば第2作業所	船木甲2114番地	43-9531	生活介護、就労継続支援B型
わくわくクラブ	多喜浜一丁目2番16号	46-4545	生活介護
ワークチームゆい	南小松原町3番32号	47-5111	生活介護、就労継続支援B型、共同生 活援助

※五十音順

※事業の定員等は各施設にお問い合わせください。

(6) 市内の障がい児通所支援事業所

施設名	住所	電話番号	実施事業
えーる	庄内町三丁目4番37号	37-0039	放課後等デイサービス
えーるきた	庄内町四丁目1番38号	47-7525	放課後等デイサービス
えーるいーすと	庄内町四丁目5番33号	66-7103	放課後等デイサービス
おひさまきつず新居浜萩生事業所	萩生739番地の10	66-7490	放課後等デイサービス
O l i v e	瀬戸町12番47号	43-6777	児童発達支援 放課後等デイサービス
K I D A C A D E M Y 新居浜校	新須賀町三丁目1番50号	34-6740	児童発達支援
キッズなないろ	繁本町7番30号	47-6467	児童発達支援
さくら	角野新田町三丁目3番36号	66-7411	放課後等デイサービス
さわやか愛の家にいはま館	東田三丁目乙11番地の77	43-3666	児童発達支援 放課後等デイサービス
s m i l e	坂井町三丁目3番27号	47-4373	放課後等デイサービス
ナイスおおじょういん	大生院343番地の4	66-9331	児童発達支援 放課後等デイサービス
ナイスしのめ	東雲町二丁目12番44号	66-7517	児童発達支援 放課後等デイサービス
ナイスにしばら	西原町二丁目4番16号	47-8452	児童発達支援 放課後等デイサービス
ナイスほしばら	星原町15番49号	47-6408	児童発達支援 放課後等デイサービス
H i g h T o u c h	中村一丁目1番44号	40-7010	放課後等デイサービス
はげみ園	高木町2番60号 (総合福祉センター内)	32-8129	児童発達支援
H a p p y	横水町8番20号	66-8440	放課後等デイサービス
ハビリテーリングセンターvivre (重症心身障がい児のみ)	若水町二丁目4番38号	35-3003	児童発達支援 放課後等デイサービス
ぴあ・いろはプラス	北新町2番37号	47-0611	児童発達支援 放課後等デイサービス
ひらり新居浜ルーム	若水町一丁目2番50号	66-9911	放課後等デイサービス
放課後クラブぴのきお	坂井町三丁目6番35号	47-8558	放課後等デイサービス
放課後クラブぴのきおかわひがし	松神子一丁目8番14号	45-0038	放課後等デイサービス
にじいろぱんだ	篠場町10番25号	43-5634	放課後等デイサービス
みらい	垣生一丁目6番25号	66-8133	放課後等デイサービス
療育ルームいろは 放課後クラブぴあ	高木町2番60号 (総合福祉センター内)	33-4860	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
わくわくクラブ	多喜浜一丁目2番16号	46-4545	放課後等デイサービス

※五十音順

7 総合福祉センター (ふれあいプラザ)

高齢者や障がい者(児)を含むすべての市民が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるノーマライゼーション社会の実現のため、ボランティアを中心とした地域の人々の福祉活動の拠点施設として平成8年4月に開設。平成10年4月より社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に管理運営を委託。

当施設では、集会・交流機能、相談・情報提供機能、地域福祉活動支援機能、福祉サービス拠点機能、社会参加促進機能、生きがいレクリエーション機能、学習・研修機能の7つの機能をもたせている。

また、平成15年4月1日より総合福祉センター別子山分館の施設管理を行っている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会を指定管理者とする管理を行っている。

指定期間 平成31年4月1日～
令和6年3月31日(5年間)

(1) 施設の概要(総合福祉センター)

所在地	高木町2番60号 ☎ 35-2940
敷地面積	8,490.68㎡
構造	本体 鉄筋コンクリート造4階建 車庫棟 " 平家建
延床面積	5,279.01㎡
建設事業費	29億8,869万円(用地費を含む)
完成	平成8年2月9日

(3) 使用時間及び使用料

区 分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	備 考
福 祉 の ひ ろ ば	円 1,500	円 2,000	円 2,500	冷房使用5割増 暖房使用3割増
教 養 娛 楽 室 (40名)	500	800	1,000	
調 理 実 習 室 (25名)	1,000	1,500	2,000	
研 修 室 1 (81名)	1,000	1,500	2,000	
研 修 室 2 (42名)	500	800	1,000	
研 修 室 3 (45名)	500	800	1,000	

多 目 的 の ア リ ー ナ	使用時間区分		9時～12時	13時～17時	18時～22時
	全面使用(400名)		3,000円	4,000円	5,000円
	個 人	大人(高校生以上)	100	100	100
		小人(小・中学生)	50	50	50
回数券		普通券11枚綴として10枚分の料金			

室 構 成	1階	2階	3階	4階
	児童発達支援事業所はげみ園、相談室、福祉ライブラリー、福祉の店、おもちゃ図書館、事務室、会議室、ファミリー・サポート・センター、喫茶室	研修室1・2、調理実習室、多目的アリーナ、健康増進コーナー、教養娯楽室	放課後等デイサービス事業所放課後クラブびあ、ボランティア・市民活動センター、ボランティア作業室、福祉団体室	温水プール、研修室3、入浴実習室、屋上ふれあい広場

(2) 施設の概要(別子山分館)

所在地	別子山乙241番地の6 ☎ 64-2350
敷地面積	591.7㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	526.5㎡
建設事業費	2億3,175万円
完成	平成5年8月31日
室 構 成	1階 大広間、事務室、倉庫、ロビー、調理室、新居浜医師会別子山診療所、更衣室、浴室 2階 小会議室、和室

温 水 プ ー ル	使用時間区分		9時30分～12時	13時～16時30分
	全面使用(50名)		3,000円	5,000円
	個 人	大人(高校生以上)	300	300
		小人(中学生以下)	150	150
回数券		普通券11枚綴として10枚分の料金		

別子山分館	区 分	使用時間	料 金
	風 呂 付 全 館	4 時間	20,000 円
	小 会 議 室	1 時間	300
	大 広 間 カ ラ オ ケ	1 時間	1,500

※ 上記金額に100分の110を乗じて得た額
(10円未満切り捨て)

(4) 施設の利用状況 (総合福祉センター)

(単位：人)

区 分	年 度	令和 2	3	4
温 水 プ ー ル		5,190	5,992	9,303
健康増進コーナー		12,079	8,585	14,365
研 修 室 利 用		14,425	9,453	15,257
多目的アリーナ		11,772	6,924	12,103
おもちゃ図書館		3,171	1,935	3,224
教 養 娛 楽 室		2,807	1,949	3,035
施 設 見 学		58	46	337
合 計		49,502	34,884	57,624
ボランティアセンター		9,610	6,098	10,814

8 健 康 政 策

健康寿命の延伸を目指して、疾病の発症や重症化予防、地域の組織・団体と協働した健康づくり、医療体制の整備や医師等の確保など、生涯を通じた健康施策を総合的に企画・調整する。このため、令和5年度から「健康づくり推進本部」を設置、庁内組織を横断した事業の企画・実施を行う体制を整備し、事業を効果的かつ効率的に推進することで、市民が健康でいきいきと暮らせる健康都市づくりの実現を目指す。

(1) 移動デジタル福祉サービス

令和4年12月に保健福祉MaaSを活用したマルチタスク車両を導入。保健福祉サービスを地域に届けることで、移動問題を解消するとともに、デジタル技術を活用して効果的な保健指導等を行う。

運行実績

年度	保健指導項目	運行先	運行回数	利用者数
R 4	ハイリスク訪問指導	公民館等	6 回	7 人
	多職種連携ケア会議	居宅付近	2 回	2 人
	高齢者訪問巡回指導	自治会館等	4 回	11 人

(5) 施設の利用状況 (別子山分館) (単位：人)

区 分	年 度	3	4
全 館		146	279
小 会 議 室		0	0
大 広 間		51	162
合 計		197	441
診 療 所		209	209

(6) 使用料の減免対象者

- (1) 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその付き添いの者
- (2) 市内在住の60歳以上の者
- (3) 新居浜市が主催又は共催する会議、講習会等に使用するとき。
- (4) 国又は県が総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (5) 市内の社会福祉団体が、総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (6) その他、公益の為に使用する場合で、市長が必要と認めるとき。

(2) 健康アプリ活用普及啓発

令和5年3月に導入した健康アプリ「新居浜KEN POS」を活用して、市民の健康意識の向上を図り、ウォーキング等を実施することでポイントを付与し、動機の強化を図る。

令和4年度登録者数 653人

(3) 休日診療・夜間診療

休日・夜間の救急診療は、内科・小児科について新居浜市医師会内科・小児科急患センターで、外科は在宅当番医により行っている。

ア 休日診療

実施年月 昭和49年3月
診療科目 内科・小児科
新居浜市医師会内科・小児科急患センター
外科
在宅当番医

診療日 日曜日、祝日、12月31日、
1月2日・3日
診療時間 午前9時～午後5時
実施状況 内科・小児科（開設日数70日、
(令和4年度) 利用者数1,428人
外科（開設日数70日、利用者数
878人）

イ 夜間診療

実施年月 平成2年4月
診療科目 内科・小児科
新居浜市医師会内科・小児科
急患センター
診療日 毎日（日曜日、祝日、12月31日、
1月2日・3日を除く）
診療時間 午後8時～午後11時
実施状況 開設日数295日
(令和4年度) 利用者数1,040人

ウ 深夜(小児科)診療

実施年月 平成21年4月
診療科目 小児科
新居浜市医師会内科・小児科
急患センター
診療日 毎日（日曜日、祝日、12月31日、
1月2日・3日を除く）
診療時間 午後11時～翌朝6時
(火・木曜日)
午後9時～翌朝6時
(月・水・金・土曜日)
実施状況 開設日数 295日
(令和4年度) 利用者数 385人

エ 休日夜間(小児科)診療

実施年月 平成28年4月
診療科目 小児科
新居浜市医師会内科・小児科
急患センター
診療日 日曜日・祝日
診療時間 午後6時～午後9時
実施状況 開設日数 63日
(令和4年度) 利用者数 325人

(4) 新居浜市医師確保奨学金貸付制度

新居浜市医師確保奨学金貸付制度は、将来医師として新居浜市で働く医師数が増加するよう、医学を専攻する学生に、入学及び修学に必要な資金を貸し付け、卒業後、市内の指定医療機関で一定期間、医師として勤務した場合、奨学金の返還を免除する。

奨学金の種類と貸付金額

- ①修学資金奨学金 月額20万円
- ②入学資金奨学金 入学金として納める額
(50万円を限度とする。)

奨学金の貸付期間

- ①修学資金奨学金 通算6年間を限度とする。
- ②入学資金奨学金 入学する年度1回のみ。

貸付状況

年度	種別	修学資金奨学金	入学資金奨学金
2		2 人	1 人
3		4	2
4		3	0

(5) 新居浜市歯科衛生士修学資金貸付制度

新居浜市歯科衛生士修学資金貸付制度は、歯科衛生士不足の解消と地域医療の充実を図るため、将来歯科衛生士として新居浜市で働く意思のある方に、修学に必要な資金を貸し付け、卒業後、市内の指定医療機関で一定期間、歯科衛生士として勤務した場合、修学資金の返還を免除する。

貸付金額と貸付期間

月額2万円を通算3年間を限度として貸し付ける。

貸付状況

令和3年度 3人
令和4年度 4人

(6) 地域医療対策強化事業

将来にわたって市民が安心して医療を受けることができる地域医療提供体制の確保と医療従事者の育成の場の提供を目的に、市内の医療機関にサテライトセンターを設置する愛媛大学医学部寄附講座を開設する。

・「難病・高齢医療学講座」(十全総合病院)

開設年月 令和4年4月

設置期間 令和4年4月から令和9年3月まで
(5年間)

事業内容 ①地域難病ネットワークの構築

②神経難病及び血管病・循環器疾患の
臨床的・基礎的研究

③十全総合病院の診療支援

9 保健センター

市民の健康保持、増進及び健康寿命の延伸を目指し「第2次元気プラン新居浜21」及び「第2次新居浜市食育推進計画」「新居浜市自殺対策計画」「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から高齢期までの生涯にわたる健康づくりを推進するために、こころと体の健康づくりに関する普及啓発や健康相談、健康教育、がん検診、感染症予防等の保健事業を実施する。

施設の概要

所在地	庄内町四丁目7番17号 ☎ 35-1070
敷地面積	821.87㎡
構造	鉄筋コンクリート造3階建
建物面積	1,574.12㎡
室構成	栄養実習室、健康相談室、保健指導室、運動指導室、診察室、会議室等
建設事業費	3億8,000万円
完成	昭和59年7月3日

利用者数

(単位：人)

年度	区分	1歳6か月児・3歳児健康診査	乳幼児相談 他	健康教育	健康相談	がん検診 等	食生活改善推進員 研修会	母子健康 手帳交付	その他	計
30		3,598	3,396	1,609	2,562	7,196	601	804	4,200	23,966
令和元		3,318	2,931	1,631	2,175	7,604	511	790	4,487	23,447
2		2,746	1,888	722	515	5,809	284	754	2,936	15,654
3		3,390	1,890	578	452	6,837	198	771	2,306	16,422
4		2,930	1,958	490	939	7,199	371	717	2,288	16,892

(1) 家庭訪問

(単位：件)

年度	訪問別	生活習慣病	その他疾病	乳幼児	妊産婦・新生児	その他	計
30		486	25	1,237	1,360	368	3,476
令和元		400	124	1,033	1,208	205	2,970
2		192	216	571	1,116	41	2,136
3		181	146	978	975	30	2,310
4		119	155	607	799	2	1,682

(2) 健康相談

年度	区分	成人相談		乳幼児相談		ダイヤル相談(成人・乳幼児)		計	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
30		197	4,096	101	1,275	2,316	2,316	2,614	7,687
令和元		237	3,321	96	1,071	2,754	2,754	3,087	7,146
2		144	720	708	1,191	4,886	4,886	5,738	6,797
3		279	670	666	1,223	4,759	4,759	5,704	6,652
4		337	1,457	451	1,103	2,888	2,888	3,676	5,448

(3) 健康教育

区分 年度	成人		乳幼児		両親学級		離乳食		食育教室		精神保健		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
30	109	3,661	18	923	12	247	36	1,083	139	5,126	36	949	350	11,989
令和元	98	3,138	16	1,045	10	187	33	909	276	5,154	29	754	462	11,187
2	47	1,300	33	476	9	93	18	501	40	1,001	13	275	160	3,646
3	63	6,137	30	405	8	76	20	518	63	1,199	19	314	203	8,649
4	51	6,747	47	728	12	118	24	676	55	935	24	558	213	9,762

健康手帳交付数 44冊（令和4年度）
 対象者 健康増進法による40歳以上の男女で希望する方
 交付方法 各検診、教育、相談、申し出等により交付

(4) 各種がん検診・健康診査

（令和4年度）

区分	回数	受診者数	異常なし	要指導	経過観察	要精密検査	要治療要医療	既医療
胃がん	50回	3,324人	3,121人	—人	0人	203人	0人	—人
子宮頸がん	(集団) 46 (個別) 5~2月	1,898 13	1,872 12	—	0	19 1	7 0	—
乳がん (マンモグラフィ)	(集団) 49 (個別) 5~2月	2,324 92	2,239 77	—	0 6	85 9	0 0	—
肺がん (へりカルCTを含む)	52	5,435	5,300	—	0	135	0	—
大腸がん (11・2月のキャンペーン含む)	52	6,228	5,912	—	0	316	0	—
一日人間ドック	36	276	13	—	52	35	176	—
若年者の健康診査	15	356	229	71	15	16	25	—
骨粗鬆症検診	14	418	237	—	115	66	0	—
成人歯周病検診	(個別) 7~10月	1,062	175	343	—	544	—	—
1歳6か月児	36	722	559	0	104	15	7	37
3歳児	36	743	618	0	72	22	2	29

(5) 健康増進事業

- 健康都市づくり推進員研修会 11回 延べ358人
- 健康都市づくり推進員地区活動 4,051人
- 運動実技講演会 1回 93人
- あかがねポイント(健康ポイント)付与 2,761件
- にいはまげんき体操の普及 722人
- 健康プログラム事業 350人

(6) 食生活改善地区組織活動事業

年度	食生活改善講習会		推進員研修会		親と子の食生活共同体験事業	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
30	243	3,585	24	601	3	89
令和元	213	3,471	20	511	3	90
2	0	0	13	284	0	0
3	24	316	10	198	2	26
4	117	1,371	21	371	0	0

食生活改善推進員教育事業

年度	種別	クラス数	教育時間	修了者数
30		1	30	25
令和元		1	20	17
2		0	0	0
3		0	0	0
4		1	20	12

(7) 予防接種実施状況

接種別	令和2			3			4		
	対象人数	接種延人数	率(%)	対象人数	接種延人数	率(%)	対象人数	接種延人数	率(%)
B C G	773	778	100.6	720	727	101.0	752	753	100.1
四種混合	3,100	3,205	103.4	2,930	2,984	101.8	2,980	2,884	96.8
三種混合	—	0	—	—	0	—	—	0	—
二種混合	1,054	871	82.6	1,092	816	74.7	1,019	651	63.9
急性灰白髄炎 (不活化ポリオワクチン)	—	2	—	—	2	—	—	1	—
日本脳炎	—	3,154	—	—	2,657	—	—	3,516	—
麻しん・風しん (1期2期)	1,780	1,742	97.9	1,732	1,580	91.2	1,617	1,546	95.6
高齢者インフルエンザ	37,994	26,624	70.1	37,802	21,616	57.2	37,534	21,324	56.8
ヒトパピローマ ウイルス感染症	7,581	200	2.6	7,683	268	3.5	7,701	1,139	14.8
ヒブ感染症	3,064	3,182	103.9	2,913	2,941	101.0	2,984	2,926	98.1
小児の肺炎球菌感染症	3,064	3,129	102.1	2,913	2,941	101.0	2,984	2,922	97.9
水痘	1,572	1,571	99.9	1,540	1,472	95.6	1,498	1,309	87.4
高齢者の肺炎球菌感染症	5,138	1,576	30.7	4,915	1,456	29.6	4,922	1,134	23.0
B型肝炎	2,319	2,340	100.9	2,160	2,192	101.5	2,256	2,222	98.5
ロタウイルス感染症	1,236	647	52.3	1,584	1,562	98.6	1,656	1,572	94.9
風しん第5期定期接種	517	441	85.3	494	472	95.5	190	201	105.8
風しん抗体検査		受検者数 1,384			受検者数 1,430			受検者数 563	
受験生インフルエンザ 予防接種助成	2,094	920	43.9	2,106	659	31.3	—	—	—

注1：対象延人数の算定方法は厚生労働省の方法による。

注2：対象人口は各年度に新規に予防接種対象者に該当した人口であることに對し、実施人口は各年度における対象者全体の中の予防接種を受けた人員であるため、実施率は100%を超える場合がある。

(8) 結核レントゲン検診

(令和4年度)

区分	対象者	検診者	要精密検査者	精密検査受診者
一般	37,754人	3,485人	102人	73人

注1：一般市民の結核レントゲン検診対象者は、65歳以上

10 国民健康保険

昭和35年に発足した国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支える要の役割を果たしてきた。

しかし近年、被保険者の年齢構成が高く医療費が高い反面、所得水準が低く保険料収入が少ない等といった構造的な問題を抱えるようになったため、平成30年度からの「国保の都道府県化」により、都道府県が、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなった。

愛媛県は標準保険料率を算定するとともに各市町村からの納付金を集約し、給付に必要な費用を全額市町に支払い、市町は、納付金を県に納付するとともに、地域住民と身近な関係の中、資格を管理し、県で示された標準保険料率を参考に保険料率を決定し、個々の事情に応じた賦課徴収を行う。また、従来通り保険給付の決定を行い、データヘルズ計画などにに基づき被保険者の特性に応じたきめの細かい保健事業を展開する。

今後は、共同保険者となる愛媛県と市町が一体となって、国保事業の適正化や効率化を推進することにより、国保財政の健全化に努めていく。

(1) 被保険者の推移 (5. 3. 31 現在)

年度	全 市		国民健康保険		加 入 率	
	世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人 口
	戸	人	戸	人	%	%
30	57,573	119,281	15,800	23,837	27.4	20.0
令和元	57,808	118,521	15,473	23,086	26.8	19.5
2	57,839	117,439	15,412	22,740	26.6	19.4
3	57,607	116,052	15,031	21,937	26.1	18.9
4	57,655	114,886	14,282	20,505	24.8	17.8

(2) 高額療養費制度

(5. 4. 1 現在)

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

適用区分	区 分 ※1	自己負担割合	自己負担限度額（3回目まで）	4回目以降 ※2
ア	旧ただし書所得 901万円超	3割 (未就学児は2割)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下		167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下		80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下		57,600円	44,400円
オ	市民税非課税世帯		35,400円	24,600円

(2) 保険給付の状況

ア 給付内容

- (ア) 療養の給付(現物給付)または療養費の支給(現金給付)

被保険者の疾病および負傷に関して給付の制限はなく(第三者行為による傷病は除く)、保険診療で定められたすべてについて給付する。

診 療

薬剤または治療材料の支給、処置、手術、その他の治療、病院または診療所への入院、移送
鍼・灸・マッサージ・柔道整復師の施術
(医師の同意のあるもののみ)

- (イ) 給付の割合

一般被保険者 7割
高齢受給者 7割、8割
未就学児 8割

- (ウ) 入院中の食事代患者負担額

市民税課税世帯 1食 460円
※指定難病患者、小児慢性特定疾病患者については260円に据置

※経過措置として、平成28年4月1日において既に1年を超えて精神病院に入院している場合は当分の間260円に据置

市民税非課税世帯の人 1食 210円
※市民税非課税世帯として減額認定証を交付された期間のうち、入院日数が過去1年間で90日を超える場合

入院91日以降 1食 160円
市民税非課税世帯で、世帯の所得が一定基準以下の70~74歳の方 1食 100円

70歳～74歳の方の自己負担限度額（月額）

適用区分		自己負担割合	外来(個人単位) 自己負担限度額	外来+入院(世帯単位) 自己負担限度額
現役並み 所得世帯 ※3	課税所得690万円以上	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目以降(※2)140,100円)	
	課税所得380万円以上 (現役並みⅡ)		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目以降(※2)93,000円)	
	課税所得145万円以上 (現役並みⅠ)		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降(※2)44,400円)	
市民税課税世帯		2割	18,000円 (年間上限(※4)144,000円)	57,600円 (4回目以降(※2)44,400円)
市民税非課税世帯 (低所得者Ⅱ)			8,000円	24,600円
市民税非課税世帯 (低所得者Ⅰ)			8,000円	15,000円

※1 旧ただし書所得：総所得金額から基礎控除額(43万円)を差し引いた額(区分については、世帯の加入者の旧ただし書所得の合計額で決定する)

※2 過去1年間に4回以上の高額療養費の対象となった場合の4回目以降の自己負担限度額

※3 現役並み所得世帯：70歳から74歳の国民健康保険被保険者のうち、前年中の市民税課税所得が145万円以上ある人がいる世帯

※4 年間上限額は、8月1日から翌年7月31日までの年間合計額に対して適用となる

イ 推 移

(単位：円)

区 分	年 度	令和2		3		4		
		件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	
療 給 養 の 付	診 療 費	251,732	8,489,703,725	253,201	8,355,823,533	247,328	8,294,081,203	
	薬 剤 支 給	118,741	1,554,154,614	120,814	1,552,311,084	117,265	1,492,599,614	
	計	370,473	10,043,858,339	374,015	9,908,134,617	364,593	9,786,680,817	
療 養 費 等	食事・生活療養	17		23		20		
	療 養 費	診 療 費	116	1,307,800	144	1,921,740	142	4,518,721
		そ の 他	6,297	59,021,283	6,701	60,107,726	6,881	64,136,360
		計	6,413	60,329,083	6,845	62,029,466	7,023	68,655,081
	移 送 費	2	174,880	1	135,300	0	0	
療 養 諸 費 計		376,905	10,104,362,302	380,884	9,970,299,383	371,636	9,855,335,898	
高 額 療 養 費		21,996	1,218,605,832	22,233	1,173,067,079	24,064	1,150,459,246	
介 護 合 算 療 養 費		72	1,068,416	65	1,405,752	74	1,132,942	
そ の 保 険 他 給 付	出 産 育 児 給 付	47	19,724,000	46	19,304,000	51	21,360,000	
	葬 祭 給 付	191	3,820,000	185	3,700,000	207	4,140,000	
	傷 病 手 当	1	80,004	6	545,929	61	2,066,499	
	計	239	23,624,004	237	23,549,929	319	27,566,499	

療養の給付(診療費)状況

年度	件 数	日 数	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	1 件 当 り 日 数	1 件 当 り 費 用 額 (円)	1 人 当 り 費 用 額 (円)
30	286,138	633,417	8,977,428,731	1,171.305	2.21	31,374	367,490
令和元	277,038	597,605	8,980,001,692	1,175.983	2.16	32,414	381,187
2	251,732	548,583	8,489,703,725	1,099.651	2.18	33,725	370,859
3	253,201	540,262	8,355,823,533	1,126.189	2.13	33,001	371,651
4	247,328	517,191	8,294,081,203	1,157.957	2.09	33,535	388,318

療養諸費の状況

(単位：円)

年度	費用額	保険者負担金	一部負担金	他法負担金
30	10,600,605,637	7,753,691,246	2,454,912,124	392,002,267
令和元	10,609,311,251	7,794,138,920	2,471,611,505	343,560,826
2	10,104,362,302	7,449,351,456	2,335,107,668	319,903,178
3	9,970,299,383	7,381,666,132	2,269,042,283	319,590,968
4	9,855,335,898	7,298,314,136	2,212,724,879	344,296,883

高額療養費の状況

(単位：円)

年度	全体	現物給付(再掲)	70歳以上(再掲)	未就学児(再掲)	長期疾病(再掲)
30	1,253,006,522	1,095,768,684	340,549,625	1,494,856	128,967,141
令和元	1,239,438,022	1,103,567,391	385,962,022	4,209,018	119,939,833
2	1,218,605,832	1,084,348,430	401,360,948	4,331,147	118,581,950
3	1,173,067,079	1,044,389,671	426,629,075	2,279,997	120,963,211
4	1,150,459,246	1,016,215,692	446,483,419	3,226,973	107,311,899

ウ はり・きゅう施術

本制度は、国民健康保険の被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師、きゅう師の免許を有する施術担当者を利用するもので、昭和40年6月1日発足、月10回を限度に、施術料は1回につき1術1,400円、2術1,500円である。

なお、個人負担額は施術料の3割となっている。

被保険者均等割 1人につき 7,200円

世帯別平等割 1世帯につき 3,500円

イ 賦課限度額

〈医療分〉65万円

〈後期高齢者支援金等分〉20万円

〈介護分〉17万円

ウ 徴収方法

納期は7月から翌年3月まで毎月の9回(7月に料額決定)で、徴収方法は①納付書、②口座振替制度、③65歳以上の方は年金からの特別徴収を行っている。納付書は銀行、郵便局に加え、令和元年度からコンビニ収納を導入し、早期徴収に努めている。

(令和4年度)

徴収区分	納付書	口座振替	特別徴収 (年金天引き)	合計
件数 (世帯)	4,185	8,215	4,141	16,541
率 (%)	25.0	49.7	25.3	100.0

(3) 保険料

ア 保険料率(令和4年度)

〈医療分〉

所得割 100分の9.09

被保険者均等割 1人につき 2万5,200円

世帯別平等割 1世帯につき 1万7,600円

〈後期高齢者支援金等分〉

所得割 100分の2.67

被保険者均等割 1人につき 7,400円

世帯別平等割 1世帯につき 5,200円

〈介護分〉

所得割 100分の2.12

エ 収納状況

区分		年度	30	令和元	2	3	4
現年度	調定額(円)		1,942,413,530	1,890,632,800	1,835,244,120	1,800,685,220	1,716,701,170
	収入済額(円)		1,853,509,856	1,800,108,058	1,763,214,398	1,738,664,491	1,653,834,152
	収納率(%)		95.42	95.21	96.08	96.56	96.34
滞納繰越分	調定額(円)		155,813,500	145,867,324	137,142,984	112,128,901	98,743,227
	収入済額(円)		68,797,751	64,466,657	73,916,890	57,090,257	47,807,185
	収納率(%)		44.15	44.20	53.90	50.91	48.42
計	調定額(円)		2,098,227,030	2,036,500,124	1,972,387,104	1,912,814,121	1,815,444,397
	収入済額(円)		1,922,307,607	1,864,574,715	1,837,131,288	1,795,754,748	1,701,641,337
	収納率(%)		91.62	91.56	93.14	93.88	93.73

(4) 国民健康保険事業特別会計の状況（決算）

(歳入)

(単位：円)

区分	年度	令和元	2	3	4
保険料		1,864,574,715	1,837,131,288	1,795,754,748	1,701,641,337
国庫支出金		—	21,234,000	6,644,000	—
県支出金		9,347,926,751	8,999,728,463	8,886,031,548	8,782,232,465
繰入金		1,194,211,862	1,106,944,630	1,161,258,882	1,241,054,322
市債		—	—	—	—
その他の収入		70,045,437	160,540,175	154,663,113	150,256,988
繰越金		0	0	0	0
歳入合計		12,476,758,765	12,125,578,556	12,004,352,291	11,875,185,112

(歳出)

(単位：円)

区分	年度	令和元	2	3	4
総務費		202,824,133	217,422,422	226,547,279	197,727,794
保険給付費		9,130,820,362	8,778,494,387	8,658,994,356	8,541,876,360
国民健康保険事業費納付金		2,991,354,106	2,989,822,103	2,935,206,467	2,946,565,984
共同事業拠出金		1,930	1,440	191	214
保健事業費		103,915,434	95,869,686	107,823,123	118,534,488
基金積立金		664,810	401,161	199,425	54,378
公債費		—	—	—	—
その他の支出		47,177,990	43,567,357	75,581,450	70,425,894
予備費		—	—	—	—
歳出合計		12,476,758,765	12,125,578,556	12,004,352,291	11,875,185,112

(5) 医療費適正化事業

市民生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにするため、平成19年度より医療費適正化係を設置し、保険者として主体的に、健康づくりに取り組む体制を強化した。

市民(被保険者)の健康の保持増進を図り、結果として医療費の適正化及び保険者の財政基盤の安定化を図っていくことを目指して、効果・効率的に保健事業に取り組む。

ア 健康づくりへの取り組み

- 特定健康診査（R3年度受診率 32.9%）
- 特定健康診査結果説明会（70回）
- 特定保健指導（R3年度実施率 62.0%）
- 脳ドック検診（98人）
- 若年者（18歳～39歳）健康診査（74人）
- 糖尿病性腎症重症化予防の取り組み

イ 医療費適正化への取り組み

- 重複・頻回受診者への訪問指導
- 医療費通知（年6回）
- 診療報酬明細書の点検調査
- ジェネリック医薬品使用推進
- ジェネリック医薬品差額通知（年4回）

11 後期高齢者医療

老人保健法改正により、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行された。対象となる被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障がい認定を受けた者であり、県内の市町で構成される愛媛県後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。広域連合と市町の事務分担は次のとおりとなっている。

ア 広域連合で行う事務

- 被保険者の資格の管理に関する事務
- 医療給付に関する事務
- 保険料の賦課・減免に関する事務
- 保健事業に関する事務
- その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

イ 市町で行う事務

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 被保険者証及び資格証明書の引き渡し
- 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引き渡し
- 保険料に関する申請の受付
- 保険料の徴収に関する事務等

(1) 被保険者数の推移 (5.3.31 現在)

年 度	被保険者数
令和元	20,059 人
2	19,905 人
3	20,152 人
4	20,839 人

(2) 保険料

ア 保険料率 (令和4・5年度)

所得割 100分の9.09

被保険者均等割額 49,140円

イ 賦課限度額 66万円

ウ 徴収方法

(特別徴収)

原則として、年金額が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない被保険者が対象であり、年金天引きによる納付。納期は4・6・8・10・12・2月の年6回。

(普通徴収)

原則として、年金額が年額18万円未満、または、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える被保険者が対象であり、口座振替又は納付書により金融機関等で納付。納期は7月から翌年3月までの年9回。

※なお、被保険者からの申出により、特別徴収から普通徴収(口座振替)へ徴収方法の変更が可能。

保険料収納状況

区分 \ 年度	令和2	3	4
調 定 額 (円)	1,305,211,611	1,298,294,169	1,353,396,100
収入済額 (円)	1,300,387,622	1,295,043,518	1,349,219,570
収 納 率 (%)	99.63	99.75	99.69

* 滞納繰越分含む

(3) 後期高齢者医療対策費

ア 後期高齢者医療健診

後期高齢者医療制度被保険者の健診については、運営主体である広域連合の努力義務となっているが、広域連合から健康診査実施に係る事務の一部を市町が受託する。受託内容は次のとおり。

- ・ 健康診査の実施形態等の広報、問合せに関すること。
- ・ 健康診査の申込みの受付及び受診券の交付等に関すること。
- ・ 健康診査費用の支払事務等に関すること。
- ・ 健康診査結果の受診者への通知に関すること。

イ 後期高齢者はり・きゅう施術助成

後期高齢者医療制度施行にあたり、広域連合として、はり・きゅう施術助成事業が行われないことから、市単独として、後期高齢者はり・きゅう施術助成を行う。助成内容は、市内に居住する後期高齢者医療制度被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師またはきゅう師の免許を有する施術担当者を利用する場合に、月10回を限度とし、施術料(1術1,400円・2術1,500円)の3割を被保険者が負担し、7割を市が施術担当者に支給する。

ウ 後期高齢者医療療養給付費負担金

後期高齢者医療給付に要する経費について、窓口の患者負担分を除き、医療給付費全体の12分の1を市町において負担する。

令和4年度負担金 1,595,030,630円

12 福祉のまちづくり

(1) 新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例

生涯にわたりすべての市民の基本的人権が尊重され、健康で安心して暮らし、自由に社会参加できることが保障される社会の実現に向け、市、市民及び事業者が相互に連携、協働することにより、住みやすくかつ住み続けたいと思えるような人にやさしい福祉のまちづくりを総合的に推進していくことを目的に、福祉のまちづくり条例が制定され、平成15年4月から施行された。

(2) 新居浜市地域福祉推進計画

福祉のまちづくり条例の理念を具現化するための基本施策と行動項目をまとめた「新居浜市地域福祉計画(第一次)」を平成17年4月に策定した。

「新居浜市地域福祉計画(第一次)」に続き平成23年3月に策定した「新居浜市地域福祉計画2011(第二次)」の計画期間が終了したため、第六次新居浜市長期総合計画の期間と連動させ、令和3年度から令和12年度までを計画期間とした「新居浜市地域福祉計画2021(第三次)」を令和3年3月に策定した。

計画では、本市のめざす地域福祉の将来像を「人がつながり 支え合い 健康でいきいきと暮らす 福祉のまち にはま」としている。また、それを実現するために、「生涯を健やかに過ごす、健康なまちづくり」、「次世代につなげる、安全で安心なまちづくり」、「やさしさで人がつながり、ともに支え合うまちづくり」、「すべての人の権利と責任を大切にし、生きがいあふれるまちづくり」の4つの基本目標を設定し、「地域共生社会づくり」と「自助、互助、共助、公助」という基本的視点を重視しながら施策の推進を図ることとしている。

市民環境



市 民 環 境

1 国 際 交 流

本市は、国際化社会への的確な対応を図るため、昭和61年から中高校生の海外派遣、市職員の海外派遣研修、中国山東省徳州市との都市間交流の推進、語学指導等を行う外国青年招致事業の実施、英語・中国語・韓国語観光パンフレットの作成、英語・中国語生活ガイドブックの作成、国際交流基金の設置(平成3年4月設置)、外国人のための日本語教室、外国人対応窓口の開設(平成23年4月開設)などの施策を推進してきた。

また、外国人の増加に伴い、在住外国人との多文化共生に重点をおいた「新居浜市国際化基本計画」を平成20年度に策定し、市民活動団体や地域などと共に国際化を進める体制づくり、外国人の生活支援や人権教育を含めた国際理解教育を推進してきた。

令和2年度に「新居浜市国際化基本指針」を策定し、これまでの国際化の取組を継承・発展させながら外国人が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを目指すための方向性を示した。

(1) 都市間交流

中国山東省徳州市との交流

徳州市との交流は、昭和60年6月、中萩公民館友好訪中団が徳州市を訪問した時、徳州市長に対する新居浜市長のメッセージを託したことから始まった。その後の経過は別表(徳州市との交流の経過)のとおり。

東南アジア地域との交流の促進

インドネシア共和国クブラヤ県との相互訪問及び都市間交流を通じて、相互の文化経済発展等を見据えた交流の可能性を探る。また、マレーシア東方政策40周年を迎えるにあたり、本市と様々な関係を築いてきたマレーシアとの文化、教育、スポーツ交流事業を実施する。

(2) 国際感覚を身につけた人材育成

青少年の国際感覚の醸成を目的とした中高生の海外派遣事業を平成2年7月以来継続的に行っている。
(平成19年度からは中学生のみ)

(3) 新居浜市国際交流協会

平成31年3月、地域に根ざした国際理解及び国際交流に関する活動を通じて、市民の国際化意識と国際認識の向上を図り、社会の発展に寄与することを目的に設立された。

徳州市との交流の経過

年 月	交 流 内 容
昭和61年7月	『日中友好の翼』ニイハマ訪中団の訪問 ・企業視察、ホームステイ等を実施
昭和61年10月	徳州地区総合経済視察団の来新 ・住友企業、小中学校、農業施設等を視察
平成元年10月	徳州市文化交流団の来新 ・中国書道展の開催
平成3年4月	新居浜徳州友好視察団の訪問 ・今後の総合的な交流のあり方を協議
平成3年7月	徳州地区文化交流訪日団の来新 ・徳州地区の伝統工芸である黒陶の展示及び篆刻の実演
平成3年10月	徳州地区友好視察団の来新 ・市内企業、公共施設、太鼓まつり等を視察見学
平成4年5月	第3次新居浜・徳州友好訪中団の訪問 ・徳州地区の文化、市民生活、産業経済等の視察を行い、友好親善を図り、今後の両地区の交流の可能性を探る。
平成4年7月～8月	徳州地区友好視察団の来新 《平成4年7月27日》 ・新居浜市と徳州地区の友好交流関係の締結 ・新居浜市立中萩小学校と徳州市東方紅路第一小学校、新居浜市立中萩中学校と徳州市第十中学校との友好校の締結
平成4年7月～8月	徳州雑技団新居浜公演の実施 ・市制55周年を記念して行われ、入場者は約26,000人を数えた。

年 月	交 流 内 容
平成5年6月	徳州地区経済視察団の受け入れ ・市内企業の視察、今後の経済交流について協議
平成5年7月～8月	小中学生相互交流事業 ・相互の小中学生が交流を行い、友好を深める。
平成6年5月	新居浜商工会議所徳州地区経済視察団の訪中 ・今後の双方の経済交流等について協議
平成6年8月～9月	徳州地区テレビ放送視察団の受け入れ ・新居浜テレビネットワーク、放送局等の視察研修
平成7年7月	徳州市友好視察団の来新 ・市内の行政、教育、文化、企業等の施設を視察し、友好親善を図り、今後の交流の方向を協議
平成7年8月	徳州市研修生の受け入れ ・新居浜商工会議所が窓口となり、市内の各企業で1年間研修
平成8年9月	第4次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の友好関係をさらに発展させるとともに文化・教育・産業・経済各分野の視察を行う。
平成9年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市との友好都市締結(平成9.11.11)を行った。
平成10年9月	第5次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成11年10月	徳州市友好視察団の来新 ・市内、県内の文化施設、観光施設等を視察
平成12年6月	第6次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、国際ボランティアの育成や文化交流事業の積極的推進など、国際化をリードする人材の育成と異文化理解の増進、世界に開かれた地域社会づくりを進めるための情報交流を行う。
平成13年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業の視察及び情報交流を行う。
平成14年9月	第7次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、「日中国交正常化30周年」記念文化交流事業へ参加し、今後の多様な交流に向けた人材の育成と異文化理解の増進に向けての情報交流を行う。
平成15年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業の視察及び市内経済団体との交流を行う。
平成16年9月	第8次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成17年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業及び公共施設、体育文化施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。
平成18年5月	第9次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成19年11月	徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行うと共に、華道教室の見学等日本文化に触れていただく。
平成20年9月	第10次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成21年9月	徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。
平成23年11月	第11次新居浜・徳州友好訪中団 ・「民間レベルでの交流のきっかけづくり」と位置づけ、教育機関との交流、太陽光エネルギー施設の視察などにより、今後、学生や若者、民間企業団体などが主体となった交流に繋げるとともに、両市の友好関係の継続発展を目指す。

2 市 民 活 動

地方分権が進む中、「住民自治」の実現は、地方自治体の将来を左右する重要課題の一つである。市民自らがまちづくりの担い手として、まちの将来ビジョンを描き、それに向けた行動に取り組むための体制整備が必要である。

さまざまな分野において活発化する、NPOなど数多くの公益的な市民活動を、その自主性や自立性を尊重しながら支援し、協働環境の整備に取り組んでいる。

令和2年度に策定した地域コミュニティ基本指針に基づき、多様で豊かな地域づくりに向けて、幅広い市民参画のもと、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、行政等による協働のまちづくりと地域コミュニティの充実を進める。

(1) 新居浜市公共施設愛護事業

市民(団体・個人)と行政が合意書を取り交わし、市民が道路、河川、公園、海岸等の公共施設を我が子のように愛情を持って美化活動等を行うボランティア制度として、平成15年9月に施行した。

令和5年4月1日現在、109組(83団体・26個人)と合意書を取り交わし、参加人数は4,706人、施設別内訳は道路59件、公園・緑地59件、河川・水路17件、海岸5件、文化財1件、山林1件、全般1件である。

(2) 市民活動サロンの運営

平成18年7月に設置した新居浜市まちづくり協働オフィスが令和4年3月をもって休館となった。令和4年度からは、市民活動団体が自由に交流や情報交換する場を提供することにより、地域課題を自らの問題として主体的に活動する団体を支援するとともに、他の市民団体や企業、行政との連携を促進し、豊かな市民社会づくりの推進を図ることを目的とした、「市民活動サロン」を開設している。

〈市民活動サロンでできること〉

- (ア) ミーティングスペースの利用
- (イ) コピー機、印刷機等の使用 (有料)
- (ウ) 機器の貸出し

(3) 自治会

自治会については、地縁による任意団体であるが、防災・防犯・交通安全などの安全安心機能、環境整備機能、行政連絡調整機能などを有するなど地域にとって欠かせない住民自治組織である。しかしながら、近年個人の価値観の多様化などから自治会離れが進んでおり、財政基盤の弱体化・加入率の低下などが喫緊の課題となっている。そのため、地域コミュニティの再生に向け、平成26年度より新たな交付金制度の創設や、防犯灯電気料金の全額市負担により、自治会の財政負担軽減を図るとともに防犯灯のLED化を進め、安全安心のまちづくりを推進している。今後も連合自治会への交付金などの財政支援を充実するとともに連携を図りながら自治会加入率の向上を図り、「協働まちづくり」「自立・連携のまちづくり」を推進するため、地域コミュニティの活性化に努める。

ア 結成状況

(各年1月1日現在)

区分	年	31	令和2	3	4	5
校区連合自治会数		18	18	18	18	18
単 位 自 治 会		306	304	302	300	300
加 入 世 帯 総 数		35,027	34,477	33,864	32,576	31,463
総 世 帯 数		56,411	56,382	56,345	56,219	56,174
自治会世帯加入率(%)		62.1	61.1	60.1	57.9	56.0
認 可 地 縁 団 体 数		58	59	60	63	64

イ 各種補助

(単位：千円)

区分	補助率	補助限度額 (5.4.1現在)	補助金助成件数及び助成額						
			令和2年度		3年度		4年度		
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	
集会所施設	新築	工事精算額の5分の3以内	15,000	1	9,900	1	15,000	—	—
	増及び修繕	工事精算額の2分の1以内	600	32	5,868	31	7,164	28	5,190
	感染症防止対策	補助対象経費の10分の10	500	26	10,752	—	—	—	—
放送設備等	新設	工事精算額の2分の1以内	250	—	—	1	151	1	250
	増及び修繕	工事精算額の2分の1以内	130	7	534	13	1,113	6	677
	アンペア 新設及び増設 修繕	工事精算額の2分の1以内	200	8	855	3	151	8	1,038
			100						
防犯灯	新設・移設 (LEDのみ対象)	工事精算額の2分の1以内	15	28	553	41	590	28	734
	支柱の更新・修繕	工事精算額の2分の1以内	25	4	94	5	118	2	50

ウ 地域コミュニティ再生事業交付金

(令和4年度)

区分	交付金	摘要
防犯灯維持管理事業	14,322,619円	防犯灯電気料金 既存分 13,385,519円 新設分 937,100円
新居浜市連合自治会活動事業	586,000円	研修事業、金婚式表彰事業 自治会加入促進事業
新居浜市広報活動等事業	26,349,660円	単位自治会 @ 650×31,463世帯
		校区連合自治会 @ 125×31,463世帯
		市連合自治会 @ 45×31,463世帯
		回覧板作成費
ごみ減量化等啓発事業	434,720円	@ 10×43,472
コミュニティ活性化事業	14,079,029円	意欲のある地域で取り組むソフト事業
れんじメール送付事業	330,000円	27,500円×12ヶ月
計	56,102,028円	

(4) 地域運営組織

住民主体のまちづくりと持続可能な暮らしを実現するため、宮西校区及び中萩校区において、令和3年度及び4年度の2か年で協議会型地域運営組織モデル事業を実施し、地域の現状、課題、目標や施策等を取りまとめた「地域まちづくり計画」の策定作業を行うとともに、地域内の様々な団体が連携協力し、地域課題の解決に向けた組織づくりに取り組み、令和5年3月に新たな地域運営組織が設立された。

地域運営組織数 2組織 (令和5年4月1日現在)

(5) 出前講座

本市のまちづくりの現状や今後の展開について市内に在住、通勤・通学している10人以上の団体を対象にして、市の担当者が説明者となって情報を提供し、市民と行政が協働で取り組むまちづくりを推進するため、平成10年度から事業を開始した。

平成14年度からは「行政編」に加えて「公共機関・公益企業編」、「市民・団体編」とメニューを拡充した。

令和4年度開催件数は212件、参加人員は約8,608人となっている。

3 消費生活

急速に変容する経済社会において、健全で豊かな消費生活の実現を図ることが重要な課題であるため、消費者安全法の施行に伴い平成22年4月に「消費生活センター」を設置した。関係機関が相互に連携して消費生活のあり方を考え、賢い消費者、自立する消費者を目指す。

(1) 消費生活モニター制度

消費生活の安定と向上を図るため、消費者から直接意見を聴取し、要望、苦情等の情報を把握して市民生活に直結した消費者行政を推進するため、消費生活モニター制度を昭和47年から実施している。

令和4年度モニター4人で実施

(2) 消費生活の改善対策

消費生活に必要な正しい情報提供、消費者教育の推進を重要施策に、市民総ぐるみの各種事業を実施している。

ア 消費者情報の提供

市のホームページやCATV広報番組を通して、市民への情報を提供しているほか、市政だよりに「消費生活センター通信」を隔月掲載している。また、消費者の陥りやすい悪質商法の手口、対策方法等を講演し、一人一人が解決できる力をつけてもらえるように、出前講座を実施している。

イ 消費者学習講座

よりよい消費生活推進のため、市民向けに学習講座を開催している。

ウ 家庭用品等立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業所等の立入検査を実施している。

エ 消費者被害防止のための見守り活動

新居浜市消費者安全確保地域協議会を設置し、地域の見守りネットワークで高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止を図る。

(3) 消費生活相談

商品やサービスなどに関する消費者からの苦情や問い合わせに対応するため、昭和51年度から本事業を実施しており、昭和55年度からは専門相談員を配置し、消費者被害の未然防止と早期解決に努めている。また、平成21年度から弁護士又は認定司法書士による消費生活法律相談を月1回実施している。

相談件数

年度	30	令和元	2	3	4
件数	1,064	860	795	746	747

(4) 適正な計量の実施

ア 特定計量器の定期検査

商店や病院などで取引や証明に使用しているはかりについて、定期検査を実施している。

イ 計量関係事業者への立入検査

スーパーや工場などの計量関係事業者に対して立入検査を実施し、使用中の計量器や商品の内容量などについて検査を実施している。

ウ 計量思想の普及啓発

11月の計量強調月間を中心にロビー展及び一日計量巡視などの諸事業を実施し、計量思想の普及啓発に努めている。

4 地域改善対策

(1) 住宅新築資金等貸付事業

対象地域の居住環境の整備改善を図るため、新築、宅地及び改修に用する資金貸付者に対し、貸付金の償還事務を行っている。

ア 貸付事業実績

年度 区分	昭和48年度～平成7年度	
	件数	金額
新築資金	215	1,197,800千円
宅地取得資金	123	508,300
改修資金	308	606,240
合計	646	2,312,340

イ 貸付金回収状況

(5.3.31 現在・単位：千円)

年度	調 定 額			収 入 額			不 納 欠 損 額			未 収 入 額		
	元金	利子	計	元金	利子	計	元金	利子	計	元 金	利 子	計
48～63	850,760	287,543	1,138,303	685,184	230,922	916,106				165,576	56,621	222,197
元	133,628	38,519	172,147	82,580	23,751	106,331				51,048	14,768	65,816
2	149,568	40,743	190,311	86,097	22,959	109,056				63,471	17,784	81,255
3	155,381	43,420	198,801	85,050	24,304	109,354				70,331	19,116	89,447
4	159,356	43,932	203,288	80,310	23,251	103,561				79,046	20,681	99,727
5	173,648	44,922	218,570	86,258	23,124	109,382				87,390	21,798	109,188
6	180,046	45,296	225,342	86,213	22,239	108,452				93,833	23,057	116,890
7	187,197	45,341	232,538	85,226	20,595	105,821				101,971	24,746	126,717
8	185,556	45,251	230,807	76,630	19,722	96,352				108,926	25,529	134,455
9	189,320	44,259	233,579	82,199	19,353	101,552				107,121	24,906	132,027
10	180,958	41,929	222,887	71,506	15,817	87,323				109,452	26,112	135,564
11	192,660	41,306	233,966	80,085	14,626	94,711				112,575	26,680	139,255
12	197,028	40,212	237,240	80,139	12,436	92,575				116,889	27,776	144,665
13	219,847	39,024	258,871	101,067	10,612	111,679				118,780	28,412	147,192
14	195,221	37,759	232,980	71,628	8,562	80,190				123,593	29,197	152,790
15	182,439	37,093	219,532	52,350	6,452	58,802				130,089	30,641	160,730
16	186,336	37,373	223,709	48,708	5,297	54,005				137,628	32,076	169,704
17	190,008	37,204	227,212	46,095	4,256	50,351				143,913	32,948	176,861
18	178,378	37,272	215,650	26,978	3,283	30,261				151,400	33,989	185,389
19	178,573	37,597	216,170	20,979	2,642	23,621				157,594	34,955	192,549
20	181,954	37,919	219,873	22,319	2,450	24,769				159,635	35,469	195,104
21	183,115	37,835	220,950	19,534	1,898	21,432				163,581	35,937	199,518
22	179,953	37,792	217,745	16,533	1,772	18,305				163,420	36,020	199,440
23	179,337	37,452	216,789	22,739	3,322	26,061				156,598	34,130	190,728
24	165,863	35,207	201,070	9,066	1,507	10,573				156,797	33,700	190,497
25	166,998	34,461	201,459	11,997	2,038	14,035				155,001	32,423	187,424
26	162,538	32,932	195,470	8,441	1,425	9,866				154,097	31,507	185,604
27	159,251	31,832	191,083	11,514	2,888	14,402				147,737	28,944	176,681
28	150,819	29,139	179,958	6,016	1,404	7,420	2,438	209	2,647	142,365	27,526	169,891
29	144,535	27,633	172,168	6,375	1,684	8,059	2,002	133	2,135	136,158	25,816	161,974
30	137,367	25,862	163,229	5,394	1,274	6,668	7,690	1,852	9,542	124,283	22,736	147,019
令和元	124,759	22,753	147,512	8,108	1,401	9,509	537	12	549	116,114	21,340	137,454
2	116,359	21,343	137,702	6,298	1,125	7,423	1,404	97	1,501	108,657	20,121	128,778
3	108,657	20,121	128,778	4,996	896	5,892	0	0	0	103,661	19,225	122,886
4	103,661	19,225	122,886	5,487	765	6,252	0	0	0	98,174	18,460	116,634

(2) 瀬戸会館

所在地

瀬戸町7番30号

☎41-5859

沿革

昭和33年4月1日に開館。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っている。

現施設は、昭和49年4月1日オープンし、昭和56年3月と昭和62年3月に増築、平成25年2月に女子トイレ増築。

敷地面積

2,257.56㎡

構造

鉄筋コンクリート造2階建

建物面積

634.42㎡

利用状況

11,932人（令和4年度）

5 戸籍・住民

(1) 各種登録の状況

(5.3.31 現在)

区分		年度		30	令和元	2	3	4
戸籍	本籍数(件)			57,248	56,897	56,487	56,038	55,458
	本籍人口(人)			133,984	132,792	131,447	130,137	128,498
住民基本台帳	日本人	世帯数(世帯)		56,561	56,568	56,578	56,557	56,354
		人口(人)	男	56,728	56,340	55,852	55,363	54,779
			女	61,406	60,793	60,204	59,531	58,667
	計		118,134	117,133	116,056	114,894	113,446	
	外国人	世帯数(世帯)		1,012	1,240	1,261	1,050	1,301
人口(人)		男	530	668	682	557	686	
		女	617	720	701	601	754	
計		1,147	1,388	1,383	1,158	1,440		
印鑑登録(件)				78,288	77,948	77,364	77,075	76,312

注：外国人住民の世帯数には日本人と外国人で構成される複数国籍世帯(30年度188、令和元年度185、2年度184、3年度175、4年度179)を含む。

(2) 各種届出受理件数

ア 住民基本台帳関係

(単位：件)

区分	年度	30	令和元	2	3	4
転入		2,145	2,250	1,940	1,937	2,513
うち海外転入		133	297	78	31	260
転出		1,741	1,664	1,507	1,676	1,932
うち海外転出		192	187	97	152	226
転居		2,712	2,983	3,068	2,803	3,109
世帯変更		1,317	1,227	1,289	1,242	1,361
計		7,915	8,124	7,804	7,658	8,915

注：転入・転出は、世帯全部転入、世帯全部転出のみ

イ 戸籍関係

(単位：件)

区分	年度	30	令和元	2	3	4
出生		1,147	1,142	1,026	1,034	1,000
死亡		1,814	1,867	1,996	2,016	2,270
婚姻		1,132	1,287	1,139	1,038	1,047
離婚		309	271	264	263	271
養子縁組		103	96	108	80	103
養子離縁		29	36	24	27	35
認知		16	28	15	20	15
転籍		450	497	426	404	401
入籍		241	246	224	210	195
分籍		23	27	14	20	22
訂正・更正		132	110	109	84	61
その他		219	215	189	179	201
計		5,615	5,822	5,534	5,375	5,621

(3) 謄本・抄本・証明等取扱件数及び手数料

区分	令和2		3			4			
	取扱件数		手数料	取扱件数		手数料	取扱件数		手数料
	無料	有料		無料	有料		無料	有料	
戸籍関係	17,116	30,396	17,682,050	15,250	29,812	17,506,100	12,254	31,767	18,688,300
住民票関係	13,204	54,589	16,376,700	11,561	53,457	16,037,100	11,012	52,330	15,699,000
印鑑証明書	174	28,462	8,538,600	126	25,828	7,748,400	134	26,186	7,855,800
印鑑登録	5	3,405	1,021,500	9	3,033	909,900	8	2,983	894,900
諸証明書関係	491	1,306	391,800	554	1,443	432,900	415	1,501	450,300
自動車臨時運行許可	0	266	199,500	0	261	195,750	0	240	180,000
船員法関係	1,872	36	79,080	1,883	28	62,830	1,772	27	63,050
個人番号カード関係	363	279	177,000	66	44	35,200	-	-	-
計	33,225	118,739	44,466,230	29,449	113,906	42,928,180	25,595	115,034	43,831,350

(4) 手数料

種 類		単位	手数料	根拠法令等	改定年月日	
戸 籍	謄・抄本	戸 籍	1通	450円	新居浜市手数料条例第2条	平成12年4月1日
		除 籍	1通	750	”	”
	記載事項 証 明	戸 籍	1件	350	”	”
		除 籍	1件	450	”	”
	受理又は記載事項証明		1通	350	”	”
住 民 票	写 し(全部・一部)		1通	300	”	平成10年6月1日
	閲 覧		1件	300	”	”
	諸 証 明		1件	300	”	”
印 鑑 証 明 手 数 料		1通	300	”	”	
印 鑑 登 録 証 交 付 手 数 料		1件	300	”	平成17年4月1日	
船舶の航行に関する報告書の証明		1通	2,600	”	平成14年7月1日	
雇入契約のない船長の就退職等の証明		1通	870	”	”	
船員手帳記載事項の証明		1通	870	”	”	
船員手帳の交付又は書換え		1件	1,950	”	平成16年4月1日	
船 員 手 帳 の 訂 正		1件	430	”	平成14年7月1日	
個人番号カードの再交付		1枚	800	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2	令和3年9月1日	
公的個人認証サービス手数料		1件	200	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第1項第1号、同項第5号	平成28年1月1日	

(5) 法律・行政相談

法律相談……昭和59年度から弁護士による相談業務を開催。開催日は第1水曜日、第3水曜日及び第4水曜日を原則

行政相談……相談員4名で毎月2回第1・第3木曜日を原則に相談業務を開催

(6) おくやみコーナー

死亡に伴う諸手続をサポートする「おくやみコーナー」を平成31年3月15日に市民課に開設

(単位：件)

区分 \ 年度	令和2	3	4
対応件数	951	1,007	1,048

(7) 個人番号カード

(単位：枚)

区分 \ 年度	29	30	令和元	2	3	4
交 付 枚 数	1,355	1,225	1,980	19,612	22,455	28,528
交 付 累 計 枚 数	9,734	10,959	12,939	32,551	55,006	83,534
交 付 率 (%)	8.00	9.06	10.79	27.36	46.68	71.63
更 新 枚 数	—	—	17	323	100	97
電子証明書更新枚数	—	—	990	4,540	922	642
通知カード再交付枚数	1,429	1,472	914	168	—	—

6 住 居 表 示

(1) 住居表示実施状況

(5.3.31 現在)

年 度	町 名 (丁目)	実施日	面 積	一町平均面積	町数	街区数	世帯数	人口
第1年度	大江町・港町・西町・泉池町・泉宮町・宮西町・中須賀町一～二丁目・西原町一～三丁目	S. 40. 5.1	1,760,000	160,000	11	93	2,477	4,465
第2年度	磯浦町・惣開町・新田町一～三丁目・王子町・星越町・前田町・北新町・江口町・河内町・西の土居町一～二丁目・滝の宮町(1～8番)	41. 5.1	7,086,000	506,000	14	185	4,101	8,095
第3年度	繁本町・一宮町一丁目(1～3番)・田所町・若水町一～二丁目・徳常町・新須賀町一～四丁目・菊本町一～二丁目	42. 5.1	3,021,000	251,000	12	115	2,548	4,658
第4年度	一宮町一丁目(4～14番)～二丁目・久保田町一～三丁目・高木町・政枝町一～三丁目・平形町・八雲町・庄内町一～六丁目・坂井町一～二丁目	43. 5.1	3,067,000	170,000	18	205	6,894	13,901
第5年度	宇高町一～四丁目・沢津町一～三丁目・東雲町一～二丁目・松の木町・高津町・桜木町・清水町・南小松原町	46. 5.1	2,664,000	190,000	14	180	5,353	10,590
第6年度	松木町・西喜光地町・松原町・坂井町三丁目・瀬戸町・寿町・星原町・上泉町・外山町・岸の上町一～二丁目・下泉町一～二丁目・城下町・喜光地町一丁目	48.11.1	3,334,000	222,000	15	194	4,753	8,905
第7年度	喜光地町二丁目・西泉町・西連寺町一～二丁目・篠場町・山田町・山根町・中西町・宮原町・吉岡町・中筋町一～二丁目・北内町一～四丁目・角野新田町一～三丁目・種子川町	49.10.1	3,777,000	188,000	20	254	4,750	9,721
第8年度	滝の宮町(9～12番)・横水町・本郷一～三丁目・中村松木一～二丁目・中萩町・土橋一～二丁目・中村一～四丁目・上原一～四丁目・御蔵町	50.10.1	3,637,000	202,000	18	223	5,918	11,950
第9年度	東雲町三丁目・郷一～五丁目・高田一～二丁目・田の上一～二丁目・長岩町・松神子一～三丁目・又野一～二丁目・落神町・神郷一～二丁目・清住町	52. 8.1	3,140,000	157,000	20	209	4,267	8,830
第10年度	宇高町五丁目・田の上三～四丁目・八幡一～三丁目・垣生一～六丁目・松神子四丁目	55. 5.1	2,444,000	188,000	13	161	3,645	7,850
第11年度	楠崎一～二丁目・又野三丁目・多喜浜一～六丁目・阿島一～四丁目・荷内町・黒島一～二丁目	H. 18.10.1	5,310,000	331,000	16	193	2,252	4,171
計	171 町		39,240,000	229,000	171	2,012	46,958	93,136

※ 令和5年3月31日現在の全市の住基人口114,886人、世帯数57,655世帯

(2) 町名変更実施状況

昭和59年7月1日 …… 光明寺一～二丁目、東田一～三丁目、国領一丁目、観音原町、七宝台町、立川町
(令和5年3月31日現在の該当住基人口3,896人、世帯数1,905世帯)

7 国 民 年 金

(1) 拠出年金

ア 年金の種類

(5.4.1 現在)

種 類	受 け る 要 件	年 金 額
老齡基礎年金	10年以上の受給資格期間を満たした人が、65歳に達したとき支給される。 (60歳から64歳までの間に受け取る繰り上げ受給や66歳以降に受け取る繰り下げ受給も選択できる。)	$\begin{matrix} \text{給保} & \text{全額} & \text{納4} & \text{半額} & \text{納4} \\ \text{付} & \text{免除} & \text{付分} & \text{納付} & \text{付分} \\ \text{月} & \text{除月} & \text{月の} & \text{付月} & \text{月の} \\ \text{数} & \text{数} & \text{数} & \text{数} & \text{数} \\ \times & \times & \times & \times & \times \\ \text{数} & \text{数} & \text{数} & \text{数} & \text{数} \\ \text{料} & \text{数} & \text{1} & \text{数} & \text{3} \end{matrix}$ $795,000 \times \frac{4}{26} + \frac{4}{8} + \frac{5}{8} + \frac{6}{4} + \frac{7}{6}$ $[792,600] \times \frac{40 \text{年(加入可能年数)} \times 12 \text{月}}{40}$
障害基礎年金	初診日前に国民年金加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上保険料納付済期間(免除期間を含む。)がある人が、加入中に一定の障害の状態(1・2級)になったときに支給される。	1級 993,750円 [990,750円] 2級 795,000円 [792,600円]
遺族基礎年金	保険料納付済期間が加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上あるか、又は老齡基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしている人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)のある配偶者、又は18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)に支給される。	子のある配偶者、子の受ける基本額 795,000円 [792,600円] 子の受ける加算 1人目・2人目 各 228,700円 [67歳以下と同じ] 3人目以降 76,200円 [67歳以下と同じ]
寡婦年金	保険料納付済期間(免除期間含む。)が10年以上ある夫が死亡したときに、婚姻期間が10年以上続いていて、夫によって生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給される。	夫が受けられたであろう 老齡基礎年金の $\frac{3}{4}$
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齡・障害基礎年金のいずれも受けられないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給される。	保険料納付済期間 3年以上15年未満 120,000円 15年以上20年未満 145,000円 20年以上25年未満 170,000円 25年以上30年未満 220,000円 30年以上35年未満 270,000円 35年以上 320,000円

※老齡基礎年金の年金額は、平成21年4月からは上段の係数を、平成21年3月までは下段の係数を乗じる。

※〔 〕内は68歳以上の者の額

イ 保険料 (5.4.1 現在)

- ・定額保険料 1カ月 16,520円
- ・付加保険料 1カ月 400円

ウ 被保険者数

(5.3.31 現在・単位：人)

年 度	区 分	第1号被保険者数	任 意 加 入 者	第3号被保険者数	計
30		10,626	168	8,049	18,843
令和元		10,489	172	7,695	18,356
2		10,267	154	7,479	17,900
3		10,145	164	7,238	17,547
4		9,782	165	6,821	16,768

エ 支給状況

(単位：件・円)

区分 年度	旧法老齢年金		旧法障害年金		遺族基礎年金		寡婦年金	
	新法老齢基礎年金		新法障害基礎年金					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
30	1,044	354,702,305	51	43,835,625	219	167,045,508	13	5,366,062
	34,851	22,571,304,928	2,250	1,925,484,575				
令和元	890	304,922,684	47	40,760,225	209	157,297,000	13	5,371,567
	35,204	22,852,017,788	2,313	1,978,604,200				
2	744	258,017,767	44	38,498,725	214	162,352,290	13	5,382,587
	35,455	23,105,688,213	2,370	2,029,162,025				
3	643	223,305,232	40	34,750,050	197	148,839,210	12	4,565,469
	35,510	23,179,877,572	2,407	2,060,517,800				
4	539	186,240,758	36	31,112,000	204	150,928,920	14	5,163,815
	35,373	23,055,982,899	2,452	11,488,720,550				

(2) 福祉年金

ア 年金の種類

種類	年金額（令和5年4月現在）	備考
老齢福祉年金	年額 406,100円	明治44年4月1日以前に生まれた人

イ 支給状況

区分 年度	老齢福祉年金	
	件数（件）	金額（円）
30	0	0
令和元	0	0
2	0	0
3	0	0
4	0	0

8 男女共同参画

本市は、男女共同参画社会づくりを重要施策に掲げ、各種施策を積極的に推進している。平成4年3月に新居浜市女性行動計画(いはま女性プラン21)を策定し、施策の系統的進展と効果的な推進を図るため、平成4年度に女性政策課を新設するとともに、市内に女性施策推進会議(女性団体代表者等で構成)を設置し、女性行動計画の推進について調査・研究を重ねてきた。

このような状況の下、男女共同参画意識は徐々に進んでいるが、今日、女性を取り巻く社会環境は、少子・高齢化の急速な進展をはじめ、働く女性の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、大きく変化し、男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっている。

このため、平成12年4月に課名を男女共同参画課に改称、同年8月に男女共同参画都市宣言を行った。平成13年6月に新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。平成15年10月に新居浜市男女共同参画推進条例を施行し、同年10月に全国男女共同参画宣言都市サミットを本市で開催した。

平成19年4月には、市制施行70周年を記念し、広く市民から男女共同参画に関する写真及び啓発標語を募集し、同年8月の市制施行70周年記念にいはま女性フォーラム'07の席上で表彰を行った。

平成23年3月に第2次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。

平成26年度・令和元年度には、男女共同参画に関する市民意識調査を実施。

令和3年3月に第3次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。

市民との協働により、男女共同参画社会の実現に向け、効果的な施策の推進を図っている。

令和4年4月に課名を男女参画・市民相談課に改称。

(1) 男女共同参画推進週間

毎年8月1日～7日を男女共同参画推進週間とし、市民の方々に広く男女共同参画の趣旨を周知し、男女共同参画の推進への積極的な取組が行われるよう重点的に啓発活動等を行っている。

- ・新居浜市立女性総合センターロビー展、図書館ロビー展の実施
- ・公民館における意識啓発のため各種事業の実施
- ・にいはま女性フォーラムの開催(新型コロナウイルス感染拡大により中止)

(2) 男女共同参画社会づくり講演会

講師：平成26年度 桂あやめ

「女と男、笑いでコミュニケーション」

平成27年度 白井 文

「～意志決定の場に女性を～ 男女共同参画と私たちの未来」

平成28年度 村木 厚子

「～いまなぜ女性活躍か～
誰もが活躍できる社会を目指して」

平成29年度 石蔵 文信

「こころとカラダの健康は
“男女共同参画”から」

平成30年度 露の団姫

「女らしくなく 男らしくなく 自分らしく」

令和4年度 林家花丸

「男女共同参画」前向きにまろく考える

(3) 男女共同参画に関する意識調査

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、男女共同参画計画の策定や見直しに反映させるため、5年毎に意識調査を実施。(平成16・21・26・令和元年度)

(4) 女性国内派遣

平成27年度 倉敷市 4名

平成28年度 東京都 2名

平成29年度 大分市 1名

平成30年度 広島市 1名

令和元年度 大阪市 1名

令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大により派遣中止

(5) 縁結びサポート事業

少子化の主な要因の一つである未婚化・晩婚化に対応するため、結婚を望む未婚の男女への出会いの機会を提供することにより、結婚の支援を行っている。

平成29年9月に「新居浜市縁結びサポートセンター」を新居浜市立女性総合センター内に開設し、お見合いシステムである「愛結び」コーナーを設置、週4日間運営をしている。令和4年度は、月77人程度の利用があり、59組のカップルが成立した。交流イベントは、4回開催し、男女94人が参加し、17組のカップルが成立した。また、結婚サポーターを14人認定し、カップルから成婚へ向け結婚支援を行っている。

(6) 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日～25日(女性に対する暴力撤廃国際日)の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中、新居浜市立女性総合センター等にて、暴力根絶のシンボルであるパープルにちなんだ啓発事業を行っている。

9 女性総合センター (ウイメンズプラザ)

女性の地位向上と社会参加を促進し、就労意識、活動意欲にこたえ、これらを助長、援助していくための総合的な活動や交流の拠点施設として平成2年開設。「健康・交流・学習」をテーマに多くの方が集い、共に学び職業生活や家庭生活に必要な情報、知識、技能の習得のほか、スポーツが楽しめ、心がふれあえる施設としている。

平成10年4月1日から財団法人新居浜市文化体育振興事業団に運営管理を委託した。

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に行わせている。

指定期間	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日（5年間）
所在地	庄内町四丁目4番19号 ☎ 37-1700
敷地面積	5,756.85㎡
構造	鉄筋コンクリート造3階建
延床面積	2,088.12㎡
建設事業費	6億7,883万8,000円
竣工	平成2年3月15日
駐車場拡張工事費（平成6年度）	4億8,039万6,000円
建物構造	1階 第1講習室(59.40㎡)、相談室(2部屋・29.60㎡)、談話ラウンジ・喫茶コーナー(64.85㎡)、料理実習室(85.47㎡)、図書室(69.56㎡)、託児室(28.49㎡)、事務室(39.92㎡)
	2階 第2講習室(OA実習室)(63.91㎡)、生活科学研修室(71.50㎡)、研修室(視聴覚室)・映写室(94.60㎡)、各種団体連絡室(43.74㎡)、和室(2部屋 86.13㎡)、展示コーナー(60.00㎡)、ボランティア作業室(26.74㎡)
	3階 軽運動室(118.35㎡)、多目的ホール(353.40㎡)、放送室・バルコニー等(266.72㎡)
その他	駐車収容台数 自動車 145台 自転車等 70台

(1) 令和4年度主催事業概要

ア 再就職援助事業 (単位：人)	
事業名	参加人員
CS技能評価試験対応講座 3級Excel	95
CS技能評価試験(3級Excel)	4
基礎からはじめる！Word講座	160
基礎からはじめる！Excel講座	182
仕事で使えるWord & Excel	161
Word・Excel・Power Point講座	112
Excelテクニク講座	35
介護事務管理士資格講座	104
介護事務管理士資格講座(試験)	10
イ 社会参加促進事業 (単位：人)	
事業名	参加人員
ボールペン習字講座	94
ウ 生活・教養事業 (単位：人)	
事業名	参加人員
初心者のための楽しみながら覚えるパソコン講座	96
日常生活に役立つExcel	84
やさしいペン習字講座	93
みんな大好き！パン作り講座	38
みんな大好き！お菓子作り講座	40
野菜ソムリエの健康レシピ料理講座	27
はじめてのビーズアクセサリ作り講座	30
「将来役立つお金の基礎知識」講座(出前講座)	11
エ 子育て支援事業 (単位：人)	
事業名	参加人員
親子でいっしょに体操講座	150
家族でいっしょにモノ(おもちゃ)づくり講座(出前講座)	17
親子で作る押し花アート講座	23
オ 健康増進事業 (単位：人)	
事業名	参加人員
リズム体操講座	1,261
生きいきダンス講座	481
はつらつ健康体操講座	834
ヨガ講座1・2	1,683
ピラティス講座	255
骨盤ケア講座	96
からだスッキリ！リンパケア講座	82

(2) 使用料

次の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）（単位：円）

区 分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで	備考	
第1講習室	400	500	600	1,500	冷房使用 5割増 暖房使用 3割増	
第2A実 習室 （個人・団 体）	個人使用	200	300	400		900
	団体使用 (6人以上)	1,000	1,500	2,000		4,500
料理実習室	600	800	1,000	2,400		
軽運 動室	個人使用	100	100	100		300
	団体使用 (11人以上)	1,000	1,000	1,000		3,000
多目的ホール	2,000	3,000	4,000	9,000		
生活科学研修室 (テスト室)	400	500	600	1,500		
研修室 (視聴覚室)	1,000	1,500	2,000	4,500		
和室(茶室付) (1号)	400	500	800	1,700		
和室 (2号)	400	500	800	1,700		

注：申込み時間を延長し、又は繰り上げて使用する
場合の使用料は、1時間を増すごとに現に許可
を受けた使用料の1時間当たりの額(10円未満
は切り捨て)に相当する額とする。この場合に
おいて、1時間未満の端数が生じたときは、30分
以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(3) 利用状況 (単位：人)

年 度	30	令和元	2	3	4
利用者数	51,899	50,674	22,176	16,800	27,834

(令和4年度)

区 分 別 利 用 者					
勤 労 女 性					7,857 人
家 庭 女 性					13,843 人
そ の 他 (男 性 ・ 子 供)					6,134 人
分 類 不 明					0 人
年 齢 階 層 別 利 用 者					
30 歳 未 満					1,840 人
30 ～ 39 歳					1,289 人
40 ～ 49 歳					2,705 人
50 歳 以 上					22,000 人
分 類 不 明					0 人

10 人 権 擁 護

(1) 新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針の運用

市民一人ひとりのかけがえのない命と人権が尊重され、安心して生き生きと暮らしていけるまちづくりを目指して、平成19年3月に「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」を制定した。

この条例に基づく施策を効果的に推進するため、平成21年3月に「新居浜市人権施策基本方針」を策定し、平成26年3月及び令和3年3月には、これまでの取組みを継承・発展させるとともに新たな課題にも対応するための見直しを行っている。

(2) 人権相談体制の確立

複雑・多様化している人権侵害等による被害者の救済を図る必要があるため、市民が気軽に相談できるよう「人権相談窓口」を設置しており、市民から寄せられた人権に関わるさまざまな内容の相談に対応している。

11 防 災 対 策

全国的に風水害、台風、地震などの自然災害が増加し、各地で甚大な被害が発生しており、その教訓を踏まえ、災害に強く、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、防災・減災体制の強化に努める。

(1) 防災計画の策定

災害対策基本法の改正をはじめ、国、県の防災計画が修正されたことから、令和3年度に地域防災計画の見直しを行った。

(2) 防災無線の設置

平成23年4月より、迅速に市民に緊急情報を伝達するために、別子山・新居浜地域が一体となった同報系デジタル防災行政無線の運用を開始し、J-ALERT(全国瞬時警報システム)との接続を行うとともに、平成25年4月より、自治会の既設広報塔と接続し、可聴範囲の拡大を図った。

また、平成30年4月より、総務省実証事業により無線回線の高度化及び情報伝達手段の多様化を図るために防災行政無線と連動できるコミュニティFMラ

ジオ局を開局し、あわせて緊急放送時に自動起動する防災ラジオの市民への普及をすすめている。その他実証事業をきっかけに河川・潮位監視カメラ等の改良及び増設をすすめ、監視体制の強化を図っている。

さらに、令和2年4月より、消防防災合同庁舎の竣工にあわせて、適切な災害対応や円滑な避難行動に繋げるために、防災情報システムを導入し、河川水位や避難状況などの情報を集約し、市民・関係機関との情報共有を図り、被害の未然防止と最小化の実現をすすめている。

加えて、令和4年11月より、災害時等の通信手段を確保するために、IP無線機器を導入している。

(3) 防災用品の備蓄

毛布、食料品、保存水、簡易トイレ、発電機及びおむつなど、応急的援護物資を備蓄している。

また、感染症対策として各避難所へマスク、フェイスシールド、手袋等の衛生用品を配布している。

(4) 啓発活動

市民向けの啓発資料の発行・配布、防災講習会の開催、防災マップの配布などを実施し、市民の防災意識の高揚を図っている。

(5) 総合防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚と知識の普及、自主防災組織の育成と強化、安心と安全のまちづくりを目的に大規模地震を想定し、地域住民と防災関係機関とが一体となり、各校区連合自治会を主体とした大規模災害発生時に役立つ地域密着型の防災訓練を実施している。

(6) 避難場所案内板の設置

災害に備え、市民に避難場所の周知を図り、防災に対する認識を深めるため、避難場所案内板を設置している。また、津波高の想定に基づいて、避難場所の見直しを行うとともに、地域の災害環境に関心をもっていただけるよう標高表示板の設置を行っている。

(7) 自主防災組織の拡充・育成強化

「自分のまちは自分たちで守る」という地域連帯感に基づき、自治会を中心とした自主防災組織の結成を促進するとともに、活動内容の充実、機能の強化に向けての働きかけを積極的に推進している。

(自主防災組織数) 174自治会 299単位自治会

(5.4.1 現在)

(8) 国民保護計画の周知・啓発

武力攻撃事態等における被害を最小限にすることを目的として、令和4年度に改訂した新居浜市国民保護計画の周知・啓発を図っている。

(9) 新居浜市防災センターの設置

新居浜市防災センターは、市民一人ひとりが「自助」「共助」について学び、考えることにより、地域防災力を向上させることを目的として、令和2年4月オープンした。

防災センターでは、災害から身を守り抜くことをコンセプトに、自分に関わる災害を知り、災害を疑似体験し、災害対応能力を身に付けられるよう、市民への防災教育を積極的に推進し、防災意識の向上を図っている。

(10) 国土強靱化計画の策定

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく新居浜市国土強靱化地域計画を策定した。

12 安全・安心のまちづくり

近年、犯罪が多様化、複雑化、凶暴化しており、防犯団体、地域住民、警察関係者などとの連携のもとに防犯意識を高め、心のかよったあたたかい地域づくりが必要となっている。

このようなことから、新居浜市民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、地域のふれあいと連携の中で安全・安心のネットワークを形成し、市、警察、市民、事業者、団体等が一体となった活動を展開することにより、安心・安全のまちづくりの実現を目指し、平成16年7月21日に新居浜市安全・安心のまちづくり協議会が結成された。

(1) 新居浜市安全・安心のまちづくり協議会

- ・防犯啓発部会
- ・生活安心部会

(2) 新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定

犯罪、事故、災害等による被害の未然防止を図り、安全で住みよい社会を実現するため、平成21年度に条例を制定した。

13 交通安全対策

(1) 概要

本格的な高速交通・大量交通時代を迎え、新居浜市の陸上交通の安全に関し、新居浜市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）に基づき、国、県等の関係機関・団体との緊密な連携のもと、市民の交通安全意識の高揚に一層努めるとともに、交通事故のない安全で快適な新居浜市を目指して、交通安全対策を積極的に推進する。

交通安全意識の高揚

- ・春、秋の全国交通安全運動及び年末の交通安全県民運動、高齢者交通安全運動等を実施
- ・老人クラブ、婦人会、公民館等と連携、協力し、各団体の実情に応じた交通安全出前講座を実施
- ・保育園、幼稚園、小・中・高等学校と協力し、児童、生徒が基本的な交通ルールを習得することを目的とした交通安全教室を実施
- ・交通安全母の会の育成と組織の充実
母の会会員数 9,222人（5.4.1現在）

- ・幼児交通安全クラブ（こじかクラブ）の母と子の安全教育を実施

クラブ数 33 会員数 2,155人（5.4.1現在）

- ・老人クラブ、高齢者教室等の集会を利用して交通安全教育を実施
- ・高齢者交通安全日（毎月10日）に安全運動を実施
- ・自転車安全利用の日（毎月10日）に安全運動を実施
- ・交通安全の日（毎月20日）に安全運動を実施
- ・交通指導員

小・中学校児童生徒を通学時における交通事故から守る適切な誘導保護、一斉街頭指導、中・高校生の通学時自転車一斉街頭指導、自転車の夜間無灯火指導、花火大会等公的行事の交通指導等を実施

交通指導員の人員 42人（5.4.1現在）

(2) 交通事故の状況（新居浜署管内）

区分	年	30	令和元	2	3	4
件数(件)		365	283	232	196	199
死者(人)		5	1	5	2	2
傷者(人)		410	320	265	215	220

(3) 時間別、事故類型別の事故（新居浜署管内）

区分	令和2年			3			4			
	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	
時間別	0～2	4	0	8	1	0	3	0	0	0
	2～4	3	1	2	2	0	2	0	0	0
	4～6	3	0	4	0	0	0	4	0	5
	6～8	25	0	28	23	0	24	25	0	27
	8～10	29	1	30	30	0	32	20	1	26
	10～12	28	0	31	27	0	28	34	1	34
	12～14	22	0	22	16	0	18	25	0	29
	14～16	35	1	42	22	0	23	22	0	24
	16～18	43	0	57	50	0	57	35	0	37
	18～20	29	2	28	18	2	20	19	0	20
	20～22	6	0	6	4	0	5	11	0	14
22～24	5	0	7	3	0	3	4	0	4	
合計	232	5	265	196	2	215	199	2	220	
事故類型別	歩行者事故	25	2	24	21	1	20	22	1	21
	自転車事故	45	1	45	48	0	51	43	1	43
	車両相互	156	1	190	126	1	143	129	0	150
	その他	6	1	6	1	0	1	5	0	6

(4) 法令違反別交通事故（第一当事者が関与した事故）

違反別	区分	令和2年			3			4		
		件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)
信号無視		12		2	9		10	10		
速度違反		1			1		2			
追越違反		6		4				1		
右左折違反		1			6		6	4		
後退・横断・転回		1			1		1			
優先通行妨害		2			3		3			
交差点安全進行義務違反		49		6	35		38	23	1	4
歩行者妨害		6			6		6	2		
横断自転車妨害		1			3		3	3		
徐行違反		6		3	3		4	8		
一時停止違反		9		3	18		19	19		2
酒酔い運転										
過労運転								1		
安全運転義務違反	運転操作不適	7		1	7	1	8	8		1
	前方不注意	54			40	1	45	40		
	安全不確認	50	1	2	37		38	53		4
	その他	16		1	24		29	20		
その他		11		2	3		3	7		1
歩行者違反	信号無視									
	横断違反									
	その他									
内数(三悪)	速度									
	飲酒	3		1	1		1			
	無免許									

14 環境政策

(1) 環境基本計画の推進

ア 第2次環境基本計画等の推進

第1次の「環境基本計画」「環境保全行動計画」を引き継ぎ、また新たな環境問題にも対応するため、「第2次環境基本計画及び環境保全行動計画」を平成26年3月に策定した。環境基本計画は長期的な目標や施策の基本的な事項について、また環境保全行動計画は具体的な目標や市民・事業者の行動指針を定めており、市がめざす環境像「人と自然が共生するまち」の実現に向けて、計画書に基づいた環境施策を推進している。平成31年3月に中間見直しを行い、成果指標及び目標値と市、市民、事業者の取組について一部修正した。

イ 年次報告書

新居浜市環境基本条例第10条の規定に基づき、令和3年度の環境施策の実施状況や環境の状況をとりまとめた「にいはまの環境報告書」を作成し、公表した。

ウ にいはま環境市民会議

平成19年7月設立。市と協働で環境保全活動の推進に取り組む。令和4年度は、市の委託事業として炭焼き体験学習、自然観察体験会、自転車利用促進！CO₂削減見える化運動、ごみ減量・3R活動推進講習会などを実施した。

エ Ni-EMSによる進行管理

新居浜市独自の環境マネジメントシステムNi-EMS（通称ニームス）により、省エネ活動の推進と環境関連計画の進行管理に努めている。

15 環 境 衛 生

(2) 地球温暖化対策の推進

ア 新居浜市地球温暖化対策地域計画の推進

新居浜市の自然的・社会的特性と現状を踏まえ、市内全域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民、事業者、行政等の各主体が地球温暖化対策の現状を正しく理解し、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、「新居浜市地球温暖化対策地域計画」を平成25年3月に策定した。令和3年3月に改定を行い、脱炭素社会の実現に向けて、2050年度までに二酸化炭素実質排出量ゼロを目指して取り組んでいくこと(ゼロカーボンシティ)を表明した。

イ 新居浜市地球高温化対策地域協議会

平成21年11月設立。市民・事業者・行政等が協働して、新居浜市における地球温暖化対策等を協議し、継続的に取り組んでいる。令和4年度は、出前講座の実施、ロビー展、運転免許更新時にエコドライブ啓発チラシの配布、定期的な市政だよりへの記事の掲載などを行った。また、マイクロプラスチックの発生抑生のため、プラごみ清掃を実施した。

ウ 電動アシスト自転車購入支援

高齢者の移動手段の確保による地域のコミュニティの活性化、高齢者ドライバーの免許返納の促進、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策の推進を目的として、65歳以上の市民を対象に、電動アシスト自転車の購入支援補助金を交付した。

令和4年度 購入補助件数 179件
(うち免許返納者 61件)

(1) 予防業務

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法により、毎年1回、市内各所を巡回して集合注射と犬の登録を実施している。

犬の登録は生涯1回。(登録手数料3,000円、集合注射料3,100円)

また、野犬対策については、自治会等の協力により、捕獲箱を設置して捕獲に努めている。

予防状況 (単位：頭)

区分 \ 年度	30	令和元	2	3	4
予 防 接 種 数	3,812	3,839	3,776	4,187	4,244
送致数(引取り、その他)	61	46	41	19	11

イ こん虫駆除

公共発生源等で衛生害虫(蚊・ハエ)の発生が見られた場合は、調査・対応を行っている。

(2) 公営葬儀

華美になりがちな葬祭の状況を見直して、市民が簡素、低廉にしかも厳粛に営むことができる葬儀を行うことにより、市民の生活改善に寄与することを目的に昭和54年10月から公営葬儀を実施している。

この公営葬儀は、祭壇の飾り付け、仏神具及び葬祭用品の供与並びに霊柩自動車の運行を行うもので、運営については業者に委託している。

ア 葬祭具・霊柩自動車使用料

次の各表により算定した額に100分の110を乗じて得た額。(10円未満は切捨て)

葬 祭 具 (単位：円)

使用料区分 \ 区 分	使 用 料	
	大 人	小 人
祭 壇 一 式 (仏式又は神式)	45,000	45,000
仏、神具一式 (棺箱、箱、その他)	19,000	16,500

霊柩自動車 (15.4.1 改定・単位：円)

距離区分	車種別使用料	
	普通車	特別車
10キロメートル以下	12,970	19,510
10キロメートルを超え 20キロメートル以下	15,400	23,530
20キロメートルを超え 30キロメートル以下	18,860	29,290
30キロメートルを超え 40キロメートル以下	22,300	35,040
40キロメートルを超え 50キロメートル以下	25,760	40,800
50キロメートルを超え 150キロメートル以下 (20キロメートルまで) (を増すごとの加算額)	5,530	9,220

イ 使用状況 (単位：件)

年度	30	令和元	2	3	4
申請件数	40	34	29	36	32

使用料

(令和元.10.1 改定)

火葬場名称	施設名称	種別	単位	使用料 (円)		摘要
				市内居住者	市外居住者	
新居浜市 斎場	火葬室	12歳以上	1体	無料	20,000	<ul style="list-style-type: none"> 使用者が本市の住民である場合又は死亡者が本市の住民であった場合は、市内居住者扱いとする。 手術肢体及び産汚物は、10キログラムを超えるときは、1キログラム増すごとに220円を加算する。
		12歳未満	1体	無料	10,000	
		死産児	1胎	無料	4,500	
		手術肢体	10キログラム以内	2,200	6,600	
		産汚物	10キログラム以内	2,200	6,600	
	霊安室	遺体保管	1回(2日以内)	1,100	3,300	
	式場	葬儀	1回(3時間以内)	5,500	16,500	
待合室			無料	無料		

イ 使用状況

区分	年度	30	令和元	2	3	4
		火葬室	1,549	1,572	1,628	1,706
斎場	霊安室	36	38	43	51	37
	式場	2	0	0	1	0
	待合室	—	—	—	—	487

(4) 墓地・墓園

ア 共葬墓地

所在地・面積

墓地名	所在地	面積 (㎡)
第1 真光寺墓地	中村484番地の1	24,486.00
第2 真光寺墓地	中村483番地の4	3,299.00
土ヶ谷墓地	磯浦町15番	15,154.25
黒岩墓地	王子町5番	2,930.21

使用料 (永代) 0.1㎡当たり 21,000円

(3) 火葬場

ア 施設の概要

区分	新居浜市斎場
所在地	磯浦町19番1号 ☎34-8163
敷地面積	1万4,190.58㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建
建物面積	1,787.64㎡
開設年月	昭和59年4月
火葬炉数(基)	火葬炉(8)
室構成	待合ホール、待合室(4) 式場、収骨室(2) 霊安室等
事業費	建設費 8億917万円
	用地費 1億916万2,000円

イ 平尾墓園

平尾墓園は、市の中心部から東へ5km、市街地を見下ろす山腹の景勝地に建設したもので、緑地自然林を背景に公園化した墓園である。

昭和51年度から墓園の造成工事に着手し、昭和56年度までに第1平尾墓園として1,530区画を設置、昭和59年度、60年度に第2平尾墓園として501区画を設置した。また、第3平尾墓園として平成2年度に第1工区511区画、平成6年度に第2工区517区画、平成11年度に第3工区301区画、平成14年度に第4工区416区画の1,745区画を設置した。

平成21年6月に新規使用許可が満了したことから、第2平尾墓園内に合葬式納骨施設を設置し、平成22年度から供用を開始した。

平成29年度及び令和3年度に、それぞれ1体用納骨壇1基100区画(100体用)を増設した。

区 分	第 1 平 尾 墓 園	第 2 平 尾 墓 園	第 3 平 尾 墓 園
所 在 地	観音原町甲894番地の1	観音原町乙106番地の2	郷乙154番地の3
敷 地 面 積 (㎡)	9,950	5,061	15,098
墓 域 面 積 (㎡)	6,415	5,061	7,305
1 区 画 面 積 (㎡)	3.3	3.3	3.3
墓 所 区 画 数 (区 画)	1,530	501	1,745
主 な 施 設	管理事務所・休憩所（東屋・パーゴラ）トイレ・駐車場・給水施設・照明灯		
総 事 業 費 (千 円)	252,179	86,459	507,491
永 代 使 用 料 (円)	1 区 画 525,000		
管 理 料 (円)	1 区 画 1 年 につ き 2,500		

区 分	第 2 平 尾 墓 園 合 葬 式 納 骨 施 設
所 在 地	観音原町乙106番地の2
構 造	鉄筋コンクリート造平家建
延床面積(㎡)	174.92
開 設 年 月	平成22年4月
主 な 設 備	合葬式納骨壇(1体用)4基400区画(400体分) 合葬式納骨壇(2体用)5基300区画(600体分) 合葬室10㎡ 管理人室1室 ソーラー発電設備ほか
使 用 期 間	合葬式納骨壇は最長25年間 合葬室は永代
使 用 料	合葬式納骨壇(1体用)…1年につき11,000円 合葬式納骨壇(2体用)…1年につき22,000円 合葬室…1体につき11,000円

(5) 環境保全

新居浜市は、元禄4年の別子銅山の開坑に始まり、住友各社を中心として東予新産業都市の中核の位置を占めるに至った。

産業の発展は、公害の発生、自然の破壊等の社会的な問題を招く結果となった。近年は、法体系の整備と企業努力等により、産業活動による環境汚染は改善されている反面、生活様式の多様化・高度化によって環境問題の内容も多岐にわたっている。

ア 公害対策の概要

(ア) 大気汚染監視測定体制

大気汚染の監視は、昭和42年12月に二酸化硫黄及び浮遊粉じんの測定機を設置して以来、整備を図ってきた。これらの測定結果は現在、県が設置したテレメーターシステムにより常時監視されており、ホームページで公開されている。

測定局名	高 津	多 喜 浜	泉 川	金 子	中 村
二 酸 化 硫 黄	○	○	●	●	●
浮 遊 粒 子 状 物 質	○	○	●	●	●
窒 素 酸 化 物	○		●	●	●
オ キ シ ダ ン ト	○		●	●	●
炭 化 水 素	○			●	
風 向 ・ 風 速	○	○	●	●	●
微 小 粒 子 状 物 質				●	●

○：新居浜市測定 ●：愛媛県測定

(イ) 水質汚濁対策

市内河川9地点について定期的に水質調査を実施している。また、環境保全協定締結事業所の工場排水について水質調査を実施している。

(ウ) 悪臭対策

悪臭の対策については、苦情発生に伴って、事業場への立入検査等を実施し、規制指導を行っている。

(エ) 騒音対策

騒音の対策については、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。また、環境騒音(一般地域及び道路に面する地域)や工場騒音の測定を実施している。

(オ) 振動対策

振動の対策については、昭和55年度から振動規制法による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。

イ 年次別公害苦情処理件数 (単位：件)

種類	大気	水質	騒音	振動	悪臭	土壌地盤	その他	計
30	63	6	10	0	4	0	0	83
令和元	41	2	11	0	3	0	0	57
2	67	4	11	1	8	0	0	91
3	36	4	9	1	3	0	0	53
4	63	2	10	0	2	0	2	79

ウ 環境保全協定

地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、新居浜市と企業との間に環境保全協定を締結している。現在の協定の締結状況は次のとおりである。

協定締結年月日	協定締結企業(組合)名
昭和45年12月28日	住友金属鉱山株式会社東予製錬所
昭和51年11月20日	新居浜工業団地協同組合
昭和52年 2月 8日	協同組合新居浜重機械工業団地
平成21年11月 4日	住友金属鉱山株式会社
”	住友化学株式会社
”	住友重機械工業株式会社
”	住友共同電力株式会社
”	日本エイアンドエル株式会社
”	日本キッチン株式会社
”	住友重機械ハイマテックス株式会社

16 生活環境

(1) し尿処理

ア 収集方法

一般家庭のし尿収集は、市域を区分して、令和3年度は、許可業者3業者と委託業者2業者により収集をした。

令和4年度委託料 12,654,294円

イ 収集状況 (令和4年度)

区分	委託業者		許可業者		計
	し尿	し尿	し尿	浄化汚泥	
収集量 (kl)	310	12,845	15,290		28,445
車両 (台)	262	7,767	5,113		13,142

ウ 処理手数料

し尿処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(令和元.10.1改定)

区分	適用範囲	料金 (円)
し尿処理	従量制 し尿の収集、運搬	18リットルにつき 220
		18リットルに満たない端数につき 110

エ 浄化槽設置整備事業

生活雑排水が河川の水質汚染の原因の中でも大きなウエイトを占めていることが指摘されている。

そこで、し尿と生活雑排水をまとめて各家庭で処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を昭和63年度から行っている。

令和4年度補助設置基数 11基

総事業費 3,652,000円

令和4年度までの補助事業設置累計は2,171基となっている。

(2) ごみ処理

ア 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

ごみ処理については、第六次長期総合計画において、ごみの発生抑制と資源循環の推進、適正かつ安定的なごみ処理体制の確立等を目標として定めているが、その長期計画をさらに具体化し、計画的・総合的なごみ処理行政を推進していくための施策を検討したもので、平成4年3月に策定され、平成9年3月、平成15年3月、平成23年11月及び令和3年3月に見直しを行った。

イ 収集の方法

昭和30年から家庭ごみの収集を開始したが、当時は可燃物と不燃物の2分別であった。ごみ質の変化等に伴い昭和53年から不燃物について破碎と埋立の2分別とし、また昭和59年には「乾電池」を有害ごみとして分別収集を開始した。

平成2年10月からは耐久消費財の増加により、大型ごみの2分別収集(破碎・埋立)を開始し、これにより6種分別となり種別ごとに曜日を決めた収集体制とした。

平成6年4月からごみの減量化・資源化を図るため「新6種分別」(燃やすごみ、資源ごみ(びん・缶)、プラスチックごみ、雑ごみ、有害ごみ、大型ごみ)へ移行し、12月から完全実施とした。

新6種分別を推進し、分別の徹底と適正な処理のために平成10年4月から、ごみ袋の透明・白色半透明化を導入し、7月から全市一斉に実施した。

平成13年度から、大型ごみをステーション方式から戸別収集方式に変更した。

平成18年度からリサイクルを進め、埋立ごみを減らすため、古紙類、ペットボトル、小型破碎ごみの3つの新しい区別を加えた9種分別を実施した。

平成21年10月からは、新9種分別(燃やすごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶、有害ごみ、ペットボトル、古紙類、不燃ごみ、大型ごみ)を実施し、現在は、平成28年10月から布類を区分し、10種分別により収集している。

なお、収集業務は全て業者に委託している。

また、独居高齢者等で、ごみ出しが困難な世帯への戸別収集(ふれあい収集)を平成21年から実施している。

ウ ごみ量

(単位：t)

区分 年度	収 集 量 (パトロール車の収集は含まない。)											直 接 搬入量
	燃やす ごみ	プラスチック 製容器包装	びん	缶	古紙類	布類	ペット ボトル	有害ごみ	不燃ごみ	大型ごみ	合 計	
29	20,434	1,121	790	263	1,769	54	207	43	398	521	25,600	19,728
30	20,168	1,082	766	222	1,657	44	217	35	400	429	25,020	20,237
令和元	20,107	1,055	753	209	1,588	44	219	38	366	436	24,815	20,549
2	19,946	1,074	634	218	1,453	46	223	37	347	448	24,426	20,139
3	19,736	1,052	736	218	1,428	39	224	38	340	511	24,322	19,026
4	19,466	1,003	659	188	1,429	41	228	35	391	508	23,948	19,064

注：合計量は、各項目を端数処理したものの単純合計。
布類は平成28年10月から開始。

エ 収集委託の状況 (令和元年10月～)

	市内(大島・別子山地区を除く)		大 島 地 区		別 子 山 地 区	
燃 や す ご み	5 業者	機械車 (2t 積) 11台	1 業者	小型ダンプ車 (0.7t 積) 1台	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 1台
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	3 業者	機械車 (2t 積) 3台				
びん・缶・有害ごみ	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 4台				
古 紙 類	3 業者	ダンプ車 (2t 積) 3台				
不 燃 ご み ・ 布 類	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 1台				
ペ ッ ト ボ ト ル	1 業者	機械車 (2t 積) 1台 軽四貨物車 1台				
大 型 ご み	2 業者	ダンプ車 (2t 積) 2台 軽四貨物車 2台				
ふ れ あ い 収 集	1 業者 (車輛は収集先・収集 件数により適宜対応)					

注：令和4年度委託料 3億1,551万263円

オ 処理手数料

市の収集計画によって収集される一般家庭のごみについては、収集・運搬の手数料は無料としている。施設への直接搬入ごみ、戸別収集の大型ごみ、動物の死体、し尿及び産業廃棄物の処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

一般廃棄物処理手数料

種 別	区 分	金 額	
ご み	市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	基本手数料	1回につき 500円
		加算額手数料	50キログラムを超える10キログラムまでごとに100円
犬猫等の死体	市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	1体につき 300円	
大 型 ご み	市が収集、運搬及び処分をするとき。	1点につき 200円	
し 尿	市が収集及び運搬をするとき。	18リットルにつき	220円
		18リットルに満たない端数につき	110円

備考

- 「大型ごみ」とは、一般廃棄物処理計画に規定する大型ごみをいう。
- 搬入したごみが50キログラムを超える場合の手数料の額は、基本手数料に加算額手数料を加算して得た額とする。

産業廃棄物処理手数料

区 分		金 額
市長が種類その他処分に関する事項を定めて告示したものを市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	基本手数料	1回につき 500円
	加算額手数料	50キログラムを超える10キログラムまでごとに100円

備考

搬入したごみが50キログラムを超える場合の手数料の額は、基本手数料に加算額手数料を加算して得た額とする。

カ 資源ごみ持ち去り禁止

ごみステーションに排出された、資源ごみ(古紙、びん、缶、ペットボトル等)を無断で持ち去る行為が各地で発生したことに対応し、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正した。(平成21年10月1日施行)

キ 資源ごみ集団回収の推進

平成2年10月から、ごみの資源化・減量化の推進を目的として資源ごみの回収活動を行っている自治会や学校PTA等の市民団体に回収量に応じた奨励金を交付して、その活動を奨励する「資源ごみ集団回収推進事業」を実施している。

令和4年度 166団体
 資源回収量 1,078,252.9kg
 奨励金額 5,348,497円

ク 家庭における生ごみ減量の推進

ごみの総排出量の多くを占める生ごみを減量するため、平成3年度からコンポスト、平成7年度から密閉式容器、平成12年度から電気式生ごみ処理機を設置する者に対し、補助金を交付している。

令和4年度 コンポスト 58基
 密閉式容器 27基
 電気式生ごみ処理機 29基
 補助金額 709,500円

また、平成22年度からは、家庭で比較的取り組みやすい段ボールコンポストについて、にはま環境市民会議と協働し、堆肥化講習会や講演会を実施するなどして、家庭における生ごみ堆肥化の普及に取り組んでいる。

令和4年度 段ボールコンポスト 541個
 講習会開催回数 26回

ケ レジ袋無料配布中止

ごみの減量、CO₂排出抑制を目的に「新居浜市レジ袋削減推進協議会」を設置し、平成21年3月27日には市内スーパーマーケット6事業者(19店舗)、市民団体3団体、新居浜商工会議所及び新居浜市が協定を締結し、同年6月1日から「レジ袋無料配布中止」をスタートした。(現在8事業者24店舗)

コ ごみの減量・3Rの推進

平成23年度から、不用となった衣類及び廃食用油の拠点回収を行っている。衣類はウエス等に、廃食用油はバイオディーゼル燃料としてリサイクルされる。

また、家庭から出る不用品を有効活用させるために「不用品伝言板」を設置し、市民間でのリユースを促している。

サ 市民一斉清掃

新居浜市環境美化推進協議会(各種団体・事業所115団体)を中心に昭和62年から市民の美化意識の向上を図ることを目的に道路、公園等公共の場所の清掃等の環境美化運動を実施している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止した。

シ 「きれいなまち新居浜をみんなで作る」条例

新居浜市、市民、事業者及び占有者等が一体となって、ごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講じることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的に制定した。(平成14年4月1日施行)

ス 新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定した。(平成14年4月1日施行)

セ 不法投棄対策

道路や河川等の公共の場への不法投棄対策として、定期的なパトロールを行うとともに、警告看板及び不法投棄の多発地点市内10か所に監視カメラを設置している。

令和4年度は、大島校区では、校区連合自治会が中心となり、河川や山林に不法投棄されたごみの撤去作業を実施した。

ソ にはま3Rネットワーク

リユース、リサイクルに取り組む幅広い民間事業者と連携を図った「にはま3Rネットワーク」を構築し、民間資源化ルートへの誘導の強化を図る取組みを令和4年度から開始。資源ごみ店頭回収やリユースに取り組む事業者、資源再生事業者などを対象に、取り扱い品目などの情報を一元的に整理し、「何を、どこに持って行けばいいか」の見える化を図っている。

登録事業者(令和4年度)
 スーパー、ホームセンター 25店舗
 資源再生事業者 7事業者
 リサイクル・リユースショップ 4店舗
 その他 2店舗

17 環 境 施 設

(1) 清掃センター

昭和53年4月から供用を開始した旧清掃センターは、法律等の改正や施設の老朽化により、新たに施設の建設が必要になり、平成12年から3か年の継続事業として建設し、平成15年3月から供用を開始した。

また、平成27年度から3か年継続事業として、基幹的設備改良工事を実施し、令和14年度までの15年間の延命化を図っている。

ア 施設概要

所在地 観音原町乙122番地の1
☎ 41-4225

敷地面積 約28,000㎡
完成 平成15年3月
総事業費 約124億円
建設工事費 110億400万円
延床面積 ごみ焼却施設…… 12,813㎡
粗大ごみ処理施設… 2,881㎡
管理棟…………… 1,804㎡

(ア) ごみ焼却施設

処理能力 201トン/日
(67トン/日×3炉)

焼却炉形式 全連続燃焼式焼却炉・ストーカ炉

余熱利用設備 発電設備
・蒸気タービン及び発電機
(定格出力：1,950kw)

排ガス処理設備 ばいじん……バグフィルタ
硫黄酸化物……消石灰噴霧
塩化水素……消石灰噴霧
窒素酸化物……脱硝触媒塔
ダイオキシン類…活性炭噴霧

(イ) 粗大ごみ処理施設

処理能力 40トン/日(5時間)

破碎型式 前処理破碎……せん断回転式
粗大ごみ破碎……衝撃回転式

回収物 鉄、アルミ、銅その他金属、可燃物、
不燃物

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託
令和4年度委託料 3億2,690万円

ウ 運転状況 (令和4年度)

区分	運転時間 (h)	処理量 (t)
1号炉	3,716.0	8,667.10
2号炉	5,500.0	12,939.74
3号炉	6,458.5	15,391.27
計	15,674.5	36,998.11
衝撃破碎機	310.9	3,473.06
せん断破碎機	792.6	863.83

エ 資源化状況 (令和4年度)

品名	資源化量
ダンボール	7.42 t
新聞紙	6.40 t
雑誌	20.48 t
破碎鉄	501.95 t
破碎アルミ	48.28 t
鉄プレス	3.26 t
コード・ケーブル類	13.73 t
鉄スクラップ	53.80 t
計	655.32 t

オ 発電・売電状況 (令和4年度)

総発電量	12,897,570 kWh
電力使用量	7,863,825 kWh
うち自家発電量	7,214,095 kWh
うち買電量	649,730 kWh
売電量	5,683,475 kWh

(2) リサイクル推進施設

リサイクル推進施設は、プラスチック製ごみ・ペットボトル(令和4年4月移転新設)・資源ごみ(缶)・不燃ごみ処理施設と資源ごみ(びん)保管施設等から成り平成21年10月から供用を開始した。

ア 施設概要

所在地 観音原町乙122番地の1
☎ 41-4225

完成 平成21年9月
総事業費 約5億7,000万円
延床面積 リサイクル棟 1,848.10㎡
ストックヤード 435㎡

処理能力 プラスチックごみ処理施設 6.4 t/日(5h)
資源ごみ(缶)処理施設 2.0 t/日(5h)
不燃ごみ処理施設 4.9 t/日(5h)
資源ごみ(びん)処理施設 6.2 t/日
ペットボトル処理施設 1.2 t/日(5h)

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託
令和4年度委託料 9,026万円

ウ 運転状況 (令和4年度)

施設名	稼働時間 (h)	処理量 (t)
プラスチックごみ処理施設	1,350.8	1,005.15
資源ごみ(缶)処理施設	1,038.4	190.78
資源ごみ(びん)処理施設	—	676.19
不燃ごみ処理施設	959.4	427.61
ペットボトル資源化施設	680.3	227.63

エ 資源化状況 (令和4年度)

品名	資源化量 (t)
スチール缶プレス	112.49
アルミ缶プレス	122.26
白色カレット	278.70
茶色カレット	293.90
その他色カレット	103.59
ペットボトル	213.61
プラスチック製容器包装	655.29
使用済乾電池・蛍光灯	37.36
使用済小型電子機器	219.72
計	2,036.92

(3) 最終処分場

平成17年度から3か年の継続事業で菊本町に最終処分場を建設し、平成20年4月から埋立てを開始した。(ただし、護岸建設工事は、平成12年度から実施)

ア 施設概要

所在地 菊本町二丁目817番2地先
☎ 37-5300
事業費 約82億円
(護岸建設工事等を含む。)
完成 平成20年3月
埋立面積 24,000㎡
埋立容量 363,116㎡
浸出水処理方法 公共下水道へ放流
埋立方式 水中投棄方式

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託
令和4年度委託料 2,427万円

ウ 処理状況

年度	令和元	2	3	4
処理量 (t)	5,528	5,914	5,382	5,776

(4) 衛生センター

本市し尿処理施設は、昭和37年に稼働を開始して以来、増設や高度処理設備の付加などに努めてきたが、老朽化が著しくなったため、昭和62年度から3か年の継続事業でスクラップ&ビルド工法により施設を全面的に更新し、平成2年から供用してきたが、令和3年度末に受入れを停止し、下水処理場内に設置した共同処理施設へ完全移行した。令和4年度には残留物処理を実施し、稼働を停止した。

ア 施設概要

所在地 阿島二丁目20番5号
敷地面積 9,512㎡
事業費 25億4,761万6,000円
完成 平成2年3月
処理能力 140kl/日
処理方法 二段活性汚泥法(低希釈)+高度処理
建物構造 処理棟 鉄筋コンクリート地下
(面積) 1階・地上2階建
3,937.79㎡
管理棟 鉄筋コンクリート地上
2階建 676.60㎡
倉庫棟 鉄筋コンクリート平家建
126.00㎡
受入・貯留設備 破碎機、ドラムスクリーン、スクリーンプレス、各貯留槽
1・2次処理設備 低希釈二段活性汚泥処理設備
高度処理設備 凝集沈殿設備、オゾン酸化設備、砂ろ過設備、活性炭吸着設備
汚泥処理設備 汚泥脱水設備(ベルトプレス2台)、汚泥乾燥焼却設備
脱臭設備 薬液洗浄脱臭設備、活性炭吸着脱臭設備、燃烧脱臭設備、生物脱臭設備

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託した。
令和4年度委託料 10,045万円

経 済



経 済

1 商 工 労 政

(1) 商 業

本市における商業は、住友諸企業及び関連企業の発展とともに形成された昭和通り・登道と旧街道沿いに古くから集積している喜光地商店街が本市の商店街を代表している。

しかし、近年の車社会の進展、大型店舗の出店、インターネットショップの拡大によるリアル店舗とネット販売の競争など、複合的要因により、既存商店街の空き店舗が増大し、商店街としての活力が衰退している。

このようなことから、商店街関係者と市民団体が連携してコミュニティ機能の充実を図りながらイベントを実施するなど活性化に取り組んでいる。

ア 産業分類別商店数・従業者数及び年間販売額の推移

産業別 区分	平成 24			28			令和 3		
	商店数	従業者数 (人)	年間商品販 売額 (万円)	商店数	従業者数 (人)	年間商品販 売額 (万円)	商店数	従業者数 (人)	年間商品販 売額 (万円)
総 数	1,130	7,726	22,365,600	1,117	8,420	27,742,300	1,027	8,264	27,026,000
卸 売 業	262	1,984	12,798,100	285	2,418	15,040,100	253	2,070	15,537,600
小 売 業	868	5,742	9,567,500	832	6,002	12,702,200	774	6,194	11,488,400

注：経済センサス活動調査(卸売業、小売業)による。

イ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗 (1,000㎡以上・新設のみ)

名 称	所 在 地	店舗面積(㎡)	開 業
イオンモール新居浜	前田町8番8号	47,336	平成13年6月
しまむら新居浜店	江口町18番28号	1,207	平成15年2月
フレッシュバリュー西原店	西原町三丁目甲1410番1	2,089	平成16年5月
ヤマダ電機テックランド新居浜店	郷一丁目3番16号	2,697	平成17年9月
マルヨシセンター新居浜東店	田の上一丁目5番50号	1,774	平成17年11月
ベルパルレ川東店・ダイソー川東店・サークルケイ桜木町店	郷一丁目乙192番9	1,500	平成18年8月
マルナカ新居浜本店	上泉町甲1996番1 外	8,000	平成19年8月
フジグラン新居浜別棟	新須賀町甲557番1 外	1,147	平成19年10月
ショッピングゾーン新居浜CORE	西の土居町一丁目乙250番地1 外	2,421	平成19年10月
フォレオにいほま	前田町乙1219番1 外	3,090	平成19年10月
西の土居ショッピングセンター	西の土居町一丁目153番地 外	5,574.17	平成19年11月
ディスカウントドラッグコスモス喜光地店	喜光地町二丁目2027番1	1,245	平成20年8月
ディスカウントドラッグコスモス篠場店	篠場町488番2 外	1,181	平成20年12月
ニトリ新居浜店	磯浦町362番3 外	5,953	平成21年11月
ザ・ビッグ松神子店	松神子三丁目89番1 外	6,138.62	平成22年8月
ケーズデンキ新居浜店	東田三丁目乙11番25 外	4,081	平成22年12月
フジ新居浜駅前	坂井町二丁目甲3588番1 外	3,488	平成23年3月
ハローズ新居浜郷店	郷五丁目58番1 外	2,390	平成26年1月
m a c 川 東 店	宇高町一丁目445番地1 外	1,311.084	平成26年7月
m a c 松 原 店	松原町甲4365番地8 外	1,635	平成28年1月
ディスカウントドラッグコスモス神郷店	又野町一丁目甲1499番 外	1,709.17	平成29年4月
ドラッグコスモス江口店	江口町3番1号	1,381	平成30年5月
ドラッグコスモス松木町店	松木町甲5261	1,415	平成30年11月
ダイレックス土橋店	土橋一丁目1359番1	1,222	平成31年2月
コーナン新居浜店・ラムー新居浜店	東田二丁目1692番1 外	8,260	令和元年12月
ドラッグストアモリ新居浜郷店	郷四丁目甲108番1 外	1,336	令和2年10月
ドラッグストアコスモス若水店	若水町一丁目甲492番2 外	1,541	令和3年3月
m a c 川 西 店	泉宮町甲1117番地2 外	2,134	令和4年6月

ウ 旧大店法に基づく第1種大規模小売店舗一覧表 (3,000㎡以上)

店名	所在地	店舗面積(㎡)	開業	閉店時刻
フジグラン新居浜	新須賀町二丁目10番7号	13,015	昭和51年6月	21:00
フジ本郷店 (名称変更 平成24年3月)	本郷一丁目2番41号	3,789	平成8年5月	22:00
DCM新居浜店 (名称変更 令和3年3月)	瀬戸町甲4075番地	11,612	昭和59年10月 (一種開店平成5年4月)	20:00

注：店舗面積、閉店時刻等は旧大店法又は大規模小売店舗立地法の届け出による。

：大店法（「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」の略、「大規模小売店舗立地法」に移行）

エ 喜光地イベント広場

喜光地商店街の活性化と商業振興を図るため、平成10年4月にイベント広場を開設した。

施設は、ステージ付きの屋根付広場(256㎡)、公衆トイレ、モニュメント、ベンチ、植栽等を整備し、商店街の朝市などの販売や各種イベントに利用できるものとなっている。

(1) 施設の概要

所在地	喜光地町二丁目1998番14
敷地面積	918.51㎡
構造	屋根付広場部分：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、幕張り屋根、外壁なし
建設事業費	1億2千万円（用地費除く）
完成	平成10年3月30日

(2) 使用時間及び使用料 (単位：円)

使用時間 区分	基本使用料			照明使用料 1時間当たり
	午前	午後	全日	
全面使用	5,250	7,880	13,140	210
屋根付部分	3,490	5,250	8,740	150
屋根なし部分	1,760	2,620	4,380	50

- 1 催物以外に使用するとき、無料とする。
- 2 本市住民が営利目的以外に使用するとき、基本使用料の3分の1の額を基本使用料から減じた額とする。

(2) 工業

本市工業は、西部臨海工業地帯の非鉄金属、化学、機械、電力等の重化学工業分野に属する住友諸企業と、これら大企業に関連した地場中小鉄工業によってその大部分が構成されている。

これらの工業源は別子銅山の開坑に端を発し、銅、ニッケル、化学、機械製品を主とする製造工場が建設され、これらを基幹産業として中小の下請企業が相次いで生まれるに至り、近代的工業都市へと大きく成長した。

しかし、2度にわたるオイルショック、さらには円高のあおりで石油化学など素材型産業は構造的な不況に陥り、ファインケミカル等先端技術、高付加価値型分野への展開を進めるとともに、生産の合理化・効率化を推進し、国際競争力の維持・向上を図っている。

地場中小企業においては、国・県の施策を積極的に活用し、新商品の開発、市場開拓、人材養成など、技術の高度化と共に、競争力の強化に積極的に取り組んでいる。

一方、住工混在を解消し、中小企業の育成と生産基盤の拡充を図るため、本市東部の多喜浜、黒島、垣生地区の塩田跡地及び臨海部を埋め立て、工業用地の造成に取り組んできたところであるが、多喜浜地区は昭和53年度に、黒島地区は昭和56年度に、垣生地区は昭和62年度にそれぞれ完成、平成元年12月には分譲も完了し、西部臨海工業地帯に匹敵する東部工業団地となった。

本市の基幹産業であるものづくり産業のさまざまな課題に対応するため、公益財団法人えひめ東予産業創造センターと連携した「新居浜ものづくりブランド事業」による販路開拓支援、「製造業イメージアップ事業」による人材確保支援、「中小企業新事業展開支援事業」による新事業展開支援等に取り組んでいる。

また、近年の深刻な課題である人材、雇用の課題に対応するため、一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会と連携した「新居浜ものづくりマイスター事業」、「ものづくり人材育成推進事業」による人材育成支援、愛媛県や近隣市との連携事業による雇用確保支援等に取り組んでいる。

このような各種事業と合わせ、企業立地促進条例、中小企業振興条例に基づく補助金制度や、企業のニーズにより制定した要綱に基づく補助金制度を活用し、企業立地の促進、経営の安定及び雇用促進に取り組んでいる。

ア 産業中分類別事業所数・従業者数及び年間製造出荷額比較

事業別	年 区分	令和元			2			3		
		事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
食料品製造業		21	440	731,495	21	890	1,280,959	21	1,553	1,793,311
繊維工業		8	349	882,780	9	373	963,184	9	378	1,241,950
木材・木製品製造業		6	176	576,572	5	163	536,043	7	219	518,345
家具・装備品製造業		2	16	X	2	15	X	1	6	X
パルプ・紙・紙加工品製造業		8	346	900,475	8	372	1,042,731	6	324	1,073,292
印刷・同関連業		3	44	32,139	3	41	30,806	3	47	31,619
化学工業		12	2,199	25,138,503	12	2,214	23,802,971	14	2,035	22,632,812
プラスチック製品製造業		11	584	8,013,267	10	553	7,575,250	12	503	8,986,092
ゴム製品製造業		—	—	—	—	—	—	1	7	X
窯業・土石製品製造業		6	82	153,433	7	93	189,862	7	99	218,696
鉄鋼業		5	51	72,531	6	63	87,576	10	90	111,347
非鉄金属製造業		5	829	38,853,855	5	850	35,990,835	5	838	35,722,054
金属製品製造業		30	679	1,538,830	27	661	1,494,230	38	894	2,371,998
はん用機械器具製造業		19	1,027	6,836,022	18	1,018	6,398,445	22	1,183	6,721,040
生産用機械器具製造業		32	728	1,593,425	33	755	1,509,704	30	643	1,104,784
電子部品・デバイス・電子回路製造業		3	1,139	X	3	1,146	X	3	804	1,238,398
電気機械器具製造業		10	542	2,575,578	9	694	2,534,687	7	908	2,707,561
輸送用機械器具製造業		—	—	—	—	—	—	1	6	X
その他の製造業		6	36	33,800	6	39	35,095	6	35	27,959
総数		187	9,267	89,537,581	184	9,940	85,002,404	203	10,572	86,517,289

X：秘匿数字　—：皆無または該当数字なし

注：令和元年、2年は工業統計調査(従業者4人以上の事業所)による。
令和3年は経済センサスによる。

(3) 商工業振興対策

商工業振興対策としては、中小企業基本法にのっとり中小企業の振興を骨子として、次のような施策を実施している。

ア 設備の近代化

中小企業等の共同施設や工場の機械設備、事務所、店舗の新設、改造等による近代化を促進するため、長期の特別融資制度を設けている。

イ 金融の円滑化

中小企業に対する資金運用の打開策として、国等では金融面での対策が図られているが、本市でも経営環境の悪化に対処するため融資積立金の預託による融資制度を設け、中小企業の金融の円滑化に取り組んでいる。

ウ 組織化

本市の鉄工関係組合として3組合(表のとおり)があり、商業関係としては商店街振興組合4組合がある。現在の流通機構の近代化、共同協業化を一層推進するためには、中小商工業の協同組織化を通じて行うことが効果的であり、今後も積極的に設立促進を図る。

鉄工関係組合 (5.4.1 現在)

組 合 名	組合員数(社)
新居浜機械産業協同組合	79
新居浜工業団地協同組合	20
協同組合新居浜重機械工業団地	8

エ 技術の向上と近代経営管理

近代的経営管理、流通の近代化における生産及び消費部門の意識と知識の向上に資するため、中小商工業の管理者、経営者のために講演、講習会を開催している。

オ 労働力の確保

中小企業の人材確保のため、ハローワーク、雇用対策協議会、教育機関等と密接な連携のもとに、合同企業説明会等を行い、雇用の確保を図っている。

また、平成30年10月にハローワーク新居浜と雇用対策協定を締結し、人材確保に向け取り組んでいる。

カ 従業員定着対策

市内の中小企業事業所勤務の優良従業員の表彰を毎年行っている。

(4) 中小企業振興補助

中小企業の経営の安定及び雇用の促進を図り、産業の育成振興に寄与することを目的に昭和59年10月1日「新居浜市中小企業振興条例」を制定、令和5年4月1日改正し、現在10事業に対して補助金の交付を行っている。

(5) 中小企業振興施策の企画・立案

市内の中小企業を訪問し、現行の融資、助成制度についてPRを行う。また、企業の現況経営の実態、支援策等について、企業の声を聞きながら、中小企業の振興に関する新規施策を企画・立案する。

中小企業振興補助金交付件数及び金額

(単位：千円)

補助項目	令和2		3		4	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
共同施設設置事業	0	0	0	0	0	0
事業所設置事業	1	182.9	3	1,179	1	191.6
空き店舗活用事業	1	1,000	0	0	0	0
新製品開発事業	0	0	2	3,608.5	0	0
共同研究事業	0	0	0	0	0	0
倒産防止対策事業	15	1,200	11	1,008	12	1,152
人材養成事業	24	1,730.1	34	3,475.5	44	3,715.7
市場開拓事業及び催物等事業	2	73.2	5	2,409.6	7	3,452.7
インターネットショップ等活用販路拡大事業	0	0	2	219.8	0	0
生産性向上機器導入事業	19	22,700.7	35	48,668.3	27	37,049.1
I T ・ I o T 導入事業	9	8,646.7	8	4,710.3	12	11,813.7
雇用促進事業	25	8,800	21	6,600	24	7,800
人材確保事業	52	10,881.1	49	10,129.7	44	8,139.3
労働環境改善事業	12	4,590.8	6	1,068.3	6	2,382.9
女性活躍環境整備推進事業	16	15,038.2	9	9,480.9	8	9,267.6
合計	176	74,843.7	185	92,557.9	185	84,964.6

(6) 中小企業融資制度

ア 市の融資制度

(5.4.1 現在)

種 類	使 途	融資限度	利 率	期 間
中小企業 振興資金 (長期)	運転資金 設備資金	500万円以内	年0.70%・期限内完済で市が保証料2分の1助成	60カ月以内 3カ月据置 月賦均等償還
中小企業 振興資金 (季節)	運転資金	300万円以内	年0.70%・期限内完済で市が保証料2分の1助成	5カ月以内 一括償還
中小企業設備 近代化資金	設備資金	6,000万円以内	年0.70%・保証付の場合 期限内完済で市が保証料(500万円分まで) 2分の1助成	120カ月以内 12カ月据置 月賦均等償還
中小企業 緊急経営資金	運転資金	1,000万円以内	年0.70%・期限内完済で市が保証料(500万円分まで) 2分の1助成	72カ月以内 12カ月据置 月賦均等償還

イ 融資の状況

(5.3.31 現在・単位：千円)

区 分 制 度	預託金	融資枠	融資額(4年度)		償還額(4年度)		融資現在高	
			件数	金額	完済件数	金額	件数	金額
中小企業振興資金(長期)	200,000	2,800,000	172	574,200	177	647,662	546	1,288,235
中小企業緊急経営資金			21	171,500				
中小企業振興資金 (季節)	3,000	15,000	0	0	0	0	0	0
中小企業設備 近代化資金	208,000	832,000	3	89,100	3	22,828	9	141,840

(7) 労働対策

社会経済情勢に対応した活力ある地域づくりを目指し、雇用対策・労働者福祉対策を実施している。

ア 雇用と定着対策

雇用、定着対策のため、新居浜市雇用対策協議会が設置されており、目的達成のため、各種事業が行われている。

(ア) 新居浜市雇用対策協議会

(目的)

- ・労働力確保等に関して各関係機関に対しての要望及び意見具申並びに協力
- ・新居浜市産業事情のPR
- ・就職後の定着指導
- ・雇用問題に関する調査研究及び情報資料の収集と提供
- ・受入態勢整備拡充及び福祉等の促進
- ・その他本会の目的達成に必要な事項

(事業)

- ・新規学校卒業者の地元就職促進対策
若年労働力の確保を図るため、教育機関及び産業界と連携し、地場産業についての認識を高め、適正な職業の選択を助長し、地元企業への就職促進と定着を図る。
- ・インターンシップへの取り組み
インターンシップ事業に参加する高等学校生徒、職場体験学習前の中学校生徒に対して、インストラクターを派遣し、マナー研修を実施する。

(イ) 一般労働市場の推移（毎年4月）

区 分 \ 年	令和元	2	3	4	5
① 新規求職者数（人）	554	473	529	526	505
② 有効求職者数（人）	1,564	1,490	1,700	1,796	1,923
③ 新規求人数（人）	1,237	949	950	1,018	951
④ 有効求人数（人）	3,169	2,689	2,801	2,953	3,057
⑤ 就職者数（人）	195	133	137	141	151
⑥ 充足数（人）	179	110	140	146	149
⑦ 就職率 $\frac{⑤}{②}$ （％）	12.5	8.9	8.1	7.9	7.9
⑧ 有効求人倍率 $\frac{④}{②}$ （倍）	2.03	1.80	1.65	1.64	1.59
⑨ 充足率 $\frac{⑥}{④}$ （％）	5.6	4.1	5.0	4.9	4.9

イ 勤労者福祉対策

(ア) 勤労者融資制度

市内に居住する勤労者の生活の安定と福祉増進のために新居浜市と労働金庫が資金を拠出し、低利な融資を行う。

- ・ 福祉資金 融資限度額
 - 教育 500万円
 - 医療・出産・介護・育児・冠婚葬祭 200万円
 - 金利
 - 年利 教育 1.33%
 - 医療・出産・介護・育児・冠婚葬祭 3.0%
- (5.4.1 現在)

償 還
月賦又は半年賦併用可能

- ・ 住宅資金 (有担保) 融資限度額
3,000万円
- 金利
 - ・ 固定金利選択型 3年
年0.75%～年2.65%

- ・ 固定金利選択型 5年
年1.00%～年2.90%
 - ・ 固定金利選択型 10年
年0.87%～年2.90%
 - ・ 変動金利型 年2.375%
- (5.4.1 現在)

- (無担保) 融資限度額
500万円
- 金利 (固定)
- ・ ナッ得・エコ住宅ローン
5年以内償還
年2.05%～年2.55%
 - 5年超20年以内償還
年2.3%～年3.5%
 - ・ 無担保住宅ローン
5年以内償還
年2.35%～年3.25%
 - 5年超20年以内償還
年2.6%～年4.2%
- 償 還
月賦又は半年賦併用可能

融資状況

(単位：千円)

区 分 \ 制 度	預託金	融資枠	融 資 額 (令和4年度)		償 還 額 (令和4年度)		融 資 現 在 高 (5.3.31 現在)	
			件数	金額	金額	件数	金額	
福 祉 資 金	65,000	130,000	0	0	9,524	30	33,193	
住 宅 資 金	230,000	920,000	0	0	33,144	56	707,055	

2 企業誘致

(1) 企業立地促進対策

市の区域内に企業の立地を奨励し、市の産業の振興と雇用の促進を図るため、昭和62年4月1日に「新居浜市企業誘致促進条例」を制定し、企業立地や雇用に対する奨励措置を講じてきたが、市外企業の誘致、新規事業展開の支援及び新規雇用の拡大等をさらに図るため、平成14年4月1日に「新居浜市企業立地促進条例」を新たに制定、令和5年4月1日に改正し、本市域における多様な産業の集積立地に取り組んでいる。

(2) 新たな企業用地の確保

新たな企業用地の確保のため、令和3年度に造成工事が完了した住友化学大江工場内港地区を令和4年度に売却した。

また、企業誘致、企業留置を推進するため、新たな工業用地の整備について引き続き検討を行う。

交付状況

(単位：千円)

区分 年度	件数	投下資本額	奨励金額	左 の 内 訳					
				企業立地	新規事業	雇用促進	成長分野 (環境保全)	用地取得	市内活用
29	16	13,245,965	424,433	357,920	0	17,000	16,060	33,453	—
30	11	2,894,916	387,474	187,455	0	23,500	100,000	54,216	22,303
令和元	19	61,480,928	585,901	362,907	0	17,000	83,862	120,240	1,892
2	16	11,409,853	570,819	400,813	0	9,500	84,361	75,288	857
3	20	8,147,802	618,123	393,360	0	9,250	93,385	93,401	28,727
4	17	1,559,710	425,246	148,439	0	8,250	200,160	57,904	10,493

3 東部工業団地

既存の西部工業地区に加え、東部地区に新たな臨海工業用地を造成し、生産施設を集中立地させながら広域的な臨海工業地帯の形成を図るため、多喜浜、黒島臨海、垣生工業用地造成事業を施行し、現在では本市の重要な産業基盤を形成している。なお、これら工業用地については平成元年度をもって分譲を完了している。

また、多極型産業推進事業については、平成8年3月に多極型産業推進事業基本構想を策定して平成8年8月から分譲を開始し、平成13年9月には企業用地のリース制度を新設した。平成16年1月には既存企業用地に

ついて全区画で立地が決定したことから、平成17年5月から新たに企業用地の造成、分譲を開始し、平成18年度に分譲を完了した。そこで新たな工業用地を確保するため、平成22年度から多極型産業推進事業用地の造成を行い、平成28年度に分譲を完了した。

一方、新居浜市貯木場事業のうち水面貯木場の埋立造成を行った企業用地については、平成22年度に分譲を開始し、平成28年度に分譲を完了したことから、特別会計を廃止した。

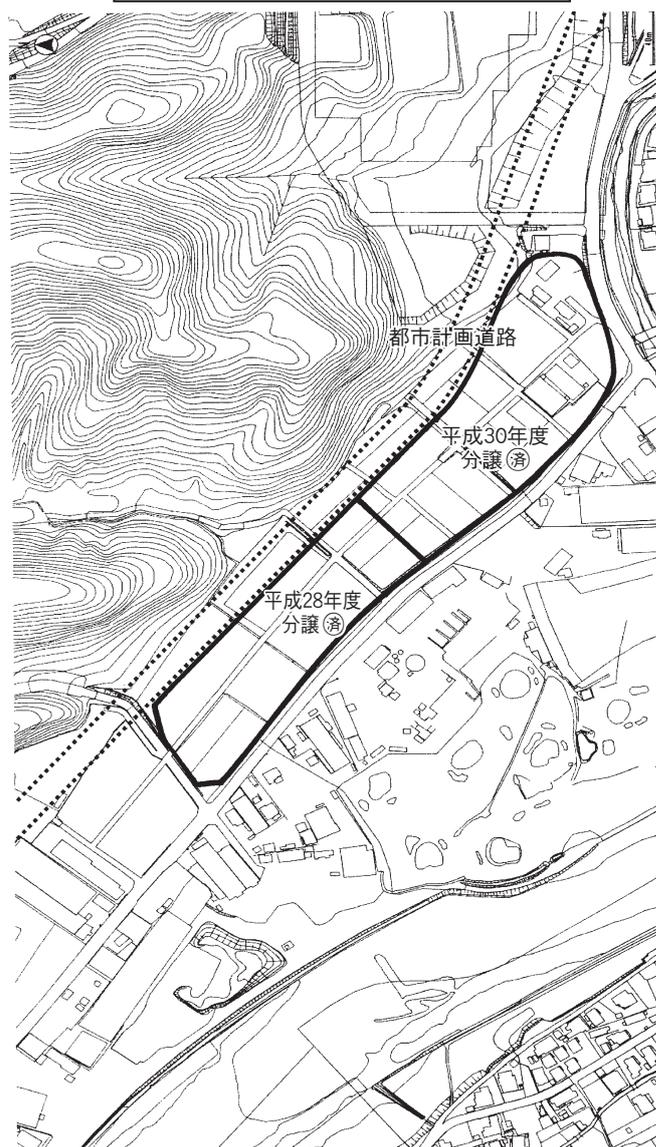
区 分		多喜浜工業用地 ①～④	臨海工業用地 ⑤	垣生工業用地 ⑥	多喜浜工業用地 ⑦	計
事 業 年 度		昭和43～53年度	昭和46～56年度	昭和57～62年度 平成22年～令和3年	平成30年度	
概 算 事 業 費 (億円)		約 44	約 32	約 18	約 0.3	約 94.3
造 成 面 積 (㎡)		1,084,280	359,682	121,667	6,415	1,572,044
工 業 用 地 面 積 (㎡)		779,130	210,255	99,722	6,415	1,089,122
分 譲 済 面 積 (㎡)		779,130	210,255	99,722	6,415	1,089,122
分 譲 企 業 数		145	16	22	1	183
進出業種数 (社)	建 設 業	16	3	5	—	24
	製 造 業	57	7	4	1	68
	卸 小 売 業	35	0	2	—	37
	運 輸 通 信 業	15	3	9	—	27
	そ の 他	22	3	2	—	27

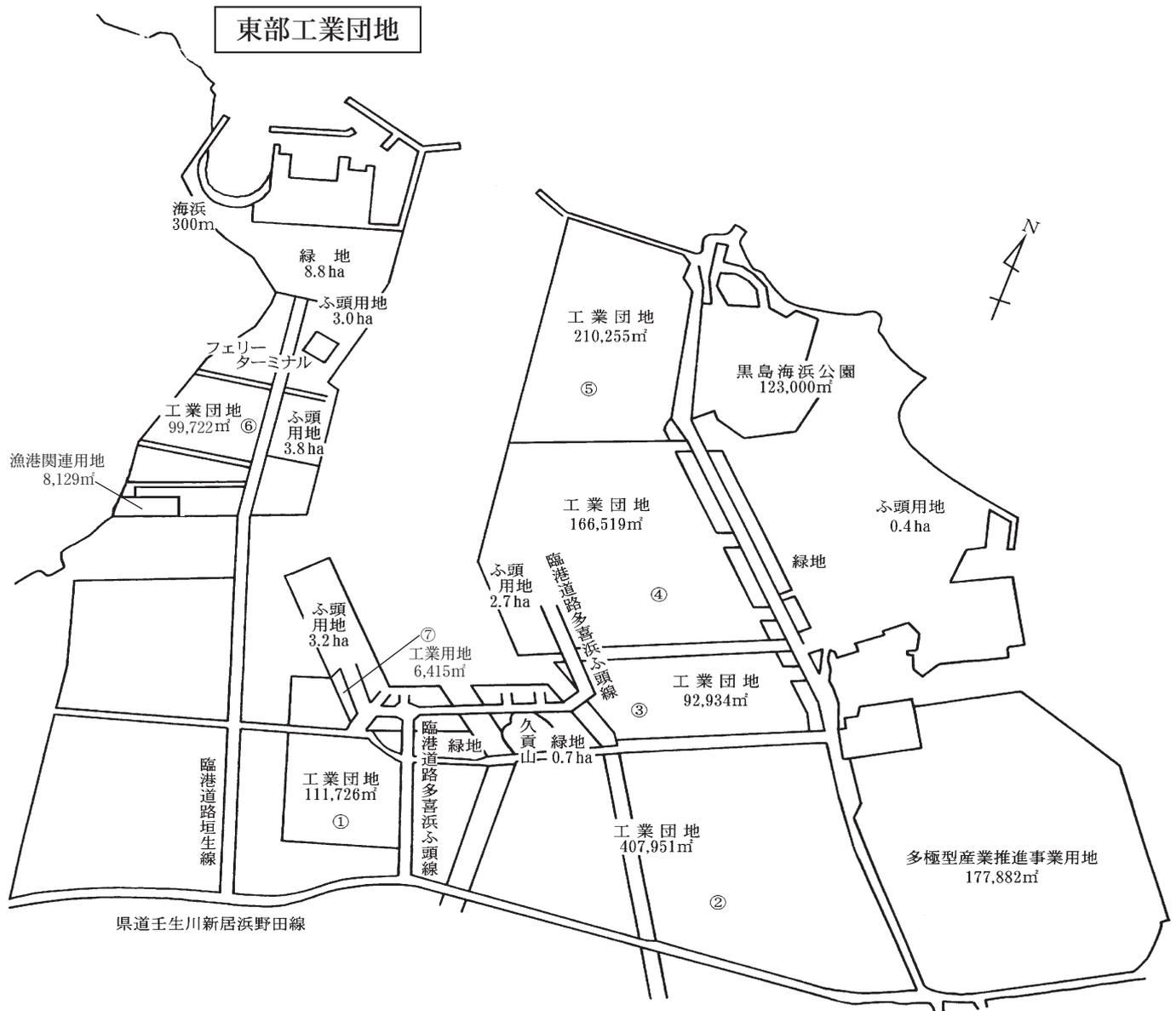
4 内陸型企業用地

本市の企業用地は、これまで臨海部を中心に整備を進めてきたが、平成24年度には、観音原地区における内陸型企業用地の環境整備に取り組み、内陸部において平成25年度及び平成26年度に2社の新たな工場が操業を開始した。

近年のこうした立地動向や内陸部への立地ニーズの高まりを踏まえ、平成25年度から観音原地区における新たな内陸型企業用地の整備に取り組み、平成27年度には、第1工区の造成工事と分譲を行い、平成29年9月に操業が開始された。また、第2工区については、平成29年度で造成工事が完了し、平成30年度に分譲を行った。

内陸型工業用地(観音原地区)





5 渡海船事業

昭和24年12月1日事業認可を得て、昭和28年合併により大島村から引き継ぎ、企業局管理時代を経て、現在経済部地域交通課において運航管理している。

本渡海船は、大島住民にとって、大島～黒島間海上2.5kmを結ぶ生活福祉航路として欠くことのできない

ものであり、平成23年10月に建造した「おおしま7」と平成15年1月に建造した「くろしま」で、始発大島発6時20分から終便黒島発21時30分まで、1日15往復している。

(1) 渡海船

(5.4.1 現在)

船名	区分	総トン数	航海速度 (ノット)	車両甲板 (㎡)	旅客定員 (人)	自動車積載 能力 (台)	就航年月日	備考
おおしま7		188	8.5	112	146	8	H23.11.3	カーフェリー
くろしま		19	8.0	69.3	169	6	H15.2.23	カーフェリー

(2) 運賃

(17.4.1 改正)

区 分		運賃 (円)		
大人		60 (障がい者 30)		
小人		30 (障がい者 15)		
手荷物		40		
小荷物		80		
自転車等軽車両		60		
原動機付自転車		120		
自動二輪車	総排気量0.750リットル未満	150		
	総排気量0.750リットル以上	200		
自動車	車体の長さ3m未満	400 (障がい者が使用する場合 200)		
	車体の長さ3m以上4m未満	500 (障がい者が使用する場合 250)		
	車体の長さ4m以上5m未満	750 (障がい者が使用する場合 380)		
	車体の長さ5m以上6m未満	1,000 (障がい者が使用する場合 500)		
	車体の長さ6m以上7m未満	1,200 (障がい者が使用する場合 600)		
	車体の長さ7m以上8m未満	1,400 (障がい者が使用する場合 700)		
	車体の長さ8m以上9m未満	1,600 (障がい者が使用する場合 800)		
	車体の長さ9m以上10m未満	1,800 (障がい者が使用する場合 900)		
	車体の長さ10m以上11m未満	2,000 (障がい者が使用する場合 1,000)		
	車体の長さ11m以上	2,200 (障がい者が使用する場合 1,100)		
定期券	一般	1ヶ月	1,800	
		3ヶ月	5,000	
		6ヶ月	9,700	
		12ヶ月	17,200	
	学生	1ヶ月	700	
		3ヶ月	1,900	
		6ヶ月	3,400	
		12ヶ月	6,000	
定期券	自転車付	一般	1ヶ月	3,600
			3ヶ月	10,100
			6ヶ月	19,400
			12ヶ月	34,500
		学生	1ヶ月	1,400
			3ヶ月	3,800
			6ヶ月	6,900
			12ヶ月	12,000
	原動機付自転車付	1ヶ月	5,400	
		3ヶ月	15,200	
		6ヶ月	29,100	
		12ヶ月	51,800	
回数券	大人 (12枚綴)		600	
	小荷物 (12枚綴)		800	
	自転車等軽車両 (12枚綴)		600	
	原動機付自転車 (12枚綴)		1,200	
	自動車 (12枚綴)	車体の長さ3m以上4m未満	5,000	
車体の長さ4m以上5m未満		7,500		

(3) 実績

区分		年度	令和2	3	4
運	航 回 数		5,506	5,503	5,456
欠	航 回 数		6	4	4
旅客輸送 人員	一 般 旅 客 (人)		71,441	66,708	66,850
	定 期 券 利 用 旅 客 (人)		18,259	17,327	16,862
	計 (人)		89,700	84,035	83,712
(A)自動車 輸送台数	乗 用 車 (台)		16,770	16,607	16,020
	小 型 三 ・ 四 輪 貨 物 車 (台)		6,305	5,667	5,434
	計 (台)		23,075	22,274	21,454
(B)	二 輪 車 (台)		99	84	76
(C)	自 転 車 (原動機付自転車を含む) (台)		7,729	10,411	9,581
(A) + (B) + (C) 車 両 合 計 (台)			30,903	32,769	31,111
手	荷 物 (個)		0	0	1
小	荷 物 (個)		390	367	253
利 用 率	旅 客 輸 送 (%)		6	5	5
利 用 率	自 動 車 航 送 (%)		26	25	25

時刻表

(23.11.3 改定)

上 り	大島港(発)	6:20	7:10	8:15	9:15	10:15	11:15	13:05	14:05	15:15	16:15	17:05	18:05	19:15	20:15	21:05
	黒島港(着)	6:35	7:25	8:30	9:30	10:30	11:30	13:20	14:20	15:30	16:30	17:20	18:20	19:30	20:30	21:20
下 り	黒島港(発)	6:45	7:40	8:40	9:40	10:40	11:40	13:30	14:30	15:45	16:40	17:30	18:30	19:40	20:40	21:30
	大島港(着)	7:00	7:55	8:55	9:55	10:55	11:55	13:45	14:45	16:00	16:55	17:45	18:45	19:55	20:55	21:45

6 観 光 物 産

(1) マイントピア別子

本市の魅力あるまちづくりと新たな産業おこしの観点に立ち、本市発展の礎となった別子銅山の産業遺跡と豊かな自然景観を有する本市南部地域の観光レクリエーション開発を実施している。事業主体は新居浜市と第三セクター(株)マイントピア別子で、鉱山観光を主とした事業を展開している。

- 昭和58年 庁内に観光開発調査研究委員会設置
- 昭和59年 南部観光レクリエーション開発基本構想策定
- 昭和62年 同基本計画策定、南部観光レクリエーション開発推進協議会設置
- 昭和63年 第三セクター設立準備会、南部観光レクリエーション開発事業化計画書策定
- 平成元年 第三セクター(株)マイントピア別子設立、マイントピア別子(端出場ゾーン)着工
- 平成2年 東平地域観光レクリエーション開発基本構想策定

- 平成3年 同基本計画策定、マイントピア別子(端出場ゾーン)オープン
- 平成4年 マイントピア別子(東平ゾーン)着工
- 平成6年 マイントピア別子(東平ゾーン)オープン
- 平成28年 新居浜市観光交流施設(別子温泉～天空の湯～、あかがねキッズパーク)オープン
- 平成31年 マイントピア別子鉱山観光列車リニューアル

ア マイントピア別子・端出場ゾーンの概要

県指定名勝別子ラインに隣接している別子銅山の採鉱本部跡地の端出場が、銅山の歴史と周辺の優れた自然を生かし、新居浜市観光交流施設(別子温泉～天空の湯～、あかがねキッズパーク)、鉱山鉄道、観光坑道、砂金採りなどを備えた観光レクリエーションゾーンとなっている。中心施設の端出場記念館は、愛媛県アメニティー賞を受賞した。また、端出場ゾーンは国土交通省の「道の駅」にも指定されている。

イ マイントピア別子・東平ゾーンの概要

端出場に移るまで採鉱本部のあった標高約750mの東平に、往時の東平の様子や銅、赤石山系に関する資料等を展示している東平歴史資料館、銅工芸が体験できるメイン工房、花木園、高山植物園、渓谷遊歩道などが完成している。自然性、体験性、創造性を重視した内容であり、東平歴史資料館は、平成10年2月に「銅をもちいた建築コンクール」で3位に入賞した。

マイントピア別子（東平ゾーン） 「銅山史と自然の杜」

端出場ゾーンに続くマイントピア別子第2期開発事業として、端出場以前に別子銅山の採鉱本部が置かれていた東平地域を「銅山史と自然の杜」という考えのもと、自然性、体験性、創造性を重視した開発を行い、新居浜市事業分が平成6年6月2日にオープンした。

1 開発区域

新居浜市立川町654番地の3

（「旧東平電車庫跡」から喜三谷を経由し「第三通洞跡」までの間、標高約750メートル）

2 開発面積

約4.4ha

3 施設概要

(1) 東平歴史資料館 ☎ 36-1300

室名	施設の内容
エントランス・ホール	最盛期の東平の様子を写真、パネルにより紹介している。
歴史資料館	最盛期の東平を含めた周辺の地形を模型で再現している。当時の娯楽場、学校、社宅をジオラマにして再現している。採掘集落の往時の生活用具（カンテラ、あんか等）の展示をしている。東平の様子をテーマごとに写真で紹介している。
銅のテーマ館	銅滴、魔鏡、半鏡、仲持ちの負い子、銅の実験装置などを展示している。
東平学習館	当時の様子を3DCGで再現した映像を上映のほか、学習、研修ができる視聴覚室である。
階段ギャラリー	赤石山系の高山植物等を写真パネルにより展示している。
銅細工展示室	銅製品や銅版画の展示をしている。
赤石山系の自然展示室	赤石山系の動物、植物、地質などを写真パネル等により展示している。

利用状況 (単位：人)

年度	令和2	3	4
利用者数	8,884	7,499	0

(2) マイン工房

施設名	施設の内容
工房室	銅工芸が体験できる工房である。

利用状況 (単位：人)

年度	令和2	3	4
利用者数	43	28	0

(3) 小マンプ

施設名	施設の内容
小マンプ（東平隧道）	東平歴史資料館東側のトンネル（通称・小マンプ）に2t蓄電車、かご電車、坑木運搬台車、三角鉱車、600Bローダー、充電電車、キブル、索道バケット、エアーホイスト、スラッシャーを展示している。

(4) 園地

施設名	施設の内容
花木園	ベニドウダンツツジ、ヒカゲツツジ、セイヨウシャクナゲなど、37種類約6,900本を植栽している。
高山植物園	コウヤマキ、トチノキ、ケヤキなど樹木19種約600本のほか草木類を植栽している。
採掘集落の復元	採掘集落を復元している。
渓谷遊歩道	喜三谷から第三通洞まで340メートルの渓谷に沿った遊歩道である。

4 開館時間

10時から17時まで（入館無料）

5 休館日

毎週月曜日及び12月1日から2月末日まで。

（月曜日が祝日の場合は翌日が休館日となる。）

※河又東平線の通行止めにより令和4年4月1日から令和5年3月31日まで休館

(2) 別子山地域の観光

平成15年4月1日に旧宇摩郡別子山村と合併し、別子山地域が新たに新居浜市に加わった。別子山地域は、赤石山系の広大な自然に恵まれ、珍しい高山植物も自生しており、別子銅山の近代化産業遺産も数多く残っている。

ア 森林公園ゆらぎの森

(ア) オーベルジュゆらぎ(ゆらぎ館)

オーベルジュゆらぎは宿泊施設を備えたレストランである。手軽なランチからディナーコースまで、別子山の食材を活かした料理が楽しめるほか、宿泊はツインタイプの部屋(8部屋)が利用できる。また、会議や研修での利用も可能。

(水曜日定休)

(イ) 作楽工房

キットを組み立てるだけで簡単に作れる木工体験などがある。10名以上の場合は予約が必要。

(水曜日定休)

施設利用状況(ゆらぎの森) (単位：人)

施設名	年度	令和2	3	4
	ゆらぎ館 宿泊		619	288
ゆらぎ館 食事		1,585	974	1,467
作 楽 工 房		170	36	9
そ の 他		10,416	7,062	15,183
合 計		12,790	8,360	17,300

イ 別子銅山の近代化産業遺産

日浦の登山口から銅山越までの登山道の周辺には、新居浜市発展の礎となった別子銅山の江戸、明治、大正時代における産業遺産が数多く残されている。主なものとしては、小足谷醸造場跡、接待館跡、採鉱課長宅跡、小足谷小学校跡、小足谷劇場跡、高橋製錬所跡、第一通洞南口、東延谷の築堤、東延斜坑、東延機械場跡、蘭塔場、歓喜坑、歓東坑、牛車道跡、大和間符などがある。

(3) その他の観光地

ア 滝の宮公園

金子山の麓にある市民公園で、春には池の周りに桜が咲き、園内には小動物園・日本庭園・大型複合遊具があり、市民憩いの場として親しまれている。また、金子山の山頂には展望台があり、市内全景を見渡すことができる。なお、テレビ塔、芳谷を結ぶハイキングコースが完成し、多くの利用者が訪れている。

イ 別子ライン

生子橋からマイントピア別子、ループ橋である青龍橋を渡り、鹿森ダム、遠登志溪谷を経て河又に

至る延長約10kmの溪谷。巨石と清流に恵まれ、その雄大な眺めは県の名勝に指定され、新日本百景の一つである。

春には若葉、秋には紅葉と四季の風情に富み、訪れる人の目を楽しませている。

ウ 新居浜市市民の森

市内船木にある生活環境保全林。総面積76ha、サクラ、ツバキ、モミジなど57種類、約2万本の植栽とキャンプ場、管理棟、トリムコース、遊歩道が整備され森林浴など自然を満喫できる。また、学習館ではジオラマ室やいろいろな種類の樹木を展示している。

エ 広瀬公園

住友家初代総理人(後の総理事)広瀬幸平の邸宅跡で明治22年に完成、昭和43年県の名勝に指定された。豪壮なる邸宅・庭園・茶室や泉水・亀池などを含む公園は市民の憩いの場となっている。平成9年4月29日には、広瀬家から寄贈された貴重な資料などを展示した広瀬歴史記念館がオープンした。旧広瀬家住宅は、平成15年5月、国の重要文化財に、旧広瀬氏庭園は、平成30年2月、国の名勝にそれぞれ指定されている。

オ 銚子の滝・稲荷山公園

銚子の滝は、大生院を流れる渦井川の上流にあり、サクラ、モミジ、ヤマブキなど四季を通じて自然が楽しめる1日ハイキングコースとして最適な滝。滝の落差は約30mである。

稲荷山公園は、銚子の滝へのコース入口にあり、静寂で溪谷美はすばらしく、麓の渦井川には遊歩道橋“長淵橋”があり、ホテルまつりなどが開催され市民に親しまれている。

カ みなとオアシスマリンパーク新居浜

「にいほま海の駅」にも指定されている海洋性レジャー拠点。四国最大級を誇るマリナーのほか、レストラン、海水浴場、宿泊施設、キャンプ場などがある。

観光客数(観光物産課調べ) (単位：人)

項目	年	令和2	3	4
	太 鼓 祭 り		中止	中止
花 火 大 会		中止	中止	中止
わくわく春まつり		—	—	5,000
広瀬歴史記念館		4,083	5,109	6,016
滝の宮公園		99,440	89,040	78,380
別子ライン		94,311	84,764	106,984
あかがねミュージアム		123,857	111,628	138,965

注1：別子ライン観光客数の中にマイントピア別子観光客数は含まない。

(4) 観光行事

ア 新居浜太鼓祭り

新居浜の太鼓台は、神輿太鼓などと呼ばれていたもので、明治時代に及んで、現在のような形の太鼓台になった。毎年10月に行われる太鼓祭りは、50台以上の太鼓台が練り歩き、そのさまは絢爛豪華の一語に尽き、全国各地からの観光客でにぎわっている。1台150人余りのかき夫によってかつがれ、ダイナミックな動きと天に鳴り響く大太鼓の音と若衆の威勢のいいかけ声から“男祭り”の異名をもち、新居浜の象徴として名物となっている。

主な新居浜太鼓台派遣先

- 昭和45年 大阪万国博覧会(大阪)
- 平成元年 第2回全国スポーツレクリエーション祭・スポレク愛媛'89(砥部町)
- 平成2年 第5回国民文化祭・愛媛90(松山市)
- 平成5年 第21回チンゲイ・パレード(シンガポール)
- 平成5年 第13回全国豊かな海づくり大会(伊予市)
- 平成13年 地域伝統芸能まつり(東京)
- 平成22年 第18回地域伝統芸能全国フェスティバルにいがた
- 平成29年 第72回国民体育大会(愛顔つなぐえひめ国体)総合開会式(松山市)
第17回全国障害者スポーツ大会(愛顔つなぐえひめ大会)開会式(松山市)
- 平成31年 ふるさと祭り東京2019(東京)
- 令和2年 ふるさと祭り東京2020(東京)

イ にいはまわくわく春まつり

「春は子ども天国」イベントをリニューアルし、新居浜駅前の人の広場とあかがねミュージアムにおいて物産展やキッズパフォーマンス、ワークショップ等を実施するイベントを開催。また、この事業の一環として、5月3日4日に子ども太鼓台が各地区を練り歩き、市内5地区で実施される子ども太鼓台統一運行で盛り上がる。

ウ 花火大会

市内を流れる国領川河川敷において開かれる夏の風物詩。毎年7月の最終金曜日に開催され、1時間余にわたって約8,000発打ち上げられる大輪の絵模様で工都の夜空は彩られる。市民納涼と近隣からの観光客の誘致を図っている。

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催中止。

(5) 広域観光

新居浜市、四国中央市の2市による広域観光の振興を図るため、NS観光推進協議会を結成し、エリア内の観光振興に関する情報の交換、観光交流の促進、観光客の誘致などに取り組んでいる。新居浜～別子山～三島～新宮を結ぶルートを「別子・翠波はな街道」とし、サイクリング大会の開催、公式HP・SNSの運営等を行い、交流人口の増加に努めている。

(6) 物産振興

本市の特産品づくりによる新たな産業おこしといった視点にたち、瀬戸内の中核都市にふさわしい、魅力あるまちづくりの一環として、新居浜市観光物産協会が中心となり、物産展の開催を始め、新たな本市独自の物産品創出や各種イベントの参加、物産面からのPRに取り組んでいる。近年は、にいはま大島七福芋(白いも)のブランド化を行い、新たな加工品の開発を促進している。

(7) ふるさと新居浜応援寄付金

令和4年度 寄附状況

寄附件数 21,969件
寄附金額 552,767,000円

寄付金の活用先別寄付状況

項目	件数	金額(円)
子育て支援や教育の充実	8,448	219,775,000
健康づくりや福祉の充実	1,371	29,738,000
経済・雇用の充実	1,237	28,581,000
都市基盤・防災・消防体制の充実	677	14,898,000
教育・文化・スポーツ等の振興	997	24,320,000
環境保全・上下水道事業の推進	1,071	31,583,000
新型コロナウイルス感染症対策支援	11	290,000
特に指定しない	8,241	203,582,000
合計	22,053	552,767,000

※ 件数は一部重複してカウントされているため「寄附件数」とは一致しない。

7 運輸 企 画

だれもが安心、便利に移動できる交通体系の確立のために、本市独自の都市交通に関する将来計画「新居浜市都市交通計画」を平成18～20年度の3カ年で策定し、まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、「新居浜市地域公共交通網形成計画」を平成29年度に策定した。

道路が狭く路線バスが通行できない地域等については、新たに、デマンドタクシーの導入を図るため、平成22年度に新居浜市地域公共交通活性化協議会を設置し、平成23年1月からデマンドタクシーの試験運行を開始し、平成26年10月からは本格運行に移行をしている。

また、「生活路線バス」等の運輸体系全般を総括している。

生活路線バス運行費補助対象路線利用者数

年度	路線・系統数	利用者数 (人)	対象期間
平成30	6路線9系統	674,051	29.10.1～30.9.30
令和元	6路線9系統	673,978	30.10.1～元.9.30
2	6路線9系統	416,525	元.10.1～2.9.30
3	6路線9系統	443,395	2.10.1～3.9.30
4	6路線9系統	446,119	3.10.1～4.9.30

8 農 林 水 産

(1) 農 業

本市の農業は、2020年農林業センサスによると、販売農家戸数403戸、経営耕地規模は50a未満が202戸と小規模零細である。また、農業従事者の減少、高齢化、都市化の進行による混住化、耕作放棄地の高止まり等が問題となっている。

このため、適地適作を基本に、水稻を基幹作物とする複合農業に取り組んでいる。

なお、具体的な農業振興は次のとおりである。

- ・農産物の地産地消の推進
- ・農地の有効活用と環境にやさしい農業の推進
- ・担い手の育成と営農支援体制の確立
- ・農業生産基盤の整備
- ・農産物のブランド化と高付加価値化の促進

ア 農家数と世帯員数

区分 年度	農 家 数 (戸)						世帯員数 (人)
	総農家数	自給的農家	販 売 農 家				
			総 数	専 業	第1種兼業	第2種兼業	
12	2,069	1,055	1,014	284	36	694	7,347
17	1,896	1,125	771	239	39	493	2,671
22	1,735	1,089	646	252	34	360	1,980
27	1,515	1,009	506	223	21	262	1,451
令和2	1,277	874	403	—	—	—	976

注：農業センサスによる。

世帯員数の調査対象について、平成12年以前の調査対象は全農家。

平成17年以降の調査対象は全農家のうち販売農家のみ。

令和2年の調査では販売農家の区分はない。

イ 経営耕地面積規模別農家(経営体)数

(単位：戸)

年度	区分	農家 (経営体)数	30a未満	30～50a	50～100a	100～150a	150～200a	200a以上	経営耕地 なし
12		2,069	1,062	524	402	52	17	12	—
17		784	18	405	298	42	9	12	—
22		646	2	324	244	41	19	13	3
27		524	4	253	196	31	9	20	11
令和2		423	9	193	152	34	7	18	10

注：農業センサスによる。

平成12年以前の調査対象は全農家。平成17年の調査対象は全農業経営体のうち家族経営のみ。

平成22年の調査対象は全農家のうち販売農家のみ。

ウ 経営耕地の状況

(単位：ha)

年度	区分	経営耕地総面積	田	畑	樹園地
12		785	603	95	88
17		446	352	46	47
22		417	337	18	35
27		342	280	37	25
令和2		276	210	47	19

注：農業センサスによる。

経営耕地面積の調査対象について、平成12年以前は全農家。

平成17年以降は全農家のうち販売農家のみ。

(2) 農業振興対策

ア 経営所得安定対策

平成30年産米から、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者や集荷業者・集荷団体が中心になって、需要に応じた生産を行う米政策改革が始まった。

愛媛県においても、産地の要望を踏まえたボトムアップ方式により「生産の目安」を設定し、地域協議会は、それを受けて「生産目標」を設定している。

令和4年産米生産目標 255ha
(生産数量目標 1,209トン)

イ にいはま農業まつり

生産者と消費者のネットワークづくりを図り、地域社会の活性化、農家の生産意欲の向上と活力ある新居浜市農業の発展拡大に尽くすことを目的に実施している。

ウ 自然農園

「新居浜市自然農園を育てる会」が主体となり、無農薬・無化学肥料による安心・安全な農作物を栽培し、自然に親しみ、市民相互のふれあいを図る目的から、市内にある耕作放棄地又は耕作放棄見込み地を利用して自然農園を開園している。

農園数 33農園 全体区画数 436区画
面積 約2.6ha 利用区画数 368区画
利用者 276人 (5.4.1 現在)

エ 多様な農業参入と農産物のブランド化

大島の主要な特産品である「白いも」について、担い手不足に対応するため、農業生産法人以外の特定法人の農業参入により生産を維持している。このことは、白いも生産の安定化と交流人口の拡大による島の活性化、農業の理解促進に寄与している。

オ 地産地消の推進

(ア) 地産地消を推進する標語・マスコットキャラクターの利活用

新居浜産農産物の販売促進・消費拡大を図るため本市独自の標語とマスコットキャラクターを利活用し、地産地消を推進している。

〈標語〉「いただきます！」今日もおいしい新居浜産

〈マスコットキャラクター〉愛称：はまっこ新鮮組

(イ) 食育との連携

食育関係団体が行う新居浜の農産物を使用する事業を支援し、地産地消の推進をPRしている。

(ウ) 「新居浜市地産地消協力店」の認定

新居浜産農畜産物、水産物等を一定量取り扱う直売所や小売店等を市長が「新居浜市地産地消協力店」として認定し、新居浜産品の生産拡大と消費拡大を図っている。

(3) 林業

本市の森林面積は、約17,161haで、そのうち人工林は約9,392ha、天然林は約6,330haであり、主要樹種は、ヒノキ、スギである。

市としては、水源かん養、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を発揮しながら、林業経営の向上及び利用期にさしかかっている森林資源の利用促進

を図るため、昭和62年度を初年度とする県営森林基幹道開設事業等、各種の林道整備事業を継続実施している。また、令和元年度より別子山地区森林整備事業に取り組むほか、森林環境保全事業や令和元年度に創設された森林経営管理制度による森林整備の推進等により、地域林業の振興を図っている。

ア 森林面積

(5.4.1 現在・単位：ha)

区分	合計	人工林			天然林			竹林	人工伐採地跡	未立木地
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹			
国有林	556	350	348	2	132	37	95	—	—	74
民有林	16,605	9,042	9,012	30	6,198	1,276	4,922	115	0	1,250
計	17,161	9,392	9,360	32	6,330	1,313	5,017	115	0	1,324

注：愛媛県森林資源構成表及び四国森林管理局資料による。

・緑化推進運動

緑の募金運動を実施しており、募金の一部は、ボランティア団体による森林づくり活動、小中学生や地域住民による緑化活動等に助成し、「緑豊かな地域社会づくり」に向けての推進を図っている。

イ 林道・作業道事業実施状況

(5.4.1 現在)

林道名	計画		進捗状況		備考
	幅員(m)	延長(m)	延長(m)	進捗率(%)	
豊後	3.0	2,500	1,791.7	71.7	開設
保土野	4.0	4,000	2,162.7	54.1	〃
加茂角野	4.0	14,400	6,778.8	47.1	〃

ウ 新居浜市市民の森

森林資源の開発と緑の保全に努め、保健休養のために気軽に利用できる「市民の森」(76ha)を建設し、市民の憩いとやすらぎの場として、より一層の活用を図っている。

また、市民の森学習館では、展示施設等により森林の大切さを啓発し、市民の学習の場として利用している。

令和4年度利用者数 11,543人

市民の森学習館

所在地 船木乙2番地の1

☎ 40-2121

構造 木造瓦葺平家建

延床面積 187.57㎡

室構成 展示室、事務室、管理室、便所

竣工 平成5年4月

(4) 水産業

本市の漁業は、小型底びき網・サワラ流し網・刺し網漁業等の小型漁船漁業が主体である。主な漁獲物はアジ・カレイ・タチウオ・クロダイ・スズキ・サワラ等である。

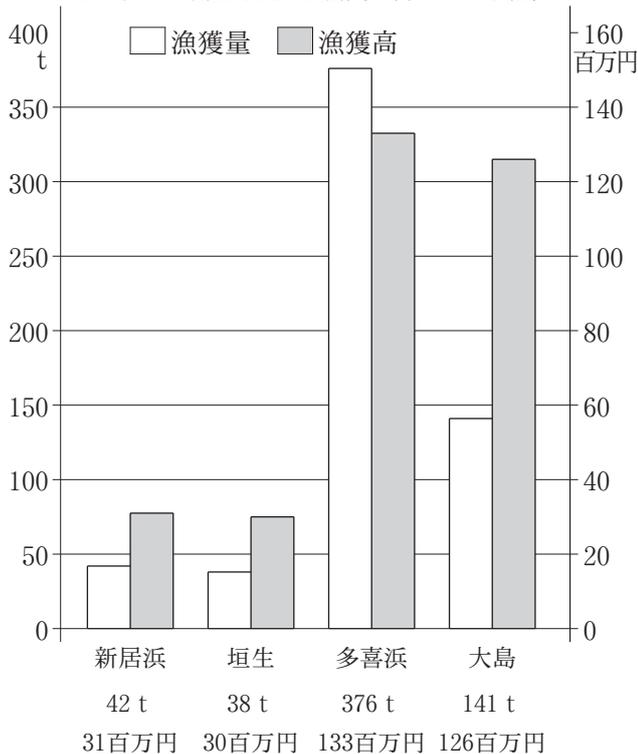
漁業経営体のほとんどは個人経営体であり、経営体数は減少傾向にある。漁業従事者数についても減少しており、高齢化が進んでいる。

本市としては、今後の水産振興を図るため、種苗の放流事業による水産資源の保護、漁業従事者が漁業を継続するために必要な漁港施設、水産施設の維持に努める。

ア 漁船及び漁獲高の推移

区分 年	登録漁船		漁獲量 (t)	漁獲高 (百万円)	経営体
	隻数	吨数			
29	226	646	423	316	124
30	225	645	324	265	107
令和元	220	624	219	186	103
2	165	457	384	332	86
3	194	572	597	321	89

イ 支所別漁獲量及び漁獲高（令和3年度）



ウ 漁 港

本市には沢津漁港、垣生漁港（垣生地区）、垣生漁港（長岩地区）、大島漁港の4漁港がある。各漁港とも基盤整備はほぼ完了し、現在は、施設の老朽化対策の工事に取り組んでいる。

令和4年度 漁港漁場整備事業

（単位：千円）

事業名	漁港名	事業費	財源内訳		
			国 県	地方債	一 般
漁港整備事業	沢津漁港	3,129	0	0	3,129
漁港施設機能保全事業	大島漁港 沢津漁港	7,862	4,037	3,400	425
漁港施設老朽化対策事業	大島漁港	4,341	2,907	1,200	234

(5) 水産業振興対策

本市の漁業は、小型漁船漁業が主体であるが、近年漁業環境の悪化等に伴い、水産資源の減少が顕著で、漁業者の高齢化・後継者不足等も重なり、漁獲量・漁獲高ともに減少しているのが現状である。これら厳しい漁家経営環境を打開するために、水産資源の

増殖拡大及び漁場の有効利用を図ることを目的に、放流事業の実施等により、「つくり育てる漁業」を推進している。

また、新規漁業就業者に対する支援のほか、青壮年漁業者の新たな活動への支援を行い、漁業の担い手の育成を推進している。

(6) 融資制度

農業近代化資金

区分	年	30	令和元	2	3	4
基準金利 (%)		1.60	1.50	1.40	1.60	1.95
利子補給率	県他※ (%)	1.40	1.34	1.30	1.44	1.65
	市 (%)	0.20	0.16	0.10	0.16	0.3
新規貸付件数		1	0	2	1	2
新規融資額 (円)		870,000	0	10,990,000	860,000	10,433,000
融資残高 (円)		79,351,000	67,039,000	62,512,000	48,388,000	47,305,000
市利子補給金 (円)		646,505	548,851	459,028	377,992	297,554

※ (財)農林水産長期金融協会

漁業近代化資金

区分	年	30	令和元	2	3	4
基準金利 (%)		1.60	1.50	1.50	1.60	1.75
利子補給率	県 (%)	1.30	1.30	1.30	1.30	1.25
	市 (%)	0.30	0.20	0.20	0.30	0.50
新規貸付件数		1	0	2	1	0
新規融資額 (円)		11,000,000	0	3,970,000	1,870,000	0
融資残高 (円)		10,205,000	9,420,000	11,035,000	10,673,000	9,880,000
市利子補給金 (円)		9,988	29,162	25,226	28,987	30,403

注：基準金利及び利子補給率については、4月1日現在のものである。

9 土地改良

本市の土地改良事業の基本方針は、土地条件の整備と水利施設の体系的な改善であり、これに基づいて次のとおり事業を実施した。

(1) 農道の整備

農業の近代化と生産流通の合理化を図り、農村環境の改善に資するため農道改良に努めた。

(2) 農業用かんがい排水施設の整備

農業用水の合理的利用と、維持管理費節減のため、用排水路の新設改良事業を維持し、水利の適正を図った。

(3) 防災重点農業用ため池の整備

決壊すれば、家屋、公共施設等への被害が大きい防災重点農業用ため池の改修及び廃止を推進し、安定した農業用水の確保及び下流域住民の生命・財産を守ることに努めた。

(4) 土地改良事業実績

(令和4年度)

区分	種別	件数	事業内容 (数量)	受益面積 (ha)	事業費 (千円)
ため池等整備事業	ため池改修等	2	ため池 2箇所	2.6	19,800
	計	2			19,800
県単独土地改良事業	水路改修	1	L = 74.8m	6.3	10,000
	計	1			10,000
市単独土地改良事業	水路改修等	20	L = 856.8m	77.4	46,475
	揚水機改修等	1	揚水機 1箇所	20.0	1,529
	農道改良	7	L = 300.7m	26.2	24,922
	計	28			72,926
土地改良施設適正化事業	水路補修	3	L = 238.2m	9.4	11,000
	計	3			11,000
農業振興事業	水路改修	2	L = 33.8m	0.4	600
	計	2			600
合計		36			114,326

10 別子山地区水道施設

別子山地区では、簡易給水施設が5地区において平成26年度までに整備されており、水源が豊富で、渇水期にも十分な水量が得られ、良好な水質を保っている。

施設概要

(5.4.1 現在)

	弟地水道施設 (簡易給水施設)	保土野水道施設 (簡易給水施設)	成水道施設 (簡易給水施設)	小美野肉淵水道施設 (簡易給水施設)	瓜生野水道施設 (簡易給水施設)
所在地	別子山乙 538-1	別子山甲 386-3	別子山乙 332	別子山小美野乙 346-56	別子山瓜生野 269-2
完成	平成27年3月	平成27年3月	平成26年2月	平成25年3月	平成25年3月
水源地(箇所)	2	1	1	1	1
配水池容 (m^3)	99.0	83.0	35	52.5	47.7
計画給水人口 (人)	58	70	30	38	39
現給水人口 (人)	13	31	15	27	29
一日最大給水量 (m^3)	90.6	82.2	43.5	51.7	47.6

水道使用料

専用・共用給水装置	家庭用1世帯当たり	月額	1,100円
	業務用1事業所当たり	月額	1,100円

11 別子山地域バス

別子山村との合併による新市建設計画に基づき、別子山地域と市街地とを結ぶ別子山地域バス(愛称：花ぐるま)の定期運行を平成18年4月29日から開始した。

バスの運行状態は、別子山地域では自由に乗降できるオン・デマンド方式で、別子橋から住友別子病院前までの間を1日3往復(6便)で運行している。

なお、令和4年度のバス利用実績は、延べ4,043人(1日当たり11.10人)であった。

通常運賃

大人	400円
小人	200円

※ 障害者及びその介護者1名は半額

回数乗車券

大人 13枚綴	4,000円
---------	--------

定期乗車券

一般	1月	12,000円
	3月	33,100円
	6月	61,900円
	12月	115,200円
学生	1月	4,800円
	3月	12,900円
	6月	23,000円
	12月	40,300円

(別子山地域内利用の場合は、各使用料の半額とする)

建 設



滝の宮公園 大型複合遊具



東田団地 1号棟

建設

1 都市計画

都市計画法が昭和8年に町にも適用できることになり、同年12月9日新居浜町に都市計画法が適用された。

その後昭和10年5月4日に新居浜都市計画区域として、新居浜町、金子村、高津村、泉川村、角野村、中萩村を指定し、昭和27年3月31日に垣生村、神郷村、多喜浜村、宇摩郡天満村を都市計画区域に追加した。

そのうち、用途地域は昭和15年4月4日に(昭和26年5月23日変更、昭和37年3月7日変更)、準防火地域は昭和26年5月23日に、都市計画臨港地区は昭和40年3月24日に(平成19年2月20日変更)、それぞれ決定している。

新しい都市計画法が昭和44年6月14日に施行され、最も重要な都市計画として無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域(線引き)を定めることになり、昭和48年12月28日に東予広域都市計画区域(新居浜市、西条市、東予市、小松町及び丹原町の旧3市2町)の指定と同時に市街化区域及び市街化調整区域を決定し、用途地域についても昭和49年1月18日に従来の4地域から8地域に指定替えを行った。

昭和62年5月26日には第1回目の線引きの変更を行い、同時に用途地域も変更した。その後、都市計画法及び建築基準法の改正(平成5年6月25日施行)により、用途地域の種類が8種類から12種類になったことに伴い、平成8年5月31日に新用途地域に指定替えを行った。

平成13年7月13日には第2回目の線引きの変更を行ったが、同年から施行された改正都市計画法で線引きが選択制になったことに伴い、平成16年5月14日に線引きを廃止し、旧市街化調整区域における良好な居住環境の形成・保全を図るため特定用途制限地域を指定した。

その後、地域の実情に応じた計画的な土地利用を誘導していくため、用途地域と特定用途制限地域について適時見直しを行い、都市計画の変更を決定している。

都市計画区域については、近年の市町村合併の進展等をふまえ新居浜市と西条市を別々の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、平成21年1月13日に東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域に変更するとともに、合わせて関連する都市計画の名称を変更した。

市の都市計画に関する基本的な方針を示した「新居浜市都市計画マスタープラン」は、平成13年6月に策定され平成28年3月に見直しを行ったが、人口減少・少子高齢化社会への進行に対応し、持続可能なコンパクトなまちづくりを実現するための「立地適正化計画(平成31年4月公表)」や、激甚化・頻発化していく自然災害に対応する「国土強靱化地域計画」、さらに上位計画である「第六次長期総合計画」等に整合した新たなまちづくりを推進するため、令和3年3月に「新居浜市都市計画マスタープラン(令和3年度～令和22年度)」を策定した。

都市計画道路は昭和14年5月5日に(昭和29年12月21日全面変更)決定され、昭和60年8月20日に全路線の見直し及び国道11号バイパスを含めた4路線の追加を行った。その後、社会経済情勢の変化を踏まえ目指すべき都市構造に対応していくために、全路線の再検証を行い、令和5年3月3日に新たな道路網の形成となる見直しを行った。

公園は、滝の宮公園(昭和27年3月31日決定)を最初に、神郷公園(平成24年12月21日決定)まで各種公園を逐次決定している。

下水道は昭和35年8月25日に当初決定し、これまで数次にわたり排水区域を拡張してきた。その後の整備の進捗をふまえ、平成29年12月27日に変更し、排水区域を全体で2,538haとした。

その他の都市施設については、墓園、駐車場、汚物処理場、ごみ焼却場、火葬場及び一団地の官公庁施設を決定している。

(1) 都市計画区域 (5.4.1 現在)

名称	面積 (ha)
新居浜都市計画区域	10,004.3

(2) 地域地区

ア 用途地域

名称	面積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第一種低層住居専用地域	約 53	40	60
	約 271	50	80
第一種中高層住居専用地域	約 345	60	200
第一種住居地域	約 519	60	200
第二種住居地域	約 97	60	200
準住居地域	約 83	60	200
近隣商業地域	約 58	80	200
商業地域	約 201	80	400
準工業地域	約 79	60	200
工業地域	約 107	60	200
工業専用地域	約 713	60	200
計	約 2,527	—	—

イ 特定用途制限地域

名称	面積 (ha)
市街地周辺地区	約 812
幹線道路沿道地区	約 148
田園居住地区	約 6,371
産業居住地区	約 140
計	約 7,471

ウ 準防火地域

名称	面積 (ha)
準防火地域	114

エ 臨港地区

名称	面積 (ha)
新居浜臨港地区	412.3
東予臨港地区	275.9
計	688.2

(3) 都市施設

ア 街路

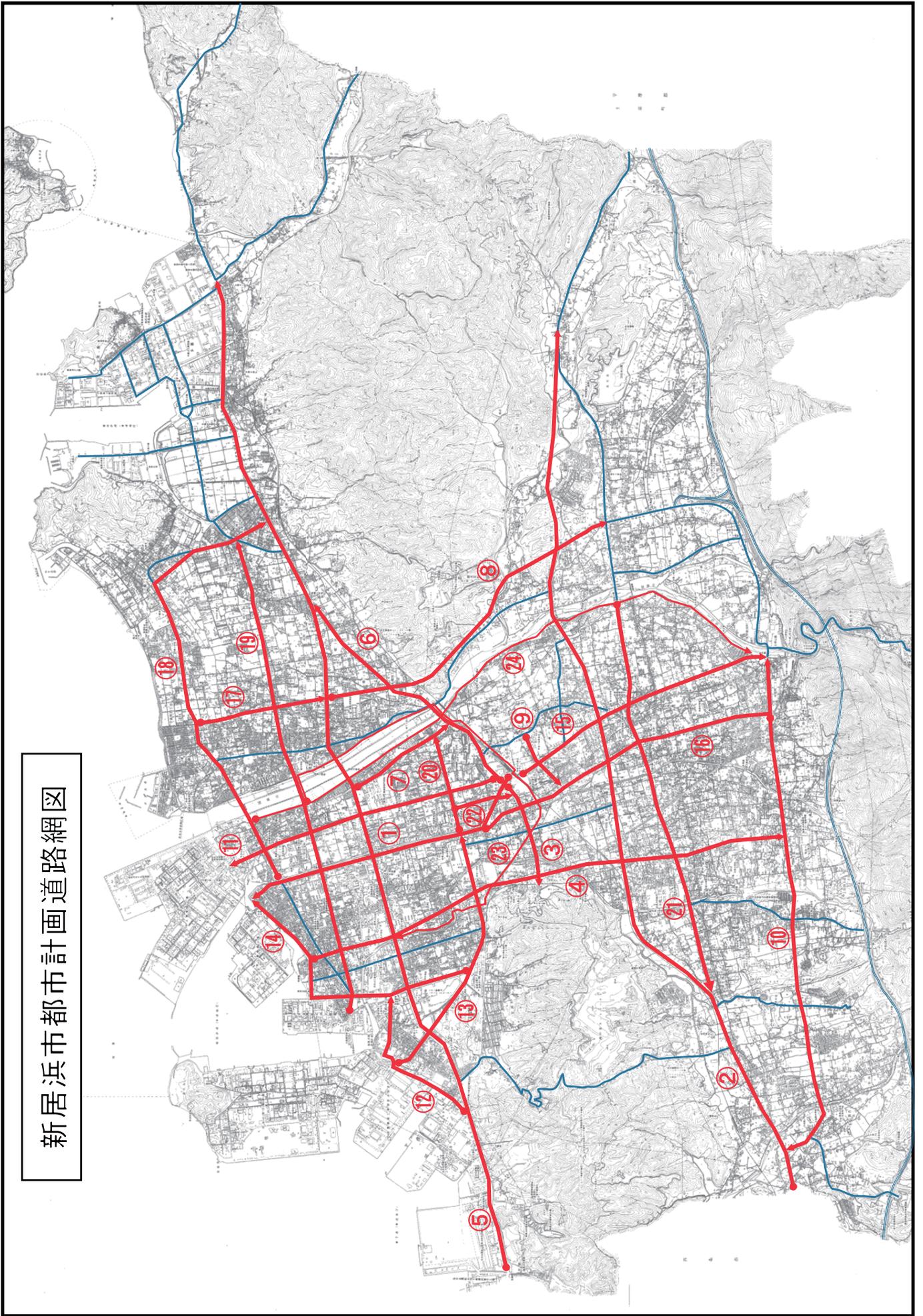
(5.4.1 現在)

番号	街路名	位置		計画決定		進捗状況		備考
		起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	延長 (m)	進捗率 (%)	
1	新居浜駅港町線	坂井町二丁目	港町	32.0	3,220	3,220	100	
			(起点に7,100㎡の交通広場)	27.0	620	620	100	県 施行
				32.0	2,210	2,210	100	”
				18~25	390	390	100	市 施行
2	新居浜バイパス線 (国道11号バイパス)	大生院字広坪	船木字下長野	30	9,840	7,394	75.1	
				30	2,530	2,530	100	国 施行
				35	1,590	1,590	100	”
				40	2,380	2,096	88.1	”
				24.25	2,340	207	8.8	”
			高架部	47	880	851	96.7	”
	橋梁幅員(国領川橋)	27	120	120	100	”		
3	駅前滝の宮線	坂井町二丁目	滝の宮町	20	1,150	1,150	100	
				20	310	310	100	市施行(区画)
				20	840	840	100	市 施行
4	西町中村線	西町	中村四丁目	20	5,320	3,691	69.4	
				18	1,910	1,420	74.3	県 施行
				20	1,925	1,886	98.0	”
			鉄道交差部	15.3~ 25.3	300	215	71.7	”
		20	1,185	170	14.3	市 施行		
5	磯浦阿島線	磯浦町	阿島二丁目	20	11,400	11,400	100	
				20	5,630	5,630	100	県 施行
				29	1,820	1,820	100	”
				22	3,690	3,690	100	”
			橋梁幅員(平形橋)	22	260	260	100	”
6	駅前郷線	坂井町二丁目	郷二丁目	16	2,890	2,890	100	
				16	2,610	2,610	100	県 施行
				20	120	120	100	”
			橋梁幅員(城下橋)	12	160	160	100	”

番号	街路名	位置		計画決定		進捗状況		備考
		起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	延長 (m)	進捗率 (%)	
7	平形庄内線	平形町	庄内町六丁目	16	1,270	786	61.9	市施行
8	郷桧の端線	郷一丁目	船木字桧の端	16	3,700	2,579	69.7	
				16	3,370	2,249	66.7	県施行
		鉄道交差部		13.8~ 27.8	330	330	100	”
9	坂井松木線	坂井町三丁目	松木町	16	720	330	45.8	市施行
10	上部東西線	西連寺町二丁目	大生院字岸影	16	4,970	3,641	73.3	市施行
11	新居浜駅菊本線	坂井町二丁目	菊本町一丁目	15	2,910	2,600	89.3	市施行
12	磯浦新田線	磯浦町	新田町一丁目	12	1,750	1,750	100	
				12	1,550	1,550	100	市施行
				15~17	200	200	100	”
13	新田高木線	新田町三丁目	高木町	15	2,850	2,340	82.1	
				18	510	—	—	市施行
				15	1,710	1,710	100	”
				18	630	630	100	”
14	河内町港町線	河内町	港町	15	3,040	2,680	88.2	
				16	900	900	100	市施行
				15	1,280	920	71.9	”
				18	860	860	100	”
15	駅南中筋線	坂井町三丁目	中筋町一丁目	11	2,900	2,900	100	市施行
		(起点に3,200㎡の交通広場)						
16	高木中筋線	高木町	中筋町一丁目	11	3,970	2,550	64.2	
				20	1,620	1,620	100	県施行
				20.0~ 22.2	310	310	100	”
				11	2,040	620	30.4	”
17	宇高西筋線	宇高町三丁目	宇高町一丁目	16	1,400	373	26.6	市施行
18	港町松神子線	港町	松神子二丁目	11	4,980	3,190	64.1	
				11	2,880	2,880	100	県施行
		橋梁幅員(新高橋)		9	310	310	100	”
				16	1,790	—	—	”

番号	街路名	位置		計画決定		進捗状況		備考
		起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	延長 (m)	進捗率 (%)	
19	西原松神子線	西原町三丁目	松神子一丁目	11	5,300	150	2.8	
				15	2,030	—	—	市施行
		橋梁幅員（敷島橋）		9	320	—	—	”
				11	2,950	150	5.1	”
20	高木庄内線	高木町	庄内町三丁目	11	1,090	—	—	市施行
21	上泉萩生線	上泉町	萩生字岸の下	11	4,490	—	—	国施行
22	庄内坂井線	庄内町五丁目	坂井町二丁目	13	670	376	56.1	市施行
	幹線街路計				79,830	55,990	70.1	
23	中央環状線	新須賀町四丁目	一宮町二丁目	3.5	6,200	4,001	64.5	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	2,140	2,140	100	市施行
				2.0	2,280	160	7.0	”
				6.8	510	431	84.5	”
				14.0	1,270	1,270	100	”
24	新須賀山根線	新須賀町四丁目	北内町四丁目	3.5	6,480	1,737	26.8	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	5,210	1,737	33.3	市施行
				4.7	1,270	—	—	”
	特殊街路計				12,680	5,738	45.3	
	合計				92,510	61,728	66.7	

新居浜市都市計画道路網図



イ 公園・緑地

(ア) 都市公園

都市計画公園

(5.4.1 現在)

種 類	種 別	公 園 名	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区	土 橋 公 園	土橋二丁目	0.63	0.63
		"	喜 光 地 公 園	喜光地町二丁目	0.17	0.17
		"	瀬 戸 公 園	瀬戸町	0.20	0.20
		"	中 須 賀 公 園	中須賀町二丁目	0.19	0.19
		"	新 須 賀 公 園	新須賀町四丁目	0.16	0.18
		"	寿 公 園	寿町	0.28	0.28
		"	船 木 公 園	船木字国領	0.27	0.27
		"	西 喜 光 地 公 園	西喜光地町	0.21	0.21
		"	駅 前 西 公 園	坂井町一丁目	0.15	0.15
		"	駅 前 中 央 公 園	坂井町二丁目	0.14	0.14
		"	駅 前 南 公 園	坂井町一丁目	0.11	0.11
		"	正光寺山古墳公園	坂井町二丁目	0.41	0.41
			計 12 力 所		2.92	2.94
	園	近 隣	新 居 浜 公 園	新須賀町三丁目	2.70	2.70
		"	中 央 公 園	繁本町	0.50	0.54
		"	松 の 木 公 園	松の木町	0.70	0.67
		"	神 郷 公 園	田の上一丁目	1.10	1.10
			計 4 力 所		5.00	5.01
	都市基 幹公園	総 合	山 根 公 園	角野新田町三丁目	10.10	10.10
			計 1 力 所	10.10	10.10	
特殊公園	風 致	滝 の 宮 公 園	滝の宮町	51.70	41.70	
都 市 緑 地		国 領 川 緑 地	新高橋～城下橋 国領川河川敷	65.50	36.05	
計		19 力 所		135.22	95.80	

その他の都市公園

(5.4.1 現在)

名 称	種 別	位 置	面 積 (ha)	開設面積 (ha)
中 萩 き ら き ら 公 園	近 隣	本郷三丁目	1.07	1.07
池 田 池 公 園	風 致	船木字上原	22.14	22.14
黒 島 海 浜 公 園	"	黒島二丁目	12.55	12.55
ふ れ あ い 広 場	広 場	港町	0.47	0.47
憩 い の 森	"	泉池町	0.14	0.14
黒 島 工 業 団 地 緑 地	都市緑地	黒島・多喜浜	3.37	3.37
東 浜 公 園	街 区	阿島一丁目	0.96	0.96
三 喜 浜 公 園	"	"	0.26	0.26
渦 井 な か よ し 公 園	"	大生院	0.19	0.19
岡 城 館 歴 史 公 園	歴 史	楠崎一丁目	0.60	0.60
	計	10力所	41.75	41.75

都市公園合計

(5.4.1 現在)

名 称	箇所数	都市計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
都 市 公 園 合 計	29	135.22	137.55

国領川緑地

Kokuryou River Park



施設概要表

種別	箇所数	種別	箇所数
トイレ	13箇所	グラウンドゴルフ場	1面
多目的トイレ	3箇所	テニスコート	19面
ソフトボール場	11面	多目的広場	12箇所
陸上競技場	1箇所	プール	1箇所
サッカー場	7面	体育館	1箇所
少年野球場	4面	駐車場	4箇所

ウ 公営駐車場

(5.4.1 現在)

名 称	位 置	駐車できる自動車の種類	面積 (㎡)	収容台数 (台)
新居浜駅前駐車場	坂井町二丁目1396番地	普通自動車（積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る）	1,413	40
新居浜駅南駐車場	坂井町三丁目甲3456番1	”	2,531	84
新居浜駅南口広場駐車場	坂井町三丁目甲3461番4	”	728	20

使用料及び実績

区 分				使用料 (円)	令和4年度実績	
					台数(台)	金額(円)
定期駐車 以外の駐車	新居浜駅前駐車場	1回	30分以内	1台につき 0	91,179	3,804,200
			30分を超え30分ごと ※24時間最大料金2,100円	1台につき 100		
	新居浜駅南駐車場	1回	3時間以内	1台につき 0	14,098	5,181,600
			3時間を超え1時間ごと ※24時間最大料金600円	1台につき 100		
	新居浜駅南口広場駐車場	1回	3時間以内	1台につき 0	6,230	3,031,200
			3時間を超え1時間ごと ※24時間最大料金600円	1台につき 100		

(注) 平成29年8月から駐車料金改定

エ 公営駐輪場

(5.4.1 現在)

名 称	位 置	駐輪できる自転車等の種類	面積 (㎡)	収容台数(台)	
				自転車	バイク
新居浜駅前駐輪場	坂井町二丁目3番55号	自転車、原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車	1,590	839	42
新居浜駅南口広場駐輪場	坂井町三丁目甲3458番1		240	61	18

使用料及び実績

1) 新居浜駅前駐輪場

区 分		使用料 (円)			令和4年度実績	
		自転車		バイク	台数 (台)	金額 (円)
		屋内式	開放式			
定期駐車	1月	1,000	900	1,500	(自転車) 1,285	8,948,600
	3月	2,700	2,400	4,000		
	6月	5,200	4,600	7,800	(バイク) 65	
	12月	10,000	9,000	15,000		
定期駐車 以外の駐車	基本料金 (2時間以内)	0		0	(自転車) 7,603	1,574,600
	超過料金 (1日1回2時間を超える場合)	100		200	(バイク) 1,231	

2) 新居浜駅南口広場駐輪場

区 分		使用料 (円)		令和4年度実績	
		自転車(開放式)	バイク	台数 (台)	金額 (円)
定期駐車	1月	900	1,500	(自転車) 101	419,500
	3月	2,400	4,000		
	6月	4,600	7,800	(バイク) 8	
	12月	9,000	15,000		
定期駐車 以外の駐車	基本料金 (2時間以内)	0	0	(自転車・ バイク)	699,700
	超過料金 (1日1回2時間を超える場合)	100	200	9,881	

(4) 緑化推進

潤いのあるアメニティ・タウンを目指し、自然と調和のとれた緑と花と彫刻のある郷土づくりを市民とともに推進している。

令和4年度実績

・花いっぱい運動の推進

平和通り、池田池公園、中央公園など市内の公園等に、四季折々の花を植え、潤いのあるまちづくりを推進した。

ポケットパーク

年 度	名 称	位 置	面 積 (㎡)
63	ポケットパーク (犬の見た夢)	一宮町一丁目5番	141.56
元	ポケットパーク (リズム&ハーモニー)	高木町9番	156.30
元	ポケットパーク (女の子二人)	西喜光地町9番	153.42
2	ポケットパーク (自然の恵みに)	江口町4番	168.00
2	ポケットパーク (SWE L L)	阿島二丁目17番	224.44
3	ポケットパーク (陽の中で)	寿町5番	153.42
3	ポケットパーク (萌いずる)	松神子二丁目2番	57.46
3	ポケットパーク (夢はるか)	繁本町2番	5.00
4	ポケットパーク (慧眼)	神郷一丁目1番	80.10
4	ポケットパーク (青春譜)	泉池町9番	43.50
5	ポケットパーク (風)	東田二丁目	104.80
5	ポケットパーク (長衣の女)	西連寺二丁目3番	60.98
9	ポケットパーク (学習の木)	王子町3番・4番	1,482.00
17	旧泉川町役場跡緑地	松原町11番	158.77
22	駅前1号緑地	坂井町一丁目8番	755.31
21	駅前2号緑地	庄内町六丁目12番	934.92
21	駅前3号緑地	坂井町二丁目9番	116.12
23	駅前5号緑地	坂井町二丁目3番	450.70
21	駅前6号緑地	庄内町六丁目11番	275.15
23	駅前7号緑地	庄内町四丁目7番	1,005.39
22	駅前8号緑地	坂井町一丁目1番	95.78
22	駅前1号ポケットパーク	庄内町四丁目7番	182.77
22	駅前2号ポケットパーク	坂井町一丁目1番	74.20

※その他 平成8年度愛媛県において王子町にポケットパーク(面積1,482㎡)が開設されたことに伴い、平成9年度生涯学習都市宣言を受けて「学習の木」のモニュメントを市において設置した。

(5) 開発許可

ア 都市計画法関係年度別処理件数

年度	区分	第 29 条 開発行為許可申請	市規則第4条 開発行為工事着手届	第 36 条 開発行為工事完了届	第 37 条 開発行為建築承認
30		18	22	26	0
令和元		18	18	19	3
2		19	16	16	1
3		19	14	18	1
4		14	18	20	0

イ 国土利用計画法届出件数

年度	区分	国土法届出件数	遊休土地調査件数
30		10	0
令和元		5	0
2		8	0
3		13	0
4		17	0

(6) 駅周辺整備事業

新居浜駅前土地区画整理事業による工事概成後、新居浜駅周辺の交通結節点機能の向上、駅利用の利便性・安全性・快適性の向上を図り、新都市拠点として駅南を含めた一体的かつ総合的なまちづくりを目指すため、駅周辺の公共施設等の整備について、市民の代表等で構成する「新居浜駅前広場等整備検討

委員会」による基本設計や景観デザインなどを検討した提言書を基本に整備を行った。

自由通路、駐車場、駐輪場、広場等を段階的に整備し、平成27年度に完成した。

また、新居浜駅前を新居浜らしい賑わいと出会いの場づくりに寄与するため、全国公募でモニュメントを設置している。

施設名	概要	備考
新居浜駅南北自由通路（出逢いロード）	橋長 68.6m、有効幅員 6m 公衆トイレ及び展望デッキを併設	平成26年2月1日供用
新居浜駅前駐車場	駐車台数 40台	平成24年12月28日供用
新居浜駅前駐輪場	自転車 839台、バイク 42台	平成25年3月18日供用
新居浜駅南駐車場	駐車台数 84台	平成26年12月1日供用
新居浜駅南口広場駐車場	駐車台数 20台	平成27年6月24日供用
新居浜駅南口広場駐輪場	自転車 61台、バイク 18台	平成27年6月24日供用
駅前人の広場	整備面積 2,550㎡	平成27年7月完成
南口広場	整備面積 2,600㎡ (駐車場、駐輪場を含む)	平成27年6月完成
駅前モニュメント		
駅前交通広場	1基【全てはここから、そして未来へ“歓喜抗”】	平成25年2月完成
シンボルロード	6基【空の支柱】【あかがねの樹】【あかがねのまち】【あかがねの風にのって】【永遠】【Natural Posture『芽生え』】	平成26年5月完成
人の広場	1基【歓迎の門】	平成27年1月完成

2 区 画 整 理

(1) 新居浜駅前土地区画整理事業

新居浜駅周辺地区は、新都市拠点と位置付け、にぎわいの創出、都市基盤の形成、居住環境の改善等を目的としている。

その第1段階として、新居浜駅前地区において、土地区画整理事業を実施することとし、平成元年度に「情報と文化にあふれたにぎわいのあるまちづくり」をテーマに基本構想を作成、平成3年度には、より具体的な基本計画案を作成した。

その後、地元の代表からなる「まちづくり協議会」の意見を取り入れ基本計画を見直すなど、時間をかけて合意形成を図り、平成9年8月に都市計画決定、平成10年4月に事業計画の決定公告を行い、当市はじめての土地区画整理事業に着手する運びとなった。

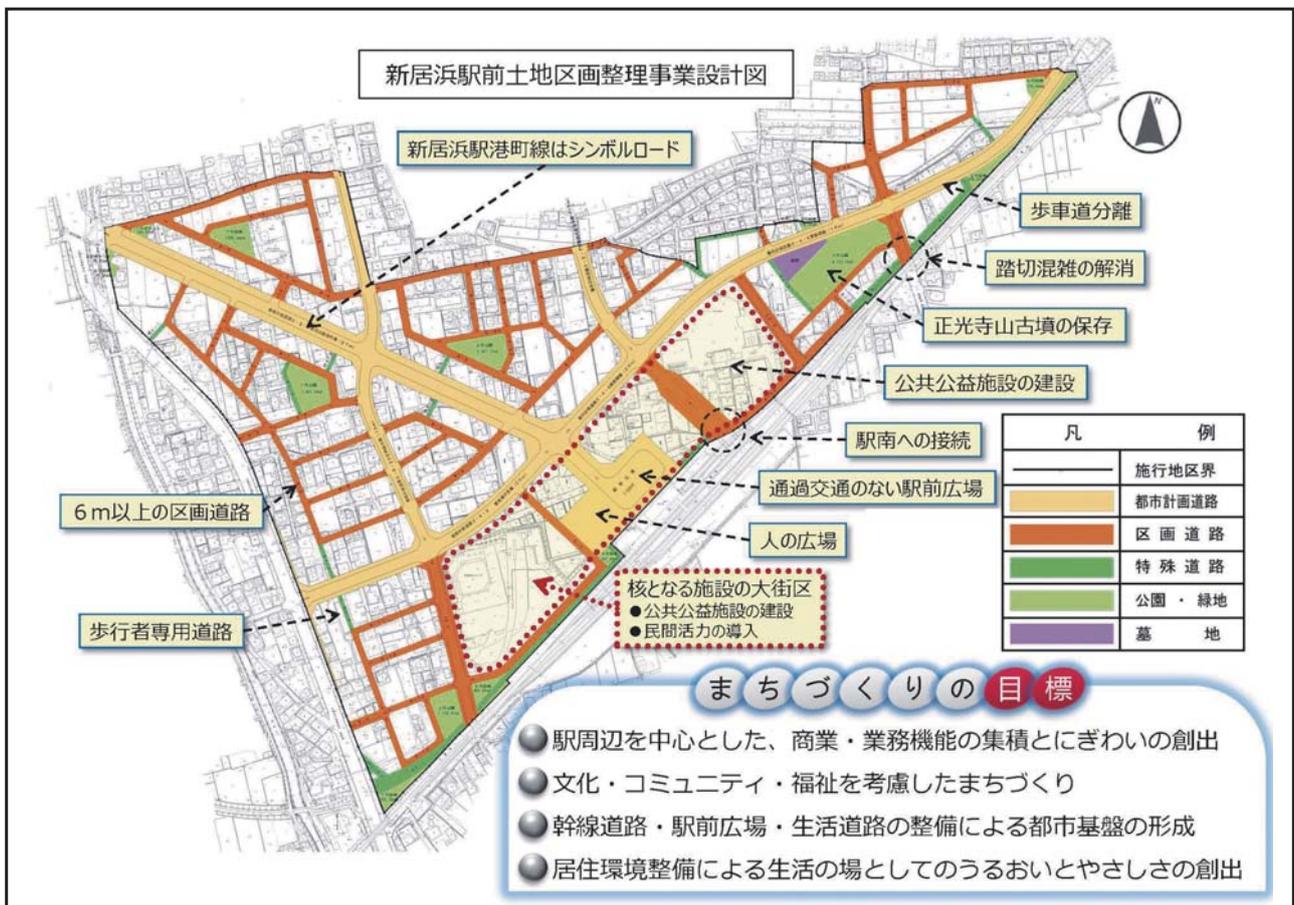
平成14年9月の仮換地指定後、約8年半をかけ建物移転を行いながら区画整理工事を進め、平成23年5月に工事が概成した。その後、換地計画を策定し、平成24年7月換地処分、平成24年9月区画整理登記完了、平成29年度には、清算事務が完了し、事業が完了した。

事業概要

1 事業名称	新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業
2 施行者	新居浜市
3 施行地区	坂井町、庄内町の各一部
4 施行面積	27.8ヘクタール
5 事業施行期間	平成10年度～平成29年度

事業経緯

平成元年度	基本構想作成
平成3年度	基本計画案作成
平成9年8月19日	都市計画決定
平成10年4月23日	事業計画公告(事業開始)
平成14年9月6日	仮換地指定開始
11月27日	区画整理工事着手
平成23年5月24日	工事概成
平成24年3月28日	換地計画認可
7月20日	換地処分公告
9月26日	土地区画整理登記完了
12月17日	国土調査法第19条第5項の指定
平成29年度	清算金処理完了



3 道 路

(1) 市域内道路

(4.4.1 現在)

種 別		舗装実延長 (m)	砂利道実延長 (m)	実延長計 (m)	実延長舗装率 (%)	道路部面積 (㎡)
国	道	16,076	0	16,076	100.0	339,550
県 道	主要地方道	59,215	1,407	60,622	97.7	748,065
	一般県道	27,433	4,199	31,632	86.7	334,194
市	道	418,406	74,593	492,999	84.9	2,824,909

注：愛媛の道路(資料編)より

(2) 市 道

ア 市道の現況

(4.4.1 現在)

種 別	路 面 別 内 訳					合 計 (実延長) (m)	舗 装 延 長 率 (%)	路 線 数	
	砂利道 (m)	舗 装 道							計 (m)
		セメント系 (m)	アスファルト系						
			高級 (m)	簡易 (m)	防塵 (m)				
一 級 市 道	1,813	534	25,838	38,999	0	65,371	67,184	97.3	56
二 級 市 道	4,036	2,983	2,712	24,757	0	30,452	34,488	88.3	32
小 計	5,849	3,517	28,550	63,756	0	95,823	101,672	94.2	88
その他の市道	68,744	8,495	25,428	288,660	0	322,583	391,327	82.4	1,020
計	74,593	12,012	53,978	352,416	0	418,406	492,999	84.9	1,108

注：愛媛の道路(資料編)より

イ 新居浜市道路認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新居浜市が道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道として路線認定する道路について、必要な基準等を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 市道の路線に認定する道路は、一般公共の用に供する道路で次の各号いずれかに該当するものでなければならない。ただし、特別に道路管理者が重要と認める路線については、この限りではない。

- (1) 道路の起終点がともに国道、県道又は市道のいずれかに接続している通り抜け道路
- (2) 起点が国道、県道又は市道のいずれかに接続している循環状道路

(3) 起終点の一方が国道、県道又は市道のいずれかに接続し、他方が公共施設等に接続している道路

(4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)その他の法令により築造され、起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続しており、認定に関し道路管理者と協議済みの道路

(5) 市の道路事業で施工する道路

(6) 国道又は県道の路線変更等に伴い旧道となった区間で、市道として存置する必要のある道路

(認定の条件)

第3条 市道の路線に認定する道路は、次の各号すべてに該当しなければならない。ただし、特別に道路管理者が重要と認める路線については、

この限りではない。

- (1) 道路の幅員が、4メートル以上あること。
- (2) 道路の路面と構造物が良好に整備され、民地との境界が明確であり、維持管理に支障がないこと。
- (3) 道路敷地に公共施設を除いた占用物件がないこと。
- (4) 側溝等の排水施設が完備されていること。
- (5) 道路の敷地及び構造物を無償譲渡できること。(敷地については、所有者において分筆する。)
- (6) 道路の敷地には、担保物権、用益物権その他の権利等維持管理の支障となる制限、負担等がないこと。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は要領で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。(新居浜市道路管理要綱の廃止)
- 2 新居浜市道路管理要綱(昭和49年制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。(新居浜市道路管理要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 廃止前の旧要綱により制定された市道は、新居浜市道路認定要綱第2条及び第3条の規定により認定されたものとみなす。

(3) 市域内橋梁

(4.4.1 現在)

種 別	総 数		永 久 橋		非 永 久 橋	
	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)
国 道	24	523	24	523	0	0
県 道	80	2,394	80	2,394	0	0
市 道	342	4,196	341	4,187	1	9
総 数	446	7,113	445	7,104	1	9

注：愛媛の道路(資料編)より

独立専用自歩道橋を除く

(4) 道路占用料

(27.3.22 改定)

占 用 物 件		単 位	占 用 料 (円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電 柱	1本につき1年	1,000	
	電 話 柱		930	
	その他の柱類		72	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10	
	地下に設ける電線その他の線類		5	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	480	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600	
	広 告 塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480	
	外径が1メートル以上のもの		950	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,400	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	近傍類似の土地の時価(以下「A」という。)に0.003を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	占有面積1平方メートルにつき1年	2,900	
	地下に設ける通路		1,500	
	その他のもの		1,400	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	44	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	440	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看 板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
	標 識		1本につき1年	1,100
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44
		その他のもの	1本につき1月	440
	幕 (令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	440
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400
その他のもの		2,200		

占 用 物 件		単 位	占用料 (円)	
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000	
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	440	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
令第7条第10号イに規定する道路の上空に設ける同号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.028を乗じて得た額

(5) 道路占用料徴収実績

(令和4年度)

占 用 物 件		単 位	金額 (円)
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱、電話柱等	1本につき1年	4,990,760
	上空及び地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5,585,120
	公衆電話所・広告塔・郵便差出箱その他のもの	1個につき1年・占有面積1平方メートルにつき1年	547,270
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	15,480,450
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		278,910
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		798,880
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		3,666,620
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		5,317,600
	外径が1メートル以上のもの		91,200
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	360,350
その他			195,600
		合 計	37,312,760

(6) 安全施設の整備

安全で円滑な交通環境を確保するため、カーブミラー、ガードレール、区画線等の交通安全施設の整備を図るほか、道路パトロールによる常時巡回と補修を実施。

安全施設の設置状況

区分		年度				
		30	令和元	2	3	4
カーブミラー	カ所	22	27	15	33	22
ガードレール ガードパイプ	m	0	809	246	265	167

4 建 築

(1) 建築確認

ア 建築確認申請用途別受理件数

(単位：件)

年度	区分	住 宅	貸 家	店 舗	店 住	工 場	事務所	その他	計
30		447	41	23	8	33	8	36	596
令和元		452	38	12	6	50	18	60	636
2		417	37	14	4	56	11	58	597
3		445	61	13	12	47	11	53	642
4		458	51	8	4	43	18	72	654

イ 建築物確認・許可状況

(単位：件)

区 分		年 度				
		30	令和元	2	3	4
確認申請受付	総 数	615	636	597	642	654
	1～3号建物確認申請	123	108	120	93	98
	4号建物確認申請	473	512	458	533	533
	工作物確認申請	12	10	12	7	11
	建築設備	7	6	7	9	12
確認		729	611	564	610	601
検査済証交付		476	538	514	536	581
計画通知受付		5	10	11	10	8
適合通知		4	10	12	10	8
計画通知検査済証交付		3	7	7	14	4
許可申請		17	9	11	7	10
許可		17	9	11	7	10

注：1～3号建物、4号建物とは、建築基準法第6条第1項に規定する建物をいう。

ウ 違反建築件数

(単位：件)

区分	年度	30	令和元	2	3	4
違反		2	1	2	2	2
是正完了		0	1	0	0	0
是正指導中		2	1	2	2	2
是正命令		0	0	0	0	0

5 市 営 住 宅

(1) 公営住宅

(5.4.1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地
岸 の 上 (上)	昭和31	簡 耐 平 家	6	新居浜市岸の上町一丁目15番
弟 地	31	木 造 平 家	1	新居浜市別子山甲485番地
			2	新居浜市別子山甲497番地の1
保 土 野	31	木 造 平 家	4	新居浜市別子山甲339番地の1
治 良 丸 西	35	木 造 平 家	14	新居浜市萩生2613番地
治 良 丸 西	36	木 造 平 家	8	新居浜市萩生2613番地
篠 場	36	木 造 平 家	32	新居浜市篠場町6番、7番
篠 場	36	簡 耐 平 家	22	新居浜市篠場町7番
篠 場	37	木 造 平 家	29	新居浜市篠場町6番、9番
篠 場	37	簡 耐 平 家	27	新居浜市篠場町9番
治 良 丸 北	37	木 造 平 家	6	新居浜市萩生2632番地の1
篠 場	38	簡 耐 平 家	4	新居浜市篠場町7番
大 生 院	38	木 造 平 家	12	新居浜市大生院215番地の1
治 良 丸 北	38	木 造 平 家	4	新居浜市萩生2632番地の1
篠 場	38	木 造 平 家	2	新居浜市篠場町8番
大 生 院	38	木 造 平 家	18	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	38	簡 耐 平 家	20	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	39	簡 耐 平 家	40	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	39	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	40	簡 耐 平 家	35	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	40	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	41	簡 耐 平 家	12	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	41	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	42	簡 耐 平 家	9	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	42	簡 耐 2 階	12	新居浜市大生院215番地の1
東 田	43	簡 耐 2 階	30	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東 田	44	中 耐 4 階	24	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
東 田	45	中 耐 4 階	24	新居浜市東田二丁目甲1505番地の1
元 船 木	46	簡 耐 2 階	48	新居浜市船木甲2990番地の3
泉 宮	47	中 耐 4 階	32	新居浜市泉宮町2番
桜 木	48	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町16番
南 小 松 原	48	中 耐 4 階	16	新居浜市南小松原町7番
南 小 松 原	49	中 耐 4 階	40	新居浜市南小松原町7番
瀬 戸	49	中 耐 4 階	16	新居浜市瀬戸町7番

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地
南小松原	昭和50	中耐4階	24	新居浜市南小松原町7番
南小松原	51	中耐4階	40	新居浜市南小松原町9番
瀬戸	51	中耐4階	16	新居浜市瀬戸町7番
南小松原	52	中耐4階	56	新居浜市南小松原町9番
寿	52	中耐4階	16	新居浜市寿町12番
松原	53	中耐5階	60	新居浜市松原町6番
松原	54	中耐5階	60	新居浜市松原町6番
大島	54	簡耐2階	4	新居浜市大島甲1463番地の1
			4	新居浜市大島甲1466番地の1地先
松原	55	中耐5階	35	新居浜市松原町5番
			25	新居浜市松原町6番
高津	56	中耐3階	36	新居浜市高津町8番
瀬戸西	56	簡耐2階	5	新居浜市瀬戸町4番
大島東	56	簡耐2階	5	新居浜市大島甲13番地の1
城下	56	中耐5階	35	新居浜市郷五丁目6番
庄内	57	簡耐2階	10	新居浜市庄内町六丁目9番
西の土居	57	中耐3階	11	新居浜市西の土居町二丁目1番
滝の宮	57	簡耐2階	7	新居浜市西の土居町二丁目16番
新田	57	中耐3階	15	新居浜市新田町一丁目6番
新須賀	58	中耐4階	16	新居浜市新須賀町二丁目9番
西原	58	中耐5階	20	新居浜市西原町二丁目4番
新田	58	中耐3階	15	新居浜市新田町一丁目6番
新田第二	59	中耐5階	30	新居浜市新田町一丁目5番
新須賀	59	中耐4階	32	新居浜市新須賀町二丁目9番
新田第二	60	中耐5階	40	新居浜市新田町一丁目5番
坂井	60	中耐3階	12	新居浜市坂井町三丁目5番
北新町	61	中耐5階	50	新居浜市北新町3番
北新町	62	中耐5階	95	新居浜市北新町3番
北新町	63	中耐5階	25	新居浜市北新町3番
南小松原	平成元	中耐4階	24	新居浜市南小松原町9番
西原	元	中耐3階	12	新居浜市西原二丁目4番
泉宮第二	元	中耐4階	20	新居浜市泉宮町6番
南小松原	2	中耐4階	24	新居浜市南小松原町7番
横山南	3	中耐3階	12	新居浜市中萩町14番
横山北	3	中耐3階	18	新居浜市中萩町10番
治良丸	4	中耐3階	18	新居浜市萩生2707番地の1
横山南	4	中耐3階	18	新居浜市中萩町14番

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地
治良丸	平成 5	中耐 3 階	30	新居浜市萩生 2707 番地の 1
横山南	5	中耐 3 階	36	新居浜市中萩町 14 番
治良丸	7	中耐 3 階	24	新居浜市萩生 2653 番地の 1
			18	新居浜市萩生 2651 番地の 1
治良丸	8	中耐 3 階	24	新居浜市萩生 2715 番地の 3
治良丸	9	中耐 3 階	18	新居浜市萩生 2691 番地
治良丸	11	中耐 3 階	18	新居浜市萩生 2730 番地の 1
南小松原	26	中耐 4 階	24	新居浜市南小松原町 9 番
治良丸南	29	中耐 3 階	29	新居浜市萩生 2833 番地の 1
治良丸南	30	中耐 3 階	29	新居浜市萩生 2833 番地の 1
東田	令和 4	高耐 6 階	64	新居浜市東田二丁目甲 1505 番地の 1

(2) 改良住宅

(5.4.1 現在)

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地	家賃(月額)(円)
桜木	昭和 45	中耐 4 階	24	新居浜市桜木町 16 番	3,600
桜木	46	中耐 4 階	24	新居浜市桜木町 16 番	3,600
南小松原	47	中耐 4 階	16	新居浜市南小松原町 7 番	7,700
桜木	47	中耐 4 階	24	新居浜市桜木町 16 番	3,600
東雲	47	中耐 4 階	24	新居浜市東雲町三丁目 7 番	1,300
南小松原	48	中耐 4 階	32	新居浜市南小松原町 9 番	7,700
南小松原	49	中耐 4 階	16	新居浜市南小松原町 9 番	9,000

(3) その他の市営住宅

(5.4.1 現在)

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地	家賃(月額)(円)
新須賀共同	昭和 25	木造平家	1	新居浜市新須賀町四丁目 3 番	350
			1		400
保土野	平成 7	木造平家	1	新居浜市別子山甲 339 番地の 1	1,200

(4) 活性化推進住宅

(5.4.1 現在)

団地名	建設年度	構造	戸数	所在地	家賃(月額)(円)
草原	昭和 31	木造平家	1	新居浜市別子山乙 240 番地の 2	4,000
肉漕	平成 4	木造 2 階	1	新居浜市別子山甲 290 番地の 2	20,000
肉漕	5	耐火 2 階	4	新居浜市別子山甲 303 番地	16,000
			2		18,000
瓜生野	11	木造平家	4	新居浜市別子山甲 140 番地の 2	18,000
瓜生野第 2	21	木造平家	4	新居浜市別子山甲 139 番地の 2	16,000

(5) 収容施設

城下寮

本施設は、住宅に困っているものを収容し、保護するための収容施設で、昭和34年に設置、昭和56年度、57年度の2カ年で改築した。

所在地	東雲町三丁目2番13号
構造	鉄筋コンクリート造2階建
敷地面積	2,257.82㎡
建物面積	546.92㎡
建設費	8,470万円
完成年月日	昭和57年11月29日
収容定数	26世帯

6 用地

用地取得補償及び登記状況

(令和4年度)

事業別	件数		用地取得面積(㎡)	用地取得費(円)	物件等補償費(円)	登記件数(所有権移転)
	用地	補償				
道路事業	25	26	2,639.22	42,899,083	202,913,037	36
都市計画街路事業	24	21	6,098.78	71,997,541	100,452,147	24
公園整備事業	1	0	947.00	48,012,900	0	0
その他の事業	1	0	152.00	6,004,000	0	1
計	51	47	9,837.00	168,913,524	303,365,184	61

7 国道11号新居浜バイパス

国道11号は、徳島市を起点とし高松市を経て松山市に至る幹線道路で、四国の瀬戸内圏の文化・工業・経済最重要路線であるが、新居浜市内における交通量は1日3万台を超える地点もある状況で、慢性的な交通混雑をきたしている。

こうした慢性的な交通混雑を緩和するため、昭和60年8月に船木から大生院までの延長9.3km区間で新居浜バイパスが都市計画決定された。

当バイパスは平成2年度に東田地区から西喜光地町地区において工事着手、平成20年3月までに東田地区

から西喜光地町地区間の延長2.4kmが供用開始。その後、平成24年2月に本郷地区から萩生地区間の延長2.0kmが暫定2車線で供用開始、平成30年12月に萩生地区から大生院地区間の延長1.5kmが4車線化で供用開始され、国道11号の交通混雑の緩和及び安心・安全な道づくりの確保が図られた。

今後においては、西喜光地町地区から本郷地区間の延長1.1kmが令和6年春頃に開通の見通しがなされ、残りの船木地区から東田地区間の延長2.3kmについても、早期に供用開始できるよう事業が進められている。

8 地 籍 調 査

(1) 事業目的

土地行政の基礎として、土地に関する実態を正確に把握し、貴重な財産である土地の正しい位置、境界、地番、地目、面積等、地籍の明確化を図る。

(2) 対象地域

・対象面積 232.65km²
 ・事業開始年度 旧新居浜地区 平成18年度
 旧別子山地区 平成9年度

(3) 進捗状況(旧新居浜地区)

(5.4.1 現在)

年度	地区名	計画面積 (km ²)	実施面積 (km ²) ※1	調査前筆数 (筆)	調査後筆数 (筆)	総事業費(千円)	
						県支出金 (負担金)	
18・19	坂ノ下の一部	0.08	0.08	172	219	4,093	1,683
20・21	高祖の一部	0.12	0.12	346	328	6,977	2,607
22	高祖の一部	0.20	0.15	532	586	7,111	2,344
23	治良丸の一部	0.28	0.27	771	626	14,315	10,575
24	治良丸・旦ノ上・河ノ北の一部	0.75	0.63	1,150	911	26,692	19,776
25	旦ノ上・大生院・河ノ北の一部	1.39	1.25	2,128	2,006	38,550	28,912
26	政枝町、高木町・滝の宮町・坂井町の一部	0.69	0.85	2,549	1,786	51,044	37,335
27	庄内町四・五・六丁目、高木町・坂井町の一部	0.55	0.58	2,133	1,647	50,154	33,318
28	庄内町二丁目・庄内町三丁目	0.40	0.44	1,578	1,203	40,584	26,295
29	大生院・東田・光明寺の一部	0.28	0.31	422	437	20,310	13,131
30	観音原の一部、船木坂ノ下・長野の一部	0.89	0.75	485	415	35,249	23,617
令和元	光明寺の一部	1.17	1.10	360	262	41,462	28,040
2	庄内町の一部、久保田町の一部	0.35	0.54	1,257	1,058	47,486	31,604
3	久保田町一丁目、久保田町二丁目	0.32	※2 0.24	1,188	893	39,824	25,539
4	八雲町・泉宮町	0.39	※3 0.47	1,152	725	68,550	43,050
計		7.86	7.78	16,223	13,102	492,401	327,826

※1 実施面積は換算面積(初年度…計画面積の77%、第2年度…計画面積の23%)の合計
 ※2 実施面積は換算面積(初年度…計画面積の50%、第2年度…計画面積の23%)の合計
 ※3 実施面積は換算面積(初年度…計画面積の77%、第2年度…計画面積の50%)の合計

(3) 進捗状況(旧別子山地区)

(5.4.1 現在)

年度	地区名	計画面積 (km ²)	実施面積 (km ²) ※1	調査前筆数 (筆)	調査後筆数 (筆)	総事業費(千円)	
						県支出金 (負担金)	
9~18	弟地・筏津の一部、瀬場・豊後、保土野の一部、谷内・床鍋・中藪・内淵・芋野・小美野、成・竹ヶ市の一部、大本、大野・竹ヶ市の一部、横道の一部	9.68	9.49	1,855	1,277	294,004	132,736
19	谷・横道の一部	1.06	1.01	93	93	17,835	8,952
20	瓜生野の一部	0.83	0.88	134	168	14,768	9,477
21	瓜生野の一部、草原	1.02	0.98	79	92	12,202	7,089
22	瓜生野の一部	1.19	1.15	23	27	7,748	3,809
23	瓜生野の一部	0.53	0.68	77	82	9,372	5,274
24・25	瓜生野の一部	0.66	0.78	83	87	12,051	5,867
26・27	竹ヶ市の一部	0.57	0.57	29	18	21,033	5,817
28	弟地の一部	0.88	0.68	61	55	13,305	7,836
29・30	弟地・筏津・保土野の一部	4.47	4.67	10	10	34,673	23,782
令和元・2	保土野の一部	0.76	※2 0.38	10	5	8,682	5,291
3	保土野の一部第2	3.54	※3 3.21	4	4	8,711	5,586
4	芋野の一部	2.54	※4 2.74	4	6	12,390	9,292.5
計		27.73	27.22	2,462	1,924	466,774	230,808.5

※1 実施面積は換算面積(初年度…計画面積の77%、第2年度…計画面積の23%)の合計
 ※2 令和元・2年度の実施面積は換算面積(初年度…計画面積の30%、第2年度…計画面積の20%)の合計
 ※3 令和3年度の実施面積は換算面積(初年度…計画面積の80%、第2年度…計画面積の50%)の合計
 ※4 令和4年度の実施面積は換算面積(初年度…計画面積の80%、第2年度…計画面積の20%)の合計

9 生活排水路及び河川

公共下水道認可区域外の排水路、排水管及び市管理普通河川の改良と維持補修を行い、住民の生活環境改善を図っている。

令和4年度実績

整備事業費 97,662 千円

延 長 448.3 m

10 排水ポンプ場

(5.4.1 現在)

ポンプ場名	設置場所	計画排水面積(ha)	ポンプ口径(mm)	台数(台)	原動機の種類	排水能力(m ³ /h)
惣開	惣開町3番25号	40.0	350 700	1 2	水中モーター エンジン	8,418
王子川 (県施設)	新田町一丁目4番28号	114.1	1,200 500	2 1	エンジン 水中モーター	24,000
垣生北	垣生六丁目6番31号	54.2	500	1	水中モーター	2,400
多喜浜	多喜浜二丁目16番7号	104.0	700 900	1 1	モーター エンジン	9,480
白浜	多喜浜四丁目4番52号	29.0	250 500 600	1 1 1	モーター 水中モーター エンジン	5,810
多喜浜田 新	多喜浜三丁目4番67号	10.0	500 800	1 1	エンジン 水中モーター	7,200
黒島	黒島二丁目1番29号	14.0	500	2	水中モーター	4,800
新須賀	新須賀町四丁目15番34号地先	0.7	300	1	水中モーター	828
磯浦	磯浦町7番地先	9.0	150 500	1 1	水中モーター 水中モーター	2,730
中須賀	中須賀町一丁目6番地先	1.0	200 250	1 1	水中モーター 水中モーター	1,020
旧江の口	松神子四丁目2番32号	5.0	500	1	水中モーター	2,400
南白浜	多喜浜四丁目6番15号地先	5.2	500	1	水中モーター	1,860
新白浜	多喜浜五丁目3番91号地先	40.0	500	1	水中モーター	2,400
切抜	阿島二丁目17番3号地先	6.0	500	1	水中モーター	2,400
新磯浦	磯浦町11番25号	0.5	200	1	水中モーター	345
宮西	宮西町5番81号地先	12.5	500 200	1 1	水中モーター 水中モーター	2,712
大島	大島192番地先	4.9	300	1	水中モーター	780
久保田	一宮町二丁目5番20号地先	40.8	500	1	水中モーター	1,800
落神	落神町1番21号地先	44.2	250	3	水中モーター	1,260
南小松原	南小松原町9番地先	10.2	500	1	水中モーター	1,800
国領	船木4884番地の1地先	1.5	250	2	水中モーター	828
磯浦西	磯浦町16番7号	33.1	350	2	水中モーター	1,800
東田	東田二丁目1773-10地先	1.2	200	2	水中モーター	600
松神子第2	松神子一丁目5番14号地先	4.0	300	3	水中モーター	2,106
大島第2	大島232番地先	4.7	300	2	水中モーター	1,152
一宮	一宮町二丁目4番8号地先	5.9	350	2	水中モーター	1,956

教 育



新居浜市教育研究所員授業研修会

教 育

1 新居浜市教育大綱

～未来を創り出す子どもが育つまちづくり～

施策	SDGs 目標	基本計画
1 家庭、地域の教育力の向上	4 教育 1 1 都市 1 6 平和 1 7 実施手段	1 子育て世代に関する家庭教育の充実 2 学校・家庭・地域の連携協働の推進 3 青少年健全育成の推進
2 学校教育の充実	4 教育 8 成長・雇用 1 7 実施手段	1 地域とともに育つ特色ある学校づくりと生きる力を育む教育の推進 2 児童・生徒の健全育成 3 安全・安心で充実した教育環境の整備
3 特別支援教育の充実	3 保健 4 教育	1 より身近な場所で行う教育相談・早期支援の充実 2 特別支援教育の啓発と支援体制の強化 3 地域生活における自立に向けた支援・連携・協働の促進

～人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり～

施策	SDGs 目標	基本計画
4 学習活動の充実	3 保健 4 教育 1 1 都市	1 生涯学習機会の充実 2 生涯学習関連施設の充実 3 図書館機能の充実
5 文化芸術の振興と歴史文化の継承	4 教育 1 1 都市 1 7 実施手段	1 文化芸術活動の推進 2 文化財・伝統文化の保存と歴史文化の継承
6 スポーツの振興と競技力の向上	3 保健 1 7 実施手段	1 生涯スポーツの振興 2 競技スポーツの振興 3 施設環境の整備
7 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実	4 教育 1 1 都市	1 別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備の促進 2 別子銅山の歴史の伝承・情報発信 3 多喜浜塩田文化の保存・継承
8 人権の尊重	4 教育 5 ジェンダー 1 0 不平等 1 1 都市 1 6 平和 1 7 実施手段	1 社会における人権・同和教育及び啓発の推進 2 学校における人権・同和教育の推進

2 学 校 教 育

(1) 市内の幼稚園、小・中学校

区 分	学 校 数					教職員数 (人)	園児・児童・生徒数 (人)				
	総数	市立	県立	国立	私立		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼 稚 園	7	1	—	—	6	100	1,132	1,098	1,066	990	790
小 学 校	16	16	—	—	—	501	6,282	6,153	6,058	5,890	5,691
中 学 校	12	12	—	—	—	304	3,013	3,064	3,098	3,142	3,110
計	35	29	—	—	6	905	10,427	10,315	10,222	10,022	9,591

注：学校数及び教職員数は令和5年5月1日現在、園児・児童・生徒数は各年度5月1日現在、学校基本調査による。

(2) 市立学校施設等一覧

ア 幼稚園

(5.5.1 現在)

区分	園児数		学級数	教員数	教室数		園舎 延面積	遊戯室 面積	校地面積			所有区分	
	定数	実数			普通	特別			運動場	その他	計	市有地	借地
神 郷	人 200	人 25	人 2	人 3	人 3	人 —	m ² 965	m ² 144	m ² 1,037	m ² 1,705	m ² 2,742	m ² 2,742	m ² —

注：学校基本調査による。

イ 小学校

(5.5.1 現在)

区 分	児童数	学級数	教員数	職員数	教室数		校舎 延面積	屋 内 運 動 場 面 積	校地面積			所有区分	
					普通	特別			運動場	その他	計	市有地	借地
新 居 浜	人 166	人 9	人 15	人 8	人 9	人 12	m ² 3,757	m ² 831	m ² 10,990	m ² 7,154	m ² 18,144	m ² 18,144	m ² —
宮 西	人 185	人 8	人 12	人 9	人 8	人 9	m ² 3,795	m ² 807	m ² 11,274	m ² 10,274	m ² 21,548	m ² 21,548	m ² —
金 子	人 554	人 23	人 33	人 11	人 23	人 9	m ² 5,640	m ² 1,033	m ² 10,358	m ² 10,852	m ² 21,210	m ² 21,210	m ² —
金 栄	人 389	人 15	人 20	人 9	人 15	人 11	m ² 3,616	m ² 919	m ² 14,565	m ² 7,001	m ² 21,566	m ² 13,278	m ² 8,288
高 津	人 587	人 24	人 34	人 3	人 24	人 19	m ² 6,706	m ² 1,196	m ² 9,664	m ² 13,325	m ² 22,989	m ² 22,989	m ² —
浮 島	人 97	人 9	人 13	人 6	人 9	人 9	m ² 3,434	m ² 807	m ² 8,591	m ² 9,449	m ² 18,040	m ² 18,040	m ² —
惣 開	人 349	人 15	人 21	人 10	人 15	人 11	m ² 4,088	m ² 807	m ² 8,010	m ² 12,235	m ² 20,245	m ² —	m ² 20,245
垣 生	人 240	人 13	人 19	人 8	人 13	人 8	m ² 2,778	m ² 807	m ² 7,646	m ² 4,884	m ² 12,530	m ² 12,530	m ² —
神 郷	人 488	人 20	人 30	人 12	人 20	人 14	m ² 5,560	m ² 894	m ² 9,400	m ² 8,283	m ² 17,683	m ² 11,485	m ² 6,198
多 喜 浜	人 118	人 8	人 13	人 10	人 8	人 10	m ² 2,944	m ² 919	m ² 6,664	m ² 7,138	m ² 13,802	m ² 9,637	m ² 4,165
泉 川	人 588	人 23	人 30	人 5	人 23	人 20	m ² 6,181	m ² 1,023	m ² 12,800	m ² 10,197	m ² 22,997	m ² 10,396	m ² 12,601
船 木	人 350	人 16	人 23	人 9	人 16	人 9	m ² 3,675	m ² 807	m ² 9,811	m ² 9,034	m ² 18,845	m ² 18,038	m ² 807
うち(わかば分教室)							1						
中 萩	人 799	人 33	人 47	人 13	人 33	人 13	m ² 7,669	m ² 1,239	m ² 10,383	m ² 16,268	m ² 26,651	m ² 26,651	m ² —
大 生 院	人 216	人 12	人 19	人 9	人 12	人 9	m ² 3,087	m ² 807	m ² 9,537	m ² 7,095	m ² 16,632	m ² 13,633	m ² 2,999
角 野	人 561	人 22	人 34	人 12	人 22	人 18	m ² 6,137	m ² 1,033	m ² 15,797	m ² 13,079	m ² 28,876	m ² 20,801	m ² 8,075
別 子	人 4	人 3	人 4	人 0	人 3	人 0	m ² 58	m ² 551	m ² 2,899	m ² 500	m ² 3,399	m ² 3,399	m ² —
計	5,691	253	367	134	254	181	69,125	14,480	158,389	146,768	305,157	241,779	63,378

注：学校基本調査による。

ウ 中学校

(5.5.1 現在)

区 分	生徒数	学級数	教員数	職員数	教室数		校舎延面積	屋内運動場面積	校地面積			所有区分	
					普通	特別			運動場	その他	計	市有地	借地
東	人 347	14	人 29	人 4	14	13	m ² 4,533	m ² 1,388	m ² 10,200	m ² 6,596	m ² 16,796	m ² 15,509	m ² 1,287
西	174	10	21	4	10	11	4,830	816	13,504	11,456	24,960	24,960	—
南	504	17	32	4	17	12	4,731	981	12,699	7,811	20,510	20,510	—
北	193	9	19	4	9	12	4,005	1,138	15,880	9,628	25,508	23,846	1,662
泉 川	282	10	21	5	10	16	4,256	981	14,451	6,942	21,393	21,007	386
船 木	182	9	20	4	9	10	3,401	1,014	10,679	11,108	21,787	21,787	—
船木ひびき分校	11	3	7	1	3	9	1,036	428	6,171	1,681	7,852	—	7,852
中 萩	454	15	30	4	15	18	4,865	1,031	16,838	11,641	28,479	28,479	—
大 生 院	136	8	18	4	8	12	3,210	830	8,987	6,299	15,286	15,286	—
角 野	306	11	22	4	11	15	4,814	1,031	10,934	11,018	21,952	21,556	396
川 東	502	17	32	4	17	19	5,768	1,055	13,997	20,673	34,670	34,670	—
別 子	19	3	11	1	3	5	856	145	881	882	1,763	645	1,118
計	3,110	126	262	43	126	152	46,305	10,838	135,221	105,735	240,956	228,255	12,701

注：学校基本調査による。

(3) 奨学金等

ア 新居浜市しらうめ入学準備金貸付制度

貸付条件 しらうめ入学準備金貸付金は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校(一般課程を除く。)に入学しようとする者の保護者で、入学準備金の調達が困難なものについて、次の各号のいずれにも該当するものに貸し付ける。

- (1) 本市に住所を有し、引き続き2年以上居住している者
- (2) 高等学校等への入学が確実にある者の保護者

基金の額 5,350万円

貸付金額 高等学校、高等専門学校又は専修学校(高等課程)＝10万円、大学又は専修学校(専門課程)＝30万円

返還方法 入学後6月を経過した日の属する月から原則卒業するまでの間に無利子で月賦によって返還

貸付状況 (単位：千円)

年度	高等学校等		大 学 等	
	人 員	貸付額	人 員	貸付額
令和 2	4	400		
3			3	900
4	1	100	2	600

イ 新居浜市奨学資金貸付制度

貸付条件 奨学資金の貸付けを受ける者は、3年以上本市に在住する者の子弟であって、高等学校、高等専門学校、大学または専修学校(専門課程)に在学し、その学資の支弁が困難であり、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 学業が優秀で性行の善良な者
- (2) 身体の健康な者
- (3) 他の育英又は奨学等の趣旨による学資の貸与を受けていない者

基金の額 1億3,400万円

貸付金額 高等学校＝月8,000円、高等専門学校＝月1万円(1年～3年)・月1万8,000円(4年～5年及び専攻科)、専修学校(専門課程)・大学(短大を含む)＝月2万6,000円

返還方法 卒業後満1年後から15年以内に無利子で月賦、半年賦又は年賦によって返還

※専修学校(専門課程)は、平成5年度から貸付

貸付状況 (単位：千円)

年度	高等学校		高等専門学校		大学(専修、短大)		計	
	人 員	貸付額	人 員	貸付額	人 員	貸付額	人 員	貸付額
令和 2	0	0	0	0	7	1,950	7	1,950
3	0	0	1	120	4	1,248	5	1,368
4	0	0	1	120	3	936	4	1,056

ウ 新居浜市青野記念奨学資金貸付制度

貸付け及び給付の条件 奨学資金の貸付け及び給付を受けることのできる者は、3年以上本市に在住する者の子弟であって、新たに大学(修業年限4年以上)へ入学したもの(短期大学、高等専門学校又は専修学校から大学に編入学した者を含む)で、その学資の支弁が困難であり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学業が優秀で性行の善良な者
- (2) 身体の健康な者
- (3) 他の育英又は奨学等の趣旨による学資の給付又は貸与を受けていない者

基金の額 7,000万円
 貸付・給付金額 月3万2,000円(うち貸付1万6,000円 給付1万6,000円)
 貸付・給付期間 4年(編入学者は2年)を限度とする。
 返還方法 卒業後1年を経過した日の属する月から15年以内に無利子で月賦、半年賦又は年賦によって返還

貸付・給付状況 (単位：千円)

区分 年度	大 学		備 考
	人員	貸付額	
令和2	2	768	うち給付 384
3	2	768	うち給付 384
4	3	1,152	うち給付 576

注：平成5年度までの貸付・給付金額は月2万円(うち貸付1万円 給付1万円)

エ 新居浜市特別奨学資金貸付制度

貸付け及び給付の条件 奨学資金の貸付け及び給付を受けることのできる者は、3年以上本市に在住する者の子弟であって大学院(修士課程、博士課程)に在学するもの又は海外の大学に在学するもので次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学業が優秀で中正妥当な性格で特に研究熱心な者
- (2) 留学生は、高等学校卒業で30歳未満の者
- (3) 学資が乏しく修学困難な者
- (4) 身体の健康な者

(5) 他の育英又は奨学等の趣旨による学資の給付又は貸与を受けていない者

貸付・給付金額 月3万円(うち貸付2万円 給付1万円)
 貸付・給付期間 5年を限度とする。(ただし留学生及び修士課程は2年)
 返還方法 卒業後1年を経過した日の属する月から10年以内に無利子で半年賦又は年賦によって返還

貸付・給付状況 (単位：千円)

区分 年度	大学院・海外留学		備 考
	人員	貸付額	
令和2	1	360	うち給付 120
3	0	0	—
4	0	0	—

(4) 新居浜市寺尾音楽教育振興基金

故 寺尾貞子氏の遺志を継がれた遺族の寄附金により学校音楽教育の振興を図ることを目的として、平成元年に設置した。

基金の運用から生ずる収益は学校音楽振興資金に充て、次の各号に掲げる事業を行う新居浜市小・中学校音楽教育振興会に補助する。

- (1) 学校音楽教育における教職員の資質向上のための研修事業
 - (2) 特に、学校音楽教育発展に貢献し、その功績が顕著な者の表彰
 - (3) その他新居浜市教育委員会が承認する事業
- 基金の額 1,000万円
 令和4年度実績 200,000円

(5) 就学援助制度

学校教育法第19条の規定に基づき経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して必要な援助(学用品費、校外活動費、学校給食費等の支給)を行う。

要保護・準要保護児童生徒就学援助

(単位：千円)

年度	区分	対象者(人)	援 助 額
令和2		920	68,216
3		953	65,620
4		935	64,380

※平成29年度以降、新中1・新小1に対して入学準備金を前倒して支給。

※令和2年度について、新型コロナウイルス感染症対策にかかる臨時休業対策支援事業費3,038千円を含む。

(6) 私学に対する補助

人間形成の基礎となる重要な時期における就学前教育を担っている私立幼稚園の運営に対し助成し、本市の就学前教育の充実を図っている。

令和4年度実績 2園 117万円

(7) 国際交流

国際交流を通して、その国の文化・経済・生活習慣・国民性等を理解し、友好親善の絆を結ぶとともに、国際的な視野の拡大を図ることを目的に、中・高校生を中心として、昭和61年度から実施し、平成19年度からは中学生のみを対象として実施している。

過去10年の実績は、次表のとおり。

実績

年度	区分	訪問国（都市）	名称	日程	訪問者
平成25		アメリカ （フランクリン）	Friendships Without Borders — 国境のない友情 —	10/26～11/5	団長（教育委員） 学校教育課指導主幹1人 教師1人、中学生18人
26		アメリカ （フランクリン）	Smile Link connect the world 2014 — 世界を繋ぐ愛顔の輪 —	10/25～11/4	団長（教育委員） 学校教育課指導主幹1人 教師1人、中学生20人
27		アメリカ （フランクリン）	Bloomig Wam Smiles around the World 2015 — 世界中に咲き誇れ、笑顔の花 —	10/24～11/3	団長（教育委員） 学校教育課指導主幹1人 教師1人、中学生20人
28		アメリカ （フランクリン）	Love and Friendship Across the Ocean 2016 — 愛と友情は海を越える —	10/29～11/8	団長（教育長） 学校教育課指導主幹1人 教師1人、中学生20人
29		アメリカ （フランクリン）	The World Lit by Friendships and Smiles 2017 — 友情と愛顔が世界を照らす —	10/28～11/7	団長（教育委員） 学校教育課指導主幹1人 教師1人、ALT1人、中学生20人
30		アメリカ （ウイスコンシン）	Concordia University, Nice to Meet You! 2018 — はじめまして！コンコーディア大学 —	7/30～8/8	団長（教育委員） 学校教育課指導主幹1人 ALT1人、中学生22人
令和元		アメリカ （ウイスコンシン）	Concordia University is my starting point to change myself! 2019 — コンコーディア大学は私を変える出発点 —	7/22～7/31	団長（教育長） 学校教育課指導主幹1人 教師1人、中学生22人
2			中	止	
3			中	止	
4			中	止	

(8) 学校保健

ア 体位測定表

(令和4年度)

学年別	区分	身長 (cm)		体重 (kg)	
	性別	男子	女子	男子	女子
幼稚園	4歳	99.2	103.8	15.7	17.6
	5歳	106.3	107.3	18.6	18.2
小学校	1年	116.7	116.1	21.7	21.6
	2年	122.7	121.1	24.6	23.7
	3年	128.4	127.6	28.1	27.3
	4年	133.8	134.6	31.6	31.0
	5年	139.0	140.8	35.1	35.2
	6年	145.4	147.7	40.0	41.3
中学校	1年	153.9	151.5	45.9	44.4
	2年	160.3	154.6	50.7	47.9
	3年	165.1	156.0	54.7	50.3

イ 視力検査成績

(令和4年度・単位:人)

区分	検査人員	1.0未満 0.7以上	0.7未満 0.3以上	0.3未満
幼稚園	20	7	2	0
小学校	5,875	792	814	622
中学校	3,061	286	531	622
計	8,956	1,085	1,347	1,244

(10) 適応指導教室

不登校児童・生徒を対象にした適応指導教室を平成5年10月に設置し、市内小中学校の児童生徒を受け入れ、相談員が児童生徒の自主性を尊重しつつ自然な形で学校復帰に向け登校指導を行っている。令和4年度においては46人(小学生9人、中学生37人)を受け入れた。

ア 相談者数(延べ人数) (令和4年度)

区分	小学生	中学生	高校生	その他	合計
相談者数	151	466	69	4	690

イ 相談内容別相談件数

(令和4年度)

相談内容	不登校	進路	いじめ	非行	学業成績	異性問題	友人関係	生活態度	家庭問題	しつけ	学校問題	その他	合計
相談件数	509	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	84	598

ウ 歯科検診成績

(令和4年度・単位:人)

区分	検査人員	乳・永久歯		その他 歯疾患口腔 の疾病異常
		処置完了者	未処置の ある者	
幼稚園	25	0	3	0
小学校	5,818	1,565	1,407	856
中学校	2,974	932	386	251
計	8,817	2,497	1,796	1,107

エ 脊柱側弯症検診成績 (令和4年度・単位:人)

区分	検査人員	一次検診異常者数
小学校	955	36
中学校	972	71
計	1,927	107

注:検査対象は小学校5年生全員、中学校1年生全員である。

検診はモアレ写真撮影による(一次検診)。

(9) 学校体育

主な行事

(令和4年度)

行事名	開催日	参加人員(人)
中学校総合体育大会	6/1・2・4	1,535
小学校水泳記録会	7/22	600
小学校陸上記録会	10/12	450
中学校新人体育大会	9/28・29・10/1・2	1,172

3 学 校 給 食

(1) 重点目標

子どもたちの健康を守るとともに、安全で喜ばれる給食づくり

(2) 重点事項

ア 食育の推進

成長期にある児童生徒の、食に関する正しい理解と、適切な判断力を養うため、安全で栄養バランスのとれた学校給食を「生きた教材」として活用し、正しい食習慣を身に付けるための指導を行う。

イ 衛生管理の向上・安全保持

安全で安心な学校給食実施のため、食中毒予防対策、異物混入対策等の徹底を図り、衛生管理の向上・安全保持に努める。

ウ 学校給食センター設備の更新

平成13年度に設置した学校給食センターについて、順次調理機器の更新が必要な時期にきていることから、計画的な設備更新を図る。

エ 新たな共同調理場(給食センター)の整備

小学校調理場の老朽化が進んでいるため、「学校給食施設整備基本計画」に基づき、川西地区にセンター方式にて整備を行うとともに、受け入れ先である小中学校において必要な体制整備を進める。

オ 学校給食費の適正な負担等

多子世帯の経済的負担の緩和や、公平性の観点から未納解消に取り組む必要がある。

(3) 主な行事等

・衛生管理研究会

令和5年1月23日(木) 於)学校給食センター

(4) 施設状況

施設名	所在地	建設年月日	構造	面積 (㎡)	
				敷地面積	建築面積
学校給食センター	瀬戸町 12番38号	平成13年3月	鉄骨造2階建 外	4,597	(本体) 2,232 (その他) 84
高津共同調理場	宇高町二丁目 13番7号	昭和57年2月 (平成10年8月増築)	鉄筋コンクリート造陸屋根 平家建 外	—	(本体) 260 (その他) 12

注：小学校給食室省略

〔対象校〕 学校給食センター …… 西中・南中・北中・泉川中・船木中・中萩中・角野中・川東中・泉川小
愛媛県立新居浜特別支援学校(本校・川西分校) (米飯のみ)
高津共同調理場 …… 高津小学校・東中学校

(5) 給食の状況

① 実施状況

(令和4年度)

区分	完全給食		給食未実施		備 考
小学校	15校	5,882人	1校	8人	
中学校	10	3,117	2	25	ひびき分校未実施、別子中学校は寮給食のため未実施
計	25	8,999	3	33	

※ 中学校は選択制

② 一食当たり単価

(単位：円)

区分	平成2年～	平成6年～	平成21年 9月～	令和元年～	
完全給食	小学校	200	220	240	260
	中学校	220	260	280	300

注：牛乳(ミルク)給食は省略

4 社 会 教 育

(1) 社会教育の目標

- 1 市民の自ら学ぶ意欲を喚起し、市民生活に即したさまざまな活動の拠点としての公民館の機能を再構築する。
- 2 地域ぐるみで子どもたちの居場所づくりに取り組むとともに、安全・安心の確保に努める。
- 3 社会教育関係団体をはじめ市民活動のネットワークを構築し、よりよい地域づくりを推進する。

(2) 社会教育の施策

ア 社会教育指導者研修、指導機能の充実

市民による市民のための生涯学習と行政の役割を明確にしなが、社会教育の施設・設備・職員体制を整備し、関係機関・団体と連携した活動を進める。

イ 自主学習を進める公民館活動

・地域教育力向上プロジェクト推進事業

地域ごとに実情・課題は様々であるため、“つどう”(生活のなかで気軽に人々が集うことができる場)、“まなぶ”(自らの興味関心に基づいてまた社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場)を事業の柱として、学びを活かして地域の課題解決を目指していく。

・公民館報の発行

市内の公民館等で毎月発行、自治会等を通じて配布している。

・各種情報提供

公民館事業はもちろん、公民館利用サークルの活動など校区住民に対し、広く情報を提供している。

ウ 青少年教育

・放課後子ども教室推進事業

・こども夢未来基金

令和5年3月31日現在の積立金額

49,057,280円

エ はたちの集い

開催日 令和5年1月8日(日)

場 所 市民文化センター大ホール

出席者 約700人

該当者 平成14年4月2日～平成15年4月1日生

オ 地域と学校の連携

地域全体で子どもたちを守り育てるため、学校と地域との連携体制の強化を図り、登下校支援や読み聞かせなど各種の活動を行う地域学校協働本部を設置する。令和4年度は15校区で実施し、活動延べ31,235人となっている。

(3) 公民館活動

ア 公民館等施設一覧・利用状況

館名	所在地	設立年月日	敷地面積	建物延面積	新 改 築 度	令和4年度 利用延人員
			m ²	m ²		人
新 居 浜	新須賀町三丁目2番17号 ☎ 32-8312	昭58. 4. 1	1,586.00	535.50	昭57年度 新築	25,021
口屋跡記念	西町6番2号 ☎ 32-8430	45.10. 3	2,214.87	970.65	平27年度 改築	33,796
地域交流 センター (金子)	庄内町一丁目14番7号 ☎ 34-6320	平22. 4. 1	2,021.40	945.02	平21年度 新築	47,899
金 栄	高木町6番25号 ☎ 33-3212	昭56. 4. 1	1,758.00	456.00	昭55年度 新築	30,522
高 津	沢津町二丁目3番30号 ☎ 32-3320	33. 4. 1	2,220.77	987.25	平7年度 改築	40,974
浮 島	八幡二丁目6番52号 ☎ 34-7617	57. 4. 1	1,480.48	456.00	昭56年度 新築	10,139
惣 開	王子町1番3号 ☎ 33-1031	31. 2.24	1,130.81	456.00	昭54年度 新築	30,134

館名	所在地	設立年月日	敷地面積	建物延面積	新築年度	令和4年度利用延人員
			m ²	m ²		人
若宮	新田町一丁目8番37号 ☎34-7612	昭57.4.1	1,124.96	456.00	昭56年度新築	8,522
垣生	垣生二丁目12番26号 ☎45-0024	24.12.1	1,985.80	483.00	平元年度新築	25,598
神郷	郷三丁目7番20号 ☎46-1181	33.4.1	1,803.58	624.00	昭60年度新築	45,284
多喜浜	多喜浜五丁目7番27号 ☎45-0014	31.12.27	1,245.00	545.63	平27年度改築	18,309
大島交流センター	大島甲589番地 ☎45-1006	平27.4.1	5,281.32	1,656.12	平27年度移転	2,177
泉川	瀬戸町12番34号 ☎41-6463	昭30.3.31	2,966.00	979.00	平15年度新築	43,897
中萩	萩生740番地の1 ☎41-6735	22.11.1	2,024.02	984.00	平2年度改築	64,741
船木	船木2579番地の1 ☎41-6003	24.9.14	1,917.99	456.00	昭54年度新築	39,117
大生院	大生院1063番地の1 ☎41-6604	25.9.28	4,324.28	795.90	平4年度改築	31,960
角野	中筋町二丁目4番24号 ☎41-6224	23.11.3	2,963.24	864.00	昭54年度新築	49,838
別子山	別子山甲347番地の1 ☎64-2211	59.4.1	821.54	631.00	昭59年度新築	1,673
計						549,601

注：改築は、増築・大規模改修等とする。

イ 学級・講座・教室等の開設

(令和4年度・単位：人)

		新居浜	宮西	金子	金栄	高津	浮島	惣開	若宮	垣生	神郷
推進地域教育事業	集う（生活のなかで気軽に人々が集うことができる場）	201	537	327	1,354	212	360	2,345	205	1,815	1,917
事業向上	学ぶ（自ら興味関心に基づいてまた社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場）	433	578	60	228	489	221	770	285	82	273
放課後	子ども教室	306	130	130	727	465		400	717	200	481
計		940	1,245	517	2,309	1,166	581	3,515	1,207	2,097	2,671

		多喜浜	大島	泉川	中萩	船木	大生院	角野	別子	合計
推進地域教育事業	集う（生活のなかで気軽に人々が集うことができる場）	445	175	358	448	635	447	307	118	12,206
事業向上	学ぶ（自ら興味関心に基づいてまた社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場）	993	215	444	767	697	158	1,589	28	8,310
放課後	子ども教室	359		409	770		1,350			6,444
計		1,797	390	1,211	1,985	1,332	1,955	1,896	146	26,960

(4) 学校等体育施設開放

昭和46年度から小中学校の運動場、体育館(相当する施設を含む)を学校教育に支障のない範囲で一般市民スポーツの場に開放し、有効活用を図っている。

・照明設備使用料

運動場 1,000円

体育館 200円

武道場 100円

利用状況

(単位：人)

学校名	区分 年度	運 動 場			体 育 館 ・ 武 道 場		
		令和 2	3	4	令和 2	3	4
新 居 浜 小		5,737	3,959	4,643	8,698	7,053	12,067
宮 西 小		5,534	3,136	4,226	5,130	3,140	5,522
惣 開 小		3,450	3,174	4,726	7,197	4,681	6,239
若宮学習館(旧若宮小)		3,442	—	—	5,644	—	—
金 子 小		3,947	3,080	5,221	9,197	5,646	10,811
金 栄 小		2,841	3,139	3,759	15,588	11,040	18,145
高 津 小		6,715	4,582	7,000	11,824	7,257	10,631
浮 島 小		2,397	1,670	1,759	2,883	1,620	2,352
垣 生 小		8,240	6,224	7,751	6,237	3,732	5,193
神 郷 小		9,007	6,070	8,931	11,280	7,170	12,140
多 喜 浜 小		2,870	1,832	2,530	5,266	3,823	6,381
泉 川 小		7,316	5,393	8,022	9,609	5,780	8,165
中 萩 小		9,088	4,686	6,728	19,593	10,015	17,545
船 木 小		6,851	4,953	7,545	10,189	5,670	8,665
大 生 院 小		7,147	4,705	6,063	10,095	5,580	7,254
角 野 小		7,253	4,942	5,948	11,841	7,603	11,587
別 子 小 ・ 中		0	0	0	133	0	0
東 中		1,770	1,029	1,076	7,236	3,924	5,273
西 中		763	565	864	3,752	1,873	2,951
南 中		1,098	621	1,693	7,923	4,523	8,347
北 中		923	670	902	6,747	3,952	6,577
泉 川 中		0	0	0	7,383	4,130	6,863
中 萩 中		2,384	1,756	3,754	9,284	4,098	7,515
船 木 中		1,198	434	426	6,786	3,561	5,614
大 生 院 中		590	626	1,109	3,217	1,795	2,724
角 野 中		1,291	588	420	7,281	4,087	6,954
川 東 中		1,830	1,345	1,494	9,407	5,020	5,886
計		103,682	69,179	96,590	219,420	126,773	201,401

(5) 生涯学習センター

所在地 繁本町8番65号

☎33-2991

設立年月日 平成3年4月1日

敷地面積 9,371.35㎡

建物延面積 440.00㎡

生涯学習大学

個人の要望と社会の要請に応える生涯学習事業を統合し、市民一人ひとりが自主的に参加し、自らの意思で選択して受講できる学習機会の提供を図った。市民スタッフが企画運営に関与する協働の運営を行っている。新型コロナウイルス感染症対応でリモート講座の開催など新しい学びに取り組んだ。

令和4年度受講者 33講座 延べ5,264人

生涯学習大学講座内容

(令和4年度)

講座名	対象	実施期間	回数	時間数	学級生数(人)		延べ参加者数(人)
					男	女	
松山大学公開講座	市民	R4. 5.28～R5. 1.14	10	20	28	13	289
日本文学講座	市民	R4. 5.21～R5.12.10	8	16	13	36	294
新居浜高専市民講座	市民	R4. 5.28～R5.11.19	8	16	26	20	264
科学博物館講座	市民	R4. 5.24～R5.12.13	7	14	31	17	276
人生百年医学講座	市民	R4. 6. 8～R5. 3. 8	8	16	32	72	560
縄文から平安の新居郡	市民	R4. 6. 6～R4.11.24	8	16	40	24	216
はじめての「別子銅山」	市民	R4. 5.31～R4.10.26	15	36	55	61	325
へんろと郷土	市民	R4. 6.28～R4.11.29	5	10	20	15	143
人間学講座～般若心経～	市民	R4. 6.13～R4. 9.29	8	16	35	38	238
新・読書のすゝめ	市民	R4. 9.29～R4.12. 1	3	6	1	10	29
源氏物語の世界へようこそ	市民	R4. 9. 8～R4. 9.29	3	6	5	40	107
多喜浜塩田マイスター講座	市民	R4. 8. 3～R4.11. 2	4	8	8	3	37
SDGsから考える地球環境	市民	R4. 6. 4～R4.11. 5	5	10	13	7	64
命を守る講座	市民	R4. 7.14～R4. 9.22	5	10	12	11	76
傾聴とナラティブ	市民	R4. 7.21～R4.11.14	4	13	6	10	39
人権を学ぼう	市民	R4. 6. 2～R4.11.15	4	8	4	3	23
世界知ったク・なっとク講座	市民	R4. 6.23～R4.12.15	4	8	6	5	30
すぐに役立つ介護講座	市民	R4. 6.17～R4.11.11	5	15	10	32	130
「林住期」を心豊かに生きる	市民	R4. 6.24～R4.10. 3	4	8	14	46	181
自然探訪	市民	R4. 5.20～R4.11. 4	4	8	6	17	59
野鳥観察(初級)	市民	R4. 5.27～R5. 2. 2	4	12	11	15	27
新・雑談しま専科	市民	R4. 6. 1～R5. 3. 1	10	20	6	15	118
子どもワクワク教室	市民	R4. 6.11～R4.11.27	5	15	8	7	11
懐かしの心の唄講座	市民	R4. 6. 8～R5. 3. 8	8	16	27	84	599
創ってみませんか	市民	R4. 7.25～R4.11. 7	3	6	0	20	46
草木染ストール	市民	R4.10. 6～R4.12. 6	4	12	2	28	48
草木染プレゼント	市民	R4.10. 4～R4.10. 4	1	6	7	0	7
絵手紙を楽しもう	市民	R4. 6.18～R5. 1.28	6	12	2	28	114
お手玉遊び	市民	R4. 9.21～R4.11.16	3	5	1	11	21
けん玉遊び	市民	R4. 6.15～R4. 7.20	2	3	5	19	41
スマホ・Zoom教室	市民	R4. 6. 6～R4. 7.20	7	14	13	28	41
学んでマナビィ	市民	R4. 5.25～R5. 3.24	28	60	68	670	515
(自主講座)俳句講座	市民	R4. 5.25～R5. 3.24	10	20	9	24	180
チケット受講生	市民				延べ41	延べ75	
計			213	461	524	1,429	5,264

(6) 高齢者生きがい創造学園

おおむね60歳以上の者を対象にして、その生きがいづくりと健康・自立を目指す学習ニーズに応えられるよう講座を開設して、学習機会の提供、各種情報の収集・提供やボランティア活動・サークル活動の促進を目指している。

講座は、高齢者の健康・社会生活をテーマとしたものや趣味的なものを設けている。

令和4年度 16講座 延べ 2,655人

51サークル 延べ 5,019人

所在地 上原二丁目8番1号

☎44-4826

(旧桃山学院短期大学跡)

設立年月日 平成5年4月1日

敷地面積 18,684.23㎡(内グラウンド7,028㎡)

建物延面積 3,759.85㎡

生きがい創造学園講座内容

(令和4年度)

講座名	実施期間	回数	時間数	学級生数(人)		延べ参加者数(人)
				男	女	
幸齢社会を賢く生きる	R4. 5.17～R4.12. 6	8	16	14	18	206
郷土を歩く	R4. 4.28～R4.11.10	5	31	15	17	126
幸齢いきいきアート教室	R4. 5.11～R5. 2.22	10	20	3	11	129
生け花教室	R4. 5.17～R5. 2.14	8	16	0	12	86
ふんわり美味しいパン教室	R4. 5.20～R5. 2.17	10	30	1	10	99
書道教室	R4. 4.27～R5. 2. 8	16	32	6	12	239
篆刻教室	R4. 5.17～R5. 2.21	12	24	12	4	136
絵手紙教室	R4. 5.24～R5. 2.28	16	32	0	6	94
グラウンドゴルフ教室	R4. 4.25～R5. 3. 6	16	32	10	19	385
ラージボール卓球教室	R4. 5. 9～R5. 2.27	16	32	4	14	213
Shall we ハッピーダンス!教室	R4. 5.13～R5. 3. 3	15	30	7	9	173
ピアノ教室	R4. 5.17～R5. 3. 7	16	32	5	5	146
ハーモニカ教室	R4. 5.16～R5. 3. 6	16	32	7	6	123
コーラス教室	R4. 5. 9～R5. 3. 6	16	32	3	25	319
和菓子のいろは教室	R4. 5.11～R4.12. 7	8	24	1	16	123
俳句教室	R4. 5.18～R5. 2. 1	10	20	3	4	58
計		198	435	91	188	2,655

(7) 放課後児童クラブ

就労等により昼間家庭に保護者がいない児童(小学校1年～6年)を対象に、その児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設している。

実施場所 31か所

児童クラブ一覧

	クラブ名	設置場所
1	たねっこクラブ1	高津小学校
2	たねっこクラブ2	〃
3	たねっこクラブ3	〃
4	ひかりクラブ1	中萩小学校
5	ひかりクラブ2	〃
6	ひかりクラブ3	〃
7	なかよしクラブ	新居浜小学校
8	たんぼぼクラブ1	金栄小学校
9	たんぼぼクラブ2	〃
10	こぼとクラブ1	角野小学校
11	こぼとクラブ2	〃
12	こぼとクラブ3	〃
13	うずいクラブ	大生院小学校
14	かぶとクラブ1	船木小学校
15	かぶとクラブ2	〃
16	あひるクラブ1	神郷小学校
17	あひるクラブ2	〃
18	あひるクラブ3	〃
19	すみれクラブ	宮西小学校
20	ひまわりクラブ	垣生小学校
21	のぞみクラブ1	惣開小学校
22	のぞみクラブ2	〃
23	あじさいクラブ	多喜浜小学校
24	ぱんだクラブ1	泉川小学校
25	ぱんだクラブ2	〃
26	ぱんだクラブ3	〃
27	かがやきクラブ1	金子小学校
28	かがやきクラブ2	〃
29	かがやきクラブ3	〃
30	きりんクラブ	上部児童センター
31	ぴかっこクラブ	川東児童センター

5 青少年センター

所在地 繁本町8番65号

☎ 33-4152

設置年月日 昭和39年7月16日

青少年の健全育成と非行防止に係る活動の充実を総合的かつ計画的に推進する実践的拠点である。

(1) 重点目標

- ・青少年健全育成の推進
- ・青少年相談活動の推進
- ・街頭補導の充実
- ・社会環境浄化推進業務の充実
- ・情報収集と啓発の充実
- ・関係機関、関係団体、学校等との連携強化

(2) 事業実績

- ・青少年の非行・被害防止全国強調月間 7月 啓發文書(市政だより)
- ・青少年健全育成に関する入選標語、ポスターの掲示、市政だよりに掲載
- ・子ども・若者育成支援強調月間 11月 啓發文書(市政だより)
- ・街頭補導の充実
- ・青少年善行表彰

(3) 地区別補導委員の状況 (5.4.1現在・単位:人)

地区別	補導委員数		
	男	女	計
川西地区	40	15	55
川東地区	32	21	53
上部地区	48	26	74
計	120	62	182

(4) 補導状況

ア 実施状況

(令和4年度)

補導回数	従事補導委員延人数	補導した少年延人数
526回	2,351人	110人

イ 行為別内訳 (指導・声かけ)

(令和4年度・単位：人)

区分	児童・生徒	その他	計
飲酒			
喫煙			
怠学・怠業			
盛り場徘徊			
夜遊び			
暴走行為			
ゲームセンター	2		2
無灯火・重乗等	3		3
声かけ・帰宅指導等	104		104
その他		1	1
計	109	1	110

(5) 青少年相談の状況

(令和4年度)

項目	来所相談	電話相談	訪問相談	合計
相談件数	0	4	0	4

相談対象者

区分	小学生	中学生	高校生	その他	合計
相談件数	0	0	3	1	4

相談内容

相談内容	家庭問題	学校	非行・不良行為	その他	合計
相談件数	2	1	0	1	4

6 図 書 館

(1) 施設の概要

別子銅山記念図書館 (本館)

所在地 北新町10番1号

☎32-1911

敷地面積 16,534㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根
銅板葺 地下1階付2階建

建築面積 3,098.02㎡

開設年月日 平成4年10月1日

建設 別子銅山開坑300年を記念して、
住友グループ21社から寄贈図書閲覧室 正楕円形ドーム型880㎡、図書
(一般11万7,985冊・児童3万5,739
冊)、AV資料5,404点、雑誌165
種類を配架多目的ホール 正楕円形ドーム型380㎡、テー
ブル使用時約100人、椅子のみ
使用時約200人収容その他 泉幸吉文庫、書庫、会議室、郷土
資料室、レファレンスコーナー、
AVコーナー等

図書収蔵能力 23万冊

駐輪場 54台収容

駐車場 125台収容

角野分館

所在地 中筋町二丁目4番24号

☎41-6217

構造 鉄筋コンクリート造2階建
(角野公民館併設)

建築面積 162.00㎡

開設年月日 昭和54年7月1日

(2) 資料数

図書

(5.3.31 現在)

分類 館別	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	C	E	計
	総記	哲学	歴史	社会	自然	工学	産業	芸術	語学	文学	紙芝居	絵本	
本館	15,062	11,717	25,692	30,056	20,512	18,894	7,344	27,275	4,312	106,348	1,927	29,904	299,043
角野分館	774	458	1,360	1,149	1,780	1,432	405	1,472	285	10,096	239	3,859	23,309
移動図書館	175	251	704	475	1,296	1,301	300	1,658	147	5,797	266	5,066	17,436
計	16,011	12,426	27,756	31,680	23,588	21,627	8,049	30,405	4,744	122,241	2,432	38,829	339,788

A V資料

(5.3.31 現在)

CT (カセットテープ)	34
VT (ビデオテープ)	66
C D	3,213
D V D	2,091
計	5,404

電子書籍

(5.3.31 現在・単位：点)

区分 分類	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	E		計
	総記	哲学	歴史	社会	自然	工学	産業	芸術	語学	文学	絵本	その他	
コンテンツ数	20	37	37	104	170	141	24	73	51	480	82	22	1,241

(3) 貸出状況

図書館資料の貸し出しを受けることができる人は、市内に住所がある人、市内の事業所等に通勤する人、市内の学校に通学する人であり、資料の貸出数は1人につき図書10冊以内及び視聴覚資料2点以内とし、貸出期間は、14日以内である。

図書館資料 (図書・雑誌・A V)

(令和4年度)

分類 別館	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	C	E							計
	総記	哲学	歴史	社会	自然	工学	産業	芸術	語学	文学	紙芝居	絵本	その他	雑誌	CT	VT	CD	DVD	
本館	5,390	9,763	24,313	20,407	36,156	34,207	8,279	46,862	4,021	173,584	4,750	99,678	270	26,360	2	0	8,239	14,548	516,829
角野分館	493	865	2,604	1,846	4,622	3,307	676	4,395	344	18,118	362	11,649	69	2,845	0	0	72	52	52,319
移動図書館	665	728	2,137	1,037	3,848	3,017	758	7,489	327	11,218	347	8,306	24	350	0	0	103	25	40,379
計	6,548	11,356	29,054	23,290	44,626	40,531	9,713	58,746	4,692	202,920	5,459	119,633	363	29,555	2	0	8,414	14,625	609,527

電子書籍

(令和4年度・単位：点)

区分 分類	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	E		計
	総記	哲学	歴史	社会	自然	工学	産業	芸術	語学	文学	絵本	その他	
貸出点数	50	119	194	220	260	500	50	244	97	1,563	1,061	14	4,372

(4) 心身障がい者に対する図書貸出

市内に在住する心身障がい者(身体障がい者の場合は1級～3級の手帳を有する者)が、貸出希望を申し出た場合、郵送による貸出及び連絡車による配送を実施している。(郵送に要する経費は図書館が負担している。)

貸出冊数は5冊以内で、貸出期間は30日以内である。

(5) 団体貸出

団体(学校等)に、貸出冊数100冊以内、貸出期間4週間以内で図書の貸出をしている。

(6) 主な事業(令和4年度)

ア 図書館運営における市民サポーター制度の推進強化

図書館サポーターとの協働による図書館支援の強化を図るとともに活動の情報発信に取り組み、サポーター登録者の拡大を図る。

登録数 個人 21名 団体 3団体

活動内容 書架整理、館内外美化環境整備、イベントの補助、読み聞かせ等

イ 読書活動の推進と機会の提供、生涯学習の支援

市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、資料・情報提供の推進及び学習機会・場所の提供に努める。

・「子ども読書通帳マラソン」

令和4年4月23日から令和4年8月21日まで子ども読書通帳マラソンを実施し、上位者を表彰。期間中参加者121名のうち各部門上位3名計15名表彰。最高冊数は1,440冊(幼児部門)。表彰式は新型コロナウイルス対策期のため行わず。

・図書館まつり(別子銅山記念図書館開館30周年記念)

令和4年11月24日(木)～27日(日)

日頃、図書館を支えてくれる市民の皆さんに感謝し、楽しんでもらうため以下の取組を開催

「ブックリサイクル」

令和4年11月24日(木) 13時30分から

11月26日(土) 12時まで

図書館での役割を終えた本や雑誌、市民からの寄贈本(重複及び図書館において資料的価値のないもの)約9,500冊を市民に無償で提供した。(来場者483名)

『ようこそようかいのせかいへ』

絵本作家広瀬克也氏のワークショップ

令和4年11月27日(日)

広瀬克也先生が新居浜に伝わる妖怪たちを描きおろし製作したタペストリーの贈呈式

①トークイベント「僕と妖怪絵本」

13:00～14:00(参加者60名)

②妖怪おめん作り14:30～16:00(親子80名)

同時開催「妖怪みつけた」

令和4年11月11日(金)～27日(日)

「フリースタイル読書～楽しみ方は無限大∞～」

新居浜青年会議所主催

令和4年11月27日(日)

・定例おはなし会

本館 毎月第1木曜日(乳幼児0～3歳対象)

第2・4水曜日(幼児対象)

第3土曜日(小学生対象)

第3火曜日(英語)

角野分館 毎月第1・3水曜日(幼児対象)

紙芝居、絵本の読みきかせ、パネルシアター、エプロンシアター、ストーリーテリング等を行う。協力(ボランティア)回転木馬、民話の里すみの、ジェムスクール

(参加者 子ども593名 大人428名)

ウ 関係機関との連携による地域の情報拠点化の推進

市民の読書活動の推進及び地域課題の解決を支援するため、公共図書館相互の連携のみならず、学校や学校図書館、病院や福祉施設、地域企業との連携を強化する。

・ブックスタート事業

毎月2回開催される、保健センターの5か月児健康相談において絵本等の入ったブックスタートパックを手渡ししているが、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、保健センター職員より配布。

(対象763名 配布者746名 配布率97.8%)

・健康支援

市民の多様な健康情報へのニーズにこたえるため、保健センターや医療機関と連携。チラシ・パンフレットの配布を行った。(健康支援図書コーナーも設置)

・がん情報ギフトコーナー設置

・ロビー展

「写真で見る昭和の歴史」「第64回水道週間」「不妊治療費・不育症検査治療費助成事業」等30回

・出前講座

放課後児童クラブ、保育園、高齢者福祉施設等を訪問し「お話を」等を行い、本やお話に親しん

でもらい、図書館のPRも行う。計10回

(参加者 子ども130名 大人83名)

- ・図書館ネットワーク
- ・国立国会図書館デジタル化資料送信サービスによる資料提供
- ・愛媛県立図書館図書と遠隔地返却サービス協力
- ・学校及び学校図書館との連携
子どもの読書活動・学習活動を推進していくため、学校や学校図書館との連携を行う。
- ・団体貸出、図書館見学・職場体験の受入、図書購入時や調べ学習の図書リストの作成・情報提供、リサイクル図書等の活用
- ・雑誌スポンサー制度の実施
平成24年7月1日より開始
「雑誌スポンサー制度」とは、雑誌そのものを寄贈してもらおうのではなく、雑誌の購入代金を負担してもらおう制度。雑誌は、図書館の中でも回転率の高い資料で、多くの人が毎日利用しているので、高い広告価値がある。
(雑誌165タイトル中24タイトル)
- ・雑誌スポンサータイアップセミナー
雑誌スポンサー(登録者数16団体)の中から協力いただける事業者に専門分野での講座を開催していただくとともに、図書館は所蔵する関連図書のリストを作成、配布。
「ココロとカラダの健康セミナー」前期4回
「夏休み子ども企画！子どもと正しい姿勢で集中力アップ！」
「ココロとカラダの健康セミナー」後期4回
(1団体 9講座開催)

エ 図書館PR活動の充実

図書館の活動を市民によく知ってもらい、図書館の利用促進につなげるため、PR活動の改善を図る。

- ・夏休みは図書館へいこう！
第1弾「ブックトークと感想文の書き方講座」
令和4年7月28日(水)
午前の部 9:30~11:00(親子6組)
午後の部 13:30~15:00(親子9組)
第2弾「夏休み子ども図書館探検！&おもしろ科学実験！」令和4年8月4日(木)
図書館見学 9:30~10:00
書庫や郷土資料室の見学、本が書架にならぶまでのしくみや便利な図書館サービス等をプロジェクターを使い紹介。

おもしろ科学実験 10:00~12:00

鏡の秘密 オリジナル万華鏡づくり

(参加者 小学生32名)

第3弾「夏の夜のちょっとこわいおはなし会」

令和4年8月5日(金)

子どもと大人対象の怖いお話と語り

19:15~20:00

(参加者 子ども23名 大人17名)

・シン「我楽多講座」

第21回「全米TOP1ヒットの歴史 その2」

令和4年4月24日(日)(参加者12名)

第22回「全米TOP1ヒットの歴史 その3」

令和4年6月26日(日)(参加者9名)

第23回「火の鳥」を追うもの

令和4年8月21日(日)(参加者14名)

第24回「全米TOP1ヒットの歴史 その4」

令和4年10月23日(日)(参加者6名)

第25回「全米TOP1ヒットの歴史 その5」

令和4年12月18日(日)(参加者10名)

第26回「全米TOP1ヒットの歴史 その6」

令和5年2月19日(日)(参加者13名)

オ 地域資料の保存と情報発信、ふるさと学習の推進

郷土の歴史や文化を次世代に継承するために、郷土・行政資料を積極的に収集・保存し、郷土出身者や郷土の産業遺産等についての情報発信を行う。

- ・愛媛新聞公開データベースの閲覧
- ・別子銅山コーナー・住友関連コーナー等の充実
- ・別子銅山に関する本の解説講座「別子銅山を読む」

あかがねの町新居浜市を紐解く別子銅山に関する本の解説講座。

第1回「長崎の唐人」「新居浜市鳥瞰図」

令和4年4月10日(日)(参加者40名)

第2回「雑誌 遠鳴」

令和4年6月5日(日)(参加者48名)

第3回「新居浜の地質」

令和4年9月11日(日)(参加者43名)

第4回「旧広瀬氏庭園(広瀬公園)調査報告書」

令和4年11月13日(日)(参加者37名)

第5回「登録有形文化財 旧端出場水力発電所保存活用事業」

令和5年1月15日(日)(参加者62名)

カ 新居浜市立別子銅山記念図書館開館30周年記念イベント

- ・絵本『おいしいのぼうけん』複製画（ピエソグラフ）展

令和4年7月19日(火)～8月20日(土)

- ・「わたしと別子銅山記念図書館フォトコンテスト」

撮影会 令和4年7月31日(日) 17:30～18:30

令和4年8月2日(火) 10:00～11:00

(参加者 10組23名)

特別写真展示

令和4年9月15日(木)～10月30日(日)

- ・「古写真が語る なつかしの図書館と新居浜」
令和4年11月2日(水)～12月23日(金)

- ・「図書館お楽しみ袋」50セット
令和4年12月13日(火)～ 無くなり次第終了

- ・読書バリアフリー特別展示
「新居浜市出身 全盲の東大教授 星加良司さん～点字とともに歩んだ道」
令和5年3月10日(金)～31日(金)



夏休み子ども図書館探検！&おもしろ科学実験！



図書館まつり『ようこそようかいのせかいへ』
絵本作家広瀬克也ワークショップ妖怪おめんづくり

7 発 達 支 援

(1) 重点目標

障がいや発達に課題のある子どもが、地域でともに育ち、学び、働き、暮らす支援体制づくりに取り組み、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の形成を目指し、一層の推進を図る。

(2) こども発達支援センターの運営

地域における特別支援教育、発達支援の中核的機関として、総合相談、巡回相談、発達検査、早期療育相談などのほか、関連する施設や機関へのコーディネートや連携を行う中で、地域全体で支援を行う発達支援システムの構築を目指している。

(3) 特別支援教育支援員の配置

生活や学習上の困難を有する児童生徒に対し、生活上の介助や学習指導上の支援を行うために特別支援教育支援員を配置し、教育的な支援を必要としている児童生徒等の学習効果を高め、学校・園生活へのよりよい適応を図っている。

支援員配置状況

区分	年度			
	令和2	3	4	
学校生活介助員	幼稚園	4	6	5
	小学校	81	77	78
	中学校	27	30	27
学校支援員	小学校	16	16	16

(4) 個別の教育支援計画の作成

障がいや発達に課題のある子どもが成長段階に応じ、自立に向けた支援を受ける際、関係機関との連携・情報共有が必要とされる。家庭生活や地域生活を含め、一貫した支援を行うために個別の教育支援計画による関係機関との連携強化を図る。

作成件数

区分	年度	令和4		
		新規作成	見直し	合計
幼 児		108	25	133
小 学 校		46	315	361
中 学 校		8	112	120
総 数		162	452	614

8 人権・同和教育

(5) 教育支援委員会の開催

一貫した教育支援の充実を図るため、障がいや発達に課題のある子ども達の就学及び入学後の支援について必要な調査及び検討を行っている。

教育支援委員会の開催状況

区分	年度	令和2	3	4
開催回数		5	5	5
対象件数		272	284	312

(6) 総合相談

子どもの育児や発達、就学について保護者が抱えている不安や疑問について相談に応じ、適切な支援につなぎ、関係機関との連携を図っている。

総合相談の状況 (令和4年度)

年齢別	幼児	小学生	中学生	高校生	合計
相談延人数	920	816	229	130	2,095

(7) 巡回相談

保育所、幼稚園、小・中学校等へ心理専門員等と訪問し、障がいや発達に課題のある子どもの早期発見、発見後の具体的支援方策の協議、相談を通して保護者支援及び教職員のスキルアップを図っている。

巡回相談の状況 (令和4年度)

個所別	保育所	幼稚園	小学校	中学校	合計
相談延人数	149	50	280	25	504

(8) 早期療育通園相談事業(親子通園事業)

発達に課題のある未就学児に基本的動作及び集団生活への支援の方向性の相談、支援方法を探ることにより発達を支援し、保護者に家庭における関わり方等の相談指導を行っている。

通園事業の状況 (令和4年度)

教室名	登録者数 (利用延人数)	療育内容
ことばの教室	95 (887)	構音指導 個別療育・個別SST
育ちの教室	43 (468)	小集団療育 集団SST

あらゆる市民啓発の場において、部落差別をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、様々な教育・啓発事業を実施することにより、人権が尊重される家庭・地域・職場づくりを推進する。

めざす社会は「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市」である。

(1) 人権教育・啓発の推進

ア 人権教育指導者・推進者の養成

部落差別をはじめとする様々な人権問題を解決するための確かな力量を培うとともに、地域の人権教育指導者となる人材の育成を図っている。

イ お茶の間人権教育懇談会の拡充・深化

昭和53年から実施している少人数での学習会に意欲的に取り組み、「くらしに生きる人権教育」の拡充・深化に努めている。

ウ 各種研修会・講座の実施

主に組織や企業等の採用者研修や社員研修等の機会を利用して、人権教育講座やセミナーを開催している。

エ 「ふれ愛フェスタ～ハートFULL新居浜～」による啓発の推進

自らが差別の解消に向けて行動しようと市民、教職員、行政職員らが参画して、平成8年から「差別をなくする市民のつどい～ハートFULL新居浜～」を開催して、市民の手作りによる人権啓発劇を上演してきた。

平成27年度からは「人権フェスティバル」との合同開催となり、名称も「ふれ愛フェスタ～ハートFULL新居浜～」と変更して、市民の手作りによる人権啓発イベントと人権講演会を同時に実施している。

令和4年度の実施内容

第1部 報告「次世代ネットワークのチャレンジ」
新居浜公民館次世代ネットワーク

第2部 講演「つっちょのお話とミニライブ
～いじめについて考えよう～」

講師 つっちょ氏

オ 「人権のつどい日」の開催

誰でも気軽に参加できる人権学習の場を設けるため、毎月11日には主に瀬戸会館を会場として、様々な人権課題を取り上げた講演会や学習会を開催している。

(2) 愛媛県人権教育協議会新居浜支部の活動支援

部落差別をはじめとする様々な人権問題の一日も早い解決のため、就学前、小学校、中学校、高等学校、社会教育、組織・企業、行政の7つの専門部会を持つ愛媛県人権教育協議会新居浜支部の活動を支援している。

ア 地区別人権教育市民講座の実施

市内各地区において、人権が尊重される家庭・地域・職場づくりを推進していくために、市民の学びの場を提供している。

(3) 啓発資料の充実と活用

小学校、中学校、高等学校等が主体となって「人権・同和教育指導の手引」、「新居浜市小・中学校人権・同和教育研究大会資料」「人権・同和教育実践資料集」「人権作文集」等の資料を作成している。

また、お茶の間人権教育懇談会や人権教育講座・セミナー等の場において、参加者が正しい理解と認識を深めてもらえるように人権啓発DVDや啓発資料等を活用した啓発を行い、「ふれ愛フェスタ ～ハートFULL新居浜～」や「人権のつどい日」等においても、配布用の啓発用資料等の作成を行っている。

(4) 人権教育推進機関等との連携強化

幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校等が実施主体となり、各種研究大会や講演会等の開催、さらに校区別人権・同和教育懇談会事業等への、援助及び支援を行った。また各種研修会や研究大会等については、講師・指導者の派遣や参加者の支援を行っている。

(6) 身元調査お断り運動の推進

身元調査によって引き起こされる不当な差別を防ぎ、その不合理と差別の醜さを市民に訴えるため「しない・させない・協力しない」をスローガンとした取組みを推進している。平成16年に「身元調査お断りステッカー」を制作し、令和3年にデザインをリニューアルして、これまでに5万枚余りを配布している。

(7) 差別落書き根絶に向けた取組み

重大な人権侵害である差別落書きは「しない・させない・許さない」をスローガンとして、差別落書きがいかに人の尊厳を傷つけているかを理解してもらい、落書き発見時にはすみやかな対処ができるよう、啓発活動を進めている。

(5) 人権・同和教育関係懇談会・研究会等参加状況

区 分	年 度		30		令和元		2		3		4	
	開催回数	参加人員										
お茶の間人権教育懇談会	126	1,268	118	1,305	50	507	26	205	55	428		
学級・講座研修会	194	9,417	184	9,920	135	8,649	188	21,038	188	11,675		
各種研究大会	8	832	8	772	5	362	5	163	7	780		
校区別人権・同和教育懇談会(基礎研修)	27	6,260	27	6,771	24	3,508	24	3,873	26	4,231		
校区別人権・同和教育懇談会(学級・学年別研修)	28	5,308	27	5,779	18	3,675	18	3,306	14	4,164		
ふれ愛フェスタ(ハートFULL新居浜)	1	200	1	300	1	250	1	150	1	110		
地区別人権教育市民講座	3	284	16	1,127	16	1,099	15	900	15	777		
計	387	23,569	381	25,974	249	18,050	277	29,635	306	22,165		

消 防



高規格救急自動車

消 防

近年は、地球温暖化の影響により、大型台風や予測困難な局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、また、多数の死傷者が発生する火災や危険物火災等、住民の安全を脅かす災害は後を絶たず、更には、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されていることから、市民の消防行政に対する期待と関心はますます高まりをみせている。

そのため、消防機関として1本部、2署、1分署、職員150人並びに、1団本部、17分団、団員669人が、市民の生命、身体、財産を各種災害から守るべく、昼夜を分かたず防火防災活動に全力で取り組んでいる。

また、消防行政効果をより一層高めるため、市民の理解と協力を得て、幼・少年消防クラブ、婦人防火クラブ、防火管理協会、危険物安全協会、自衛消防隊等の民間団体を組織するとともに、各自治会主体の自主防災組織

の結成に協力し、官民一体の総合防災体制づくりを推進するとともに、消防職・団員の資質の向上を図っている。

救急にあっては、昨年6,259件出動し、救急救命処置の高度化と救命率の向上を図る観点から、救急救命士の育成強化、メディカルコントロール体制の充実強化、高規格救急自動車や高度救命処置用資機材などの計画的な更新整備を図っている。

更には、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、地域住民による具体的な訓練や住民に対する啓蒙をこれまで以上に推進し、消防団員による地域に密着した防災指導體制を確立し、地域防災力の向上に努める。

1 消 防 庁 舎

施設名	所在地	敷地面積(m ²)	建築物構造		床面積(m ²)	計(m ²)	建築年月等
消防本部 北消防署	一宮町一丁目 5番1号 ☎34-0119	3,421.52 (市庁舎含む)	庁舎	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	延 7,629.42	3,016.76 (使用部分)	令和 2.3 新築
			訓練棟	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	延 443.29	443.29	
			土のう置場	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	延 12.29	12.29	
北消防署 川東分署	松神子一丁目 8番20号 ☎67-1018	1,550.40 (支所含む)	庁舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	延 624.23 (内522.86使用)	593.16 (使用部分)	昭和 61.2 増築
			倉庫	鉄骨コンクリート ブロック造 陸屋根平家建	66.00		昭和 54.3 新築
			プロパン庫 及び ボイラー室	コンクリート ブロック造大波 スレート葺平家建	4.30		
南消防署	喜光地町一丁目 5番9号 ☎66-1227	2,137.32 (支所含む)	庁舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	延 992.28 (内686.78使用)	866.99 (使用部分)	昭和 55.3 新築
			倉庫	鉄骨造大波スレート 葺平家建	66.00		平成 元.3 新築 昭和 53.12 新築
			車庫	鉄骨造大波スレート 葺平家建	107.61		
			プロパン庫 及び ボイラー室	コンクリート ブロック造大波 スレート葺平家建	6.60		

2 消 防 力

(1) 現有消防力

(5.4.1 現在)

種 別		区 別	現 有 消 防 力
人 員	警 防 要 員		114 人
	予 防 要 員		9 人
	そ の 他 要 員		27 人
	計		150 人
署 所 の 数	消 防 署 所 数		3
自 動 車 等	ポ ン プ 自 動 車	普 通 消 防 ポ ン プ 自 動 車	7
		水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	
	は し ご 自 動 車	は し ご 付 消 防 自 動 車	2
	化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車	化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車	2
	救 急 自 動 車	高 規 格 救 急 自 動 車	6
	救 助 工 作 車	救 助 工 作 車	2
	計		19

(2) 装 備

(5.4.1 現在)

装 備 名	区 別	計	本 部	北 消 防 署	川 東 分 署	南 消 防 署
普 通 消 防 ポ ン プ 自 動 車		5		2	1	2
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車		2		1		1
は し ご 付 消 防 自 動 車		2		1 (40m級)		1 (屈折14m級)
化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車		2		1	1	
小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車		1		1 (Ⅱ型)		
小 型 動 力 消 防 ポ ン プ		5		3	1	1
指 令 車		1	1			
調 査 車		1	1			
指 揮 車		1	1			
警 防 車		1		1		
資 機 材 搬 送 車		3		1	1	1
広 報 車		2	1	1		
高 規 格 救 急 自 動 車		6		3	1	2
救 助 工 作 車		2		1 (Ⅲ型)		1 (Ⅱ型)
消 防 人 員 輸 送 車		1		1		
消 防 防 災 車		1	1			
消 火 ・ 通 報 訓 練 指 導 車		1		1		
予 防 査 察 車		1	1			
消 防 救 急 デ ジ タ ル 無 線 設 備	基 地 局 固 定 局	1※		1		
	移 動 局 (可 搬 型 含 む)	36	6	16	5	9
	携 帯	33	4	13	7	9

※ 別に黒島基地局、別子山基地局、弟地中継局があります。

(3) 高規格救急自動車及び救助工作車の概要

ア 高規格救急自動車の概要

平成29年11月、令和2年3月及び令和5年2月に北消防署、平成27年3月に川東分署、平成28年2月及び平成29年2月に南消防署の高規格救急自動車が配備され、救急救命士による高度な救命活動が図られている。

高規格救急自動車は車内空間が広く確保され、立ったままの救命活動が可能であり、多数の高度救命処置用資機材を装備している。

イ 高度救命資機材の概要

(ア) 自動体外式除細動器 (AED)

心筋梗塞などにより、心臓がけいれんを起こしている場合、電氣的なショックを与えて、動きを正常に戻す医療機器

(イ) 傷病者監視モニター

傷病者のバイタルサイン(心拍数・血圧・心電図等)をモニタリングする。

(ウ) 自動心臓マッサージ器

絶え間ない胸骨圧迫を実施し、心肺蘇生法をサポートする。

ウ 救助工作車の概要

平成21年12月、南消防署に救助工作車Ⅱ型が、平成27年12月、北消防署に救助工作車Ⅲ型が更新され、初期の救助活動が迅速に対応できる体制が強化された。

また、高度救助用資機材等も多数導入されている。

エ 高度救助資機材の概要

(ア) ファイバースコープ

地震等で崩壊した家屋の下敷きになっている人や埋まった人などを救助する時、隊員が進入できないところを映し出す超小型カメラ

(イ) 地中音響探知機

埋まった人の声や呼吸音など、かすかな音を検索する装置

(ウ) 夜間暗視装置

夜間、暗闇の中を検索する装置

(エ) 熱画像直視装置

人の体温を感じ取り、温度差で要救助者を検索する装置

(オ) 地震警報器

早期地震探知機能により、余震等少しの揺れも逃がさず検知する資機材

(4) 消防水利施設の状況

年度	種別	井戸	水 槽		プー ル	消 火 栓 (地下式)	計
			水	うち耐震性水槽			
29		98	399	21	38	2,343	2,878
30		98	400	21	38	2,351	2,887
令和元		98	400	24	38	2,357	2,893
2		100	398	24	37	2,360	2,895
3		100	396	25	37	2,362	2,895
4		100	395	25	37	2,367	2,899

(5) 高機能消防通信指令システム

本システムは、消防防災合同庁舎の建設工事に合わせて市民の生命、財産を災害等から守るため、火災・救急救助活動において最新技術を駆使し、的確・迅速かつ簡便な操作により119番受信操作が遂行できる消防通信指令システムⅡ型として、令和2年3月9日から運用を開始した。

ア 主要機器の概要

(ア) 指令装置

119番通報の受付、災害通報の覚知、出動車両の隊編成、出動指令、現場活動支援等を統括する指令管制の主要装置

(イ) 新発信地表示システム

本システムを利用することにより、一般加入

電話、携帯電話及びIP電話からの119番通報受信時において自動的に通報者の発信地情報を取得し、災害点が瞬時に決定されるため出動指令までの時間が短縮される。

(ウ) 自動出動指定装置

119番通報の受付から事案終了まで一連の災害情報を処理する装置で、地図検索装置、表示盤、署所端末装置等を有機的に結合し、自動化機能を制御するとともに、指令管制業務を円滑に実施する。

(エ) 地図等検索装置

自動出動指定装置、新発信地表示システムと連動し、災害発生場所の表示及び検索が容易かつ迅速に行える装置

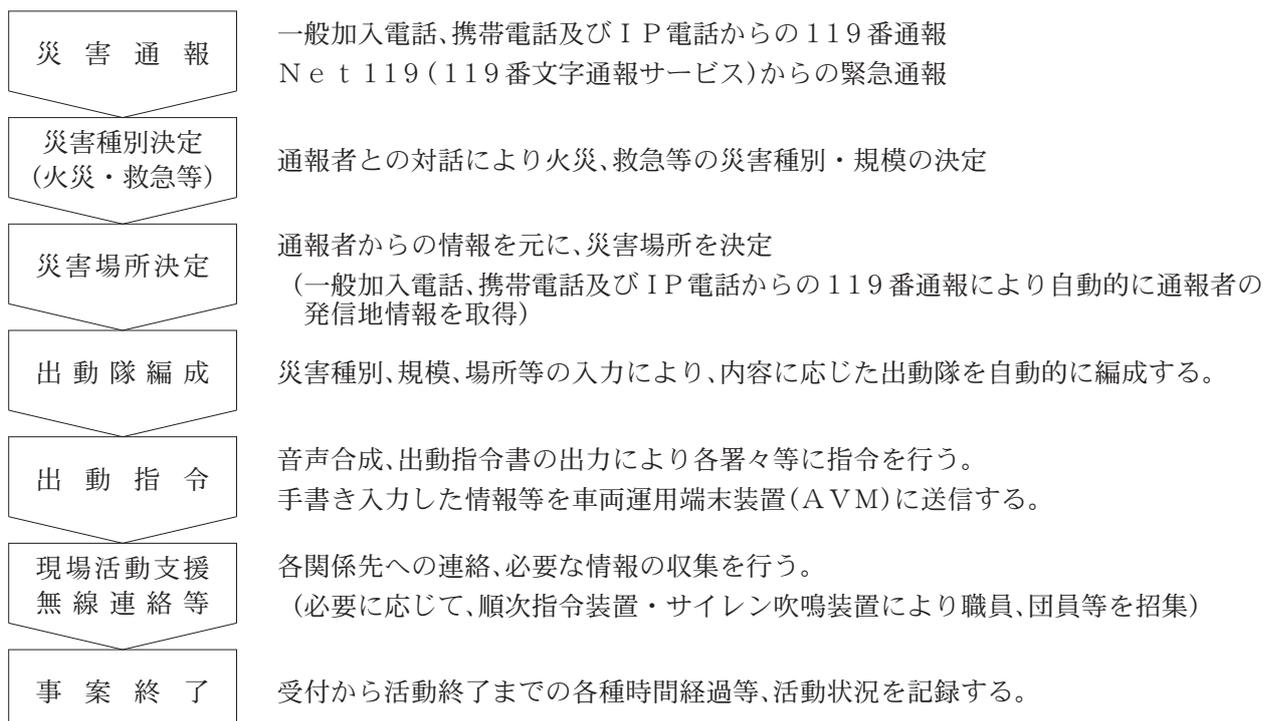
- (オ) 情報表示盤（46インチ液晶4面マルチ画面×3画面）
車両運用、支援情報及び多目的情報の3つの表示盤を設け、消防車両動態の一覧表示、119番の着信、件数等の表示、災害場所、気象情報、河川情報、監視カメラ等の画像を表示する。
- (カ) 指令伝送装置
自動出動指定装置・地図等検索装置と連動し、各署に設置された出力装置から災害場所、出動車両等を表示した地図付きの指令書を出力する。
- (キ) 気象観測装置
風向、風速、気温、湿度、気圧、雨量を自動的に記録し表示する。
雨量計については、一宮町、立川町、大生院、船木、多喜浜、別子山の6箇所に設置する。
また、雨量情報は新居浜市のホームページから過去9日間の情報が閲覧できる。
- (ク) 順次指令装置
消防職員、団員、関係職員等に災害の発生等を自動的に電話、Eメールで通知し非常招集を行う。
- (ケ) サイレン吹鳴装置
市内14箇所に設置した消防サイレンを災害場所別に吹鳴することにより、消防団員等の非常招集を行う。
- (コ) 出動車両運用管理装置及び車両運用端末装置（AVM）
地図、各種支援情報、カーナビゲーション機能を搭載した端末が消防車両に設置されており、

災害発生時には発災点の地図及び支援情報が表示される。

また、指令台において手書き入力された情報の送受信、メール機能を備え効率的な災害対応ができる。

- (サ) 現場映像情報伝送装置
災害現場の映像等をスマートフォン等にて共有し、迅速な災害対策を図る。
また、人が立入ることが困難な区域や状況把握が困難な場所等はドローンを活用することで、精度の高い映像を入手することができ、的確な判断や迅速な災害対応を図る。
- (シ) 高所監視カメラ
火災等が発生した場合に自動出動指定装置と連動し、災害地点を確定することにより、自動的に災害発生方向を撮影する。
- (ス) Net 119システム（119番文字通報サービス）
音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者（登録者）が、スマートフォン等のWEBサイトを利用して円滑に消防へ通報を行えるシステム
- (セ) 災害等案内装置
テレホンサービス（33-6800）にて、災害発生場所、休日当番医等の情報を提供する。
また、平成20年4月から災害等の発生状況を携帯電話等に「メールマガジン」でリアルタイムに情報を提供している。防災・火災・救急情報は新居浜市のホームページからも閲覧できる。

イ 災害処理の流れ



3 火 災 統 計

(1) 概 況

年	区分	火災件数	火災種別					焼失棟数			り災世帯数			り災人員	死傷者	
			建物	林野	車両	船舶	その他	全焼	半焼	部分焼	全損	半損	小損		死者	傷者
30		33	25	0	2	0	6	20	3	12	10	2	22	73	1	5
令和元		29	20	0	1	0	8	23	1	13	9	1	18	56	3	3
2		24	16	0	3	0	5	14	0	6	9	0	20	55	1	3
3		40	21	1	5	0	13	10	2	10	4	0	13	42	1	5
4		36	22	0	5	0	9	13	0	16	11	0	18	76	2	6

損失面積			損 害 額					計
建物	林野	建物内容品を含む	林野	車両	船舶	その他		
㎡	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2,838	0	130,513	0	300	0	40,137	170,950	
2,822	0	157,312	0	300	0	5,123	162,735	
1,349	0	142,964	0	867	0	11,036	154,867	
2,927	1.7	176,196	0	1,696	0	270	178,162	
1,259	0	66,418	0	904	0	0	67,322	

(2) 原因別火災発生件数

年	区分	ストーブ	たばこ	たき火	こんろ	放(疑い含む)火	火遊び	溶断機の火花	取灰	ボイラー	電灯電話等の配線	不	そ	計
													の	
30		2			1	3			2		2	3	20	33
令和元		1	4	1	3	5			2		1	3	9	29
2		1	3		3	1	2				3	3	8	24
3			3		5	10				1	1	10	10	40
4		1	2		1	2	1				1	10	18	36

4 危険物製造所等設置許可状況

(単位：件)

対象物件		年度 区分	令和2			3			4		
			許可	廃止	現在	許可	廃止	現在	許可	廃止	現在
総数			15	14	1,098	10	12	1,095	11	25	1,081
製造所				1	39			39	1	1	39
貯蔵所	屋内貯蔵所		2	2	136	4		140	1	6	135
	屋外貯蔵所				31	1		32	1		33
	屋内タンク貯蔵所				8			8			8
	屋外タンク貯蔵所		3	1	428		1	427		6	421
	地下タンク貯蔵所			2	47		2	45		1	44
	簡易タンク貯蔵所				1			1			1
	移動タンク貯蔵所		8	3	160	2	5	156	2	5	153
小計			13	8	811	7	8	809	4	18	795
取扱所	給油取扱所			2	72	1	2	71	3	3	71
	第1種販売取扱所				1			1			1
	第2種販売取扱所				1			1			1
	一般取扱所		2	3	157	2	2	157	3	3	157
	移送取扱所				17			17			17
小計			2	5	248	3	4	247	6	6	247

5 消防・救急活動

(1) 消防活動

種類		年 区分	令和2		3		4	
			出動延回数	出動延人数	出動延回数	出動延人数	出動延回数	出動延人数
火災			24	362	40	1,015	36	843
(うち林野火災)			(0)	(0)	(1)	(42)	(0)	(0)
救助活動			40	500	24	283	37	540
風水害等の災害			1	5	6	15	11	43
演習訓練			197	1,046	332	1,299	319	1,211
予防査察			324	1,296	635	1,716	579	1,649
警防調査			201	716	190	650	165	561
原因調査			24	120	40	200	36	180
特別警戒			63	196	52	162	91	293
計			874	4,241	1,319	5,340	1,274	5,320

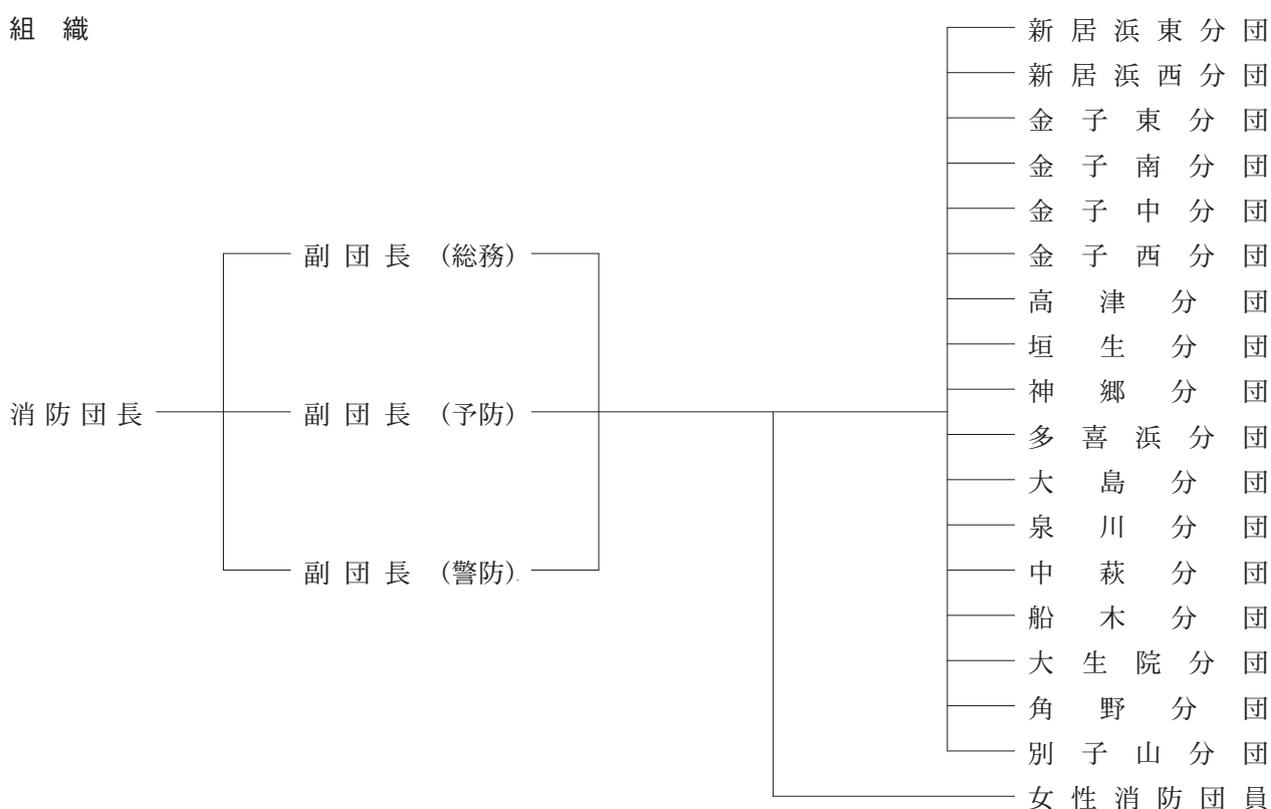
(2) 救急活動

(単位：件)

区分 年別	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他	計	増 減 率 前 年 (%)
令和元	5	0	3	443	38	26	808	29	42	3,372	567	5,333	- 1.1
2	4	0	3	462	52	26	822	24	58	3,107	531	5,089	- 4.6
3	4	0	0	393	32	16	941	23	37	3,323	565	5,334	+ 4.8
4	6	0	1	441	38	23	988	18	46	4,077	621	6,259	+17.3

6 消 防 団

(1) 組 織



(2) 消防機械器具の配置等

(5.4.1 現在)

区分	分団別	団本部	新居浜東	新居浜西	金子東	金子南	金子中	金子西	高津	垣生	神郷	多喜浜	大島	泉川	中菰	船木	大生院	角野	別子山	計
定数 (人)		34	33	33	39	40	33	33	65	40	55	40	33	55	60	55	48	63	33	792
現員数 (人)		18	31	24	33	39	29	33	46	30	55	37	31 ※(23)	45	47	55	45	50	21	669 ※(23)
消防ポンプ車等	自動車	0	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	3	3	1	1	2	0	23
	小型動力ポンプ	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	4	2	4	4	42
	小型動力ポンプ積載車	0	1	1	1	1	1	1	2	1	3	1	1	1	1	3	2	2	3	26

※ ()内は機能別団員数を内書き

(3) 年額報酬及び出勤報酬

ア 年額報酬

(5.4.1 現在・単位：円)

団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	班 長	団 員 (機能別)
206,000	154,400	132,100	71,200	56,900	39,000	36,500 (12,100)

イ 出勤報酬

(5.4.1 現在・単位：円)

区 分		支給金額 (1日につき)
災害のために出勤した場合	2時間以内	2,000
	2時間を超え4時間以内	4,000
	4時間を超え6時間以内	6,000
	6時間超	8,000
警戒のために出勤した場合		2,000
訓練のために出勤した場合		2,000
上記以外で出勤した場合		2,000

(4) 活動状況

種別	年 区分	令和2		3		4	
		出勤延回数	出勤延人数	出勤延回数	出勤延人数	出勤延回数	出勤延人数
火	災	9	805	6	553	9	517
警	戒	78	6,746	45	4,387	387	2,856
訓	練	186	4,741	172	3,358	533	7,103
水	防	0	0	0	0	1	299
計		273	12,292	223	8,298	930	10,775

選挙管理委員会 監査委員会 農業委員会



景観形成事業 園児招待（川東地区）



景観形成事業 園児招待（大生院地区）

選挙管理委員会

選挙管理委員会は公職選挙法や地方自治法等の法律またはそれに基づく政令の定めにより、選挙の管理執行に関すること、選挙の啓発に関すること、検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の選定に関すること、直接請求の署名審査及び住民投票に関すること、国民投票に関すること等を行っている。

1 投票区・投票所と選挙人名簿登録者数

(5.6.1 現在)

投票区	投票所名	男 (人)	女 (人)	計 (人)
1	文化振興会館	1,136	1,177	2,313
2	みなと保育園	368	412	780
3	口屋跡記念公民館	915	950	1,865
4	金子小学校体育館	1,529	1,555	3,084
5	JAえひめ未来本所ロビー	843	936	1,779
6	南中学校体育館	2,150	2,193	4,343
7	金栄小学校体育館	2,160	2,381	4,541
8	惣開公民館	1,224	1,042	2,266
9	若宮保育園	616	710	1,326
10	別子銅山記念図書館	888	977	1,865
11	新居浜小学校体育館	924	975	1,899
12	松の木自治会館	973	1,034	2,007
13	東中学校体育館	1,827	2,079	3,906
14	高津公民館	2,142	2,343	4,485
15	浮島小学校体育館	854	978	1,832
16	垣生公民館	1,794	1,974	3,768
17	川東支所	1,470	1,607	3,077
18	神郷小学校体育館	2,392	2,643	5,035
19	多喜浜公民館	1,064	1,127	2,191

投票区	投票所名	男 (人)	女 (人)	計 (人)
20	黒島自治会館	147	146	293
21	川東高齢者福祉センター大島分館	81	72	153
22	船木小学校体育館	2,685	3,050	5,735
23	東田保育園	1,152	1,251	2,403
24	泉川公民館	1,758	1,946	3,704
25	泉川中学校体育館	1,671	1,890	3,561
26	新居浜特別支援学校	1,661	1,767	3,428
27	上部児童センター	1,615	1,834	3,449
28	高齢者生きがい創造学園	1,164	1,342	2,506
29	中萩公民館	1,850	2,148	3,998
30	JAえひめ未来上部西支所	1,307	1,474	2,781
31	大生院公民館	1,522	1,683	3,205
32	角野中学校体育館	2,481	2,864	5,345
33	角野小学校体育館	1,407	1,616	3,023
34	角野新田自治会館	342	363	705
35	立川自治会館	49	57	106
36	別子山支所	51	54	105
合計		46,212	50,650	96,862

2 在外選挙人名簿登録者数

(5.6.1 現在)

男	女	計
18	23	41

3 市長選挙の記録

区分	年	8	12	16	20	24	28	令和2
執行月日		10/27	11/12	11/14	11/9	11/11	11/13	11/15
有権者数(人)		102,135	102,612	102,700	102,317			98,520
投票者数(人)		64,365	62,051	56,875	59,300	無	無	39,067
投票率(%)		63.02	60.47	55.38	57.96	投票	投票	39.65
最高得票数(票)		31,895	31,969	31,501	29,642			21,516
立候補者数(人)		3	2	2	2	1	1	2

4 市議会議員選挙の記録

区分	年	※12	(第1選挙区) 15	(無投票) (第2選挙区) 15	19	23	27	31	令和5
執行月日		11/12	4/27	4/27	4/22	4/24	4/26	4/21	4/23
有権者数(人)		102,612	101,852	227	101,698	100,977	99,021	98,755	95,512
投票者数(人)		62,023	65,963	—	61,666	53,717	52,012	46,697	41,645
棄権者数(人)		40,589	35,889	—	40,032	47,260	47,009	52,058	53,867
投票率(%)		60.44	64.76	—	60.64	53.20	52.53	47.29	43.60
無効投票数(票)		2,161	704	—	589	576	489	512	367
立候補者数(人)		3	38	1	34	30	33	30	29
定数(人)		1	30	1	28	26	26	26	26
最高得票数(票)		22,118	2,831.103	—	3,533	2,891	2,934	2,218	2,200
当選者最低得票数(票)		22,118	1,315	—	1,360.019	1,392	1,198.479	1,283.723	1,057
最低得票数(票)		16,179	356	—	555.009	638	319	174	280.241
当選者総得票数(票)		22,118	58,636.100	—	55,238.986	49,025.205	45,155.332	43,581.995	39,270.754
当選者1人当たり得票平均(票)		22,118	1,954.537	—	1,972.820	1,885.585	1,736.744	1,676.231	1,510.414
最高年齢(歳)		52	77	66	76	76	77	80	85
最低年齢(歳)		28	27	66	28	35	32	36	37

※は補欠選挙

5 最近の主な選挙の概要

区分	県知事	県議会議員	参議院議員	衆議院議員	参議院議員	県知事	県議会議員
執行年月日	19.1.21	19.4.8	19.7.29	21.8.30	22.7.11	22.11.28	23.4.10
有権者数(人)	102,457	101,772	102,967	102,746	102,510	101,728	101,048
投票者数(人)	36,760	52,743	59,578	73,035	56,831	37,927	50,048
投票率(%)	35.88	51.82	57.86	71.08	55.44	37.28	49.53
最高得票数(票)	22,877	12,984	32,507	37,265.172	25,655	27,589	9,933
当選者最低得票数(票)	22,877	7,552	32,507	37,265.172	25,655	27,589	6,101
立候補者数(人)	3	6	3	3	4	3	7
定数(人)	1	4	1	1	1	1	4

区 分	衆議院議員	参議院議員	県知事	衆議院議員	県議会議員	参議院議員	衆議院議員
執行年月日	24.12.16	25.7.21	26.11.16	26.12.14	27.4.12	28.7.10	29.10.22
有権者数(人)	101,789	101,326	100,037	100,537	99,064	101,713	101,027
投票者数(人)	59,853	47,922	31,704	49,548	44,469	55,020	52,361
投票率(%)	58.80	47.29	31.69	49.28	44.89	54.09	51.81
最高得票数(票)	31,408.483	30,345	27,934	26,803.257	10,580	28,575	25,117.315
当選者最低得票数(票)	31,408.483	30,345	27,934	26,803.257	7,469	24,482	25,117.315
立候補者数(人)	4	5	2	3	5	3	4
定数(人)	1	1	1	1	4	1	1

区 分	県知事	県議会議員	参議院議員	衆議院議員	参議院議員	県知事	県議会議員
執行年月日	30.11.18	31.4.7	令和元.7.21	3.10.31	4.7.10	4.11.20	5.4.9
有権者数(人)	99,752	98,881	99,944	98,344	97,688	96,708	95,622
投票者数(人)	33,545	41,265	50,330	54,860	47,646	28,975	36,083
投票率(%)	33.63	41.73	50.36	55.78	48.77	29.96	37.74
最高得票数(票)	28,747	10,065	28,402	27,990	22,862	25,681	8,249
当選者最低得票数(票)	28,747	7,596	28,402	26,277	22,862	25,681	6,059
立候補者数(人)	3	5	3	2	5	2	5
定数(人)	1	4	1	1	1	1	4

注：最高得票数及び当選者最低得票数については、新居浜市開票区における得票数である。

6 選挙公営制度

お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度が設けられている。

(1) 任意制ポスター掲示場

公職選挙法第144条の2第8項の規定に基づき、新居浜市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年10月1日条例第37号)を制定し、ポスター掲示場を設置している。

〈最近の選挙における設置数〉

新居浜市議会議員選挙
(令和5年4月23日執行) 260箇所
新居浜市長選挙
(令和2年11月15日執行) 260箇所

(2) 任意制選挙公報

公職選挙法第172条の2の規定に基づき、新居浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年10月1日条例第38号)を制定し、選挙公報を発行している。

〈最近の選挙における発行部数〉

新居浜市議会議員選挙
(令和5年4月23日執行) 53,000部
新居浜市長選挙
(令和2年11月15日執行) 53,000部

(3) 選挙運動費用に関する公費負担

公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年12月27日条例第24号)を制定し、選挙運動用自動車の使用に係る費用、選挙運動用ビラの作成に係る費用並びにポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成に係る費用について、上限額の範囲内で要した費用を市が負担する制度を定めている。

7 選挙啓発

選挙管理委員会は、明るく正しい選挙の推進及び政治意識の向上をはじめ、投票の方法や選挙違反その他選挙に関し必要な事項を選挙人に周知するため、各種の選挙啓発事業を実施している。特に、平成28年7月の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、主権者教育の一環として市内高等学校、高等専門学校及び専門学校と連携した選挙啓発講座を実施することで、有権者としての自覚と政治や選挙への関心及び投票参加への意識向上を目指している。

監 査 委 員

市の事務の管理及び執行等が、法令に適合し、正確で経済的・効率的かつ効果的に運営されているかどうか、財務的又は行政監査的観点から「新居浜市監査基準」に沿った監査等を実施するとともに、公営企業会計にあつてはその経営状況等を含め審査・指導している。

1 委員構成

定数 3人（識見委員2人、議選委員1人）

2 主な業務

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的になされているか、あわせて、市の事務の執行について行政監査的視点で、毎会計年度1回以上、定期的の実施している。

(2) 工事監査

市の発注した工事が、設計図書及び構造計算書等に基づき、安全性の確保を中心に、合理的かつ効率的に施工されているかを監査している。

なお、監査の一部を補完する目的で、技術的な調査を外部に委託し、技術的側面からも実施している。

(3) 財政援助団体等監査

市が財政的援助をしている各種団体等に対し、市の援助等に係る出納、その他の事務の執行に関して、必要に応じ監査を実施している。

(4) 決算等審査

市長より提出された決算書及び関係書類について、計数の正確性、予算執行の適否等について審査している。

また、平成19年度決算から健全化判断比率等についても審査している。

(5) 例月現金出納検査

毎月、例日を定め会計管理者並びに市長から提出された収支の証拠書類、帳簿等について詳細に確認し、現金管理の状況等出納機関の適正な事務処理を客観的に検査している。

3 監査等の結果に関する報告及び公表

監査の結果に関する報告は、議会及び市長並びに関連する行政委員会にその結果を提出するとともに公表する。

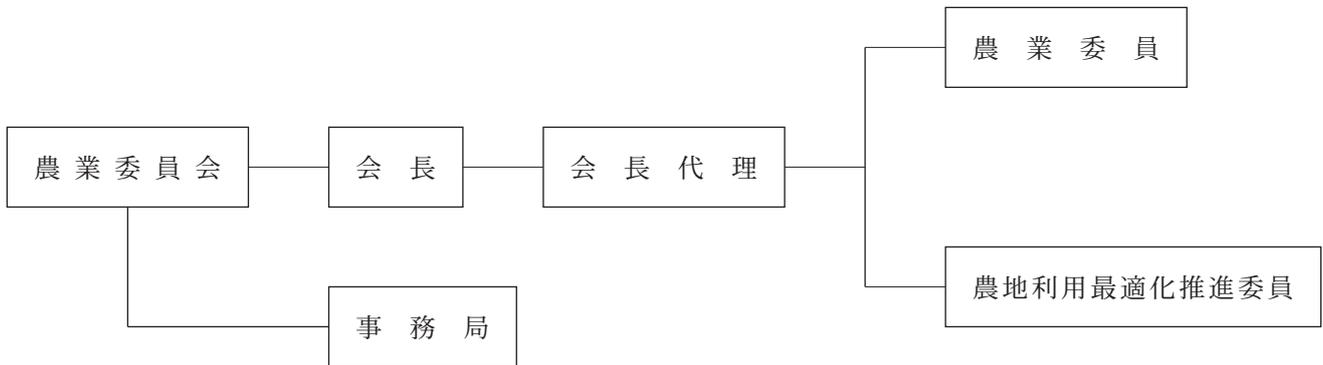
監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として、措置を講じたときは監査委員に通知する。この場合には、当該通知に係る事項を公表する。

決算等審査の結果については、審査意見を市長に提出し、例月現金出納検査の結果に関する報告は、議会及び市長に提出している。

農 業 委 員 会

1 機 構

農業及び農家の代表機関として、農業生産力の向上並びに農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与するための組織であり、特に農業者が安心して取り組める農業行政の確立を図るため、担い手の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加等、本市農業の抱える諸問題に対処し、農地の流動化の促進、経営規模の拡大、生産技術の向上、生活環境の改善、農地利用の最適化等について、関係団体の協力のもとに体質強化を図り、農業者が求める活力ある地域農業を推進し、新鮮で良質な食料の安定供給を目指している。



2 委員数等 (5.4.1 現在・単位：人)

区 分	定数	選任方法
農 業 委 員	19	市長が議会の同意を得て任命
農地利用最適化推進委員	14	農業委員会が委嘱
合 計	33	

3 会議状況 (令和4年度)

会議名	回 数	提出議案 (件)	可 決 (件)	否 決 (件)	保留継続 (件)
総 会	12	368	368	0	0
役員会	4	7	7	0	0

任期(第24期)

令和2年7月20日～令和5年7月19日

4 農地法による各申請取扱状況

(単位：㎡)

区分 年度	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農地法外転用	農地法第18条	
	所有権移転・使用・賃借権設定		農地転用		農地転用に伴う所有権移転・権利の設定		国県市等の転用	賃借権の合意解約	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	面積	件数	面積
30	34	31,263.00	12	7,053.00	176	152,307.25	6,449.00	30	21,578.00
令和元	25	33,531.00	8	2,871.00	178	177,328.57	4,676.36	30	33,439.99
2	42	50,778.05	7	4,684.00	150	111,324.90	35,605.00	30	24,875.00
3	45	61,124.00	10	4,177.58	191	163,500.83	2,315.67	10	32,567.00
4	29	47,353.29	11	4,554.00	183	155,818.21	5,730.00	42	44,722.00

5 農業者年金

新たな農業者年金適格者及び未加入者への加入促進、農業者年金受給者に対し適正な指導を行い、業務の円滑な推進を図る。

加入状況 (5.4.1 現在)

加入者(人)		受給者(人)	
被保険者	年齢到達者等	経営移譲年金	老齢年金
0	0	4	17

6 農用地利用集積実施状況

区分 年度	利 用 権 設 定									
	件数	3年未満(㎡)	件数	3～6年(㎡)	件数	6～10年(㎡)	件数	10年以上(㎡)	件数	合計(㎡)
30	11	17,385.00	73	116,137.91	1	1,990.00	1	1,074.00	86	136,586.91
令和元	11	13,159.00	95	157,885.91	0	0.00	3	6,849.00	109	177,893.91
2	24	38,219.00	125	174,064.94	2	1,956.00	5	7,666.00	156	221,905.94
3	11	16,023.00	75	106,563.23	0	0.00	1	8,061.00	87	130,647.23
4	14	21,367.73	67	98,306.98	9	9,185.00	1	753.00	91	129,612.71

上下水道



災害時におけるマンホールトイレ設置体験

上 下 水 道

1 上 水 道

本市は、山麓部の一部を除いて古くから水は豊富で、良質の飲料水に恵まれていた。しかし、昭和21年の南海地震の地殻変動によって海岸部に接する市街地域で井戸水の塩水化や水位低下等の枯渇現象があらわれ、年を経るごとに生活用水、飲料水に深刻な影響が生じたため、全市的に上水道設置の要望が高まった。

このような背景を踏まえ、昭和29年に上水道布設事業計画を策定し、同年3月10日付けで事業認可を受け、現JR予讃線以北尻無川以西を給水区域として、計画給水人口3万5,000人の規模で新居浜市上水道事業が創設された。

それ以後、町村合併により簡易水道を吸収して順次給水規模を拡大し、併せてこれらの統廃合等増補改良を進めた。さらに、将来の水需要の増加を見据えて、昭和45年3月に新居浜市水道統合事業の認可を得て、第3次、第4次、第5次拡張計画の長期事業を推進し、市内全域に上水道で給水を行えるようになった。

その後、都市化の進展に伴い、供給能力と配水量の関係にばらつきが生じたため、平成3年度から第6次拡張事業計画(計画給水人口13万1,000人、計画1日最大配水量7万8,200m³/日)の整備を推進し、2か所の簡易水道を統合するなど給水区域の拡張にも取り組んだ。また、平成8年度には、水道施設全般の集中監視システムを導入し、水の有効利用、施設の効率的な運用を行っているほか、平成9年度には、愛媛県水道水質管理計画に基づき水道水質検査センターを設置し、水質の安全性、信頼性を確保している。

平成13年度には、新居浜市水道経営基本10カ年計画を策定し、川東給水区における濁り水対策として、浄水処理施設を平成16年1月から稼働している。

平成18年度は、配水池等の水道施設劣化・耐震診断を実施し、平成22年7月には、目指すべき将来像とその実現方策を示した『新居浜市水道ビジョン』を公表し、平成23年3月に水道事業経営変更認可(計画給水人口を12万人、計画1日最大配水量を5万6,300m³/日)を行った。

また、経営改善とサービス向上のため、平成22年度から、お客様センターを開設し、上下水道料金徴収業務の包括的業務委託を実施している。

現在、施設の更新・耐震化として平成27年3月より船木2号配水池、平成28年1月より新山根配水池、送水場の供用を開始し、令和2年度には瑞応寺配水池の耐震補強工事が完了した。また、滝の宮送水場については平成25年度から更新事業を開始し、令和6年度の供用開始を目指している。

人口減少が継続し有収水量の減少状況が続く中、事業経営は厳しさを増しており、さらなる経営基盤強化が必要となっていることから、平成30年度には、「新居浜市水道事業経営戦略」を策定した。さらに、水道事業が抱える諸課題の解決に向けて、中長期的な視点に立った取組方針と施策等を示した「新居浜市新水道ビジョン」と、施設の統廃合やダウンサイジングによる再構築とコスト削減を図る「新居浜市水道事業基本計画」を令和2年度に策定した。

令和3年度には今後も施設の更新・耐震化を適切に進め、持続可能な経営を継続させていくために、水道料金の改定が避けられない状況であることを踏まえ、審議会において議論・検討を行い、審議会の答申に基づき令和4年10月に料金改定を行った。

今後とも、「経営戦略」などの事業計画等に基づき、ライフライン機能の確保及び整備充実を図り、より安心でおいしい水の安定供給に取り組んでいく。

(1) 主要施設概要

施設名	上下水道局 (消防防災合同庁舎4階)	お客様センター (上下水道局別館)	水道水質検査センター
所在地	一宮町一丁目5番1号 ☎65-1330	一宮町一丁目5番1号 ☎65-1331	中筋町一丁目12番10号 ☎66-1510
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄骨造平屋建
建物面積	949.97m ² (使用部分) ※共用部分除く	510.34m ²	510.00m ²
完成	令和2年3月31日	平成5年3月30日	平成10年2月28日
建築事業費	—	1億3,977万円	1億9,755万円

(5.4.1 現在)

給水区	施設名	送水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	容 量 (m^3)	建物面積 (m^2)	敷地面積 (m^2)
川 西	滝の宮送水場	17,533	—	964.2	5,685
	金子山配水池	—	6,000	—	3,624
川 東	清住送水場	13,968	—	431.0	4,703
	清住配水池	—	4,500	—	4,295
上 部	吉岡送水場	21,958	—	329.0	3,103
	瑞応寺配水池	—	4,900	—	4,324
	瑞応寺送水場	(増圧) 8,128	—	79.5	—
	篠場配水池	—	4,900	—	3,652
	治良丸中継場	(増圧) 210	—	9.0	118
	治良丸配水池	—	300	—	1,329
	立川中継場	(増圧) 539	—	20.0	113
	立川配水池	—	260	—	630
	新山根送水場	(新山根送り) 6,418 (大久保送り) 2,841	—	197.0	1,884
	新山根配水池	—	5,000	9.7	1,779
	大久保中継場	(増圧) 2,841	—	90.0	332
	船木配水池	(増圧) 179	2,000	19.3	1,820
谷前配水池	—	240	—	320	
全給水区	計	(増圧除) 62,718	28,100	2,226.7	38,195

(2) 水源施設

(5.4.1 現在)

区 分	内 容	計
取 水 施 設	地下水利用井の水源地 川西 9 川東 6、上部 7	22カ所
次亜塩素酸ソーダによる滅菌浄水施設	川西 1 (次亜生成装置 1) 川東 1 (次亜生成装置 1) 上部 2 (次亜生成装置 2)	4カ所
送・導水管延長 (m)	川西 6,402、川東 5,009、上部 16,307	27,718
水 源 能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	川西 25,100、川東 20,000、上部 35,740	80,840
1 日 最 大 配 水 量 (m^3)	令和 5 年 1 月 25 日	44,809

(3) 計画給水人口及び計画給水量 (認可値)

(5.4.1 現在)

給水区域	山間部を除く新居 浜市全域及び西条 市船屋の一部	(令和2年度 基本計画に よる修正値)
計画給水人口(人)	120,000	(114,000)
計画給水普及率(%)	96	(97)
計画1人1日平均給水量(ℓ)	366	(336)
計画1日平均給水量(m ³)	43,600	(39,000)
計画1人1日最大給水量(ℓ)	472	(391)
計画1日最大給水量(m ³)	56,300	(45,000)

(4) 事業の推移

区分	年度	30	令和元	2	3	4
行政区域内人口(A)(人)		119,281	118,521	117,439	116,052	114,886
計画区域内人口(B)(人)		119,130	118,376	117,310	115,921	114,773
計画給水人口(C)(人)		120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
現在給水人口(D)(人)		114,483	114,254	113,652	113,502	112,285
D/A(%)		96.0	96.4	96.8	97.8	97.7
普及率 D/B(%)		96.1	96.5	96.9	97.9	97.8
D/C(%)		95.4	95.2	94.7	94.6	93.6
現在給水戸数(戸)		55,257	55,724	55,974	56,341	56,338
年間配水量(E)(m ³)		14,181,855	14,032,788	14,321,892	14,070,260	13,790,811
年間有収水量(F)(m ³)		13,293,328	13,079,599	13,214,630	13,023,302	12,749,584
有収率 F/E(%)		93.7	93.2	92.3	92.6	92.4
1日最大配水量(m ³)		45,204	41,778	43,591	42,234	44,809
1日平均配水量(m ³)		38,854	38,341	39,238	38,549	37,783
1日平均有収水量(m ³)		36,420	35,737	36,204	35,680	34,930
1人1日平均配水量(ℓ)		339	336	345	340	336
1人1日平均有収水量(ℓ)		318	313	319	314	311
配水管総延長(m)		588,332	588,773	589,464	590,488	590,901
水道料金(円)		1,608,908,691	1,592,497,729	1,624,157,309	1,603,169,193	1,789,155,459
年間収益(円)		1,964,665,223	1,999,148,527	1,987,797,825	1,917,815,033	2,119,474,058
年間費用(円)		1,648,518,319	1,602,002,705	1,646,155,704	1,647,032,726	1,680,714,828

注：水道料金、年間収益、年間費用は消費税等を含む

(5) 水道料金

(令和4.10.1改定)

ア 料金

右の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額。(1円未満切り捨て)

また、家庭用で1月の使用水量が10³未満のものに係る水道料金については、その使用水量と基本水量との差1³につき53円を減額するものとし、その限度を159円とする。

用途	基本水量、基本料金(1月につき)	従量料金(³ につき)
家庭用	10 ³ 以下 1,110円	10 ³ を超え 20 ³ 以下 133円
		20 ³ を超え 40 ³ 以下 172円
		40 ³ を超える もの 185円
業務用	10 ³ 以下 1,785円	10 ³ を超え 20 ³ 以下 180円
		20 ³ を超える もの 185円
大口用	300 ³ 以下 45,300円	300 ³ を超える もの 185円
公衆浴場用	100 ³ 以下 11,000円	100 ³ を超え 300 ³ 以下 120円
		300 ³ を超える もの 125円

イ 料金調定及び収入状況

(単位：円)

年度	当初調定額	更正増減額	最終調定額	収入累計額	未収額	徴収率(%)
30	1,610,256,105	△ 1,347,414	1,608,908,691	1,581,326,973	27,581,718	98.3
令和元	1,593,681,848	△ 1,184,119	1,592,497,729	1,564,141,520	28,356,209	98.2
2	1,626,355,218	△ 2,197,909	1,624,157,309	1,601,960,236	22,197,073	98.6
3	1,604,384,881	△ 1,215,688	1,603,169,193	1,581,228,516	21,940,677	98.6
4	1,791,352,626	△ 2,197,167	1,789,155,459	1,758,595,809	30,559,650	98.3

注：金額はすべて消費税等を含む

ウ 料金改定の推移

(単位：%)

年度	46	51	57	平成元	9	26	令和元	4
引上率	30.96	49.74	35.1	3.0	27.2	2.9	1.9	32.8

エ 検針・収納方法

検針は業務委託により、市内を二つの地区に分割し隔月で実施しており、料金収納については、昭和63年4月1日に開始した口座振替(自動払込)及び平成19年3月1日に開始したコンビニでの納付などの方法があり、内容は下表のとおりである。

(令和5年3月納付分の内訳)

収納方法	銀行納付	口座振替	コンビニ	その他	合計
件数	712	40,709	5,325	278	47,024
率(%)	1.51	86.57	11.33	0.59	100

(6) 用途別使用水量

(令和4年度)

区 分		川西給水区	川東給水区	上部給水区	合 計
家庭用	件 数 (件)	134,803	141,562	259,278	535,643
	水 量 (m ³)	2,616,687	2,523,585	4,513,102	9,653,374
	1 件 当 り (m ³)	19.4	17.8	17.4	18.0
業務用	件 数 (件)	22,778	12,706	19,123	54,607
	水 量 (m ³)	454,141	267,655	393,964	1,115,760
	1 件 当 り (m ³)	19.9	21.1	20.6	20.4
大口用	件 数 (件)	704	467	701	1,872
	水 量 (m ³)	727,954	391,788	669,947	1,789,689
	1 件 当 り (m ³)	1,034.0	838.9	955.7	956.0
合 計	件 数 (件)	158,285	154,735	279,102	592,122
	水 量 (m ³)	3,798,782	3,183,028	5,577,013	12,558,823
	1 件 当 り (m ³)	24.0	20.6	20.0	21.2

(7) 加入金・手数料

ア 加入金

次の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額。(1円未満切り捨て)

ただし、改造による場合は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対する額との差額とする。

(平成9.4.1改定)

メーターの口径	加入金の額
13 mm 以下	40,000 円
20 mm	60,000 円
25 mm	130,000 円
30 mm	260,000 円
40 mm	530,000 円
50 mm	800,000 円
75 mm	2,000,000 円
100 mm	4,000,000 円
150 mm 以上	市長が別に定める額

イ 手数料

(令和元.12.27改定)

種 別	手 数 料
新居浜市水道事業給水条例第6条第1項の工事事業者として指定するとき(指定給水装置工事事業者指定手数料)	1件につき 10,000円
第6条第2項の工事設計の審査をするとき(設計審査手数料)	1件につき 1,400円
第6条第2項の工事検査をするとき(しゅん工検査手数料)	1給水装置につき 2,200円
水道法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき(指定給水装置工事事業者指定更新手数料)	1件につき 8,000円
指定給水装置工事事業者証の再交付をするとき(指定給水装置工事事業者証再交付手数料)	1件につき 3,000円

2 工業用水道

本市は、旧別子銅山の開坑に始まる住友系企業を中心とした重化学工業が発達し、瀬戸内海有数の臨海工業地帯を形成している。一方、これらの企業の工業用水は従来市域の中心部を流れる国領川の伏流水に依存していたが、昭和21年の南海地震による地盤沈下を原因とする海岸部の海水浸入現象と、更には逐年の企業の新設、拡張等に伴い水需要も飛躍的に増加したことから抜本的な用水確保を図るため、国領川総合開発計画が策定され、洪水調整として鹿森ダムの建設、銅山川の分水に伴う別子ダムの建設によって、工業用水及び農業用水の確保と併せて発電事業が施行されることとな

り、昭和35年度に着工し、昭和40年度にこれらの関係事業が完成した。

工業用水道事業は、翌年の昭和41年度から供用を開始し、取水口を住友共電(株)が建設した山根発電所放水路に接合し、接合井を経て山根配水場に導入し、自然流下によって海岸部工業地帯に52,000m³/日を給水開始した。その後、産業構造の変化や渇水対策等節水型設備の導入により平成8年には50,200m³/日と減少の傾向となった。さらに、平成9年7月西条地区工業用水道の供用開始に伴い4,100m³/日が転換され、現在の基本水量は、46,600m³/日となっている。

平成27年度から2か年の継続事業として山根配水池の耐震補強工事を実施した。また、平成29年度からは老朽化した配水管の更新・耐震化を進めている。

(1) 事業の推移

区 分 \ 年 度	30	令和元	2	3	4
計 画 給 水 社 数 (社)	3	3	3	3	3
現 在 給 水 社 数 (社)	3	3	3	3	3
普 及 率 (%)	100	100	100	100	100
年 間 配 水 量 (m ³)	14,722,532	15,261,347	14,684,114	16,048,101	15,494,306
年 間 有 収 水 量 (m ³)	14,693,277	15,230,607	14,545,084	16,018,254	15,391,349
1 日 平 均 給 水 量 (m ³)	40,256	41,614	39,850	43,886	42,168
有 収 率 (%)	99.8	99.8	99.1	99.8	99.3
配 水 管 延 長 (m)	7,266	7,266	7,339	7,339	7,339
給 水 収 益 (円)	242,775,416	256,011,948	242,805,707	261,973,353	250,278,648
年 間 収 益 (円)	253,835,527	262,106,430	251,370,141	271,853,483	261,579,739
年 間 費 用 (円)	186,459,330	192,099,125	190,476,562	198,133,712	196,981,501

注：給水収益、年間収益及び年間費用は消費税等を含む金額

1日平均給水量＝年間有収水量÷年間日数

有収率＝年間有収水量÷年間配水量

(2) 配水量・有収水量及び工場別給水量

(単位：m³)

年度 \ 区分	総配水量	有 収 水 量				有 収 率 %
		住友化学(株)	住友金属鉱山(株)	住友重機械工業(株)	計	
30	14,722,532	13,846,945	776,570	69,762	14,693,277	99.8
令和元	15,261,347	14,518,000	630,905	81,702	15,230,607	99.8
2	14,684,114	13,797,306	672,876	74,902	14,545,084	99.1
3	16,048,101	15,051,216	881,131	85,907	16,018,254	99.8
4	15,494,306	14,359,132	944,380	87,837	15,391,349	99.3

(3) 水道料金・メーター使用料

次の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切り捨て）

（令和元. 10. 1 改定）

水道料金			メーター使用料	
区分	種別	料金 (1 m ³ につき)	口径	料金 (1 個につき1月)
基本料金	基本使用水量	14 円 30 銭	100 mm 以下	4,000 円
			100 mm を超え 200 mm 以下	4,500 円
臨時料金	臨時使用水量	14 円 30 銭	200 mm を超え 300 mm 以下	4,700 円
			300 mm を超え 400 mm 以下	5,000 円
超過料金	超過使用水量	20 円	400 mm を超え 500 mm 以下	5,500 円
			500 mm を超え 600 mm 以下	6,000 円
			600 mm を超え 700 mm 以下	6,500 円
			700 mm を超えるもの	7,000 円

(4) 料金調定状況

（単位：円）

年度	区分	調定総額	内 訳		
			住友化学(株)	住友金属鉱山(株)	住友重機械工業(株)
30		242,775,416	220,227,040	20,935,152	1,613,224
令和元		256,011,948	232,240,818	22,072,224	1,698,906
2		242,805,707	220,313,237	20,882,400	1,610,070
3		261,973,353	237,654,630	22,581,240	1,737,483
4		250,278,648	227,042,149	21,574,520	1,661,979

注：金額はすべて消費税等を含む

3 公共下水道

本市の下水道は、昭和28年に旧下水道法に基づく認可を受け、既成市街地の一部である港町から西原町に至る区域において、主として雨水排水を目的とした合流式による公共下水道を計画し、昭和35年に事業に着手した。

昭和40年代に入り、経済の高度成長による生活様式の変革や産業活動の活性化により、大気、海域の汚れが深刻化し、昭和45年に下水道法が改正され、下水道に公共用水域の水質保全という新たな責務が課せられた。

下水道法の改正を機に、昭和48年に下水道計画の抜本的見直しを行い、可住地4,500ヘクタールを全体計画区域として下水処理場を有する分流式公共下水道の基本計画を策定した。

第1期事業として、計画決定区域を503ヘクタール、認可区域を既成市街地を中心に322ヘクタールと定め事業着手し、昭和55年3月に下水処理場の一部を供用開始した。

その後、昭和57年度の第2期事業から昭和63年度の第5期事業までに、計画決定区域及び認可区域を1,865ヘクタールに拡大した。

平成15年度には下水道全体計画の見直しを行い、可住地4,453ヘクタールを全体計画区域として基本計画を策定し、第6期事業として平成17年度に計画決定区域及び認可区域をそれぞれ2,127ヘクタールに拡大し、整備を進めてきた。

第7期事業として平成23年度に計画決定区域及び事

業計画区域をそれぞれ2,367ヘクタールに拡大するとともに、全体計画の計画人口等の見直しを行った。

平成28年度に全体計画の計画人口等の見直しを行い、第8期事業として平成29年度に計画決定区域及び事業計画区域をそれぞれ2,538ヘクタールに拡大した。

また、平成31年4月1日付での地方公営企業法の全部適用に伴い、水道局との組織統合を行い、人口減少に伴う使用料収入の減や、今後増大すると予測される下水道施設の更新費用など、下水道事業に係る経営環境の厳しさが増すことから、令和3年3月に「新居浜市公共下水道事業経営戦略」を策定した。

令和3年度には下水道使用料対象経費に対して、使用料水準が適切かどうか審議会において議論・検討を行い、審議会の答申に基づき令和4年2月議会において使用料改定について議決され、令和4年10月に使用料改定を行った。また、令和4年度には当審議会において、早期汚水処理の概成及び持続可能な公共下水道事業経営の実現に向けた下水道整備区域の見直しについて検討を行い、審議会の答申に基づき全体計画区域を4,453ヘクタールから2,576ヘクタールに縮小した。

今後とも、安全で快適な生活環境の確保及び総合的な雨水対策を実施できるよう、一層の事業の効率化を図り、経営の健全化を目指していく。

(1) 事業計画と現況 (令和4年度末)

区 分	事業計画	現 況	備 考	
面 積 (汚水) (ha)	2,538	2,102	全体計画 2,576	
処 理 人 口 (人)	87,510	74,261	—	
管渠延長(汚水) (m)	588,145	455,164	—	
ポン プ 場	汚 水 中 継 ポン プ 場	1	1	—
	雨 水 ポン プ 場	11	11	—
終 末 処 理 場	1	1	—	
日平均汚水量 (m ³ /日)	38,540	32,800	—	
日最大汚水量 (m ³ /日)	46,510	39,500	—	
時間最大汚水量 (m ³ /日)	66,910	56,900	—	
総 事 業 費 (百万円)	131,377	125,095	—	
内 訳	管渠・ポンプ場費 (百万円)	107,741	101,578	—
	処 理 場 費 (百万円)	23,636	23,517	—

(2) 公共下水道普及状況 (5.4.1 現在)

事業計画区域 面積 (ha)	現在処理 面積 (ha)	整 備 率 (%)
2,538	2,102	82.8

住民基本台帳人口 (人)	処理区域内 人口 (人)	普 及 率 (%)
114,886	74,261	64.6

(3) 受益者負担制度

本制度は、公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定に基づく負担金及び地方自治法の規定に基づく分担金を徴収する制度である。

・負担金及び分担金を納める者（受益者）

排水設備工事が行われた土地の所有者(複数の場合は、その代表者)。ただし、その土地に権利者(地上権者、質権者、使用借主又は賃借人)がいる場合には当該所有者と協議して所有者に代わる者を定めた場合はその者。

・負担金の額

基準日(新設等(排水設備の新設、増設又は改築をいう。)の工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日をいう。)における新設等土地(新設等が行われた土地をいう。)の面積について、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

負担区の名称	1平方メートル当たりの額
第 1 負 担 区	152 円
第 2 負 担 区	210 円
第 3 負 担 区	210 円
第 4 負 担 区	252 円
第 5 負 担 区	269 円
第 6 負 担 区	339 円
第 7 負 担 区	349 円

・分担金の額

次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該新設等土地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内に存する場合は、アに掲げる額とする。

ア 面積割額

基準日における新設等土地の面積に1平方メートル当たり349円を乗じて得た額

イ 資産割額

基準日における新設等土地及び当該新設等土地に所在する家屋について、新居浜市における都市計画税の年税額の計算の例によって算定した額に5を乗じて得た額

・負担金及び分担金の徴収

負担金及び分担金を5年に分割し、これをさらに年3回(7月、10月、翌年1月)に分け、計15回に分納とする。

・一括納付制度

納期前に納付した額の100分の0.25に、納期前の月数を乗じて得た額を納期前納付報奨金として交付する。

・負担金及び分担金の減免

公用又は公共の用に供し、又は供することが予定されている場合及び公的扶助を受けている者等については、負担金及び分担金の全額又は一部を減額する。

・徴収猶予

震災、風水害、火災、長期療養等で支払いが困難な者については、事情により徴収を猶予する。

(4) 水洗便所改造資金融資あっせん制度

本制度は、既設便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する者のうち、改造工事費を一時に負担することが困難な者に対し、改造資金の融資あっせんを行うことにより、経済的負担を軽減させるとともに、下水道事業に対する理解と関心を深めてもらい、水洗化の向上を図るものである。

・融資あっせん内容

- ア 改造工事1件につき50万円以下
- イ 無利子
- ウ 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から
- エ 償還額は、改造工事1件につき毎月10,000円

・融資あっせんの対象

- ア 建築物の所有者又は改造工事について、所有者の同意を得た使用者であること。
- イ 市内在住で同一生計者を除く連帯保証人1人を有する者であること。
- ウ 市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金を滞納していないこと。

・利用状況(令和4年度) 件数 6件

金額 267万円

・取扱金融機関 市長の指定した金融機関において、融資業務を行う。

(5) 水洗便所普及状況 (5.4.1 現在)

処理区域内		水洗化状況		水洗化率 (%)
世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	
37,627	74,261	35,370	70,480	94.9

注1: 処理区域内人口には外国人を含む。

注2: 処理区域外を含む水洗化状況は、36,154世帯、72,042人である。

(6) 下水道使用料

次表により算定した額に100分の110を乗じて得た額を徴収する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(令和4.10.1 改定)

区分	使用料 (1月につき)			
	基本水量	基本料金 (円)	超過料金(円) (排除汚水量1m ³ につき)	
一般汚水	10m ³ まで	1,100	10m ³ を超え 20m ³ まで	140
			20m ³ を超え 50m ³ まで	185
			50m ³ を超え 100m ³ まで	210
			100m ³ を超えるもの	220
湯屋汚水	排除汚水量 1 m ³ につき			25

地下水使用の場合

家族数1人につき使用水量を8 m³と認定し、上記の料金表で算定した額

上水道・地下水併用の場合

上水道の使用水量に地下水の使用水量の2分の1を加算し、上記の料金表で算定した額

(7) 排水設備指定工事店制度

排水設備から排除される下水が、公共下水道施設を使用するということから、その適正な施工を確保するために、排水設備工事に関する技能を有する業者を排水設備指定工事店に指定し、必要な規制を行っている。

4 下水処理場

所在地	菊本町二丁目15番1号 ☎34-3410
敷地面積	14万9,766.99㎡ その他水源池用地 82.23㎡
構造及び 建物面積	ポンプ棟 鉄筋コンクリート地下3階 地上1階建 3,966.81㎡ 管理棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 4,617.43㎡ 機械棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上3階建 4,814.40㎡ 汚泥濃縮棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 1,307.36㎡ 浄化槽汚泥等受入施設 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 1,916.67㎡ その他7室 鉄筋コンクリート平家建（水源池ポンプ室を含む）638.54㎡ 計 1万7,261.21㎡
事業費	249億7千万円
供用開始	昭和55年3月
運営状況	当処理場は、管理部門と運転部門に分かれ、運転部門は民間会社に委託している。

施設の概要

施設の名称		全体計画	事業計画
水処理施設	汚水沈砂池	2池	2池
	汚水ポンプ	5台	5台
	最初沈殿池	6池	3池
	反応タンク	6池	5池
	最終沈殿池	6池	5池
	塩素混和池	1池	1池
	送風機	4台	4台
施雨設水	雨水沈砂池	4池	4池
	雨水ポンプ	5台	5台
汚泥処理施設	汚泥濃縮槽	2槽	2槽
	汚泥濃縮機	3基	2基
	汚泥消化槽	3槽	3槽
	ガスタンク	1基	1基
	ボイラー	3台	2台
	脱水機	3台	2台
その他	浄化槽汚泥等受入施設	1式	1式
	連絡管廊	1式	1式
	放流渠	2カ所	2カ所
電気設備	受電電力	受電電圧 契約電力	6,600 V 870 kw
	自家発電設備	発電電圧 発電電力	6,600 V 2,000 kVA
水源池施設		φ80mm×0.45m ³ /min 1台 契約電力 220V 13KW 自家発電設備 24KVA	

5 雨水ポンプ場

(5.4.1 現在)

ポンプ場名	設置場所	計画排水面積(ha)	ポンプ口径(mm)	台数(台)	原動機の種類	排水能力(m ³ /h)
土場雨水	新田町一丁目4番31号	114.1	800 1,200	1 2	モーター エンジン	29,400
西原雨水	西原町三丁目5番3号	13.6	1,000 500	2 1	エンジン 水中モーター	16,800
港町雨水	港町16番26号	11.3	500 500 700	2 2 1	水中モーター エンジン エンジン	10,320
沢津雨水	清水町12番13号	84.4	800 1,000	1 3	モーター エンジン	31,800
菊本雨水	菊本町二丁目15番1号	66.2	600 1,000	1 3	モーター エンジン	29,760
垣生雨水	垣生三丁目5番6号	55.2	700 1,200	1 1	エンジン エンジン	15,996
江の口雨水	垣生三丁目2番7号	192.0	800 1,200	1 5	モーター エンジン	64,800
宇高第一雨水	宇高町四丁目13番22号	32.2	1,000	2	エンジン	15,900
東浜雨水	阿島一丁目12番23号	62.8	800	2	水中モーター	10,800
松神子雨水	長岩町4番27号	73.5	800 1,000	1 2	モーター エンジン	23,400
中央雨水	西原町二丁目7番66号	73.6	800 1,200	1 3	モーター エンジン	35,100

新居浜市土地開発公社
新居浜港務局
(株)マイントピア別子
(有)別子木材センター
(福)新居浜市社会福祉協議会
(公社)新居浜市シルバー人材センター
(公財)えひめ東予産業創造センター
(公財)新居浜市文化体育振興事業団



新居浜市土地開発公社

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立した。

事務所 一宮町一丁目5番1号
新居浜市庁舎内 ☎65-1266

設立年月日 昭和48年3月8日

役員 理事 11人 監事 2人

機構
事務局 — 総務課 2 (3)
 — 用地課 (12)
 — 事業課 (4)
 局長 1

会計年度任用職員含む。()兼任
(5.4.1現在)

資産・負債及び資本（5.3.31現在）

固定資産	出資金（新居浜市）	10,000,000円
流動資産	代行用地	352,947,529円
	現金及び預金	50,037,670円
資産合計		412,985,199円
負債	借入金	323,502,614円
	未払金	29,444,915円
資本	資本金	10,000,000円
	準備金	50,037,670円
負債・資本合計		412,985,199円

新居浜港務局

新居浜港は、江戸時代の別子銅山の開坑以来産銅の積み出し、諸物資搬入の拠点として発展した。

明治以降欧米の新技术の導入により、産銅量が飛躍的に増大するとともに機械・肥料工業等の関連産業が成長し、阪神地方との船舶の往来が頻繁になった。港湾施設も漸次整備されたが、入港船舶の増加及び大型化に対処するため昭和8年から住友別子鉱山株式会社により、大規模な築港がなされた。これにより広大な工業用地、防波堤、航路、泊地等が建設され、現在の臨海部コンテナの基礎が形づくられた。

昭和17年からの第2次築港計画は、戦争の激化のため中断されたが、戦後は、石油化学コンビナートが形成され工業港として成長していった。

昭和26年には重要港湾に指定され、昭和28年には新居浜市を設立母体として港湾管理者・新居浜港務局が設立された。昭和39年に東予地区が新産業都市に指定されたため、多喜浜地区の塩田跡地と公有水面埋立てにより、約200haの工業用地造成が計画された。

これに伴い、昭和41年に新居浜港港湾計画を策定、その後、昭和47年に垣生工業団地造成を計画するとともに、昭和56年に港湾計画を改訂し、東港地区のフェリー岸壁とそれに伴う関連施設が昭和63年3月末に完成、同年4月から阪神間に定期航路が開設された。さらに、平成11年3月には、垣生第3、4岸壁が完成し、新居浜港に対する要請に応じてきた。また、海洋レクリエーション需要の増大に対応するため新居浜マリーナを建設、平成8年4月からハーバー施設などの供用を開始し、平成17年3月末でマリーナの全ての整備を完了した。

現在は、平成11年に改訂された港湾計画に基づき整備を行っており、平成19年には地域の環境保全のための廃棄物処分場の整備を完了した。また、平成25年11月には、大規模地震時に防災機能を構築するための耐震強化岸壁の全面供用を開始した。

事務所 繁本町3番5号

☎65-1350

設立年月日 昭和28年12月1日

1 港湾管理体制

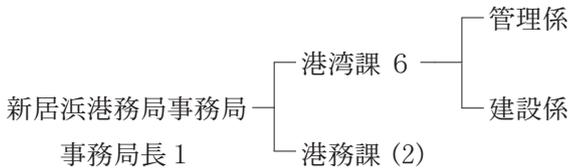
新居浜港は、主として民間企業の手によって開発されたため、昭和28年まで港湾管理者は設立されていなかったが、市と住友金属鉱山株式会社との交渉の結果、昭和28年に港湾管理者として新居浜港務局が設立され現在に至っている。

港務局委員会は委員7人で構成されているとともに、港務局には監事3人をおくこととされている。

委員のうち、2人は新居浜市から、1人は学識経験者から、2人は従前の維持管理者の推薦する者の中から、残りの2人は最大の荷主が推薦する者の中から、また監事1人は市から、1人は愛媛県から、他の1人は従前の維持管理者の推薦する者の中からそれぞれ市長が市議会の同意を得て任命する。

なお、委員会の委員長は、委員の互選で定める。

2 機 構



3 港湾区域

(昭和44年10月1日 新居浜港務局告示第7号)

御代島三角点(北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒)から0度に引いた線、大島虎崎から270度3,000mの地点まで引いた線、同地点から254度に引いた線、大島中山崎から196度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川河川水面。

ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された大島漁港、垣生漁港及び沢津漁港の区域を除く。

4 港湾計画の概要

港湾の開発、利用及び保全に関する中長期的なマスタープランである新居浜港の港湾計画は、昭和41年に策定し、その後、昭和56年には東港地区における内貿用ふ頭やマリーナ施設の整備を主な内容として改訂を行った。

しかしながら、近年の経済のグローバル化の進展は、外貿物流需要の増大や船舶の大型化・コンテナ化をはじめとした輸送革新をもたらしたことから、新居浜港においても、これらに対応した物流機能のより一層の強化・充実を図ることとあわせて、地域の環境保全のための廃棄物受入空間の確保や大規模

地震時の防災機能構築等を基本方針として、平成11年8月に改訂した。

【新たな施設計画の概要】

・本港地区

岸 壁	水深12m 1バース(延長240m)
泊 地	水深12m 面積10.3ha
防 波 堤	延長300m
ふ 頭 用 地	6.0ha
港湾関連用地	3.4ha
交通機能用地	1.2ha
廃棄物処理用地	5.3ha

・東港地区

岸 壁(耐震)	水深7.5m 1バース(延長130m)
岸 壁	水深5.5m 1バース(延長100m)
泊 地	水深7.5m~5.5m 面積10.4ha
ふ 頭 用 地	2.7ha

5 新居浜マリーナ(マリンパーク新居浜)

近年の海洋レクリエーション需要に対応するとともに、港湾区域内に点在するプレジャーボートを収容する施設として、新居浜マリーナが平成8年4月から供用開始した。

現在、港湾のアメニティー向上を図り、市民と港湾のふれあいの場として広く地域の人々に親しまれるよう、マリーナ背後においてキャンプ場、ふれあい広場等の緑地を提供している。

【マリーナの施設概要】

物 揚 場	水深2~3m 延長250m
浮 棧 橋	3基
船 揚 場	延長55m
防 波 堤	延長550m
クラブハウス	1棟
修 理 棟	1棟
艇 庫	1棟
マリーナクレーン	1基(25t/4.8t 2way)

【緑地の施設概要】

人 口 海 浜	延長300m	親水護岸	4,591m ²
キャンプ場	12,309m ²	駐 車 場	5,113m ²
ふれあい広場	3,944m ²	駐 輪 場	513m ²
イベント広場	4,216m ²	休息緑地	8,393m ²
多目的広場	24,918m ²		

・マリーナ使用料

1 保管料

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

区分	ヨット又はモーターボート						ディングーヨット					
	浮棧橋 A、B			陸置施設			陸置施設			艇庫施設		
	年額	月額	日額	年額	月額	日額	年額	月額	日額	年額	月額	日額
14 以下							27,230	2,710	210	40,850	4,080	320
15 "	144,500	14,450	1,370	125,600	12,560	1,200	31,420	3,130	250	47,130	4,700	380
16 "	154,200	15,420	1,480	134,000	13,400	1,280	35,610	3,550	280	53,420	5,330	430
17 "	163,700	16,370	1,570	142,300	14,230	1,370	39,800	3,970	310	59,700	5,960	480
18 "	173,400	17,340	1,680	150,800	15,080	1,450	44,000	4,400	350	66,000	6,600	530
19 "	183,000	18,300	1,770	159,100	15,910	1,540	48,180	4,810	380	72,280	7,220	590
20 "	192,700	19,270	1,880	167,500	16,750	1,620	52,370	5,230	420	78,560	7,850	640
21 "	202,300	20,230	1,970	176,000	17,600	1,710						
22 "	211,900	21,190	2,060	184,300	18,430	1,800						
23 "	221,600	22,160	2,160	192,700	19,270	1,890						
24 "	235,700	23,570	2,270	205,000	20,500	1,970						
25 "	250,600	25,060	2,460	217,800	21,780	2,130						
26 "	265,800	26,580	2,560	231,200	23,120	2,240						
27 "	281,600	28,160	2,660	244,800	24,480	2,320						
28 "	297,700	29,770	2,860	258,900	25,890	2,480						
29 "	314,600	31,460	2,970	273,600	27,360	2,580						
30 "	332,100	33,210	3,060	288,700	28,870	2,660						
31 "	350,000	35,000	3,250	304,200	30,420	2,830						
32 "	368,300	36,830	3,360	320,400	32,040	2,910						
33 "	387,400	38,740	3,460	337,000	33,700	3,010						
34 "	407,500	40,750	3,660	354,300	35,430	3,170						
35 "	427,800	42,780	3,750	372,100	37,210	3,250						
36 "	448,700	44,870	3,860	390,200	39,020	3,360						
37 "	470,500	47,050	4,060	409,200	40,920	3,520						
38 "	493,100	49,310	4,150	428,600	42,860	3,600						
39 "	516,300	51,630	4,240	448,900	44,890	3,680						
40 "	534,200	53,420	4,450	471,300	47,130	3,870						
41 "	554,100	55,410	4,550	481,800	48,180	3,950						
42 "	566,100	56,610	4,640	492,300	49,230	4,040						
43 "	590,300	59,030	4,840	513,200	51,320	4,210						
44 "	602,300	60,230	4,950	523,700	52,370	4,290						
45 "	614,300	61,430	5,040	534,200	53,420	4,370						
46 "	638,500	63,850	5,240	555,100	55,510	4,560						
47 "	650,500	65,050	5,330	565,600	56,560	4,640						
48 "	662,500	66,250	5,430	576,100	57,610	4,720						
49 "	686,600	68,660	5,640	597,000	59,700	4,890						
50 "	698,700	69,870	5,730	607,500	60,750	4,990						
50フィートを超える場合	698,700円に50フィートを超える1フィートまでごとに24,100円を加算した額	69,870円に50フィートを超える1フィートまでごとに2,410円を加算した額	5,730円に50フィートを超える1フィートまでごとに200円を加算した額	607,500円に50フィートを超える1フィートまでごとに20,800円を加算した額	60,750円に50フィートを超える1フィートまでごとに2,080円を加算した額	4,990円に50フィートを超える1フィートまでごとに170円を加算した額						

モーターボート			
浮棧橋 D		物揚場	
年額	月額	年額	月額
78,420	6,920	57,030	5,090

- 備考 ① 艇長は、船舶検査証書に記載されている艇長とする。ただし、改造等がある場合は、別に定める。
- ② 使用料に定めのない種類の舟艇の使用料は、別に定める。
- ③ ディンギーヨットの場合で学校又は当該学校の児童、生徒等が使用するとき、陸置施設使用料は50%の額とする。
- ④ 浮棧橋D及び物揚場を使用するモーターボートの艇長は、23フィート以下とする。

2 研修宿泊関係

(1) 研修室

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料				
使 用 時 間	会 議 室	中 研 修 室	大 研 修 室 (洋 室)	大 研 修 室 (和 室)
9時から17時まで (1時間につき)	670	760	1,680	760
17時から22時まで (1時間につき)	850	940	2,080	940

注：大研修室(洋室・和室)の半室を使用する場合の使用料は50%の額とする。

(2) 宿泊室

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料				
使 用 時 間	小 部 屋		大 部 屋	
	中 学 生 以 下	高 校 生 以 上	中 学 生 以 下	高 校 生 以 上
16時から翌日9時まで	2,110	2,820	1,540	2,110

(3) キャンプ場施設

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料		
野 外 炉 及 び テ ー ブ ル	1 基 1 回 (4時間以内)	500
	延長 1 時間につき	100
テ ン ト ベ ー ス	1 張 1 回 (24時間以内)	600

注：野外炉及びテーブルの使用時間は、午前8時から午後9時までとする。

(4) 多目的広場施設

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料		
全 面 使 用 の 場 合	昼間 1 時間につき	400
	夜間 (照明施設使用) 1 時間につき	2,030
片 面 使 用 の 場 合	昼間 1 時間につき	200
	夜間 (照明施設使用) 1 時間につき	1,010

(5) イベント広場施設

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料		
電 気 及 び 水 道 を 使 用 す る 場 合	電 気 代 1 キロワットにつき	30
	水 道 代 1 立 方 メ ー ト ル に つ き	200

6 港湾施設 (5.3.31 現在)

(1) 航路 (単位：m)

名称	延長	幅員	水深
第一航路	3,907	180~310	10.0~
第二航路	520	85	4.0
黒島航路	691	50	4.5
多喜浜航路	550	150	7.5
計	5,668	—	—

(2) 泊地及び船だまり (単位：㎡)

水深4.5m未満	126,348
水深4.5m以上7.5m未満	79,500
水深7.5m以上9.0m未満	309,100
水深9.0m以上	355,900
合計	870,848

(3) 外郭施設 (単位：m)

管理者名	種類							計
		防波堤	導流堤	防潮堤及び堤防	護岸	廃棄物埋立護岸	その他 (突堤・防砂堤)	
公 共		1,482	20	179	12,373	790	648	15,492
民間その他		—	—	2,100	11,831	—	759	14,690
計		1,482	20	2,279	24,204	790	1,407	30,182

(4) 公共けい留施設

岸 壁				物 揚 場		浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深2.0m以下	水深2.1m以上 4.5m未満	水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延長	バース数	延長	延長	延長	バース数	延長
8	670m	3	453m	564m	931m	—	—

(5) 専用大型けい留施設

岸 壁						ドルフィン				浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深9.0m以上		水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長
4	257m	1	80m	4	533m	11	404m	1	55m	2	88m

(6) 船舶給水施設 (公共)

名 称	供給能力	供給を受ける 船舶のけい留場所	料 金
船舶自動給水施設	12 t/時間	西 原 岸 壁	1 m ³ ごとに200円
給 水 栓	60 t/時間	多 喜 浜 第 2 岸 壁	”
”	100 t/時間	垣 生 第 1 岸 壁	”
”	100 t/時間	垣 生 第 2 岸 壁	”
”	100 t/時間	垣 生 第 3 岸 壁	”
” (2 施設)	60 t/時間	黒 島 第 1 岸 壁	”
”	60 t/時間	黒 島 第 2 岸 壁	”

7 入港船舶

(1) 年別入港船舶

年	外航		内航		計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
30	263	2,544,675	11,796	7,688,075	12,059	10,232,750
令和元	252	2,829,907	11,774	7,528,475	12,026	10,358,382
2	251	2,506,358	11,686	7,144,597	11,937	9,650,955
3	253	2,797,696	11,848	6,923,715	12,101	9,721,411
4	262	2,920,289	11,567	6,868,223	11,829	9,788,512

(2) 階級別入港船舶

(令和4年)

階級	種別	外航		内航		計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
5GT以上	500GT未満			10,439	2,677,677	10,439	2,677,677
500GT以上	1,000GT未満	10	8,870	628	462,526	638	471,396
1,000GT以上	3,000GT未満	142	300,878	313	772,656	455	1,073,534
3,000GT以上	6,000GT未満						
6,000GT以上	10,000GT未満	41	347,639			41	347,639
10,000GT以上	30,000GT未満	27	489,735	187	2,955,364	214	3,445,099
30,000GT以上		42	1,773,167			42	1,773,167
	計	262	2,920,289	11,567	6,868,223	11,829	9,788,512

8 海上出入貨物

(1) 年別取扱貨物

(単位: t)

年	外 貿			内 貿			合 計
	輸 出	輸 入	計	移 出	移 入	計	
30	133,437	2,560,649	2,694,086	3,738,530	2,284,811	6,023,341	8,717,427
令和元	93,046	2,615,766	2,708,812	3,601,173	2,172,402	5,773,575	8,482,387
2	143,706	2,515,062	2,658,768	3,371,498	1,781,454	5,152,952	7,811,720
3	113,617	2,619,141	2,732,758	3,585,619	1,911,156	5,496,775	8,229,533
4	127,306	2,683,990	2,811,296	3,179,361	2,021,607	5,200,968	8,012,264

(フェリー貨物除く)

(2) 品種別取扱貨物量

(令和4年・単位:t)

	合計	公 共					専 用				
		計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入
合 計	8,495,804	2,390,960	0	0	979,831	1,411,129	6,104,844	127,306	2,683,990	2,526,420	767,128
農 水 産 品	麦 米 とうもろこし 豆 類 その他雑穀 野菜・果物 綿 花 その他農産品 羊毛 その他畜産品 水産品	40	40			40					
林 産 品	原木 製材 樹脂類 木材チップ その他林産品 薪 炭	599	599			599					
鉱 産 品	石 炭 鉱 産 品 金 属 鉱 砂 利 ・ 砂 石 材 原 油 りん 鉱 石 石 灰 原 塩 非 金 属 鉱 物	3,440,442 141,869 49,210 154,734 400	49,210		14,900	34,310	3,440,442 141,869 154,734 400		1,848,161 105,855 144,034	1,591,031 21,742	1,250 14,272 10,700 400
金 属 機 械 工 業 品	鉄 鋼 鋼 材 非 鉄 金 属 金 属 製 品 鉄 道 車 両 完 成 自 動 車 その他輸送用車両 二 輪 自 動 車 自 動 車 部 品 その他輸送機械 産 業 機 械 電 気 機 械 測量・光学・医療用機械 事 務 用 機 器 その他機械	23,282 207,134 1,067,650 3,120	23,282 1,067,650 3,120		13 134,530 2,980	23,269 933,120 140	207,134 1,067,650 3,120	79,558		121,532	6,044

(令和4年・単位:t)

	合計	公 共					専 用					
		計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入	
化学工業品	陶磁器 セメント ガラス類 窯業品	410	410			410						
	重油	58,445					58,445					58,445
	揮発油											
	その他石油	2,810					2,810					2,810
	LNG(液化天然)											
	LPG(液化石油)	41,775					41,775					41,775
	その他石油製品	1,530					1,530					1,530
	コークス	59,592					59,592					59,592
	石炭製品											
	化学薬品	1,543,904					1,543,904	47,748	566,140	364,383		565,633
化学肥料	76,644	41,325			41,325	35,319		19,800	10,842		4,677	
染料・塗料・合成樹脂・ その他化学工業品	53,051	29,021			17,726	11,295	24,030				24,030	
軽工業品	紙・パルプ	71,427	71,427			42,196	29,231					
	糸及び紡績半製品											
	その他繊維工業品											
	砂糖											
	製造食品	1,062	1,062			1,062						
	飲料	13,369	13,369			2,628	10,741					
雑工業品	水	399,544	6,684			6,684	392,860					392,860
	たばこ											
	その他食料工業品											
	が ん 具 衣服・身廻品・はきもの 文房具・運動娯楽用品 家具装備品 その他日用品 ゴム製品 木製品 その他製造工業品											
特殊品	金属くず	17,647	17,647			17,647						
	再利用資源											
	動植物性製造飼肥料											
	廃棄物											
	廃土砂											
輸送用容器												
取合せ品	582,574	582,574			370,241	212,333						
分類不能のもの												
フェリー	483,540	483,540			326,890	156,650						

9 船舶乗降人員

(単位：人)

年	区分	乗 込	上 陸	計
30		69,617	68,296	137,913
令和元		67,891	68,317	136,208
2		64,920	65,524	130,444
3		60,780	62,226	123,006
4		64,048	64,574	128,622

10 使用料・占用料及び土砂採取料

(1) 港湾施設使用料

施設名	種 別	使 用 区 分	料 金		
係船岸壁 物揚場 棧橋	港 銭	旅客(13歳以上のもの) 1人1回につき	2.1円		
		旅客(6歳以上13歳未満のもの) 1人1回につき	1円		
	係 船 料	船舶総トン数1トンにつき、係留24時間までごとに 不定期旅客船		2.1円	
				2,200円	
			1 貨物1トンにつき	8.8円	(8)
			2 農水産品	8.8円	(8)
			3 林産品	16.5円	(15)
			4 鉱産品	11円	(10)
			5 金属機械工業品	11円	(10)
			6 化学工業品	11円	(10)
			7 軽工業品	11円	(10)
			8 雑工業品	11円	(10)
	貨物通過料	8 その他製造工業品	11円	(10)	
			9 特殊品	8.8円	(8)
			10 分類不能のもの	8.8円	(8)
2 フェリー貨物である車両1台につき					
大型車 長さ 8m以上			82.5円	(75)	
中型車 長さ 5m以上8m未満	55円	(50)			
小型車 長さ 5m未満	44円	(40)			
二輪車	11円	(10)			
自転車	5.5円	(5)			
可 動 橋	車両可動橋使用料	係留1回総トン数1トンにつき	1.5円	(1.4)	
	旅客可動橋使用料	使用1回につき	770円	(700)	
荷さばき地 及び野積場	一 時 使 用 料	舗 装 1日1平方メートル	3.7円		
		未舗装 1日1平方メートル	2.7円		
荷 役 機 械	荷役機械使用料	30分までごとに	11,790円		
船員待合所	一 般 広 告 料	広告用として指定の場所に提出、1平方メートルまでごとに 1月につき	220円		
特定使用料	構 造 物 設 置	年1平方メートルごとに	792円		
給 水 施 設	水 道 料	1立方メートルごとに	200円	(186)	
	大 口 水 道 料	(基本料金) 1月につき300立方メートルまで	53,429円	(48,572)	
		(従量料金) 300立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき	178円	(162)	
第 一 上 屋	一 般 使 用	1日1平方メートルまでごとに	7.6円		
		許可の日から起算して15日まで 許可の日から起算して15日を超えるもの	13.1円		
	専 用 使 用	1月1平方メートルまでごとに	550円		
旅 客 上 屋	専 用 使 用	1月1平方メートルまでごとに	1,430円		

注：この表の金額の欄の()書の規定は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供する船舶に係る使用料について適用する。

(2) 駐車場使用料及び実績

区 分				使用料 (円)	令和4年度実績	
					台数(台)	金額(円)
定期駐車 以外の駐車	渡海船専用 駐車場	1回		1台につき 220	3,681	809,820
			天候その他やむを得ない理由 により供用時間以外に駐車す るとき。	1,100	10	11,000
	中 須 賀 駐 車 場	1回	基本料金(3時間以内)	55	991	130,420
			超過料金(3時間を超え1時 間ごと)	21		
定期駐車	中 須 賀 駐 車 場	1月	普通自動車、小型自動車及び 軽自動車(積載を含め長さ5 メートル以下のもの)	2,200	560	1,232,000
			大型自動車	4,400	0	0

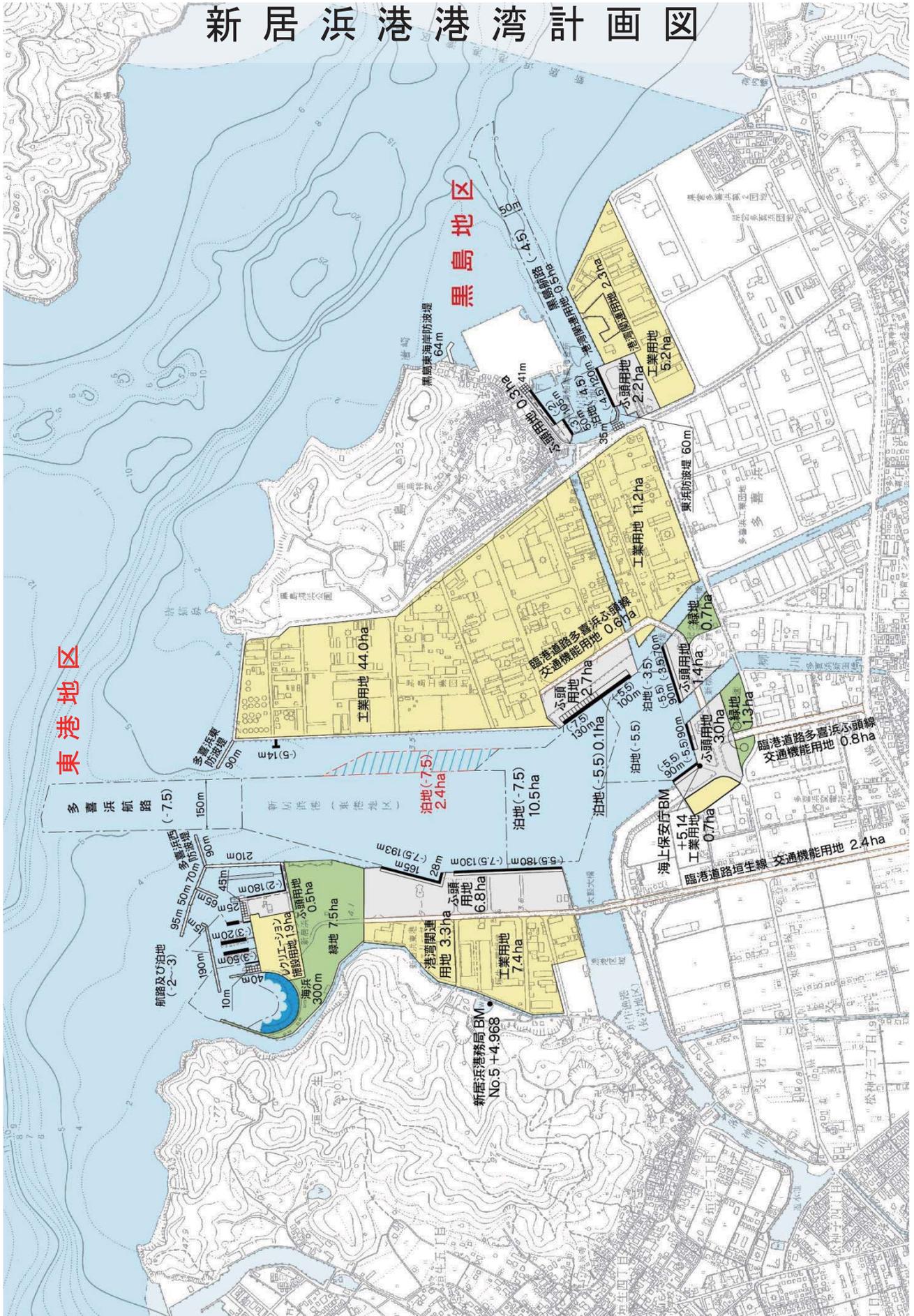
(3) 占用の使用料

工作物等の種類	使用量の単位	使用料の 単価(円)	
電柱類の設置 (支線及び支柱を含む)	1月1本につき	75	
送電塔	年1㎡までごとに	660	
管線類 の 埋架設	1月1mまでごとに	内径が30cm までのもの	20
		内径が30cmを 超えるもの	30
看板	1月表示面積1㎡ までごとに	550	
自動販売機の設置	1月1件につき	1,100	
その他の工作物の設置	1月1㎡までごとに	121	

(4) 土砂採取料

区 分	単 位	金 額(円)
土 砂	1 m ³ につき	33
砂 利	1 m ³ につき	44
栗 石	1 m ³ につき	44

新居浜港港湾計画図



(株) マイントピア別子

創立年月日 平成元年3月29日
 所在地 新居浜市立川町707番地の3
 ☎43-1801
 資本金 2億4,000万円
 株主 新居浜市
 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 新居浜商工会議所
 株式会社伊予銀行
 株式会社伊予鉄グループ
 株式会社愛媛銀行
 四国旅客鉄道株式会社
 住友金属鉱山株式会社
 株式会社JT B
 住友林業株式会社
 住友商事株式会社
 瀬戸内運輸株式会社
 東予信用金庫
 住友化学株式会社
 一般社団法人新居浜市観光物産協会
 住友重機械工業株式会社
 住友共同電力株式会社
 三井住友建設株式会社
 株式会社三井住友銀行
 三井住友海上火災保険株式会社
 住友生命保険相互会社
 日本電気株式会社

3 施設利用状況 (単位：人)

施設名	年度	令和2	3	4
別子温泉～天空の湯～		130,720	131,478	184,895
あかがねキッズパーク		20,596	24,409	40,991
鉱山観光 (鉱山鉄道・観光坑道)		36,649	36,457	54,449
砂金採り体験パーク		13,429	16,756	23,490
その他		101,883	77,548	72,682
合計		303,277	286,648	376,507

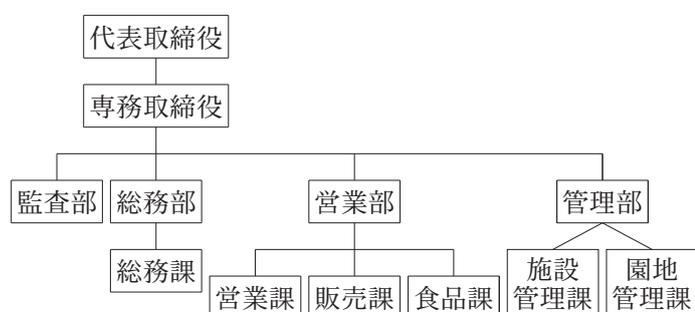
マイントピア別子（端出場ゾーン） 鉱山の遊学ランドと温泉の遊湯ランド

新居浜市は、四国屈指の工業都市でもありマイントピア別子は地域の産業構造変革の願いをこめるとともに、観光拠点として既存の“資源”との相乗効果を追求し、別子の歴史をふりかえることで郷土への愛を育て、また、いわばカルチャーショックを与えることで地域のイメージチェンジの契機ともしたいというのが新居浜市の願いでもあり、平成3年6月5日ここに堂々オープンし、銅の産出量世界一を誇った別子銅山が、いま深い眠りからめざめ、美しい自然をステージにした銅山の歴史とロマンの旅へみんなを誘っております。

平成28年4月15日には、端出場温泉保養センターを全面改修した、観光交流施設「別子温泉～天空の湯」「あかがねキッズパーク」がオープンしました。

令和3年3月1日には、テナント方式により、2Fレストランもりの風がリニューアルオープンしました。

1 機構



2 事業目的

鉱山観光施設(鉱山鉄道、観光坑道)、砂金採りパーク、カフェ、売店等の経営、国内旅行業、陸上運送業、レストランの賃貸、その他関連する事業

(1) 端出場大橋

主塔の高さが50mもある斜張橋は、マイントピア別子との世界を結ぶ夢のかけ橋です。

(2) 端出場記念館

赤煉瓦造りのレトロ調の建物は、5千㎡近いビッグスケール。緑色の屋根は、銅のふるさと新居浜にふさわしい銅板ぶきです。

ア 1Fお土産・売店 “エルドラド”

別子銅山ならではの銅製品、世界の鉱石をはじめ山海の味、新居浜銘菓など、お土産商品が勢揃い。

イ 1F Cafe` Hadeba

令和3年3月にカフェがグランドオープンしました。

ウ 3F “あかがねの間”

160席の大座敷でゆっくり喰い道楽してください。

エ 4 F 新居浜市観光交流施設

別子温泉～天空の湯～

平成28年4月オープン of 天然の別子鉱泉を利用した温浴施設です。露天風呂(酸素泉・炭酸泉)、リラクゼーションバス、ジェットバス、遠赤外線サウナのほか、岩盤浴(ロウリュウ方式、岩塩方式)を楽しむことができます。

* 営業時間 / 10:00～22:00

* 入 泉 料 / 消費税込み

令和5年4月1日現在 (単位: 円)

区 分	大 人 (高校生以上)	小 人 (中・小学生)	幼 児 (3歳以上)
一 般	600	300	200
団 体 (20名以上)	400	200	160
65歳以上の高齢者又は障がい者	500	200	150

- ・ 岩盤浴は別料金(450円)となります。
- ・ 回数券(10枚つづり)もあります。

あかがねキッズパーク

平成28年4月にオープンした子ども用遊戯施設です。エリアごとに、お子様の年齢に応じた遊び場を配置しており、様々な遊具があります。屋内施設なので、雨の日でも楽しむことができます。

* 営業時間 / 10:00～18:00 (最終受付 16:00)

* 使 用 料 / 消費税込み (単位: 円)

区 分	子ども (6か月～小学生)	一 般 (中学生以上)	団 体 (20名以上)
最初の120分	500	300	300
延長60分ごと	200	—	150

- ・ お子さまのみの入場はできません。
- ・ 大人の延長料はかかりません。
- ・ 団体20名以上は、子どもの人数のみでのカウントになります。
- ・ 別子温泉～天空の湯～とあかがねキッズパークのセット券もあります。

(3) 鉱山鉄道

明治26年に開通した日本初の鉱山鉄道が復活。マッチ箱のような機関車に引かれて、別子銅山の歴史への旅が始まります。トンネルを抜け、鉄道を渡ると、不思議ワールドの観光坑道です。

(4) 観光坑道

楽しく体験しながら別子銅山の変遷を学べる、全長約333mの遊学パークです。人形やジオラマによる鉱山の歴史・体験ゾーンなどにより楽しみながら学習できます。

* 営業時間 / 春休～11月は 9:00～17:00

12月～春休は 10:00～17:00

(最終受付 終了の1時間前)

* 料 金 / 鉱山鉄道に乗って観光坑道の遊学

(単位: 円)(消費税込み)

区 分	大 人	中・高校生	幼 児 (3歳以上)
一 般	1,300	900	700
団 体	20名以上	1,040	720
	100名以上	910	630
	200名以上	780	540

(5) 旧端出場水力発電所

明治45年に断崖に建てられた、赤煉瓦造りの建物。愛媛を代表する近代西洋建築物です。令和5年3月28日より一般公開。

(6) 泉寿亭

住友グループの接待館「泉寿亭」の一部(特別室、控室、玄関)を移築、復元した、杉、ヒノキをふんだんに使用した重厚な造りの純和風建築物です。

(7) 砂金採り体験パーク

砂の中からパン(皿)で金を採ります。採った金はお持ち帰り自由。記念カードにもできます。

* 営業時間 / 9:30～16:00(春休～11月の限定。12月～春休は土・日曜・祭日のみ営業。ただし、10名以上の予約は営業します)(最終受付 15:30)

* 料金 / 体験時間は、30分です。

(単位: 円)(消費税込み)

区 分	中学生以上	3歳以上
一 般	650	550
団 体 (20名以上)	600	500

(8) あかがねの里

バーベキューコーナーが備えられており、市民や観光客の交流や憩いの場として利用できます。

(9) 花園

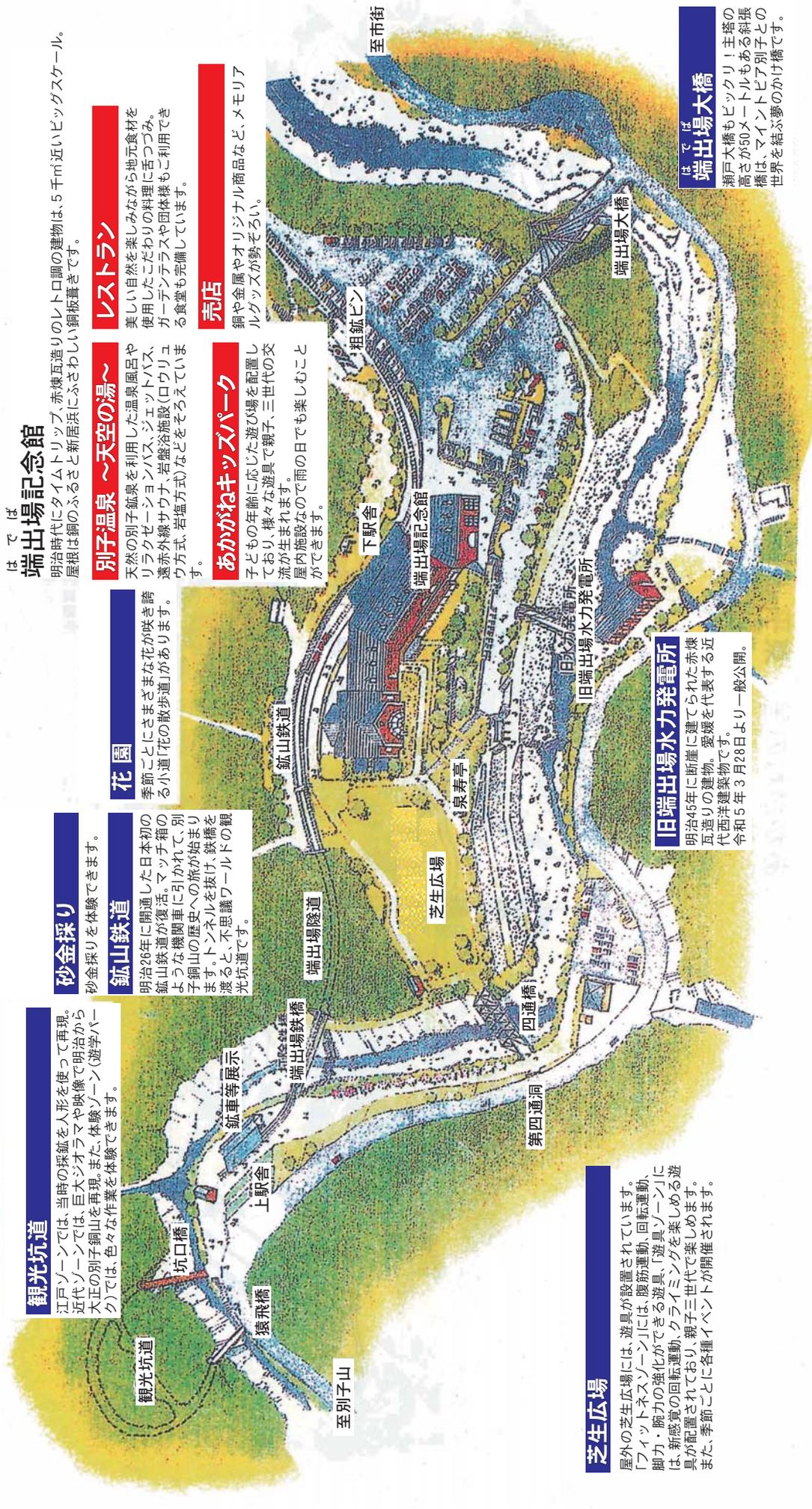
様々な花々が咲き誇る小道「花の散歩道」があり、5月「しゃく薬」30,000本、6月「アジサイ」1,000株、8月「鹿の子ユリ」5,500株、10月～2月「冬桜」200本、11月「紅葉」が楽しめる西日本屈指の花園です。

(10) 芝生広場

季節毎に各種イベントが開催されます。

また、子ども用の遊具や大人用の健康器具等が設置されています。

マイントピア別子端出場ゾーン



観光坑道
江戸ゾーンでは、当時の採鉱を人形を使って再現。近代ゾーンでは、巨大ジオラマや映像で明治から大正の別子銅山を再現。また、体験ゾーン(遊学パーク)では、色々な作業を体験できます。

砂金採り
砂金採りを体験できます。

釜山鉄道
明治26年に開通した日本初の釜山鉄道が復活。マッチ箱のような機関車に引かれて、別子銅山の歴史への旅が始まります。トンネルを抜け、鉄橋を渡ると、不思議ワールドの観光坑道です。

花園
季節ごとにさまざまな花が咲き誇る小道「花の散歩道」があります。

端出場記念館
明治時代にタイムトリップ。赤煉瓦造りのレトロ調の建物は、5km近いビッグスケール。屋根は銅のさざり居浜にふさわしい銅板葺きです。

別子温泉 ~ 天空の湯 ~ レストラン
天然の別子鉱泉を利用した温泉風呂やリラクゼーションバス、ジェットバス、露天サウナ、岩盤浴施設(ロウリュウ方式、岩塩方式)などをそろえています。

売店
銅や金属やオリジナル商品など、メモリアルグッズが勢ぞろい。

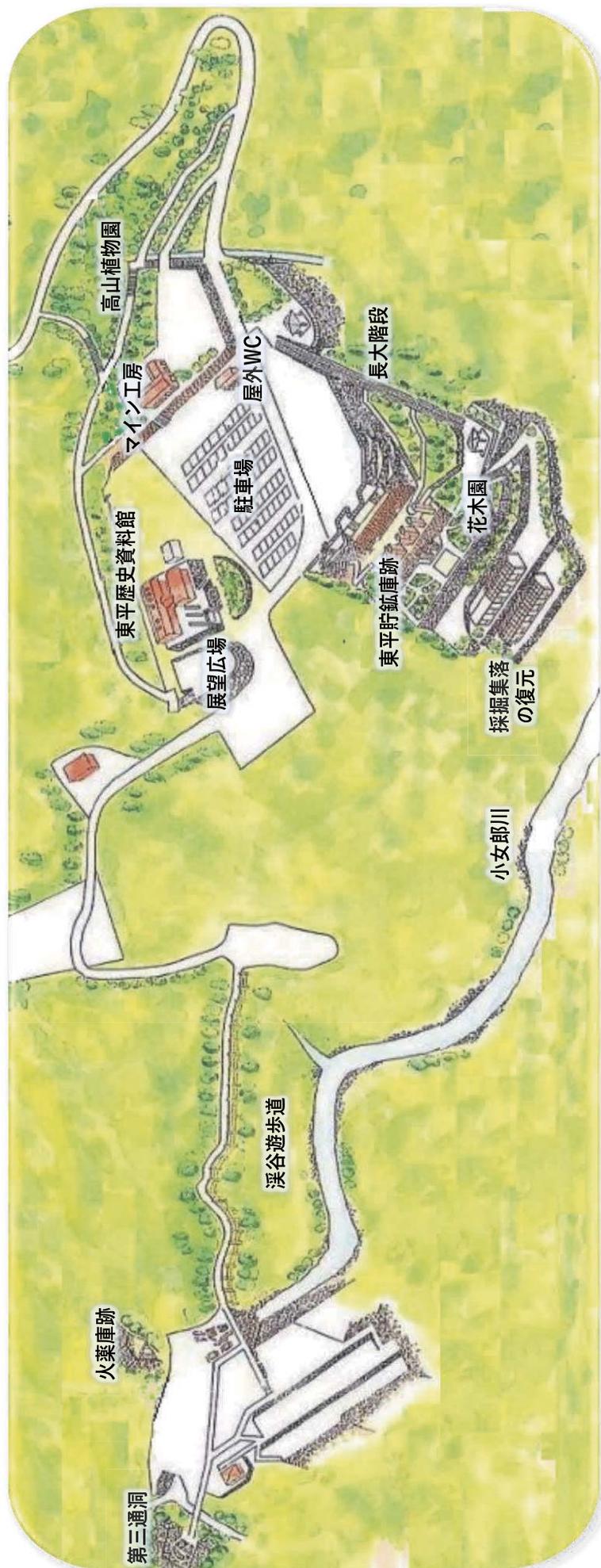
あかがねキッズパーク
子どもの年齢に応じた遊び場を配置しており、様々な遊具で親子、三世代の交わりができます。

芝生広場
屋外の芝生広場には、遊具が設置されています。「フィットネスゾーン」には、腹筋運動、回転運動、脚力・腕力の強化ができる遊具、「遊具ゾーン」には、新感覚の回転運動、クライミングを楽しめる遊具が配置されており、親子三世代で楽しめます。また、季節ごとに各種イベントが開催されます。

旧端出場水力発電所
明治45年に断崖に建てられた赤煉瓦造りの建物。愛媛を代表する近代西洋建築物です。
令和5年3月28日より一般公開。

端出場大橋
瀬戸大橋もビックリ! 主塔の高さが50メートルもある斜張橋は、マイントピア別子との世界を結ぶ夢のかけ橋です。

マイントピア別子東平ゾーン



(有) 別子木材センター

創立年月日 昭和61年1月
所在地 新居浜市別子山乙239番地1
資本金 3,550万円
株主 新居浜市 3,488口
その他 6人 62口

1 組織

代表取締役 1人 従業員 13人
取締役 4人
監査役 2人

2 事業目的

- ・集成材、巾はぎ板、原木、その他木材の加工及び販売
- ・農産物生産及び販売
- ・給水施設の清掃並びに維持管理業務
- ・公園、道路の管理及び整備事業
- ・上記に付帯する一切の業務

3 木材加工施設の概要

事業名 第三期山村振興農林漁業対策事業
事業年度 昭和60、61年度
事業費 1億6,000万円
施設規模 鉄骨造平家建スレート葺 1,041.25㎡
(工場2棟)

(福) 新居浜市社会福祉協議会

本市における社会福祉事業を促進し、地域に根差した福祉活動を展開することを目的に、昭和27年10月、新居浜市社会福祉協議会が設立され、さらに昭和44年3月、社会福祉法人の認可を受け、地域における民間福祉活動推進の中核的な組織として、国並びに地方自治体の福祉施策に合わせ、社会福祉活動の充実を図ってきた。

市内18の校区すべてに社協支部が結成されており、それぞれ地域の特性を生かしたきめの細かい福祉活動を展開している。

所在地 高木町2番60号(総合福祉センター内)
☎32-8129 FAX31-3531

組織 理事 14人 評議員 39人
監事 3人

1 地域福祉の推進

小地域福祉活動事業
企画・広報事業
共同募金運営事業
民生児童委員協議会連携推進事業
福祉施設協議会運営事業
地域福祉バス運行事業(別子校区を含む)
福祉用具貸与事業

日本赤十字社愛媛県支部新居浜市地区運営事業
会員制度啓発推進事業
まごころ銀行の運営
総合福祉センター(本館、別子山分館)管理運営事業
地域包括支援センター協力機関業務
(金子・金栄・別子校区)
生き生きデイサービス事業(別子校区)

2 児童福祉の推進

児童館運営事業
児童健全育成事業

3 障がい者福祉の推進

障がい者福祉センター運営事業
障がい者サロン等事業
障がい者在宅福祉対策事業
地域活動支援センターⅢ型事業(いぶき)
生活介護事業
児童発達支援事業所はげみ園
障がい者居宅介護等事業
障がい者等移動支援事業
相談支援事業

4 高齢者福祉の推進

独居高齢者見守り推進事業
 高齢者福祉センター運営事業
 居宅介護支援事業
 訪問介護事業
 認知症対応型通所介護事業
 訪問介護事業所職員連絡会運営事業

5 権利擁護の推進

くらしの総合相談・支援事業
 生活福祉資金貸付事業
 福祉サービス利用援助事業
 法人後見事業
 生活困窮者自立支援事業
 緊急食料支援事業
 新居浜を明るくする運動推進事業

6 ボランティア活動の推進

福祉ボランティア推進事業
 福祉教育、生涯福祉学習
 災害ボランティアセンター設置運営事業

7 社会福祉協議会の運営の強化

理事会、評議員会の運営
 財務運営、管理
 人事管理・人財育成
 労務管理
 社協発展・強化、その他計画の策定と進行管理
 広報活動・広報戦略

(公社) 新居浜市シルバー人材センター

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実を求め、又は社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大及び福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、昭和59年9月1日社団法人として設立した。

従来以上に、地域社会からの幅広い理解と協力が期待できる新たな組織として、平成23年5月2日、公益社団法人へ移行した。

所在地 滝の宮町2番1号

☎ 33-2400

組織 理事 12人 監事 2人

主な事業

- ・高齢者に対する雇用によらない就業機会の確保及び提供事業
- ・雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業
- ・高齢者に対し就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業
- ・高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業
- ・高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

事業状況

区分 \ 年度	平成30	令和元	2	3	4
会 員 数 (人)	797	766	707	669	623
受 注 件 数 (件)	8,569	8,556	8,077	7,576	7,152
うち官公需 (件)	358	312	374	354	348
事 業 実 績 (千円)	510,382	502,195	467,527	452,240	442,783
うち官公需 (千円)	79,764	81,641	85,595	87,303	83,204
就業延人員 (人)	95,720	89,936	83,948	78,941	73,724

(公財) えひめ東予産業創造センター

平成2年「愛媛テクノポリス計画」に基づき、愛媛県東予地域におけるベンチャー・中小企業の総合支援窓口として設立されました。地域企業の身近な総合支援窓口として「ものづくりサポート」「ひとづくりサポート」「ネットワークづくりサポート」を軸に各種事業を展開しております。

1 施設の概要

所在地	大生院 2151番地の10 ☎ 66-1111
敷地面積	5,539.07㎡
構造	鉄筋コンクリート造3階建
建物面積	2,559.75㎡
室構成	テクノホール、情報提供コーナー、エントランスホール、会議室、一般研修室、ミーティングルーム、技術開発室、休憩室
建設事業費	8億円
完成	平成3年9月27日
組織	評議員会（評議員8名） 理事会（理事長：新居浜市長、専務理事1名、理事8名、監事2名） 顧問1名 職員6名 コーディネーター
入居企業	6社

2 令和4年度実施事業

- 1-1 大型展示会への県ブース出展支援事業
- 1-2 中小企業新事業展開支援事業
- 1-3 新居浜ものづくりブランド創出・支援等事業
- 1-4 西条市技術展示会出展支援事業
- 1-5 製造業イメージアップ事業
- 1-6 新居浜市創造型研究開発支援事業
- 2-1 経営者支援事業
- 2-2 研修事業
- 2-3 メンテナンス改革推進包括支援事業
- 2-4 中小企業「カイゼン」支援事業
- 2-5 プラントメンテナンス技術者・技能者育成事業
- 2-6 新居浜市IoT推進ラボ実施事業
- 2-7 地域DX推進活動支援事業
- 3-1 施設賃貸事業
- 4-1 広報事業
- 5-1 交流事業
- 6-1 高校生溶接技術競技会事業

(公財) 新居浜市文化体育振興事業団

新居浜市の文化及び体育施設の管理運営を行うとともに、文化及び体育に関する事業を行うことによって施設の利用促進及び効率的な管理運営を図り、もって文化及び体育の振興に寄与することを目的に、昭和61年8月1日に設立された。

平成18年4月からは、各施設の指定管理者となり、平成26年1月6日、公益財団法人に認可された。

所在地 繁本町8番65号

☎33-2180

組織 理事9人 監事2人 評議員9人

事業内容 1 文化体育施設の指定管理（平成18年4月1日より）

市民文化センター、市民体育館、山根総合体育館、多喜浜体育館、市営野球場、山根市民グラウンド、市民テニスコート、山根公園テニスコート、東雲市民プール、山根公園屋内プール、武徳殿、弓道場、重量拳練習場、東雲競技場、文化振興会館、市営サッカー場、新居浜市立女性総合センター、山根公園、新居浜公園

2 文化事業の企画及び実施に関すること

市民芸術公演、親子陶芸教室、親子星座教室、演劇観賞教室、美術実技講習会、親子ものづくり教室、あなたもピアニストオープンピアノDAY、市民茶会、親子科学実験教室

3 体育事業の企画及び実施に関すること

スポーツ大会（1種目）、スポーツ講習会（6種目）、バドミントン教室（親子）、水中ウォーキング教室、レススン200教室等22教室

4 女性センター事業の企画及び実施に関すること

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 再就職支援事業 | 9講座 |
| (2) 社会参加推進事業 | 1講座 |
| (3) 生活・教養事業 | 8講座 |
| (4) 子育て支援事業 | 3講座 |
| (5) 健康増進事業 | 8講座 |

新型コロナウイルス感染症対策



新型コロナウイルスワクチン集団接種

新型コロナウイルス感染症対策

庁内に、市長を本部長、副市長を副本部長とした、各部署局長等で構成する新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症対策について協議、市民への感染予防対策や各種経済対策を講じた。

- ・本部会開催回数 75回

1 感染症対策

(1) 感染予防周知啓発

市政だより、フリーペーパー、ホームページ、LINE等を通じて手洗いやマスクの着用、三密回避など、基本的な感染予防対策及びワクチン接種に関する周知啓発を実施。

(2) ワクチン接種

接種会場 個別接種 市内医療機関 41機関
 集団接種 リーガロイヤルホテル・
 旧上下水道局庁舎

接種実績		R5.3.31時点
接種回数	接種実績(人)	
初回接種	1回目	96,129
	2回目	95,536
追加接種	3回目	78,189
	4回目	53,196
	5回目	29,934

(3) 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

愛媛県の営業時間短縮等の要請に応じた酒類を提供する飲食店等に協力金を給付し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、事業継続を支援した。

- ・第1弾 要請期間：4月26日から5月19日までの間
- ・第2弾 要請期間：5月20日から5月31日までの間
- ・協力金支給件数 555件

(4) 「愛顔の安心飲食店認証制度」普及促進事業

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を目的として愛媛県が実施している「愛顔の安心飲食店認証制度」の普及促進を図るため説明会や相談会、認証店舗のPR活動を行った。

- ・76店舗が説明会及び相談会等に参加し、新たに52店舗が認証登録された。

2 緊急経済対策

(1) 新ビジネスチャレンジ支援事業(令和3年度)

コロナ禍に対応した新たなビジネスにチャレンジする市内中小事業者を対象に、新たな取組に係る経費(展示会出展、ホームページ制作、新商品開発、感染症対策などにかかる経費)に対する補助事業を実施。

- ・補助交付件数 10件

(2) 事業再構築促進支援事業(令和3年度)

アフターコロナの時代を見据えた中小企業等の新分野展開、業態転換等を促進するため、国の「中小企業等事業再構築補助金」を活用する事業者に対し、事業計画策定経費を対象とした補助事業を実施。

- ・補助金交付件数 7件

(3) 新居浜市グローバル展開支援事業(令和3年度)

コロナ禍において、販路の損失や蒸発した需要の回復を図るため、市内中小企業者が海外展開を目的として行う取組みに対する補助事業を実施。

- ・補助交付件数 1件

(4) 新居浜市地域商品券発行事業

(令和3年度・令和4年度)

市内の飲食店・小売店等で使用可能なプレミアム付き商品券を発行することにより、コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上の減少が著しい飲食店や小売店等の消費拡大、地域経済の回復を図った。令和3年度は額面13千円の商品券を10千円で販売するとともに、取扱登録店舗に対し、更なる感染症対策を講じるための費用として100千円を交付した。

令和4年度は額面10千円の商品券を5千円で販売。(感染症対策費はなし。)

(令和3年度)

- ・取扱店舗数 1,564 店舗
- ・商品券販売数 51,697 冊

(令和4年度)

- ・取扱店舗数 847 店舗
- ・商品券販売数 41,977 冊

(5) ビジネス出張等PCR検査補助事業

(令和2年度・令和3年度)

コロナ禍における市内企業の活動継続を支援するため、市内事業所の従業員等が感染拡大地域等へ出張した際、事業所が自主的に実施するPCR検査について、その費用の一部を市が負担する補助事業を実施。

- ・(令和2年度) 補助対象PCR検査数 13件
- ・(令和3年度) 補助対象PCR検査数 512件

(6) 県・市連携えひめ版事業者応援事業

(令和3年度)

時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が対前年比で30%以上減少した事業者を支援するため、愛媛県と連携し、法人には200千円、個人事業主には100千円のえひめ版応援金を支給した。なお、個人事業主の内、飲食店取引業者に対しては、市独自で100千円の上乗せ補助を行った。

- ・支給件数 1,008 件

(7) 県・市連携えひめ版事業者応援事業(第2弾)

(令和3年度)

時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が対前年比で30%以上減少した事業者を支援するため、愛媛県と連携し、法人には300千円、個人事業主には200千円のえひめ版応援金を支給した。

- ・支給件数 1,657 件

(8) 新居浜市緊急地域雇用維持助成金

(令和3年度・令和4年度)

本市の雇用の安定及び企業等の事業活動の継続を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に休業を余儀無くされた市内の中小企業者で、労働者の雇用の維持を図ろうとするものに対し、国の雇用調整助成金等の支給決定額に18分の1を乗じた額を助成した。

- ・(令和3年度) 交付件数 100 件
- ・(令和4年度) 交付件数 84 件

令和4年度 報告書・刊行物一覧

銅婚ロマンス

7th memorial 銅婚の里にはき



名 称	種 類	発 行 元	発行年月	内 容
-----	-----	-------	------	-----

企 画

新居浜市統計書 令和4年版	冊子	総合政策課	令和4.10	市勢全般に関する統計資料を収録
新居浜市総合運動公園 基本計画	冊子	スポーツ振興課	令和5.3	総合運動公園構想に基づく基本計画
新居浜市市民文化センター 基本構想	冊子	スポーツ振興課	令和5.3	文化センター再整備に関する基本構想

総 務

市 税 概 要	冊子	総 務 部	令和4.9	市税等の概要
新居浜市史調査報告書 金子家文書	冊子	市史編さん室	令和5.3	中世金子家文書の翻刻及び解説

福 祉

国民健康保険の概要 令和4年度版	冊子	国 保 課	令和4.9	令和3年度実績による国保の統計資料等
みんなの国民健康保険	パンフレット	”	令和4.7	被保険者向けのパンフレット

名 称	種 類	発 行 元	発行年月	内 容
-----	-----	-------	------	-----

市 民 環 境

新居浜市の消費者行政 (令和3年度)	冊子	男女参画・市民相談課 消費生活センター	令和4.8	新居浜市消費者行政の事業内容、 令和3年度の活動等
市民課・川東・上部・別子山 支所・事務のあらまし	冊子	市 民 課	令和4.8	市民課・川東・上部・別子山支所業務 の概要及び各種統計資料
にはまの環境報告書 (令和3年度)	冊子	カーボンニュー トラル推進室	令和4.12	令和3年度の環境施策の実施状況、環 境の状況を報告
令和4年度 新居浜市水防計画	冊子	危機管理課	令和4.5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の状況 ○ 水防活動 ○ 水防用資材 ○ 避難場所 ○ 避難指示等の判断基準 ○ 土砂災害(特別)警戒区域ほか

経 済

きらり新居浜	リーフ レット	観光物産課	令和4.10	新居浜市観光リーフレット (主要観光施設と太鼓祭り、物産等 の紹介)
新居浜太鼓祭り	〃	〃	令和5.3	新居浜太鼓祭りの紹介
きらり新居浜	〃	〃	令和5.3	新居浜市観光リーフレット (主要観光施設と太鼓祭り、物産等 の紹介) 繁体字版

教 育 委 員 会

新居浜市の教育	冊子	社会教育課	令和4.7	令和3年度事業報告及び令和4年度の 計画
第58号青少年 センターだより	冊子	青少年センター	令和4.7	青少年センターの概要と活動状況

名 称	種 類	発 行 元	発行年月	内 容
-----	-----	-------	------	-----

消 防

消 防 年 報	冊 子	消 防 本 部	令和 4. 7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防予算 ○ 火災・救急・救助に関する各統計 ○ 消防力及び消防団に関する統計 ○ 自主防災組織等に関する統計 ○ 関係機関消防力の状況
---------	-----	---------	---------	--

農 業 委 員 会

農 業 委 員 会 だ よ り	パンフ レット	農 業 委 員 会	令和 4. 12	農業委員会活動の広報
-----------------	------------	-----------	----------	------------

上 下 水 道

令和 3 年度上下水道事業年報	冊 子	企 画 経 営 課	令和 4. 9	令和 3 年度上水道・工業用水道・公共下水道事業実績
-----------------	-----	-----------	---------	----------------------------

港 務 局

新 居 浜 港 統 計 年 報	冊 子	新 居 浜 港 務 局	令和 4. 8	令和 3 年入港船舶、海上出入貨物の集計
潮 汐 表 (令 和 5 年)	冊 子	”	令和 4. 12	令和 5 年 1 月から 12 月までの高潮・低潮の時刻等

にいはま
市 政 概 要
令和 5 年度版

令和 5 年 8 月 発行

編 集 行 新 居 浜 市 議 会 事 務 局

新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号
TEL (0897) 65-1320 (直通)
FAX (0897) 65-1322
